

平成26年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

ファンディングエージェンシーの
知的財産戦略に関する
調査研究報告書

平成27年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

ファンディングエージェンシーの知的財産戦略 に関する調査研究

本調査研究の目的

本調査研究は、各国のファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略及びポリシーについて、ライフサイエンス分野及び医療機器分野における考え方についても含めて調査し、その考え方や背景についての比較検討を通じて、我が国における強力なイノベーションを創発させるためのファンディングエージェンシーの知的財産戦略について検討するとともに、法制度の整備の必要性や国際的な制度調和の議論における日本の立場を定めるのに資するための検討の基礎資料を作成することを目的としたものである

本調査研究の実施方法

(1)海外のファンディングエージェンシーの文献調査・現地訪問ヒアリング調査

- 米国、欧州(EU、ドイツ、フランス、英国、スイス)、シンガポールの7カ国・地域におけるファンディングエージェンシー、政府機関等13機関に対して、書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書及びインターネット情報等を利用した文献調査を行うと共に、これら機関の17部署等に対して現地訪問ヒアリング調査
- 調査項目: 公的研究資金の効果的活用のための知的財産戦略、ポリシー及びファンディングエージェンシーが果たす役割を明らかにするため、公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する調査対象国・地域における法律／指針、ファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略、ポリシー及びその運用について

(2)国内有識者ヒアリング調査

- 国内有識者(企業、大学教授、弁護士、弁理士等)9人に対してヒアリング
- 調査項目: 我が国の産業競争力向上のために公的資金を活用した研究開発、特にライフサイエンス分野及び医療機器分野の研究開発における知的財産の取扱いの在り方やファンディングエージェンシーが果たすべき役割に関わる項目について

ファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略の在り方

I . 序

1 . 本調査研究の目的

本調査研究は、各国のファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略及びポリシーについて、ライフサイエンス分野及び医療機器分野における考え方についても含めて調査し、その考え方や背景についての比較検討を通じて、我が国における強力なイノベーションを創発させるためのファンディングエージェンシーの知的財産戦略について検討するとともに、法制度の整備の必要性や国際的な制度調和の議論における日本の立場を定めるのに資するための検討の基礎資料を作成することを目的としたものである。

2 . 本調査研究の実施方法

本調査研究では、以下の方法により調査研究を実施した。

(1) 海外のファンディングエージェンシーの文献調査・現地訪問ヒアリング調査

本調査研究では、米国、欧州（EU、ドイツ、フランス、英国、スイス）、シンガポールの7カ国・地域におけるファンディングエージェンシー、政府機関等13機関に対して、書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書及びインターネット情報等を利用した文献調査を行うと共に、これら機関の17部署等に対して現地訪問ヒアリング調査をおこなった。具体的な調査対象は下表の通りである。

図表 調査対象ファンディングエージェンシー等

機関名	所在国
保健福祉省（Department of Health and Human Services (HHS)）国立衛生研究所（National Institutes of Health (NIH)）	米国
国防総省（Department of Defense (DOD)）国防高等研究計画局（Defense Advanced Research Projects Agency (DARPA)）	米国
エネルギー省（Department of Energy (DOE)）エネルギー高等研究計画局（Advanced Research Projects Agency-Energy (ARPA-E)）	米国
EU (European Union; 欧州連合) 欧州委員会（European Commission (EC)）	ベルギー
ドイツ研究振興協会（Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG) (German Research Foundation)）	ドイツ
VDI/VDE Innovation + Technik GmbH (VDI/VDE-IT)	ドイツ

機関名	所在国
フラウンホーファー研究機構 (Fraunhofer-Gesellschaft (FhG))	ドイツ
フランス国立研究機構 (Agence Nationale de la Recherche (ANR) (The French National Research Agency))	フランス
医学研究会議 (Medical Research Council (MRC))	英国
保健省 (Department of Health (DH)) 国営保健サービス (National Health Service (NHS)) 国立保健研究所 (National Institute for Health Research (NIHR))	英国
スイス連邦技術革新委員会 (Kommission für Technologie und Innovation (KTI) (Commission for Technology and Innovation (CTI))	スイス
科学技術研究庁 (Agency for Science, Technology and Research (A*STAR)) 技術開発社 (Exploit Technologies Pte Ltd (ETPL))	シンガポール
国家医療改革センター (National Health Innovation Centre (NHIC))	シンガポール

調査項目は、公的研究資金の効果的活用のための知的財産戦略、ポリシー及びファンディングエージェンシーが果たす役割を明らかにするため、公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する調査対象国・地域における法律／指針、ファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略、ポリシー及びその運用について、特にライフサイエンス分野及び医療機器分野を念頭において設定した。

(2) 国内有識者ヒアリング調査

国内有識者（企業、大学教授、弁護士、弁理士等）9人に対してヒアリングを行い、(1)の調査結果を踏まえた上で、我が国の産業競争力向上のために公的資金を活用した研究開発、特にライフサイエンス分野及び医療機器分野の研究開発における知的財産の取扱いの在り方やファンディングエージェンシーが果たすべき役割に関わる下記の項目について意見を聴取した。

図表 ヒアリング対象の国内有識者

氏名	所属・役職
秋元 浩	知的財産戦略ネットワーク(株) 代表取締役社長
堀越 康夫	知的財産戦略ネットワーク(株) 取締役 CFO 兼 経営企画本部 本部長 (株)経営共創基盤 パートナー マネージングディレクター
飯田 香緒里	東京医科歯科大学 研究・産学連携推進機構 教授 産学連携研究センター長 医学系大学産学連携ネットワーク協議会 (medU-net) 事務局長

渡辺 公義	東京医科歯科大学 研究・産学連携推進機構 産学連携研究センター 技術移転部門長 特任講師
片山 英二	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
大森 規雄	阿部・井窪・片山法律事務所 弁理士
山海 嘉之	筑波大学 大学院システム情報工学研究科 教授 サイバニクス研究センター センター長 最先端サイバニクス研究コア コア長 内閣府 ImPACT Program Manager CYBERDYNE(株) 代表取締役社長/CEO
藤井 光夫	日本製薬工業協会 知的財産部長
森下 竜一	大阪大学 大学院医学系研究科 臨床遺伝子治療学講座 教授

図表 国内有識者ヒアリングの調査項目

<p>ライフサイエンス分野及び医療機器分野のファンディングエージェンシー、例えば平成 27 年度から始動する日本医療研究開発機構 (AMED) がどのような知的財産戦略やポリシーで医薬品/医療機器の研究開発を推進していくべきか</p> <p>[主要観点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国のイノベーションを一層促進するための知的財産戦略やポリシーの在り方 ○我が国の国際競争力を向上させるための知的財産戦略やポリシーの在り方 <p>[具体的項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公的資金を用いた研究開発プログラムの企画時に考慮すべき知的財産に関する事項、特許情報の活用 ○研究開発プロジェクトの公募時に課される知的財産に関する要件 ○研究開発プロジェクトの選考・採択過程で考慮すべき知的財産に関する項目 ○資金供与（研究委託、研究助成）の契約に含むべき知的財産に関する項目 ○研究開発事業進行時の知的財産の取扱（知的財産権取得に向けた支援等） ○研究開発プロジェクトにおける知的財産の帰属、知的財産の管理体制等 ○研究開発プロジェクト終了後のフォロー・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・事後評価において含むべき知的財産に関する項目 ・権利化、国際標準化支援の在り方 ・事業化支援/事業化促進の在り方
--

II . 調査結果

1 . 海外のファンディングエージェンシーの知的財産戦略

米国、欧州 (EU、ドイツ、フランス、英国、スイス)、シンガポールの 7 カ国・地域におけるファンディングエージェンシー、政府機関等 13 機関に対して、書籍、論文、判例、調

査研究報告書、審議会報告書及びインターネット情報等を利用した文献調査を行うと共に、これら機関の17部署等に対して現地訪問ヒアリング調査を行い、調査結果を整理すると共に、別途一覧表にとりまとめた。

III . 国内有識者ヒアリング

(1) 公的資金を用いた研究開発プログラムの企画時に考慮すべき知的財産に関する事項、特許情報の活用

- ◆ 知的財産戦略は、研究開発の入口から出口の事業化までを一貫して支えるものであり、研究開発を企画する段階で事業化計画を支える戦略として立案するべきものである。したがって、公的資金を用いた研究開発プログラムの企画時には、事業化を見据え、それに応じた知的財産戦略を立案する必要がある。

また、知的財産戦略は、研究開発の進捗、それに伴う事業化計画の変更に応じて、見直すことが必要である。

- ◆ ライフサイエンス分野において適切な知的財産戦略やポリシーで研究開発プログラムを企画立案・推進するためには、“ライフサイエンス分野”の知財の知見を有していることに加えて、“ライフサイエンス分野で”（研究開発から）事業化までを手がけた実績がある人材が必要である。

(2) 研究開発プロジェクトの公募時に課される知的財産に関する要件

- ◆ 研究開発プロジェクトの公募時に、研究開発の成果が事業化した製品・サービスの姿や市場規模など明確なプランの提示を求めると、知的財産の活用計画が具体的になり、研究開発の成果が事業化に結びつく確率は高まると思われる。
- ◆ 研究開発プロジェクトの公募時に、出願／取得している知的財産権の件数や名称の記載を求める傾向が見られ、研究費確保だけを目的とした出願を助長しかねないため、単なる知財の出願／取得件数は公募時の要件とすべきではない。知的財産を要件に含めるのであれば、実施許諾（ライセンス）されているか、あるいは実施許諾や共同研究の引き合いがあるか等、プロジェクト遂行上の有用性を示す情報の記載を求めるべきである。

(3) 研究開発プロジェクトの選考・採択過程で考慮すべき知的財産に関する項目

- ◆ 事業化を目指す研究開発プログラムにおける研究開発プロジェクトは、市場を把握し

ている産業界の人材に選考・採択させると、知的財産を活用した事業化の促進に有効である。

(4) 資金供与（研究委託、研究助成）の契約に含むべき知的財産に関する項目

- ◆ 公的資金を用いた研究開発プロジェクトの成果は、現状通り、日本版バイ・ドール規定で成果を創出した研究開発に帰属させる形式が望ましいが、プロジェクトによってはファンディング側に帰属させることや一定範囲でカバーしていくなど、個別に最適化させることが大切である。

(5) 研究開発事業進行時の知的財産の取扱（知的財産権取得に向けた支援等）

- ◆ 公的資金を用いた研究開発プロジェクトが採択され、プロジェクトが開始される時点で改めて、知的財産戦略を助言する支援を提供することが望まれる。具体的には、どのような方向で研究すれば技術移転が進みやすいかといった事業戦略や、有用な知財を獲得するためにはどのようなデータの取得を進めていくべきかといった知財戦略の視点でみた研究戦略や、国際紛争に巻き込まれないための出願戦略等である。これらは大学等ではなかなか立案できないため、ファンディングエージェンシーによる支援として提供されると有意義である。また、有用な特許の取得を加速するためのモチベーションも必要。
- ◆ 複数の企業が参加した研究開発プロジェクトでは特に、成果をどのように事業化するのかを最初にきちんと定め、その事業化計画に応じた知的財産戦略を立案しておくことが重要である。共同での事業化を目指す場合のコーディネートや、複数の企業や大学が有する複数の知的財産権をまとめて実施許諾して事業化につなげることなど、単独の企業や大学では難しい役割をファンディングエージェンシーが果たすことは有意義であり、求められる。
- ◆ ファンディングエージェンシーが資金供与したプロジェクトを知的財産面で支援する際は、権利者としての戦略や費用負担も関係することから、プロジェクト参加者が所属する大学や企業の知財ポリシーや戦略を尊重することが重要である。
その上で、大学等の機関が把握していない情報、例えば俯瞰する特許マップや外国出願に関する外国の市場情報等、研究開発プロジェクトの内容に応じて出願すべき国・地域や内容に際しての秘訣を助言することが有用である。
- ◆ 知的財産戦略の助言というと、企業の知財部出身者や弁理士といった知財専門家による支援が想像されがちであるが、知的財産戦略は、事業化を支えるものであり、知財を“使って”事業化を推進するために必要な専門家は、知財のみの専門家ではなく、

研究と事業化の経験もある人材である。

なお、知的財産戦略の支援をする人材は、支援先の機関との利害関係など利益相反に十分に留意し、継続的に支援できる者を選定すべきである。

(6) 研究開発プロジェクトにおける知的財産の帰属、知的財産の管理体制等

- ◆ 研究開発プロジェクト遂行時から、プロジェクト成果の事業化意向があると思われる企業とのマッチングを支援することは、より早い事業化に有効である。

また、産学連携の経験が多くない大学に対しては、企業との技術移転交渉を仲介する支援が求められている。

(7) 研究開発プロジェクト終了後のフォロー・評価

- ◆ 大学等は、知的財産の出願・維持費を十分に持てない場合が多く、特に外国出願が必須のライフサイエンス分野では、出願費用の支援が強く求められている。ただし、全額支援にするとコスト意識が低くなり件数確保のための出願が増加することにつながりかねないため、一部自己負担とする案も必要。また、資金供与したプロジェクトの終了後に発生することが一般的な維持費負担も問題であり、一部支援することができないか検討すべき課題である。

- ◆ 資金供与したプロジェクトの終了後、大学が知的財産を保有している場合に求められる支援の一つに、大学の保有する知的財産の棚卸しに際しての助言がある。高度な知的財産マネジメントをおこなっている大学でも、特に権利を維持しない判断を下す際には学外からの客観的な助言を求めている。

また、保有している知的財産を事業化に結びつけるには、大学自らベンチャーを設立する方がよいのか、既存企業に技術移転する方がよいのかについての助言も期待されている。

なお、こうした助言は、個人よりも、複数人で委員会等を組成して行う方が中立性・客観性が保たれる。

- ◆ 知的財産は、事業を推進する組織が保有するべきであり、ファンディングエージェンシーが知的財産をすべて保有・管理することについては否定的な意見が多い。ただし、個別のプロジェクトによっては、成果の活用を加速させるために、一時的に引き取ることも一案である。

(8) 支援対象

- ◆ファンディングエージェンシーが資金供与する全ての研究開発プロジェクトに対して支援を提供するのは現実的ではないため、事業化を指向するプロジェクトを選定／あるいは企画して、選択的に重点的に支援を提供するのが効果的であると考えられる。

IV . ファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略の在り方

1. 研究開発プログラムの企画段階でファンディングエージェンシーに求められること

(1) 研究開発プログラムの企画段階におけるその成果の最大化及び事業化を見据えた知的財産戦略の立案

ファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略は、資金供与する研究開発の事業化を入口から出口まで一貫して支えるものであり、公的資金を用いた研究開発プログラムを企画する段階で、その成果の最大化及び事業化を見据え、それに応じて立案するべきものである。特に、一製品に占める一知的財産のウエイトが高いライフサイエンス及び医療分野においては、知的財産戦略しだいによっては、有望な研究成果であっても十分な活用が図れないリスクも大きいことから、企画段階における知的財産戦略は重要である。

2. 採択された研究開発プロジェクトへの提供が望まれる支援

(1) 研究開発プロジェクト開始時点での改めての知的財産戦略の助言

公的資金を用いた研究開発プロジェクトが採択され、プロジェクトが開始される時点で、採択者の研究開発や活用の能力、また研究開発遂行体制等に応じて、改めて、的確な知的財産戦略の策定を助言する支援を提供することが望まれる。個別の成果と研究開発体制を踏まえて、事業化に向けた研究開発の展開の方向付けや有用な知財を獲得するためのデータ取得といった、知財の視点から見た事業戦略や研究開発戦略の立案や修正、さらには紛争に巻き込まれないための知的財産権出願戦略等である。

(2) 研究成果の事業化に向けた助言やコーディネート

研究成果の事業化に向け、成果を最大化する具体的な権利化手法や公開・秘匿の選別などが基本的な助言事項となるが、外国の市場情報をふまえた出願すべき国・地域や出願に際しての秘訣の助言、知的財産の棚卸しに際しての助言、事業化するには大学発ベンチャ

一設立と既存企業への技術移転のどちらが適切かなど、実績に乏しく規模が小さい研究機関等では困難な対応への助言が特に求められる。

また、複数の企業が参加した研究開発プロジェクトにおいて、共同での事業化を目指す場合のコーディネーターや、複数の企業や大学が有する複数の知的財産権をまとめて実施許諾して事業化につなげるなど、単独の企業や大学では難しい役割をファンディングエージェンシーが果たすことは有意義であり、求められる。

(3) 知的財産権の取得・維持に係る費用の支援

資金面での支援としては、知的財産権の出願や維持に係る費用の支援を求める声が、大学や公的研究機関等において依然大きい。また、我が国では、本調査における有識者ヒアリングでも過去の調査研究結果をみても、一部自己負担でもいいので、プロジェクト終了後の知的財産権の維持等に係る費用の支援を求める声が多く聞かれる。

費用を支援することについては、個別機関の財産取得に対して公的資金が使われる点で慎重な意見もあるが、権利取得に向けて一定の先行支出をすることによって、中期的に成果が実用化して産業が発展し、結果的には支援額以上の成果が国民生活に還元される可能性があることにも留意すべきである。

3. 研究開発プロジェクトへの支援提供に必要な体制

(1) 知的財産の知見だけでなく研究と事業化の経験を有する人材

上述したような、事業化を見据えた知的財産戦略に関する助言に適した人材は、知的財産業務のみを経験した専門家ではなく、研究と事業化の経験も有する人材であることに注目すべきである。特にライフサイエンス分野では、研究開発や事業化プロセスでのコストやリスク、製品と市場の特徴、さらには規制や制度面での特殊性にもかんがみ、知財の知識やスキルを有しつつ、かつこの分野で研究開発から事業化までを手がけた実績のある人材が求められる。

(2) ファンディングエージェンシーにおける知的財産に関する相談窓口

上記とは別に、公的研究資金を供与された研究開発プロジェクトの参加者が、ファンディングエージェンシーから知的財産に関して分かりやすい説明や相談を受けられる支援を提供することは有意義であることと考えられる。

4. 研究開発プロジェクトの評価に求められること

(1) 研究開発プロジェクト遂行中に行う支援を主目的とした評価

公的資金を供与した研究開発プロジェクトの成果の最大化を図るためには、研究開発プロジェクト終了後の事後評価もさることながら、プロジェクト遂行中に、より良い成果を上げるための助言や支援の提供を主目的として行う中間評価が必要と考えられる。

こうした中間評価は、計画通りに研究開発が進展しているかを確認すると同時に、進展していない場合に、進展を阻害している要因に対する解決策の助言や支援の提供を目的として行われている点が注目される。

(2) 効率的かつ有益な事後評価

事後評価については、評価に係る時間と労力をできるだけ省力化した上で、次の資金供与の判断に活かせる形で評価結果を提示することが重要である。

我が国では、事後評価の都度、資金供与を受けた研究プロジェクトの参加者に対してアンケート調査やヒアリング調査を行い、データを収集しているケースが多いが、効率的な事後評価を実現するために、英国の「リサーチフィッシュ (Researchfish)」のような、府省合同で研究成果を登録して蓄積するシステムの構築を検討することが求められる。

5. ファンディングエージェンシーによる知的財産の活用

ファンディングエージェンシーからの技術に関する委託研究成果に係る知的財産権の帰属については、日本版バイ・ドール制度の適用が基本であるものの、研究プログラムを企画し、公的資金を供与したファンディングエージェンシーとしては、常に成果が最大限に活かされるような施策を講じ実施体制を形成していくことが重要である。そのためには、成果である知的財産権をファンディングエージェンシーや他の機関・企業に帰属させ、柔軟に権利活用できるような取組も検討が求められる。また、公的資金を用いた研究成果の最大化の観点からは、個別の研究機関や企業の枠を超えた成果の連携が有効な場合もあり、そのために知的財産を活用することもあり得ると言えよう。





目 次

要約

I . 序.....	1
1. 本調査研究の背景と目的.....	1
2. 本調査研究の実施方法	2
(1) 海外のファンディングエージェンシーの文献調査・現地訪問ヒアリング調査	2
(2) 国内有識者ヒアリング調査	5
II . 海外のファンディングエージェンシーの知的財産戦略.....	7
1. 米国.....	7
(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指 針等	7
(i) バイ・ドール法について.....	7
(2) 保健福祉省 (Department of Health and Human Services (HHS)) 国立衛生研 究所 (National Institutes of Health (NIH))	24
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	24
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	24
(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属.....	25
(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果 (知的財産) の実施／実施許諾	31
(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産へ の考慮	31
(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目.....	32
(vii) 知的財産に係る支援.....	33
(viii) 知的財産の実施許諾 (ライセンス) や譲渡に対する制限.....	34
(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果 (知的財産) の権利化／活用 (事業化) の状況／計画の把握状況.....	35
(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果 (知的財産) の権利化／活 用 (事業化) の状況の把握状況.....	38

(x i) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進.....	39
(x ii) 外国法人の参加.....	39
(3) 国防総省（Department of Defense (DOD)）国防高等研究計画局（Defense Advanced Research Projects Agency (DARPA)）.....	41
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	41
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	41
(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属.....	42
(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾	49
(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への の考慮.....	49
(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目.....	50
(vii) 知的財産に係る支援.....	50
(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限.....	51
(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化） の状況／計画の把握状況.....	53
(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活 用（事業化）の状況の把握状況.....	55
(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進.....	56
(xii) 外国法人の参加.....	56
(4) エネルギー省（Department of Energy (DOE)）エネルギー高等研究計画局 （Advanced Research Projects Agency-Energy (ARPA-E)）.....	58
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	58
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	58
(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属.....	59
(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾	66
(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への の考慮.....	67
(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目.....	67
(vii) 知的財産に係る支援.....	69
(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限.....	69
(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化） の状況／計画の把握状況.....	72
(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活 用（事業化）の状況の把握状況.....	74

(x i) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進.....	75
(x ii) 外国法人の参加.....	76
2. EU.....	78
(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指 針等	78
(i) EUの研究資金供与の基本的な考え方	78
(ii) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／ 指針等	79
(2) EU (European Union; 欧州連合) 欧州委員会 (European Commission (EC))	79
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	79
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	84
(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属.....	84
(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾87	
(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産へ の考慮 89	
(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目.....	89
(vii) 知的財産に係る支援.....	103
(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限.....	107
(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化） の状況／計画の把握状況.....	113
(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活 用（事業化）の状況の把握状況.....	117
(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進....	117
(xii) 外国法人の参加.....	118
3. ドイツ.....	121
(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指 針等	121
(2) ドイツ研究振興協会（Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG) (German Research Foundation)）.....	121
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	121
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	122

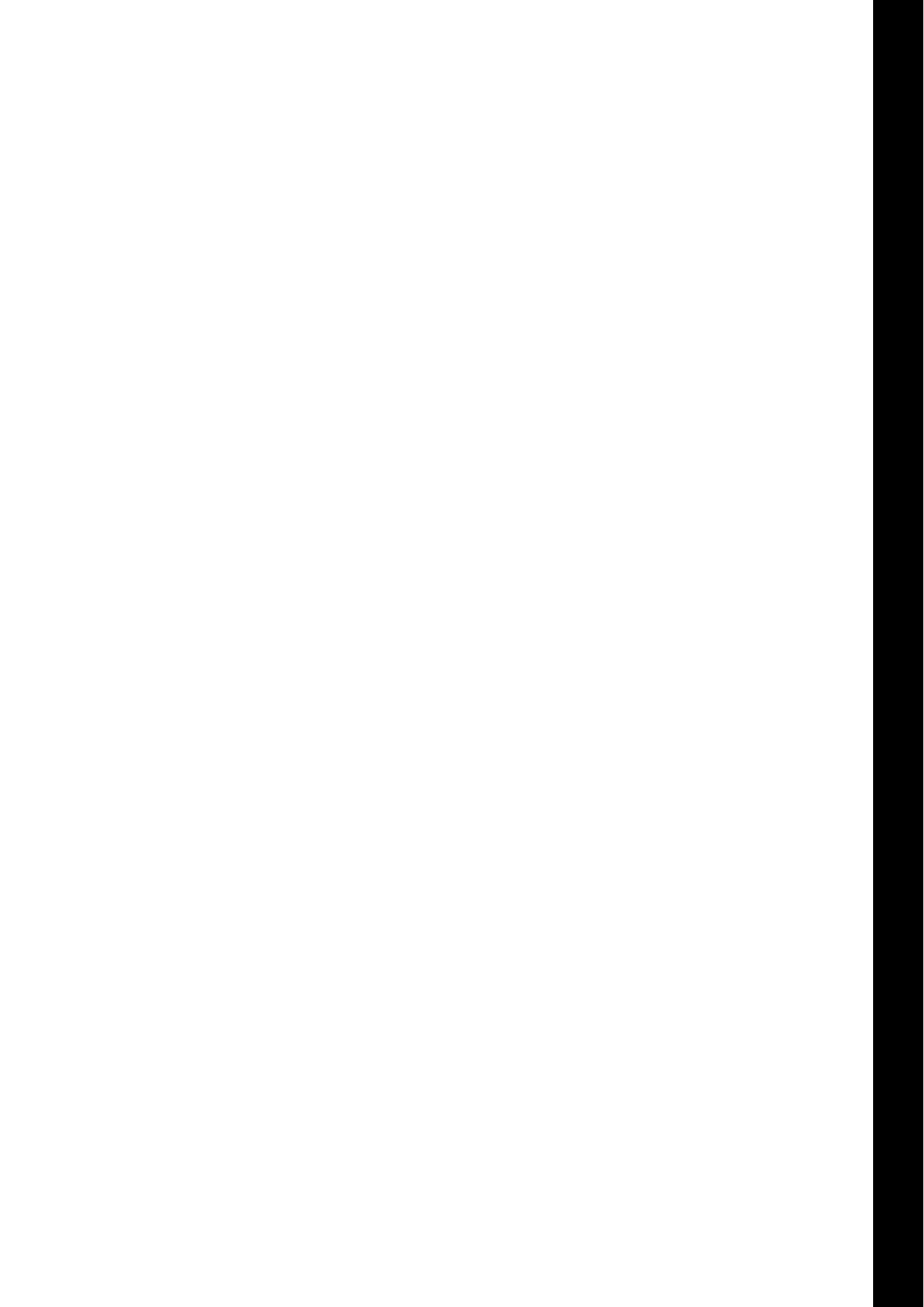
(iii)	公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属.....	123
(iv)	研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾	124
(v)	研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への 考慮	124
(vi)	研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目.....	125
(vii)	知的財産に係る支援.....	125
(viii)	知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限.....	126
(ix)	研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化） の状況／計画の把握状況.....	126
(x)	研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活 用（事業化）の状況の把握状況.....	126
(xi)	研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進....	127
(xii)	外国法人の参加.....	127
(3)	VDI/VDE Innovation + Technik (VDI/VDE-IT)	128
(i)	機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	128
(ii)	研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	130
(iii)	公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属.....	130
(iv)	研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾	131
(v)	研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への 考慮	131
(vi)	研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目.....	132
(vii)	知的財産に係る支援.....	133
(viii)	知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限.....	133
(ix)	研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化） の状況／計画の把握状況.....	134
(x)	研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活 用（事業化）の状況の把握状況.....	135
(xi)	研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進....	135
(xii)	外国法人の参加.....	135
4.	フランス.....	136
(1)	公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指	

針等	136
(2) フランス国立研究機構 (Agence Nationale de la Recherche (ANR) (The French National Research Agency))	136
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	136
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	136
(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属.....	137
(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果 (知的財産) の実施／実施許諾 138	
(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮	139
(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目.....	139
(vii) 知的財産に係る支援.....	140
(viii) 知的財産の実施許諾 (ライセンス) や譲渡に対する制限.....	141
(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果 (知的財産) の権利化／活用 (事業化) の状況／計画の把握状況.....	141
(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果 (知的財産) の権利化／活用 (事業化) の状況の把握状況.....	142
(xi) 研究開発プロジェクトの成果 (知的財産) の活用 (事業化) 促進....	142
(xii) 外国法人の参加.....	143
5. 英国.....	144
(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等	144
(2) 医学研究会議 (Medical Research Council (MRC))	144
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	144
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	146
(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属.....	147
(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果 (知的財産) の実施／実施許諾	149
(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮	150
(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目.....	151
(vii) 知的財産に係る支援.....	153
(viii) 知的財産の実施許諾 (ライセンス) や譲渡に対する制限.....	153

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況.....	154
(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況.....	155
(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進....	156
(xii) 外国法人の参加.....	156
(3) 保健省（Department of Health (DH)）国営保健サービス（National Health Service (NHS)）国立保健研究所（National Institute for Health Research (NIHR)）.....	157
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	157
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	158
(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属.....	159
(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾.....	161
(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮.....	161
(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目.....	161
(vii) 知的財産に係る支援.....	162
(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限.....	162
(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況.....	163
(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況.....	163
(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進....	164
(xii) 外国法人の参加.....	164
6. スイス.....	165
(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等.....	165
(2) スイス連邦技術革新委員会 (Kommission für Technologie und Innovation (KTI) (Commission for Technology and Innovation (CTI))	165
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制.....	165
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定.....	167
(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属.....	167

(xii) 外国法人の参加	185
(3) 国家医療改革センター (National Health Innovation Centre (NHIC)) .	186
(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制	186
(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定	186
(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属	187
(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果 (知的財産) の実施／実施許諾	188
(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への 考慮	188
(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目	188
(vii) 知的財産に係る支援	189
(viii) 知的財産の実施許諾 (ライセンス) や譲渡に対する制限	189
(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果 (知的財産) の権利化／活用 (事業化) の状況／計画の把握状況	189
(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果 (知的財産) の権利化／活 用 (事業化) の状況の把握状況	190
(xi) 研究開発プロジェクトの成果 (知的財産) の活用 (事業化) 促進	190
(xii) 外国法人の参加	190
8. 参考：ドイツの研究機関 フラウンホーファー研究機構	191
(1) フラウンホーファー研究機構 (Fraunhofer-Gesellschaft (FhG))	191
III . 国内有識者ヒアリング	195
1. 国内有識者ヒアリングの実施概要	195
2. 国内有識者ヒアリングの結果	196
(1) 公的資金を用いた研究開発プログラムの企画時に考慮すべき知的財産に 関する事項、特許情報の活用	196
(2) 研究開発プロジェクトの公募時に課される知的財産に関する要件	197
(3) 研究開発プロジェクトの選考・採択過程で考慮すべき知的財産に関する項目	197
(4) 資金供与 (研究委託、研究助成) の契約に含むべき知的財産に関する項目	198

(5)	研究開発事業進行時の知的財産の取扱（知的財産権取得に向けた支援等）	198
(6)	研究開発プロジェクトにおける知的財産の帰属、知的財産の管理体制等	201
(7)	研究開発プロジェクト終了後のフォロー・評価	202
(8)	支援対象	204
(9)	その他	204
IV	ファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略の在り方	206
1	研究開発プログラムの企画段階でファンディングエージェンシーに求められること	206
(1)	研究開発プログラムの企画段階におけるその成果の最大化及び事業化を見据えた知的財産戦略の立案	206
2	採択された研究開発プロジェクトへの提供が望まれる支援	206
(1)	研究開発プロジェクト開始時点での改めての知的財産戦略の助言	206
(2)	研究成果の事業化に向けた助言やコーディネート	207
(3)	知的財産権の取得・維持に係る費用の支援	208
3	研究開発プロジェクトへの支援提供に必要な体制	208
(1)	知的財産の知見だけでなく研究と事業化の経験を有する人材	208
(2)	ファンディングエージェンシーにおける知的財産に関する相談窓口	209
4	研究開発プロジェクトの評価に求められること	210
(1)	研究開発プロジェクト遂行中に行う支援を主目的とした評価	210
(2)	効率的かつ有益な事後評価	210
5	ファンディングエージェンシーによる知的財産の活用	211





I . 序

1 . 本調査研究の背景と目的

我が国経済の成長戦略を実現していくためには、科学技術イノベーションの推進が鍵であり、戦略分野を中心に研究開発を推進するとともに、その成果を実用化し、さらには市場獲得につなげるため、知的財産戦略や標準化戦略を推進する必要がある。また、産業競争力の向上に資する世界最高水準の研究成果の提供のためには、基礎的から応用化までの一貫した研究開発を推進し、その成果の円滑な実用化が重要であり、的確な知財マネジメントに取り組む必要がある。

他方で、研究開発投資には大きなリスクも伴うことから、強力なイノベーションを創発させるためには、民間投資のみならず、公的資金による研究開発投資も不可欠である。このような公的資金の投資は、通常、各国におけるファンディングエージェンシー（資金供与機関）を通じて研究機関に供与され、企業等の事業実施主体がその成果物である知的財産を活用して、実用化につなげられる。

市場獲得につなげるための知的財産戦略を推進していくためには、効果的な戦略を策定するとともに、研究開発から実用化まで一貫した方針のもとに取り組んでいく必要があるが、ファンディングエージェンシーは事業実施主体ではないため、資金の供与段階における知的財産戦略やポリシーが研究機関及び事業実施機関の研究開発及び実用化の遂行に影響を及ぼすことになる。特に、諸外国の機関との共同研究が活発化している昨今では各国法制度に基づく知的財産の取扱いが問題となり、殊にライフサイエンス分野のような一製品における一特許の果たす役割が大きい分野においては、一貫した知的財産の取扱いが重要になる。

上述の状況下において、研究開発を通じて我が国のイノベーションを一層促進していくためには、諸外国におけるファンディングエージェンシーの知的財産戦略やポリシーに関する最新の状況について把握し、諸外国での取組みも参考にしつつ、我が国のファンディングエージェンシーが世界最高水準の知的財産戦略を策定することができる環境整備が必要であり、そのための法制度の整備も検討することが必要である。

本調査研究は、各国のファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略及びポリシーについて、ライフサイエンス分野及び医療機器分野における考え方についても含めて調査し、その考え方や背景についての比較検討を通じて、我が国における強力なイノベーションを創発させるためのファンディングエージェンシーの知的財産戦略について検討するとともに、法制度の整備の必要性や国際的な制度調和の議論における日本の立場を定めるのに資するための検討の基礎資料を作成することを目的としたものである。

2. 本調査研究の実施方法

本調査研究では、以下の方法により調査研究を実施した。

(1) 海外のファンディングエージェンシーの文献調査・現地訪問ヒアリング調査

本調査研究では、米国、欧州（EU、ドイツ、フランス、英国、スイス）、シンガポールの7カ国・地域におけるファンディングエージェンシー、政府機関等13機関に対して、書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書及びインターネット情報等を利用した文献調査を行うと共に、これら機関の17部署等に対して現地訪問ヒアリング調査をおこなった。具体的な調査対象は下表の通りである。

また、調査項目については、公的研究資金の効果的活用のための知的財産戦略、ポリシー及びファンディングエージェンシーが果たす役割を明らかにするため、公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する調査対象国・地域における法律／指針、ファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略、ポリシー及びその運用について、特にライフサイエンス分野及び医療機器分野を念頭におき、以下の調査項目を設定した。

図表 1 調査対象ファンディングエージェンシー等と現地訪問ヒアリング調査日程

機関名	所在地	機関概要	日付
保健福祉省 (Department of Health and Human Services (HHS)) 国立衛生研究所 (National Institutes of Health (NIH))	米国メリーランド州ベセスダ(本部)、ロクヴィル(ヒアリング先)	米国において医療研究を行う複数の研究所を擁する公的研究機関であると共に医療研究に資金供与している公的研究資金供与機関(ファンディングエージェンシー)。	11/24
国防総省 (Department of Defense (DOD)) 国防高等研究計画局 (Defense Advanced Research Projects Agency (DARPA))	米国バージニア州アーリントン	米国の軍事技術の公的研究機関及び公的研究資金供与機関(ファンディングエージェンシー)。	11/25
エネルギー省 (Department of Energy (DOE)) エネルギー高等研究計画局 (Advanced Research Projects Agency-Energy (ARPA-E))	米国ワシントン DC	米国のエネルギー技術の公的研究機関及び公的研究資金供与機関(ファンディングエージェンシー)。	11/24

機関名	所在地	機関概要	日付
EU (European Union; 欧州連合) 欧州委員会 (European Commission (EC)) ・Common Legal Support Service (※法務部門) ・研究イノベーション総局 (Directorate-General for Research & Innovation) ・通信ネットワーク・コンテン ツ・技術総局 (Directorate-General for Communications Networks, Content and Technology (DG CONNECT))	ベルギー・ ブリュッセル	EU加盟国が特定企業に独自に特別な 支援を行う「国家援助 (state aid)」 を規制すると同時に、複数国が参加す る研究開発を支援。2007～2013年の7 年間の「第7次フレームワークプログ ラム (the Seventh Framework Programme (FP7))」に続き 2014～2020 年の「ホライズン 2020 (Horizon 2020)」を開始。 ((注)いずれも日本の科学技術基本 計画+個別の国プロ等の事業に相 当)。	11/7
駐日欧州連合代表部	東京都港区	同上 駐日代表部	10/20
日欧産業協力センター	東京都港区	(財)貿易研修センターの附属機関。EU から、「FP7」に引き続き、「ホライズ ン 2020」における日欧連携促進を委 託されている。	10/2
ドイツ研究振興協会 (Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG) (German Research Foundation))	ドイツ・ボン	ドイツ最大の公的研究資金供与機関 (ファンディングエージェンシー)。 予算の6割をドイツ連邦政府から、4 割を全16の州から拠出されている。 研究機能は有していない。	11/13
DFG 日本代表部	東京都港区	同上 日本代表部	9/30
VDI/VDE Innovation + Technik GmbH (VDI/VDE-IT)	ドイツ・ ベルリン	ドイツでは、政府直轄の公的研究資金 は、そのマネジメントを担う官民の機 関(プログラム毎にその都度選定され る)を通して供与される。民間企業で その役割を担っている最大手。	11/14
フラウンホーファー研究機構 (Fraunhofer-Gesellschaft (FhG))	ドイツ・ ミュンヘン	欧州最大の応用研究所だが、ヒアリン グの結果、外部への助成は手がけてい ないと判明したため、調査結果は“参 考”として最後に記載している。	11/10
フランス国立研究機構 (Agence Nationale de la Recherche (ANR) (The French National	フランス・ パリ	フランスの公的研究資金供与機関(フ ァンディングエージェンシー)。	11/17

機関名	所在地	機関概要	日付
Research Agency))			
医学研究会議 (Medical Research Council (MRC))	英国・ロンドン	英国における医学の公的研究機関及び公的研究資金供与機関(ファンディングエージェンシー)。	11/21
保健省 (Department of Health (DH)) 国営保健サービス (National Health Service (NHS)) 国立保健研究所 (National Institute for Health Research (NIHR))	英国・ロンドン	英国イングランドのヘルスケア分野の公的研究機関及び公的研究資金供与機関(ファンディングエージェンシー)。	11/20
スイス連邦技術革新委員会 (Kommission fur Technologie und Innovation (KTI) (Commission for Technology and Innovation (CTI))	スイス・ベルン	スイスの産学共同研究開発への公的研究資金供与機関(ファンディングエージェンシー)。ベンチャーへのコーチ・専門家派遣や出資、起業家への研修プログラムの提供、産学連携促進など幅広い支援事業を展開している。	11/18
科学技術研究庁 (Agency for Science, Technology and Research (A*STAR)) 技術開発社 (Exploit Technologies Pte Ltd (ETPL))	シンガポール	シンガポールの研究開発政策の中心的政府機関である A*STAR の一部門が ETPL。A*STAR 傘下の研究機関が生み出した知的財産を活用し商業化することを目的とする。	1/16
国家医療改革センター (National Health Innovation Centre (NHIC))	シンガポール	国家医療協議会 (NMRC) が立ち上げたプログラム・オフィスのひとつ。公的医療機関による成果の商業化を支援するプログラムを運営する。	1/16

図表 2 海外ファンディングエージェンシー調査の調査項目

<p>○研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定</p> <p>○公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の成果 (知的財産) の帰属先 ・研究資金供与機関への研究開発の成果 (知的財産) の帰属 <p>○研究資金供与機関による研究開発の成果 (知的財産) の実施/実施許諾</p> <p>○研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無 ・研究開発プロジェクト選考時の知財権出願/研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

- 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目
 - ・研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目
 - ・研究開発プロジェクトのメンバー間での知財に関する合意必須時期、研究資金供与機関の合意への関与
- 知的財産に係る支援
 - ・権利化関連費用（出願費用、維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成
 - ・知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣
- 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限
 - ・研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡に対する制限の有無
 - ・外国企業への実施許諾や譲渡に対する制限の有無
- 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況
 - ・報告義務を課している事項
 - ・成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容
- 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況
 - ・報告義務を課している事項／調査の実行有無
 - ・成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容
- 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進
 - ・バイ・ドール法で規定されている「介入権」の執行状況
- 外国法人の参加
 - ・外国法人の参加可否や得られる権利
 - ・外国法人による資金受領の可否
- 知的財産の管理・支援体制

（２） 国内有識者ヒアリング調査

国内有識者（企業、大学教授、弁護士、弁理士等）9人に対してヒアリングを行い、（１）の調査結果を踏まえた上で、我が国の産業競争力向上のために公的資金を活用した研究開発、特にライフサイエンス分野及び医療機器分野の研究開発における知的財産の取扱いの在り方やファンディングエージェンシーが果たすべき役割に関わる下記の項目について意見を聴取した。

図表 3 ヒアリング対象の国内有識者

氏名	所属・役職	日付
秋元 浩	知的財産戦略ネットワーク(株) 代表取締役社長	2/18
堀越 康夫	知的財産戦略ネットワーク(株) 取締役 CFO 兼 経営企画本部 本部長 (株)経営共創基盤 パートナー マネージングディレクター	2/18
飯田 香緒里	東京医科歯科大学 研究・産学連携推進機構 教授 産学連携研究センター長 医学系大学産学連携ネットワーク協議会 (medU-net) 事務局長	2/26
渡辺 公義	東京医科歯科大学 研究・産学連携推進機構 産学連携研究センター 技術移転部門長 特任講師	2/26
片山 英二	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士	2/20
大森 規雄	阿部・井窪・片山法律事務所 弁理士	2/20
山海 嘉之	筑波大学 大学院システム情報工学研究科 教授 サイバニクス研究センター センター長 最先端サイバニクス研究コア コア長 内閣府 ImPACT Program Manager CYBERDYNE(株) 代表取締役社長/CEO	2/24
藤井 光夫	日本製薬工業協会 知的財産部長	2/18
森下 竜一	大阪大学 大学院医学系研究科 臨床遺伝子治療学講座 教授	2/23

図表 4 国内有識者ヒアリングの調査項目

<p>ライフサイエンス分野及び医療機器分野のファンディングエージェンシー、例えば平成 27 年度から始動する日本医療研究開発機構 (AMED) がどのような知的財産戦略やポリシーで医薬品/医療機器の研究開発を推進していくべきか</p> <p>[主要観点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国のイノベーションを一層促進するための知的財産戦略やポリシーの在り方 ○我が国の国際競争力を向上させるための知的財産戦略やポリシーの在り方 <p>[具体的項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公的資金を用いた研究開発プログラムの企画時に考慮すべき知的財産に関する事項、特許情報の活用 ○研究開発プロジェクトの公募時に課される知的財産に関する要件 ○研究開発プロジェクトの選考・採択過程で考慮すべき知的財産に関する項目 ○資金供与（研究委託、研究助成）の契約に含むべき知的財産に関する項目 ○研究開発事業進行時の知的財産の取扱（知的財産権取得に向けた支援等） ○研究開発プロジェクトにおける知的財産の帰属、知的財産の管理体制等 ○研究開発プロジェクト終了後のフォロー・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・事後評価において含むべき知的財産に関する項目 ・権利化、国際標準化支援の在り方 ・事業化支援/事業化促進の在り方
--

II . 海外のファンディングエージェンシーの知的財産戦略

1. 米国

(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等

(i) バイ・ドール法について

バイ・ドール法は米国特許法の改正法である。米国特許法 (Consolidated Patent Laws¹ (統合版米国特許法²)) は、「合衆国法典第 35 巻—特許³ (United States Code Title 35 - Patents ; 35 U.S.C. ⁴)」にあたり、そのうち「第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権⁵ (CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)」第 200 条～第 212 条が、バイ・ドール法に該当する。

以下、特に本調査に関連する部分についてその内容を記載すると共に、米国特許法の原文を抜粋し、日英併記で後掲する。

① 知的財産の帰属

連邦政府から資金助成を受けた研究から生じた発明に関する権利は、米国特許法「第 202 条 権利の処分⁶ (Disposition of rights⁷)」に規定されている⁸。

(a) 資金助成契約の契約者が選択すれば発明に関する権利を保持できるが、連邦政府も米国のために全世界で実施／実施許諾できる権利を付与される

連邦政府機関と資金助成契約 (funding agreement) を締結する契約者 (contractor) は、連邦政府機関に発明を開示し、その発明開示の日から 2 年以内に、その発明に関する権利

¹ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻—特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

² 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。
http://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

³ 2と同じ。

⁴ 1と同じ。

⁵ 2と同じ。

⁶ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。
http://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

⁷ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻—特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

⁸ 以下、米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

を保持することを選択し連邦政府機関に書面で通知することを、資金助成契約において規定した上で実行することによって、発明に関する権利を保持することができる。

ただし、連邦政府も同時に、米国のためにまたは米国の代理として、全世界においてその発明を実施または実施させる非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利(ライセンス)を、ロイヤリティを支払うことなく、契約者から付与される。

契約者が、連邦政府機関に発明を開示しなかった場合や発明に関する権利を保持することを書面により選択しなかった場合は、その発明に関する権利は、連邦政府が得ることができる。

(b) 政府の判断によっては、発明に関する権利を契約者が保持できない資金助成契約になる

次の場合には、連邦政府機関と資金助成契約を締結する契約者が、発明に関する権利を保持することを選択できない資金助成契約とすることができる。

- 1) 契約者が合衆国に営業所を所有していない、または外国政府の管理下にある場合
- 2) 連邦政府機関が、発明に関する権利を保有する権利を制限または抹消することが、第18章(バイ・ドール法)の政策及び目的を推進する上で有利である、と決定した場合
- 3) 制定法又は大統領命令によって海外情報活動又は反情報活動(foreign intelligence or counterintelligence activities)をする権限を付与されている政府当局が、発明に関する権利を保有する権利を制限または抹消することが、活動の安全を保護するために必要である、と決定した場合
- 4) 資金供給契約がエネルギー省の海洋原子力推進若しくは兵器に関連する計画を対象としており、発明が上記2計画に基づいて生じる場合

(c) 発明に関する権利を保持するために契約者は、特許出願すると共に利用するために努力しなければならない

連邦政府機関と資金助成契約を締結する契約者は、公表、販売または公然実施によって有効な特許を米国において取得することができる1年の法定制限日の前に特許出願し、かつ権利を保持しようとする他国において合理的期間内に特許出願することを、資金助成契約において規定した上で実行することによって、発明に関する権利を保持することができる。実行しなかった場合は、しなかった国における発明に関する権利は、連邦政府が得ることができる。

また、連邦政府機関と資金助成契約を締結する契約者は、その利用 (utilization) または利用するための努力について、定期的に連邦政府機関に報告することを、資金助成契約において規定した上で実行することによって、発明に関する権利を保持することができる (報告の前提として、後述する「第 203 条 介入権 (March-in rights)」に未活用の場合の対処が定められているように、発明に関する権利を利用するために努力することが求められている。)

なお、発明に関する権利の利用または利用するための努力について報告された情報は、連邦政府機関によって、商業的かつ財務的の秘密の情報であり、秘匿特権のある秘密情報として取り扱われ、合衆国法典第 5 巻第 552 条に基づく開示の適用を受けないものとされている。

(d) 非営利団体及び小規模企業だけでなく、小規模でない営利団体も対象

米国特許法「第 202 条 権利の処分⁹ (Disposition of rights¹⁰)」には「非営利団体又は小規模企業体の各々は」とあるが、同法「第 210 条 この章の優先性 (Precedence of chapter) (c)」において、「(第 18 章 (バイ・ドール法)) の如何なる規定も、政府機関が、非営利団体又は小規模企業体以外の者との資金供給契約に基づく業務の実行によって行われた発明に関する権利の処分に関し・・・(略)・・・政府機関が、前記の者が発明の所有権を保有することを許可する権限を制限するよう意図されているものではない。」とあり、小規模企業でない営利団体も同様に、発明に関する権利を保持することができる。ただし、その資金供給契約には、第 202 条(c) (4) (連邦政府は、全世界においてその発明を実施または実施させる非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利 (ライセンス) を、ロイヤリティを支払うことなく、契約者から付与される) 及び第 203 条 (介入権) に定められた要件を含んでいなければならない。

図表 5 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権
(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)

における知的財産の帰属に関する規定

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻一特許)

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁹ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

¹⁰ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻一特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

第 201 条 定義

この章で使用される場合は、用語の意味は次のとおりとする。

35 U.S.C. 201 Definitions.

As used in this chapter —

[以下、一部の用語のみ抜粋]

(b) 「資金供給契約」とは、テネシー川流域開発公社を除く連邦政府機関と契約者の間で、連邦政府によって資金の全部又は一部が供給される実験、開発又は研究の業務を実行するために締結される契約、補助金又は協力協定をいう。当該用語は、本条において定義される資金供給契約に基づく実験、開発又は研究の業務を実行するために行われる譲渡、当事者の変更又はあらゆる種類の下請契約を含む。

(b) The term “funding agreement” means any contract, grant, or cooperative agreement entered into between any Federal agency, other than the Tennessee Valley Authority, and any contractor for the performance of experimental, developmental, or research work funded in whole or in part by the Federal Government. Such term includes any assignment, substitution of parties, or subcontract of any type entered into for the performance of experimental, developmental, or research work under a funding agreement as herein defined.

(c) 「契約者」とは、資金供給契約の当事者である人、小規模企業体又は非営利団体をいう。

(c) The term “contractor” means any person, small business firm, or nonprofit organization that is a party to a funding agreement.

第 202 条 権利の処分

35 U.S.C. 202 Disposition of rights.

(a) 非営利団体又は小規模企業体の各々は、本条(c)(1)によって要求される開示の後の適切な期間内に、対象発明についての権原を保有する選択をすることができる。ただし、次の事情においては、資金供給契約はそれと異なる規定をすることができる。(i) 契約者が合衆国に所在していない、又は合衆国に営業所を所有していない、又は外国政府の管理下にあるとき、(ii) 特別な状況において、対象発明に関する権原を保有する権利を制限又は抹消することがこの章の政策及び目的を推進する上で有利である旨、該当機関によって決定されたとき、(iii) 制定法又は大統領命令によって海外情報活動又は反情報活動をする権限を付与されている政府当局によって、対象発明に関する権原を保有する権利を制限又は抹消することが前記活動の安全を保護するために必要であると決定さ

れたとき、又は(iv) 資金供給契約が、主としてエネルギー省の海洋原子力推進若しくは兵器に関連する計画を対象として、政府が所有し、契約者が運転する同省の施設の運転を含んでおり、かつ、契約者が対象発明に関する権原を選択する権利についての、本項に基づく資金供給契約による制限の全てが、エネルギー省の前記 2 計画に基づいて生じる発明に限定されているとき。非営利団体又は小規模企業体の権利は、本条(c)の規定及びこの章の他の規定に従うものとする。

(a) Each nonprofit organization or small business firm may, within a reasonable time after disclosure as required by paragraph (c) (1) of this section, elect to retain title to any subject invention: Provided, however, That a funding agreement may provide otherwise (i) when the contractor is not located in the United States or does not have a place of business located in the United States or is subject to the control of a foreign government, (ii) in exceptional circumstances when it is determined by the agency that restriction or elimination of the right to retain title to any subject invention will better promote the policy and objectives of this chapter, (iii) when it is determined by a Government authority which is authorized by statute or Executive order to conduct foreign intelligence or counterintelligence activities that the restriction or elimination of the right to retain title to any subject invention is necessary to protect the security of such activities, or (iv) when the funding agreement includes the operation of a Government-owned, contractor-operated facility of the Department of Energy primarily dedicated to that Department's naval nuclear propulsion or weapons related programs and all funding agreement limitations under this subparagraph on the contractor's right to elect title to a subject invention are limited to inventions occurring under the above two programs of the Department of Energy. The rights of the nonprofit organization or small business firm shall be subject to the provisions of paragraph (c) of this section and the other provisions of this chapter.

(b) (1) 連邦政府機関が、(a) (i) から (iv) までに表示された条件の内の少なくとも 1 が存在していることを先ず決定しない限り、その機関は、(a) に基づく政府の権利を行使することができない。(a) (iii) の場合を除き、その機関は、該当する資金供給契約の付与から 30 日以内に決定書の写しを商務長官に提出しなければならない。(・・以下略)

(b) (1) The rights of the Government under subsection (a) shall not be exercised by a Federal agency unless it first determines that at least one of the conditions identified in clauses (i) through (iii) of subsection (a) exists. Except in the case of subsection (a) (iii), the agency shall file with the Secretary of Commerce, within thirty days after the award of the applicable funding agreement, a copy of such determination. (・・以下略)

(c) 小規模企業体又は非営利団体を相手とする個々の資金供給契約には、次の事項を実行するための適切な規定を含めなければならない。

(1) 契約者が、各対象発明を、契約者の特許問題管理責任者がその発明を知った後の適切な期間内に連邦政府機関に開示すること、及び連邦政府が、前記期間内に政府に開示されなかった対象発明に関する権原を得ることができること

(2) 契約者が、連邦政府機関への開示後2年以内(又は、連邦政府機関が承認する追加期間内)に、自らが対象発明に関する権原を保持するか否かを書面により選択すること。ただし、公表、販売又は公然実施によって有効な特許を合衆国において取得することができる1年の法定期間が始まっている場合は、連邦政府機関が、選択のための期間を法定期間の終了前60日以内である日まで短縮することができる。更に、連邦政府は、対象発明であって、契約者が当該期間内にそれに関する権利を保持する選択をしなかった又はそれに関する権利を選択しなかったものに関し、その権原を得ることができる。

(3) 対象発明に関する権利を選択した契約者が、公表、販売又は公然実施に起因して本法に基づいて生じる法定制限日の前に特許出願をすることに同意すること、及びその後、契約者が権原を保持しようとする他国において合理的期間内にそれに対応する特許出願をすること、及び連邦政府が、契約者が対象発明に関する特許出願をしなかった合衆国又は外国において、対象発明に関する権原を得ることができること

(4) 契約者がそれに係る権利を選択した発明に関しては、連邦政府機関が、合衆国のために又は合衆国の代理として対象発明を全世界において実施すること又は実施させることについての非排他的、譲渡不能、取消不能、支払済みのライセンスを有するものとする。ただし、資金供給契約は、兵器の開発及び生産に関する軍事協定を含め、条約、国際協定、協力協定、仮契約又は類似の協定に基づく合衆国の義務を満たすために必要であると連邦政府機関が決定する追加の権利について規定することができ、これには対象発明に関する外国特許権を譲渡すること又は譲渡させることについての権利を含めるものとする。

(5) 契約者又はそのライセンシー又は譲受人が行っている利用又は利用するための努力に関して定期的報告を要求する連邦政府機関の権利。ただし、当該情報、及び利用又は利用するための努力に関し、第203条に基づく手続の一部として取得される情報は、連邦政府機関によって、他人から取得された商業的かつ財務的秘密の情報であり、秘匿特権のある秘密情報として取り扱われるものとし、合衆国法典第5巻第552条に基づく開示の適用を受けないものとする。

(6) 契約者側の義務であって、契約者若しくはその代理人、又は譲受人が合衆国において特許出願をするときは、その出願の明細書及びその出願に対して発行される特許の中に、発明が政府支援により行われた旨及び政府がその発明について一定の権利を有している旨の陳述を含ませること

(7) 非営利団体の場合は、

(A) 対象発明に関する権利を連邦政府機関の承認を得ないで、合衆国内で譲渡すること

の禁止。ただし、その譲渡が発明の管理をその主要職務の1としている団体に対して行われる場合を除く(ただし、当該譲受人が契約者と同一の規定に従うことを条件とする)。

[以下略]

(c) Each funding agreement with a small business firm or nonprofit organization shall contain appropriate provisions to effectuate the following:

(1) That the contractor disclose each subject invention to the Federal agency within a reasonable time after it becomes known to contractor personnel responsible for the administration of patent matters, and that the Federal Government may receive title to any subject invention not disclosed to it within such time.

(2) That the contractor make a written election within two years after disclosure to the Federal agency (or such additional time as may be approved by the Federal agency) whether the contractor will retain title to a subject invention: Provided, That in any case where the 1-year period referred to in section 102(b) would end before the end of that 2-year period, the period for election may be shortened by the Federal agency to a date that is not more than sixty days before the end of that 1-year period: And provided further, That the Federal Government may receive title to any subject invention in which the contractor does not elect to retain rights or fails to elect rights within such times.

(3) That a contractor electing rights in a subject invention agrees to file a patent application prior to the expiration of the 1-year period referred to in section 102(b), and shall thereafter file corresponding patent applications in other countries in which it wishes to retain title within reasonable times, and that the Federal Government may receive title to any subject inventions in the United States or other countries in which the contractor has not filed patent applications on the subject invention within such times.

(4) With respect to any invention in which the contractor elects rights, the Federal agency shall have a nonexclusive, nontransferable, irrevocable, paid-up license to practice or have practiced for or on behalf of the United States any subject invention throughout the world: Provided, That the funding agreement may provide for such additional rights, including the right to assign or have assigned foreign patent rights in the subject invention, as are determined by the agency as necessary for meeting the obligations of the United States under any treaty, international agreement, arrangement of cooperation, memorandum of understanding, or similar arrangement, including military agreements relating to weapons development and production.

(5) The right of the Federal agency to require periodic reporting on the utilization or efforts at obtaining utilization that are being made by the contractor or his licensees or assignees: Provided, That any such information, as well as any

information on utilization or efforts at obtaining utilization obtained as part of a proceeding under section 203 of this chapter shall be treated by the Federal agency as commercial and financial information obtained from a person and privileged and confidential and not subject to disclosure under section 552 of title 5.

(6) An obligation on the part of the contractor, in the event a United States patent application is filed by or on its behalf or by any assignee of the contractor, to include within the specification of such application and any patent issuing thereon, a statement specifying that the invention was made with Government support and that the Government has certain rights in the invention.

(7) In the case of a nonprofit organization, (A) a prohibition upon the assignment of rights to a subject invention in the United States without the approval of the Federal agency, except where such assignment is made to an organization which has as one of its primary functions the management of inventions (provided that such assignee shall be subject to the same provisions as the contractor);

[以下略]

第 210 条 この章の優先性

(c) この章の如何なる規定も，政府機関が，非営利団体又は小規模企業体以外の者との資金供給契約に基づく業務の実行によって行われた発明に関する権利の処分に関し，1983年2月18日に発行された政府特許政策陳述書，政府機関の規則，その他の該当規則に従って同意する権限を制限すること，又はそれ以外に，政府機関が，前記の者が発明の所有権を保有することを許可する権限を制限するよう意図されているものではない。ただし，小規模企業体及び非営利団体以外の者との契約を含め，全ての資金供給契約は，第202条(c)(4)及び第203条に定められた要件を含んでいなければならない。発明に関する権利の処分であって前記の陳述書又は施行規則に従ってなされたものは，本条制定前に生じたものを含め，ここに是認される。

35 U.S.C. 210 Precedence of chapter.

(c) Nothing in this chapter is intended to limit the authority of agencies to agree to the disposition of rights in inventions made in the performance of work under funding agreements with persons other than nonprofit organizations or small business firms in accordance with the Statement of Government Patent Policy issued on February 18, 1983, agency regulations, or other applicable regulations or to otherwise limit the authority of agencies to allow such persons to retain ownership of inventions, except that all funding agreements, including those with other than small business firms and nonprofit organizations, shall include the requirements established in section 202(c)(4) and section 203. Any disposition of rights in

inventions made in accordance with the Statement or implementing regulations, including any disposition occurring before enactment of this section, are hereby authorized.

(出典)日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第35巻一特許）

(注)下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 知的財産の実施許諾（ライセンス）及び譲渡に関する制限

バイ・ドール法は、連邦政府から資金助成を受けた研究から生じた発明に関する権利を保持する契約者による他人への実施許諾や譲渡に関して制限を設けている。

実施許諾については、「第204条 合衆国産業の優先性¹¹ (Preference for United States industry¹²)」において、相手が「製品が実質的に合衆国において製造されることに同意しない限り」、契約者または契約者から発明に関する権利を譲り受けた者 (assignee) は、排他的実施権を米国内で許諾（ライセンス）してはならないと定めており、「実質的に合衆国において製造する見込みのある潜在的ライセンシーに対して類似の条件に基づいてライセンスを供与するための合理的な努力が成功しなかったこと，又は現状においては国内生産が商業的に実行不能であることを証明したとき」に限って、連邦政府機関は、前述の同意要件を放棄 (waive) することができる（すなわち、米国外で製造するための排他的実施権を許諾（ライセンス）することができる）。（通常実施権に関しては、制限は無い。したがって、連邦政府から資金助成を受けた研究から生じた発明に関する権利を保持する契約者が、自らも実施権を保持しつつ、米国外の企業に通常実施権を許諾して米国外で製造することは可能であると読める。）¹³。

また、譲渡については、「第202条 権利の処分¹⁴ (Disposition of rights¹⁵)」において、非営利団体は、連邦政府機関の承認を得ずに、発明の管理を主要職務の一つとしている団体以外の他人に対して発明に関する権利を譲渡することを禁止している（営利企業による譲渡に関しては、制限は無い。）¹⁶。

いずれも日本版バイ・ドール条項には無い規定である。

¹¹ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015年1月28日]

¹² Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第35巻一特許），http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015年1月28日]

¹³ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁴ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015年1月28日]

¹⁵ Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第35巻一特許），http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015年1月28日]

¹⁶ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

図表 6 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権
(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)
における知的財産の実施許諾（ライセンス）及び譲渡の制限に関する規定

第 204 条 合衆国産業の優先性

この章の他の如何なる規定にも拘らず、対象発明についての権原を取得する小規模企業体又は非営利団体、及び当該小規模企業体又は非営利団体の譲受人は、他人が対象発明を具現化する製品又は対象発明である方法によって生産される製品が実質的に合衆国において製造されることに同意しない限り、当該他人に合衆国において対象発明を使用し又は販売する排他権を付与してはならない。ただし、個別の事件においては、発明が行われる基礎となった資金供与契約の当事者である連邦政府機関は、小規模企業体、非営利団体又はその譲受人が、実質的に合衆国において製造する見込みのある潜在的ライセンスに対して類似の条件に基づいてライセンスを供与するための合理的な努力が成功しなかったこと、又は現状においては国内生産が商業的に実行不能であることを証明したときは、前記の合意についての要件を放棄することができる。

35 U.S.C. 204 Preference for United States industry.

Notwithstanding any other provision of this chapter, no small business firm or nonprofit organization which receives title to any subject invention and no assignee of any such small business firm or nonprofit organization shall grant to any person the exclusive right to use or sell any subject invention in the United States unless such person agrees that any products embodying the subject invention or produced through the use of the subject invention will be manufactured substantially in the United States. However, in individual cases, the requirement for such an agreement may be waived by the Federal agency under whose funding agreement the invention was made upon a showing by the small business firm, nonprofit organization, or assignee that reasonable but unsuccessful efforts have been made to grant licenses on similar terms to potential licensees that would be likely to manufacture substantially in the United States or that under the circumstances domestic manufacture is not commercially feasible.

第 202 条 権利の処分

35 U.S.C. 202 Disposition of rights.

(c) 小規模企業体又は非営利団体を相手とする個々の資金供給契約には、次の事項を実行するための適切な規定を含めなければならない。

(c) Each funding agreement with a small business firm or nonprofit organization shall contain appropriate provisions to effectuate the following:

(7) 非営利団体の場合は,

(A) 対象発明に関する権利を連邦政府機関の承認を得ないで、合衆国内で譲渡することの禁止。ただし、その譲渡が発明の管理をその主要職務の1としている団体に対して行われる場合を除く(ただし、当該譲受人が契約者と同一の規定に従うことを条件とする)。

[以下略]

(7) In the case of a nonprofit organization, (A) a prohibition upon the assignment of rights to a subject invention in the United States without the approval of the Federal agency, except where such assignment is made to an organization which has as one of its primary functions the management of inventions (provided that such assignee shall be subject to the same provisions as the contractor);

[以下略]

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第35巻－特許)

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

③ 知的財産の未活用に対する対処

米国特許法は、連邦政府から資金助成を受けた研究から生じた発明が未活用である場合に関して、次の通り、「第203条 介入権¹⁷ (March-in rights¹⁸)」を規定している¹⁹。

連邦政府機関は、連邦政府機関と資金助成契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者(assignee)または排他的実施権を付与された者(exclusive licensee)に対して、以下の場合に限って、排他的または非排他的実施権の付与を申請した者にそれを付与するよう要求することができる。また、連邦政府機関と資金助成契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者または排他的実施権を付与された者がその要求を拒絶した場合は、連邦政府機関自体に排他的または非排他的実施権を付与するよう要求することができる。

以上のような要求は、以下の理由で上述の措置が必要である場合に限って、行うことができる。

1) 連邦政府機関と資金助成契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者が、発明の「実際の利用 (practical application)」を達成するための有効な手段を講じていないか、「合理的な期間内 (within a reasonable time)」に講じることが期待できない

¹⁷ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015年1月28日]

¹⁸ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第35巻－特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015年1月28日]

- 2) 連邦政府機関と資金助成契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者または実施権を付与された者によって適切な程度には満たされていない衛生上または安全上の要求を軽減するため
- 3) 連邦政府の規則に定められている公共的使用の要件が、連邦政府機関と資金助成契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者または実施権を付与された者によって適切な程度には満たされていない
- 4) 「第 204 条 合衆国産業の優先性」に違反している

なお、上記 1) の「実際の利用 (practical application)」とは、製品の場合は「製造すること」を指し、発明が現に利用されて (utilized) おり、法または政府規制によって認められる場合は、「その便益を合理的条件によって公衆が利用することができることを確認することができること」が条件とされている。

図表 7 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権
(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)

における知的財産が未活用の場合の対処に関する規定

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻 – 特許)

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)による。

第 201 条 定義

この章で使用される場合は、用語の意味は次のとおりとする。

35 U.S.C. 201 Definitions.

As used in this chapter —

[以下、一部の用語のみ抜粋]

(f) 「実際の利用」とは、組成物又は製品の場合においては製造すること、方法又は手法の場合においては実行すること、機械又はシステムの場合は運転することをいう。何れの場合においても、その発明が現に利用されていること、及び法又は政府規制によって認められる場合は、その便益を合理的条件によって公衆が利用することができることを確認することができることを条件とする。

(f) The term “practical application” means to manufacture in the case of a composition or product, to practice in the case of a process or method, or to operate in the case of a machine or system; and, in each case, under such conditions as to establish that the invention is being utilized and that its benefits are to the

¹⁹ 以下、米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

extent permitted by law or Government regulations available to the public on reasonable terms.

第 203 条 介入権

(a) 小規模企業体又は非営利団体がこの章に基づいてその権原を取得した対象発明に関しては、対象発明が行われる基になった資金供給契約の当事者である連邦政府機関は、本法に基づいて公布される規則に定められる手続に従い、対象発明に係る契約者、譲受人又は排他的ライセンシーに対し、如何なる使用分野におけるものであれ、非排他的、一部排他的又は排他的ライセンスをその状況下において合理的な条件に基づき、責任能力のある申請人に付与するよう要求すること、及び契約者、譲受人又は排他的ライセンシーが当該要求を拒絶した場合は、当該ライセンスを連邦政府機関自体に付与するよう要求することができる。ただし、当該連邦政府機関が次の事項を決定する場合に限る。

(1) 当該措置が、契約者又は譲受人が該当する使用分野における対象発明の実際の利用を達成するための有効な手段を講じていない又は合理的な期間内に講じることが期待できないために、必要であること

(2) 当該措置が、契約者、譲受人又はそのライセンシーによって適切な程度には満たされていない衛生上又は安全上の要求を軽減するために必要であること

(3) 当該措置が、連邦政府の規則に定められている公共的使用の要件を満たすために必要であり、かつ、当該要件が契約者、譲受人又はライセンシーによって適切な程度には満たされていないこと、又は

(4) 当該措置が、第 204 条によって要求される合意が取得若しくは放棄されていないために、又は合衆国において対象発明を実施若しくは販売する排他権に係るライセンシーが第 204 条に従って取得された契約に違反しているために、必要であること

(b) 本条又は第 202 条(b)(4)による決定は、合衆国法典第 41 卷第 71 章の適用を受けない。行政不服申立手続は、第 206 条に従って公布される規則によって定められるものとする。更に、本条に基づく決定によって不利益を被る契約者、発明者、譲受人又は排他的ライセンシーは、その決定が行われてから 60 日以内の如何なるときにも合衆国連邦請求裁判所に請願書を提出することができ、当該裁判所は、記録された上訴について決定をし、事情に応じて、連邦政府機関の決定を確認、取消、差戻又は変更する権限を有する。(a)(1)及び(3)に記載した事件の場合は、連邦政府機関の決定は、前文に基づいて行われた不服申立又は請願が究明されるまでは未決の状態にしておくものとする。

35 U.S.C. 203 March-in rights.

(a) With respect to any subject invention in which a small business firm or nonprofit organization has acquired title under this chapter, the Federal agency under whose funding agreement the subject invention was made shall have the right, in accordance with such procedures as are provided in regulations promulgated hereunder, to require the contractor, an assignee, or exclusive licensee of a subject invention to grant a nonexclusive, partially exclusive, or exclusive license in any field

of use to a responsible applicant or applicants, upon terms that are reasonable under the circumstances, and if the contractor, assignee, or exclusive licensee refuses such request, to grant such a license itself, if the Federal agency determines that such —

(1) action is necessary because the contractor or assignee has not taken, or is not expected to take within a reasonable time, effective steps to achieve practical application of the subject invention in such field of use;

(2) action is necessary to alleviate health or safety needs which are not reasonably satisfied by the contractor, assignee, or their licensees;

(3) action is necessary to meet requirements for public use specified by Federal regulations and such requirements are not reasonably satisfied by the contractor, assignee, or licensees; or

(4) action is necessary because the agreement required by section 204 has not been obtained or waived or because a licensee of the exclusive right to use or sell any subject invention in the United States is in breach of its agreement obtained pursuant to section 204.

(b) A determination pursuant to this section or section 202(b)(4) shall not be subject to chapter 71 of title 41. An administrative appeals procedure shall be established by regulations promulgated in accordance with section 206. Additionally, any contractor, inventor, assignee, or exclusive licensee adversely affected by a determination under this section may, at any time within sixty days after the determination is issued, file a petition in the United States Court of Federal Claims, which shall have jurisdiction to determine the appeal on the record and to affirm, reverse, remand or modify, as appropriate, the determination of the Federal agency. In cases described in paragraphs (1) and (3) of subsection (a), the agency's determination shall be held in abeyance pending the exhaustion of appeals or petitions filed under the preceding sentence.

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻—特許)

(注) 下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

④ 外国企業等の取扱い

米国特許法「第 202 条 権利の処分²⁰ (Disposition of rights²¹)」は、連邦政府機関と資金助成契約 (funding agreement) を締結する契約者 (contractor) が、米国内に「営業

²⁰ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm> [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

²¹ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻—特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

所 (a place of business)」を所有していない場合は、発明に関する権利を保持することを選択できない資金助成契約とすることができると規定している²²。

図表 8 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権
(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)
における外国企業等の取扱いに関する規定

第 202 条 権利の処分

35 U.S.C. 202 Disposition of rights.

(a) 非営利団体又は小規模企業体の各々は、本条(c) (1)によって要求される開示の後の適切な期間内に、対象発明についての権原を保有する選択をすることができる。ただし、次の事情においては、資金供給契約はそれと異なる規定をすることができる。(i) 契約者が合衆国に所在していない、又は合衆国に営業所を所有していない、又は外国政府の管理下にあるとき、

[以下略]

(a) Each nonprofit organization or small business firm may, within a reasonable time after disclosure as required by paragraph (c) (1) of this section, elect to retain title to any subject invention: Provided, however, That a funding agreement may provide otherwise (i) when the contractor is not located in the United States or does not have a place of business located in the United States or is subject to the control of a foreign government,

[以下略]

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻一特許)

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⑤ 特許出願を一定期間開示しない権限

米国特許法に基づき、特許出願された発明は、出願日から 18 カ月後以降に公開される²³が、「第 205 条 機密性²⁴ (Confidentiality²⁵)」は、連邦政府から資金助成を受けた研究から生じた発明に関して連邦政府機関は「適切な期間、公衆に開示しない権限を有する」とし、「情報公開を要求されることもない」と定めている²⁶。

²² 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²³ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻一特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

²⁴ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

²⁵ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 巻一特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

²⁶ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

図表 9 米国特許法 第 18 章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権
(CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)
における特許出願を一定期間開示しない権限に関する規定

第 205 条 機密性

連邦政府機関は、特許出願をするために、連邦政府が権利、権原又は利害関係(非排他的ライセンスを含む)を所有する又は所有することができる発明を開示する情報を、適切な期間、公衆に開示しない権限を有する。更に、連邦政府機関は、合衆国特許商標庁又は外国の特許庁に対して提出された特許出願の一部である書類の写しを公開するよう要求されることはない。

35 U.S.C. 205 Confidentiality.

Federal agencies are authorized to withhold from disclosure to the public information disclosing any invention in which the Federal Government owns or may own a right, title, or interest (including a nonexclusive license) for a reasonable time in order for a patent application to be filed. Furthermore, Federal agencies shall not be required to release copies of any document which is part of an application for patent filed with the United States Patent and Trademark Office or with any foreign patent office.

第 122 条 出願の秘密性；特許出願の公開

(a) 秘密保持

(b)に規定する場合を除き、特許出願は、特許商標庁によって秘密が守られるものとし、特許出願に関する情報は、議会制定法の規定を実行するために又は長官が定める特別な状況において必要とするときを除き、出願人又は所有者の許可を得ないでは提供されない。

(b) 公開

(1) 一般

(A) (2)に従うことを条件として、特許出願の各々は、本法に基づいてその利益が求められる最先の出願日から 18 月の期間が満了した後速やかに、長官が定める手続に従って公開されるものとする。出願人から請求があったときは、出願は、当該 18 月の期間の終了前に公開することができる。

[以下略]

35 U.S.C. 122 Confidential status of applications; publication of patent applications.

(a) CONFIDENTIALITY. — Except as provided in subsection (b), applications for patents shall be kept in confidence by the Patent and Trademark Office and no information concerning the same given without authority of the applicant or owner

unless necessary to carry out the provisions of an Act of Congress or in such special circumstances as may be determined by the Director.

(b) PUBLICATION. —

(1) IN GENERAL. —

(A) Subject to paragraph (2), each application for a patent shall be published, in accordance with procedures determined by the Director, promptly after the expiration of a period of 18 months from the earliest filing date for which a benefit is sought under this title. At the request of the applicant, an application may be published earlier than the end of such 18-month period.

[以下略]

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第35巻－特許）

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(2) 保健福祉省 (Department of Health and Human Services (HHS)) 国立衛生研究所 (National Institutes of Health (NIH))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

米国 保健福祉省 (Department of Health and Human Services (HHS)) 国立衛生研究所²⁷ (National Institutes of Health (NIH)) (以下、「NIH」と言う。)は、医療研究を行う複数の研究所を擁する研究機関であると共に医療研究に資金供与している研究資金供与機関 (ファンディングエージェンシー) である。

予算の85%を外部への助成に、15%を内部の研究所における研究に用いている²⁸。

NIHは、資金供与の形態として、助成 (grants)、協働契約²⁹ (cooperative agreements)、調達契約³⁰ (procurement contracts) 他の各種の形態を設けている³¹。

内部の研究所における研究成果を中心に NIH が保有する知的財産の管理や技術移転を行う「技術移転オフィス³² (Office of Technology Transfer)」を設けている。

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

NIHは、研究資金供与に関する「知的財産ポリシー³³ (Intellectual Property Policy)³⁴」を定めており、助成 (grants)、協働契約³⁵ (cooperative agreements)、調達契約³⁶ (procurement contracts) に適用している³⁷。また、「NIH助成ポリシー・ステートメント³⁸ (NIH Grants Policy Statement)³⁹」において、助成における知的財産に係る規定を定めている。

²⁷ 和訳は(独)科学技術振興機構 (JST) 「JST トピックス『JSTと米国国立衛生研究所(NIH)との協力に関する覚書締結』(2013年1月10日)による。 <http://www.jst.go.jp/report/2012/130115.html> [最終アクセス日; 2015年1月28日]

²⁸ NIHヒアリング結果 (2014年11月24日)

²⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁰ 29と同じ。

³¹ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。 http://grants.nih.gov/grants/policy/nihgps_2013/ [最終アクセス日; 2015年1月28日]

³² 29と同じ。

³³ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁴ NIH Office of Extramural Research, Intellectual Property Policy (知的財産ポリシー) <http://grants.nih.gov/grants/intell-property.htm> [最終アクセス日; 2015年1月28日]

³⁵ 33と同じ。

³⁶ 33と同じ。

³⁷ NIH Office of Extramural Research, Intellectual Property Policy (知的財産ポリシー) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³⁸ 33と同じ。

³⁹ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) http://grants.nih.gov/grants/policy/nihgps_2013/ [最終アクセス日; 2015年1月28日]

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属

① 研究開発の成果（知的財産）の帰属先

- ◆ 資金供与契約の契約者は、発明を開示し、発明に関する権利を保持することを選択して NIH に書面で通知し、特許出願することを、資金供与契約において規定した上で実行すれば発明に関する権利を保持できるが、連邦政府も米国のために全世界で実施／実施許諾できる権利を付与される

NIH の「知的財産ポリシー⁴⁰ (Intellectual Property Policy)⁴¹」は、国が資金供与した研究プロジェクトから生まれた発明は、バイ・ドール法により、資金供与した連邦政府機関に報告する必要があり、また、バイ・ドール法は、政府にその発明を実施する権利を実施許諾すると同時に、資金供与した研究で生まれた発明の所有権を、企業（大手及び小規模）や非営利機関（大学を含む）が保持することを許可としている。その代わり、発明の所有権を保持する機関は、権利化のために特許出願し、公衆衛生⁴² (public health) に資するよう実施許諾により事業化を確実にすることが期待されていると定めている。⁴³

図表 10 NIH 知的財産ポリシー (Intellectual Property Policy) における
知的財産の帰属に関する規定

Regulations
Inventions arising from federally funded research projects are required to be reported to the government agency that funded the project, per the Bayh-Dole Act (the Patent and Trademark Law Amendments Act). The Act permits businesses (large and small) and nonprofits (including universities) to retain ownership of the inventions made under federally funded research and contract programs, while also giving the government the license to practice the subject invention. In turn, the organizations are expected to file for patent protection and to ensure commercialization upon licensing for the benefit of public health. Read the regulations at Bayh-Dole Act (37 CFR 401).

(出典) NIH Office of Extramural Research, Intellectual Property Policy

⁴⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴¹ NIH Office of Extramural Research, Intellectual Property Policy (知的財産ポリシー)
<http://grants.nih.gov/grants/intell-property.htm> [最終アクセス日; 2015年1月28日]

⁴² 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴³ NIH Office of Extramural Research, Intellectual Property Policy (知的財産ポリシー) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

NIHの「知的財産ポリシー⁴⁴ (Intellectual Property Policy)⁴⁵」では、研究資金の受領者が発明に関する権利を保持するために実行しなければならない事項が、以下の通り定められている。なお、下線を付した箇所は、バイ・ドール法の規定（「(i) バイ・ドール法について」を参照）より厳しい規定を、NIHが定めている箇所である。⁴⁶

NIHへのヒアリングによれば、実際には、発明者が所属機関に提出した発明届の日付から2カ月より後にNIHに対して発明報告があったとしても、特に罰則等はない。また、発明の所有権を保持するかどうかの通知は、通常は数ヶ月以内に行われることが多く、2年は長いですが、バイ・ドール法制定時からそのままになっているとのことである。⁴⁷ (NIHは、2年をさらに延長できる規定も定めている(後述)。)

図表 11 NIH 知的財産ポリシー (Intellectual Property Policy) における
契約者が発明に関する権利を保持するための要件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 各新規の発明を、その発明の報告を受けてから <u>2 カ月以内</u>に連邦政府資金供与機関に報告しなければならない ○ 発明開示の日から2年以内に、その技術の所有権を保持するかどうかを決定し、いずれの決定についても連邦政府機関に通知しなければならない（発明に関する権利の保持を選択する） ○ 所有権を保持すると選択してから <u>1年以内</u>に、特許出願（または植物の場合、植物新品種保護を申請）しなければならない ○ 政府もその発明を実施できるように政府に権利を実施許諾しなければならない ○ 特許化や事業化の進展を政府に常に知らせなければならない ○ あらゆる事業化、実施許諾の努力、または技術を実際に利用（活用）しようとする努力を報告しなければならない
<ul style="list-style-type: none"> ○ Report each new invention to the federal funding agency within two months of the invention being reported to the funding recipient ○ Decide whether to retain ownership of the technology and notify the agency of any decision to retain title within two years of the date of disclosure (i. e. elect to own the invention) ○ File for patent (or plant variety protection, in the case of plants), within one year of electing to retain title. ○ Provide a license to the government to also practice the subject invention |
|---|

⁴⁴ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁵ NIH Office of Extramural Research, Intellectual Property Policy (知的財産ポリシー)
<http://grants.nih.gov/grants/intell-property.htm> [最終アクセス日；2015年1月28日]

⁴⁶ NIH Office of Extramural Research, Intellectual Property Policy (知的財産ポリシー) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁴⁷ NIHヒアリング結果 (2014年11月24日)

- Keep government informed of progress in patenting or commercializing the invention
- Report any commercialization, licensing efforts, or other efforts to bring the technology to practical applications (utilization)

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳。

英語：NIH Office of Extramural Research, Intellectual Property Policy

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

NIHは、また、「NIH助成ポリシー・ステートメント⁴⁸ (NIH Grants Policy Statement)⁴⁹」において、資金供与に関する規定を詳細に定めており、その「8.2.4 発明と特許 (Inventions and Patents)」には、研究資金の受領者が遵守しなければならない発明に関する報告事項とその時期を整理した一覧表が掲載されている⁵⁰。

本表に掲載されている、バイ・ドール法の規定（「(i) バイ・ドール法について」を参照）より厳しいもしくは存在しない規定は、前述したもの以外で、下記の通りである⁵¹。

NIHへのヒアリングによると、下記規定にしたがって、実際に権利化手続を途中で中止する報告は行われているとのことである⁵²。

図表 12 NIH助成ポリシー・ステートメント (NIH Grants Policy Statement) における発明報告に関する規定のうち前述した以外でバイ・ドール法の規定より厳しいもの

- 特許登録・・・特許が登録された時
- 期限の延長：発明に関する権利保持の選定は2年、特許出願は1年の延長申請が可能・・・必要に応じて
- 特許出願状況の変化：特許の状況を報告しなければならない・・・公表、販売または公然実施によって有効な特許を米国において取得することができる1年の法定制限日の最低30日前より前。これによりNIHは、権利化手続を継続するかどうか判断する時間的余裕を持つことができる。
- 発明利用報告：発明の事業化の状況を報告しなければならない・・・毎年
- 年間発明報告：全ての助成の前予算年度における発明を報告しなければならない・・・全ての申請書及び継続進捗報告書の一部として
- 最終発明報告：各助成の全期間における発明のサマリを提出しなければならない・・・プロジェクト期間終了後90日以内

(出典) NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement, 8.2.4 Inventions and Patents

(注) 和訳及び下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁹ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) http://grants.nih.gov/grants/policy/nihgps_2013/ [最終アクセス日；2015年1月28日]

⁵⁰ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁵¹ 50と同じ。

⁵² NIHヒアリング結果 (2014年11月24日)

図表 13 NIH助成ポリシー・ステートメント (NIH Grants Policy Statement) における
発明報告に関する規定

Invention Reporting Requirement	Action Required	When Action Must Be Taken	Discussion	37 CFR 401 Reference
Employee Agreement to Disclose All Inventions	Grantee employees working under the funding award (e.g., PD/PI) must sign an agreement to abide by the terms of the Bayh-Dole Act	At time of employment-term of employment.	Grantee organizations and consortium participants must have policies in place regarding ownership of intellectual property, including conflict of interest issues.	401.14(f)(2)
Invention Report and "Disclosure"	The grantee organization must submit to NIH a report of any subject invention. This includes a written description (the so-called "invention disclosure") of the invention that is complete in technical detail.	Within 2 months of the inventor's initial report of the invention to the grantee organization.	There is no single format for disclosing the invention to the Federal government. The report must identify inventor(s), NIH grant number, and date of any public disclosure.	401.14(a)(2) 401.14(c)(1)
Rights to Consortium Participant Inventions	Consortium participants under NIH grants retain rights to any subject inventions they make.	Within 2 months of the inventor's initial report of the invention to the consortium participant. (The consortium participant has the same invention reporting obligations as the grantee.)	The grantee cannot require ownership of a consortium participant's subject inventions as a term of the consortium agreement.	401.14(g)(1) 401.14(g)(2)
Election of Title to Invention	The grantee must notify NIH of its decision to retain or waive title to invention and patent rights.	Within 2 years of the initial reporting of the invention to NIH.		401.14(b) 401.14(c)(2) 401.14(f)(1)
Confirmatory License	For each invention, the grantee must provide a user license to NIH for each invention.	When the initial non-provisional patent application is filed.		401.14(f)(1)

Invention Reporting Requirement	Action Required	When Action Must Be Taken	Discussion	37 CFR 401 Reference
Patent Application	The grantee must inform NIH of the filing of any non-provisional patent application. The patent application must include a Federal government support clause.	Within 1 year after election of title, unless there is an extension.	Initial patent application is defined as a non-provisional application. The patent application number and filing date must be provided. The following language is to be used on patent application: "This invention was made with government support under (identify the funding award) awarded by (identify the IC and Federal Agency). The government has certain rights in the invention." All communications for such requests must be sent to OER.	401.14(c)(3) 401.2(n) 401.14(f)(4)
Assignment of Rights to Third Party	If the grantee is a non-profit organization, it must ask NIH approval to assign invention or U.S. patent rights to any third party, including the inventor(s).	As needed. All communication for such requests must be sent to OER. The NIH Office of Technology Transfer serves in an advisory capacity to OER for the processing of such assignment requests.	Grantees that are for-profit entities (including small businesses) do not need to ask approval, but ongoing reporting remains a requirement for each invention.	401.14(k)
Issued Patent	The grantee must notify NIH that a patent has been issued.	When the patent is issued.	The patent issue date, number, and evidence of Federal government support clause must be provided.	401.5(f)(2)
Extension of Time to Elect Title or File Patent	The grantee may request an extension of up to 2 years for election of title, or an extension of up to 1 year for filing a patent application.	As needed.	Request for extension of time must be made. Such requests are preapproved.	401.14(c)(4)
Change in Patent Application Status	The grantee must notify NIH of changes in patent status.	At least 30 days before any pending patent office deadline.	This notification allows NIH to consider continuing the patent action.	401.14(f)(3)

Invention Reporting Requirement	Action Required	When Action Must Be Taken	Discussion	37 CFR 401 Reference
Invention Utilization Report	The grantee must submit information about the status of commercialization of any invention for which title has been elected.	Annually.	This report gives an indication of whether the objectives of the law are being met. Specific reporting requirements can be found in iEdison (http://iEdison.gov).	401.14(h)
Annual Invention Statement	The grantee must indicate any inventions made during the previous budget period on all grant awards.	Part of all competing applications and non-competing continuation progress reports.	The information is requested as a checklist item on the PHS 398 application and on the non-competing continuation progress report.	PHS 398 and PHS 2590
Final Invention Statement and Certification	The grantee must submit to the NIH awarding IC GMO a summary of all inventions made during the entire term of each grant award.	Within 90 days after the project period (competitive segment) ends.	Required information is specified on the HHS 568 form. If no inventions occurred during the project period, a negative report must be submitted.	401.14(f)(5)

Failure of the grantee to comply with any of these or other regulations cited in 37 CFR 401 may result in the loss of patent rights or a withholding of additional grant funds.

(出典) NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement, 8.2.4 Inventions and Patents

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

(a) NIH との共同研究では発明に関する権利は共有

NIHは研究所を有しているため、NIH の研究所と研究プロジェクトの契約者との共同研究の場合は、成果（知的財産）は両者の共有となる。NIH へのヒアリングによると、NIH と研究プロジェクトの契約者との共有になっている発明は結構多いとのことである。⁵³

(b) NIH は研究プロジェクトの契約者が保持していた発明に関する権利を数多く得ている

バイ・ドール法は、NIH と資金供与契約を締結する契約者が、NIH に発明を開示しなかった場合や発明に関する権利を保持することを書面により選択しなかった場合は、その発明に関する権利は、連邦政府が得ることができ、また、契約者が定められた期限内に特許出

⁵³ NIH ヒアリング結果（2014年11月24日）

願しなかった国における発明に関する権利は、連邦政府が得ることができると定めている。

54

NIH へのヒアリングによると、上述のようにして、研究プロジェクトの契約者が保持していた発明に関する権利を NIH が得る（NIH に返還される）ケースは結構多く、毎月約 50 件あるとのことである。その理由としては、権利化できなかった、もしくは権利化したもう不要になった等が多いそうである。⁵⁵

返還された知的財産を NIH は、権利化されているか否かにかかわらず、通常全面的に公開している。これは、返還された知的財産は、NIH にとってもそれほど大きな価値をもたない場合が多いためである。なお、返還される知的財産が累積してきていることから、その有効活用を図るため、近日中に専用のウェブページを構築・公開する予定とのことであった。⁵⁶

（ iv ） 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

NIH は、知的財産を共有しなくても、全世界においてその発明を実施または実施させる権利をバイ・ドール法に基づいて付与されているが、NIH へのヒアリングによると、製造の意向はない。しかし、NIH の研究所と研究プロジェクトの契約者との共同研究で成果（知的財産）を共有している場合に、実施許諾を手がけているケースはあるとのことである。

実際には、NIH と研究プロジェクトの契約者のいずれか片方だけが実施許諾を行う取り決めを最初に行うとのことであり、いずれが行うかはケースバイケースである。例えば、NIH のバックグラウンドを多く利用した研究であれば NIH が実施許諾を行うとして双方合意することが一般的であり、逆の場合は相手側となるとのことである。⁵⁷

（ v ） 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

NIH は、研究開発プログラム企画時に特許調査はおこなっていない⁵⁸。

⁵⁴ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁵⁵ NIH ヒアリング結果（2014年11月24日）

⁵⁶ 55と同じ。

⁵⁷ 以上、NIH ヒアリング結果（2014年11月24日）

⁵⁸ NIH ヒアリング結果（2014年11月24日）

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

NIHは、研究開発プロジェクト提案時に、特に特許調査を推奨するようなことはしていない。

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

「NIH助成ポリシー・ステートメント⁵⁹ (NIH Grants Policy Statement)⁶⁰」は、NIHが資金供与した活動の成果は、研究コミュニティに加えて一般国民が入手できるようにしなければならない、というのがNIHのポリシーであると定めている⁶¹。これが最も重要な全般的な規定で、秘匿することは許されていない⁶²。

バイ・ドール法が、発明に関する権利が未活用の場合の対処として後述する「介入権 (March-in rights)」が定めているように、発明に関する権利を保持する機関は、発明に関する権利を「事業化、実施許諾の努力、または技術を実際に利用 (利用) しよう」と⁶³ 努力することが求められており、NIHの研究成果も一部事業化されているが、NIHへのヒアリングによれば、事業化よりも、ノーベル賞級の研究成果を上げて発表することを主たる目的にしているとのことである⁶⁴。

図表 14 NIH助成ポリシー・ステートメント (NIH Grants Policy Statement) における研究成果の入手可能性に関する規定

<p>8.2 Availability of Research Results: Publications, Intellectual Property Rights, and Sharing Research Resources</p> <p>It is NIH policy that the results and accomplishments of the activities that it funds should be made available to the public. PD/PIs and grantee organizations are expected to make the results and accomplishments of their activities available to</p>
--

⁵⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁶⁰ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) http://grants.nih.gov/grants/policy/nihgps_2013/ [最終アクセス日; 2015年1月28日]

⁶¹ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁶² NIHヒアリング結果 (2014年11月24日)

⁶³ 「図表 NIH知的財産ポリシー (Intellectual Property Policy) における契約者が発明に関する権利を保持するための要件」より。

⁶⁴ 62と同じ。

the research community and to the public at large. (See also Availability and Confidentiality of Information- Confidentiality of Information- Access to Research Data in Part I for policies related to providing access to certain research data at public request.) If the outcomes of the research result in inventions, the provisions of the Bayh-Dole Act of 1980, as implemented in 37 CFR 401, apply.

(出典) NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金 供与機関による合意への関与

NIH と資金供与契約を締結する前に、研究プロジェクトのメンバー間で知的財産に関して合意しておくことを義務付けている。ただし、その内容にはNIHは関与しない。合意したという事実のみを確認する。

なお、資金供与の申請時点で合意している必要はない。⁶⁵

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

NIH は、特許出願料、弁理士や弁護士に係る費用、特許調査に係る費用に対しては、助成していない。これは、NIH は、事業化に対しては助成しない方針であるためである。知的財産権の所有権を主張するのであれば、それに係る費用も責任を持つように、という考え方とのことである。⁶⁶

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

NIH 内に弁護士はいるが、資金供与契約の手続のために雇われているものであり、資金供与した研究プロジェクトの契約者に対して、弁護士等の知的財産専門家を派遣してアドバイスを行うような支援は提供していない。助成契約（grant agreement）は標準化されており、交渉等はあまり必要ない。⁶⁷

⁶⁵ 以上、NIH ヒアリング結果（2014年11月24日）

⁶⁶ NIH ヒアリング結果（2014年11月24日）

⁶⁷ NIH ヒアリング結果（2014年11月24日）

(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

① 研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

NIHは、“研究開発プロジェクト参加者以外”を特に取り上げて、実施許諾や譲渡に制限は設けていない。

ただし、譲渡については、「NIH 助成ポリシー・ステートメント⁶⁸ (NIH Grants Policy Statement) ⁶⁹」の「8.2.4 発明と特許 (Inventions and Patents)」に掲載されている、研究資金の受領者が遵守しなければならない発明に関する報告事項とその時期を整理した一覧表（前掲）に、バイ・ドール法と同様の制限が記載されている。すなわち、非営利団体は、発明や特許権の譲渡について NIH の承認を得なければならない。⁷⁰ NIH へのヒアリングで本規定の背景理由を尋ねたところ、企業が子会社に権利譲渡するのは普通だが、大学間で権利が移転するのは事前に把握しておきたいと考えたためと思われるとのことである⁷¹。

② 外国企業への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

実施許諾については、バイ・ドール法は「合衆国産業の優先性⁷² (Preference for United States industry)」を定めている。具体的には、米国特許法「第 204 条 合衆国産業の優先性 (Preference for United States industry⁷³)」に定められている通り、相手が「製品が実質的に合衆国において製造されることに同意しない限り」、契約者または契約者から発明に関する権利を譲り受けた者 (assignee) は、排他的実施権を米国内で許諾（ライセンス）することはできず、「実質的に合衆国において製造する見込みのある潜在的ライセンシーに対して類似の条件に基づいてライセンスを供与するための合理的な努力が成功しなかったこと、又は現状においては国内生産が商業的に実行不能であることを証明したとき」に限って、NIH は、前述の同意要件を放棄することができる（すなわち、米国外で製造するための排他的実施権を許諾（ライセンス）することができる）⁷⁴。NIH へのヒアリングで

⁶⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁶⁹ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) http://grants.nih.gov/grants/policy/nihgps_2013/ [最終アクセス日；2015年1月28日]

⁷⁰ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁷¹ NIH ヒアリング結果 (2014年11月24日)

⁷² 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。 http://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015年1月28日]

⁷³ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第35巻一特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015年1月28日]

⁷⁴ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

は、前述の同意要件を放棄することができる例として、既に外国で製造している製品に用いる技術である等が挙げられた。申請件数は多くないと言われたが、本調査研究で調査した他の2機関と比べれば多く、毎年一握り程度の申請があるとのことである。⁷⁵

上記①以外の場合の譲渡や、非排他的実施権の許諾については、米国内だけでなく米国外に対しても可能である。譲渡については、営利企業による譲渡に関しては、制限は無いため、知的財産管理部門を外国に置いている外資系企業（発明に関する権利を保持できるためには米国内に「営業所 (a place of business)」を所有している必要がある）が、NIHから資金供与を受けた研究から生じた発明に関する権利を、米国外の知的財産管理部門に譲渡することも可能である。実施許諾については、米国内と米国外の両方に非排他的実施権を許諾し、両方で製造するのであれば問題ない。⁷⁶

NIHへのヒアリングによれば、いずれも国の事前承認・国への報告無しで可能である⁷⁷。

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

① 報告義務を課している事項

(a) 発明利用報告

バイ・ドール法に基づき、NIHと資金供与契約を締結する契約者は、発明に関する権利を保持するために、NIHに発明を開示し、特許出願すると共に、利用 (utilization) または利用するための努力について、定期的にNIHに報告しなければならない⁷⁸。

この「発明利用報告⁷⁹ (Invention Utilization Report)」を、「NIH助成ポリシー・ステートメント⁸⁰ (NIH Grants Policy Statement)⁸¹」は、「毎年」行わなければならないと定めている。また、報告は、連邦政府ウェブサイト“i-Edison.gov reporting website”⁸²上で行うことができるようになっている。⁸³

⁷⁵ NIHヒアリング結果 (2014年11月24日)

⁷⁶ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁷⁷ NIHヒアリング結果 (2014年11月24日)

⁷⁸ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁷⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁸⁰ 79と同じ。

⁸¹ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) http://grants.nih.gov/grants/policy/nihgps_2013/ [最終アクセス日; 2015年1月28日]

⁸² 連邦政府ウェブサイト“i-Edison.gov reporting website”のURLは<http://s-edison.info.nih.gov/iEdison>

⁸³ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

NIH へのヒアリングによると、「発明利用報告 (Invention Utilization Report)」で報告すべき項目としては、次のような 10 項目程度の具体的な項目を定めているが、企業の売上高の報告は不要としている。また、報告された情報を、NIH は、バイ・ドール法に従い、商業的かつ財務的秘密の情報であり、秘匿特権のある秘密情報として取り扱っている。⁸⁴

図表 15 NIH が発明利用報告で報告を求めている事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 出願中／登録済等の特許出願の進捗状況・ 実施許諾の有無・ 実施許諾先企業名・ 薬事法申請中／承認済等の進捗状況・ 販売の有無・ 製品名・ ロイヤリティ収入 等 |
|---|

(b) 研究成果の報告

NIH の「NIH 助成ポリシー・ステートメント⁸⁵ (NIH Grants Policy Statement)⁸⁶」は、資金供与を受けた研究プロジェクトで創出された「研究成果 (result) (権利化されない研究成果が中心⁸⁷)」について、プロジェクト終了時に「最終進捗報告⁸⁸ (Final Progress Reports)」を提出しなければならないと規定している⁸⁹。

最終進捗報告の方法を記した保健福祉省による「最終進捗報告手順書⁹⁰ (Final Progress Report Instructions)⁹¹」は、最終進捗報告は、プロジェクト終了から 90 日以内に提出しなければならないが、連邦政府のウェブサイト“eRA Commons”⁹²を通して電子的に提出することを強く推奨している⁹³。

⁸⁴ NIH ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

⁸⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁸⁶ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) http://grants.nih.gov/grants/policy/nihgps_2013/ [最終アクセス日; 2015 年 1 月 28 日]

⁸⁷ NIH ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

⁸⁸ 85と同じ。

⁸⁹ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁹⁰ 85と同じ。

⁹¹ U. S. Department of Health and Human Services, Public Health Service, Final Progress Report Instructions (最終進捗報告手順書), October, 2014 <http://grants.nih.gov/grants/forms.htm> [最終アクセス日; 2015 年 1 月 28 日]

⁹² 連邦政府のウェブサイト“eRA Commons”の URL は、<https://commons.era.nih.gov/commons/>

⁹³ U. S. Department of Health and Human Services, Public Health Service, Final Progress Report Instructions (最終進捗報告手順書) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

図表 16 NIH助成ポリシー・ステートメント (NIH Grants Policy Statement) における
最終進捗報告に関する規定

8.4.1.4 Final Progress Reports
A final progress report is required for any grant that is terminated and any award that will not be extended through award of a new competitive segment. See the Final Progress Report Instructions posted at <http://grants.nih.gov/grants/forms.htm>. Grantees should also review the information found in Administrative Requirements- Closeout- Final Progress Reports.

(出典) NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement

図表 17 米国保健福祉省の最終進捗報告手順書 (Final Progress Report Instructions)
における最終進捗報告に関する規定

A. Final Progress Report Requirement and Submission Information
A final progress report is required for any grant that is terminated and any award that will not be extended through award of a new competitive segment. The report is due within 90 of the end of the project period. If a competitive renewal (Type 2) application has been submitted, whether funded or not, the progress report contained in that application may serve in lieu of a separate final progress report at the discretion of the funding Institute/Center (IC). Otherwise, a final progress report should be prepared in accordance with the requirements below and any specific requirements set forth in the terms and conditions of the award.
There is no form page for the final progress report. At the top of the first page provide the grant number, project title, name of grantee organization, project period (start and end dates), name of the PD/PI, and clearly indicate “Final Progress Report.”
All grantees are strongly encouraged to submit the final progress report electronically through the eRA Commons at <https://commons.era.nih.gov/commons/>. See the eRA Commons User Guide, section 9.11 Closeout.

(出典) U. S. Department of Health and Human Services, Public Health Service, Final Progress Report Instructions, October, 2014

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

NIH は、毎年受領する「発明利用報告⁹⁴ (Invention Utilization Report)」を評価することはしておらず、報告を受けて、例えば権利化の進め方や発明の活用方法についてアド

⁹⁴ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

バイスをするようなこともしていない。

NIH へのヒアリングによると、研究成果に関する「最終進捗報告⁹⁵ (Final Progress Reports)」は NIH のウェブサイト公表される。これは、成果評価のためでもあり、またアカウントビリティのためでもある。⁹⁶

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

① 報告義務を課している事項／調査の実行有無

(a) 発明利用報告

NIH は、発明の利用 (utilization) または利用するための努力についての報告である「発明利用報告⁹⁷ (Invention Utilization Report)」を、知的財産権が有効な限り続けなければならないとしている⁹⁸。

(b) 研究成果の報告

NIH は、NIH から資金供与を受けた研究をその後どのように継続・発展させているかといった権利化されない研究成果 (result) を主な対象とした報告は、プロジェクト終了時の「最終進捗報告⁹⁹ (Final Progress Reports)」以降は、義務付けていない¹⁰⁰。

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

NIH は、資金供与した研究プロジェクトが終了した後は、研究プロジェクトで創出された知的財産の権利化／活用（事業化）の状況や、その後の研究の発展状況等について調査・評価を行うことはしていない。ただし、将来的にインパクト評価を行うことを検討しているとのことである。¹⁰¹

⁹⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁹⁶ 以上、NIHヒアリング結果(2014年11月24日)

⁹⁷ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁹⁸ NIHヒアリング結果(2014年11月24日)

⁹⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹⁰⁰ NIHヒアリング結果(2014年11月24日)

¹⁰¹ NIHヒアリング結果(2014年11月24日)

(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

バイ・ドール法は、連邦政府から資金供与を受けた研究から生じた発明について、「実際の利用 (practical application)」を達成するための有効な手段を講じていないか、「合理的な期間内 (within a reasonable time)」に講じることが期待できない場合、NIH は、NIH と資金供与契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者 (assignee) または排他的実施権を付与された者 (exclusive licensee) に対して、排他的または非排他的実施権の付与を申請した者にそれを付与するよう要求することができ、その要求が拒絶された場合は、NIH 自体に排他的または非排他的実施権を付与するよう要求することができるとする「介入権 (March-in rights)」を規定している¹⁰²

NIH へのヒアリングによると、これまでに排他的または非排他的実施権の付与が申請された（すなわち「介入 (March-In)」の要請を受けた）ケースが過去に 8 件あるそうである。しかし、いずれも関係者を集めて状況を評価した上で問題を解決しており、排他的または非排他的実施権の付与を申請した者にそれを付与するよう要求したことは無いとのことである。¹⁰³ なお、これらの事例については、NIH の技術移転部門のウェブサイトに報告書が掲載されている¹⁰⁴。

ただし、さらに状況を聞いてみると、資金供与を受けた研究プロジェクトの参加機関が「合理的な期間内に」実施／実施許諾せずにはいたケースよりも、実施許諾はしたが、実施許諾先の企業が薬事法の承認を得られなかった、問題を起こした等のケースが多いとのことであった¹⁰⁵。

(xii) 外国法人の参加

「NIH 助成ポリシー・ステートメント¹⁰⁶ (NIH Grants Policy Statement)¹⁰⁷」は、一般的に、NIH の助成金 (grant) は、米国内または外国、公的または私立、非営利または営利の機関が受領できると規定しており、適格な組織には、高等教育機関、その他の非営利機関、病院、また稀なケースで個人が含まれると定めている¹⁰⁸。

¹⁰² 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁰³ NIH ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

¹⁰⁴ NIH, Office of Intramural Research, Office of Technology Transfer, Policy & Reports, <http://www.ott.nih.gov/policies-reports><http://www.ott.nih.gov/policies-reports> [最終アクセス日 ; 2015 年 2 月 8 日]

¹⁰⁵ NIH ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

¹⁰⁶ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹⁰⁷ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) http://grants.nih.gov/grants/policy/nihgps_2013/ [最終アクセス日 ; 2015 年 1 月 28 日]

¹⁰⁸ NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement (助成ポリシー・ステートメント) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

しかし、NIH へのヒアリングによると、NIH から研究資金供与を受けるためには、米国内に研究部門を有している必要がある。米国内に研究部門を有していれば、米国内法人と同等に扱われ、資金供与を受けた研究に参加でき、資金供与も受けられ、発明に関する権利を保持することもできるとのことである。なお、NIH は資金供与の対象を基礎研究としており、製品開発に対しては資金供与しないため、工場に開発部門が付属しているだけでは条件を満たさない。¹⁰⁹

図表 18 NIH 助成ポリシー・ステートメント (NIH Grants Policy Statement) における
適格性に関する規定

2.3.2 Eligibility

In general, NIH grants may be awarded to organizations that are domestic or foreign, public or private, or non-profit or for-profit. Eligible organizations include governments, including Federal institutions, institutions of higher education, other non-profit organizations, hospitals, and, in rare occasions, individuals (see Completing the Pre-Award Process- Determining Applicant Organization Eligibility). Any special criteria for applicant eligibility or requirements concerning the qualifications of the PD/PI or other staff or participants will be specified in the FOA, program guidelines, or other publicly available documents. Part IIB includes information on fellow and trainee eligibility.

(出典) NIH Office of Extramural Research, NIH Grants Policy Statement

¹⁰⁹ NIH ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

(3) 国防総省 (Department of Defense (DOD)) 国防高等研究計画局 (Defense Advanced Research Projects Agency (DARPA))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

国防総省 (Department of Defense (DOD)) 国防高等研究計画局¹¹⁰ (Defense Advanced Research Projects Agency (DARPA)) (以下、「DARPA」と言う。)は、軍事技術の研究機関及び研究資金供与機関 (ファンディングエージェンシー) である。

DARPA のミッションは、国家安全保障のためにブレークスルー技術を創造することで、ソビエト連邦によるスプートニクの打ち上げにより、アメリカの防衛科学技術プログラムにおける根本的な変化の必要性が示され、その必要性に応じて防衛技術力を回復させるために1958年に設立された (当時の名称は Advanced Research Projects Agency (ARPA))。軍や軍の持つ研究室の直近の特定の要求を超え、技術のフロンティアを広げる研究開発プロジェクトを組成し執行する高水準の防衛機関の必要性を政界・防衛界が認識して設立された。¹¹¹

DARPA は、資金供与の形態として、助成 (grants)、協働契約¹¹² (cooperative agreements)、技術投資契約¹¹³ (technology investment agreement)、調達契約¹¹⁴ (contracts) 他の各種の形態を設けているが、以下では、本調査のテーマである助成及び協働契約について述べる。

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

国防総省は、助成及び協働契約について、バイ・ドール法とは別途「国防総省助成・契約規程¹¹⁵ (Department of Defense Grants and Agreements Regulations (DoDGARS)¹¹⁶)」を定めており、DARPA による研究資金供与も、バイ・ドール法に加えて本規程にも準拠している。

「国防総省助成・契約規程 (DoDGARS)」は、「米国連邦規則集¹¹⁷ (Code of Federal

¹¹⁰ 和訳は、文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」(2009年3月)による。

¹¹¹ DARPA ウェブサイト <http://www.darpa.mil/> [最終アクセス日 2014年12月15日]

¹¹² 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹¹³ 112と同じ。

¹¹⁴ 112と同じ。

¹¹⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹¹⁶ DARPA, Grants and Cooperative Agreements, http://www.darpa.mil/Opportunities/Contract_Management/Grants_and_Cooperative_Agreements.aspx [最終アクセス日 2015年2月6日]

¹¹⁷ 和訳は国立国会図書館ウェブサイト「アメリカ合衆国-法令」による。

<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/USA.php> [最終アクセス日 2015年2月6日]

Regulations (CFR)) 32 卷:国防 (Title 32: National Defense) ¹¹⁸」にあたる。そして、「第 22 部—国防総省助成・契約—裁定と運営¹¹⁹ (PART 22 — DoD GRANTS AND AGREEMENTS—AWARD AND ADMINISTRATION) ¹²⁰」が全般を規定し、「第 32 部—高等教育機関、病院その他の非営利機関との助成・契約における運営要件¹²¹ (PART 32 — ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH INSTITUTIONS OF HIGHER EDUCATION, HOSPITALS, AND OTHER NON-PROFIT ORGANIZATIONS) ¹²²」が非営利機関との契約を、「第 34 部—営利機関との助成・契約における運営要件¹²³ (PART 34 — ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH FOR-PROFIT ORGANIZATIONS) ¹²⁴」が営利機関との契約を規定している。

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属

① 研究開発の成果 (知的財産) の帰属先

- ◆ 資金供与契約の契約者は、発明を開示し、発明に関する権利を保持することを選択して DARPA に書面で通知し、特許出願することを、資金助成契約において規定した上で実行すれば発明に関する権利を保持できるが、連邦政府も米国のために全世界で実施／実施許諾できる権利を付与される

米国連邦規則集 (CFR) 「32 卷:国防 第 34 部—営利機関との助成・契約における運営要件」の第 25 条に「助成において開発・創出された知的財産¹²⁵ (Intellectual property

¹¹⁸ Department of Defense Grants and Agreements Regulations (DoDGARS) (国防総省助成・契約規程), Code of Federal Regulations (連邦規則集), Title 32: National Defense (32 卷:国防), <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?rgn=div5;node=32:1.1.1.3.16#sp32.1.24.f> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

¹¹⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹²⁰ 118と同じ。

¹²¹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹²² Department of Defense Grants and Agreements Regulations (DoDGARS) (国防総省助成・契約規程), Code of Federal Regulations (連邦規則集), Title 32: National Defense (32 卷:国防), PART 32 — ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH INSTITUTIONS OF HIGHER EDUCATION, HOSPITALS, AND OTHER NON-PROFIT ORGANIZATIONS (第 32 部—高等教育機関、病院その他の非営利機関との助成・契約における運営要件), <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=e6551c7581be5e745c7225661a719fc2&r=PART&n=pt32.1.32#se32.1.32> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

¹²³ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹²⁴ Department of Defense Grants and Agreements Regulations (DoDGARS) (国防総省助成・契約規程), Code of Federal Regulations (連邦規則集), Title 32: National Defense (32 卷:国防), PART 34 — ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH FOR-PROFIT ORGANIZATIONS (第 34 部—営利機関との助成・契約における運営要件), <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=e6551c7581be5e745c7225661a719fc2&r=PART&n=pt32.1.34#se32.1.34> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

¹²⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

developed or produced under awards)¹²⁶」に関する規定が記されている。

同条(a)(1)に、小規模企業については、「合衆国法典第35巻—特許¹²⁷(United States Code Title 35 - Patents ; 35 U.S.C.¹²⁸) 第18章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権¹²⁹ (CHAPTER 18 — PATENT RIGHTS IN INVENTIONS MADE WITH FEDERAL ASSISTANCE)」に従うと規定されており、同条(a)(2)に、小規模企業以外の営利団体については、「合衆国法典第35巻—特許 第18章 第210条 この章の優先性¹³⁰ (Precedence of chapter) (c)¹³¹」に従うと規定されている¹³²。

すなわち、DARPA から資金供与を受けた研究から生じた発明に関する権利は、前述したバイ・ドール法(「合衆国法典第35巻—特許 第18章 連邦の援助を得て行われた発明に係る特許権」第200条～第212条)に基づき、DARPA と資金助成契約を締結する契約者が、「その組織規模にかかわらず」、DARPA に発明を開示し、その発明開示の日から2年以内に、その発明に関する権利を保持することを選択し DARPA に書面で通知することを、資金供与契約において規定した上で実行することによって、DARPA と資金助成契約を締結する契約者が保持することができる¹³³。

ただし、連邦政府「または連邦政府を代表する者」も同時に、全世界においてその発明を実施または実施させる非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利(ライセンス)を、ロイヤリティを支払うことなく、契約者から付与される¹³⁴。

また、米国連邦規則集(CFR)「32巻:国防 第34部—営利機関との助成・契約における運営要件 第25条 助成において開発・創出された知的財産」は、データ及びソフトウェアの著作権について、国防総省の機関及び連邦政府は、作品(work)やデータを連邦政府の目的で複製(reproduce)、公開(publish)、別の方法で使用(use)するまたは他者に同様にさせる非排他的かつ取消不能の権利を、ロイヤリティを支払うことなく保持する、と発明と類似の規定を定めている¹³⁵。

¹²⁶ Department of Defense Grants and Agreements Regulations (DoDGARS) (国防総省助成・契約規程), Code of Federal Regulations (連邦規則集), Title 32: National Defense (32巻:国防), PART 34 — ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH FOR-PROFIT ORGANIZATIONS (第34部—営利機関との助成・契約における運営要件), <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=e6551c7581be5e745c7225661a719fc2&r=PART&n=pt32.1.34#se32.1.34> [最終アクセス日 2015年2月6日]

¹²⁷ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm> [最終アクセス日 2015年1月28日]

¹²⁸ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 — Patents (合衆国法典第35巻—特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015年1月28日]

¹²⁹ 127と同じ。

¹³⁰ 127と同じ。

¹³¹ 128と同じ。

¹³² 米国連邦規則集を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹³³ 「」内は米国連邦規則集を、それ以外は米国特許法の特許庁による参考仮和訳を、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹³⁴ 133と同じ。

¹³⁵ 米国連邦規則集を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

図表 19 米国連邦規則集 第 34 部—営利機関との助成・契約における運営要件 (PART 34
- ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH FOR-PROFIT
ORGANIZATIONS) 第 25 条 助成において開発・創出された知的財産
(Intellectual property developed or produced under awards)

§ 34.25 Intellectual property developed or produced under awards.

(a) Patents. Grants and cooperative agreements with:

(1) Small business concerns shall comply with 35 U.S.C. Chapter 18, as implemented by 37 CFR part 401, which applies to inventions made under grants and cooperative agreements with small business concerns for research and development. 37 CFR 401.14 provides a standard clause that is required in such grants and cooperative agreements in most cases, 37 CFR 401.3 specifies when the clause shall be included, and 37 CFR 401.5 specifies how the clause may be modified and tailored.

(2) For-profit organizations other than small business concerns shall comply with 35 U.S.C. 210(c) and Executive Order 12591 (3 CFR, 1987 Comp., p. 220) (which codifies a Presidential Memorandum on Government Patent Policy, dated February 18, 1983).

(i) The Executive order states that, as a matter of policy, grants and cooperative agreements should grant to all for-profit organizations, regardless of size, title to patents made in whole or in part with Federal funds, in exchange for royalty-free use by or on behalf of the Government (i.e., it extends the applicability of 35 U.S.C. Chapter 18, to the extent permitted by law, to for-profit organizations other than small business concerns).

(ii) 35 U.S.C. 210(c) states that 35 U.S.C. Chapter 18 is not intended to limit agencies' authority to agree to the disposition of rights in inventions in accordance with the Presidential memorandum codified by the Executive order. It also states that such grants and cooperative agreements shall provide for Government license rights required by 35 U.S.C. 202(c)(4) and march-in rights required by 35 U.S.C. 203.

(b) Copyright, data and software rights. Requirements concerning data and software rights are as follows:

(1) The recipient may copyright any work that is subject to copyright and was developed under an award. DoD Components reserve a royalty-free, nonexclusive and irrevocable right to reproduce, publish, or otherwise use the work for Federal purposes, and to authorize others to do so.

(2) Unless waived by the DoD Component making the award, the Federal Government has the right to:

(i) Obtain, reproduce, publish or otherwise use for Federal Government purposes the data first produced under an award.

(ii) Authorize others to receive, reproduce, publish, or otherwise use such data for Federal purposes.

(出典) Department of Defense Grants and Agreements Regulations (DoDGARS) (国防総省助成・契約規程), Code of Federal Regulations (連邦規則集), Title 32: National Defense (32 巻:国防), PART 34 - ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH FOR-PROFIT ORGANIZATIONS (第 34 部 - 営利機関との助成・契約における運営要件)

(注) 下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

(a) DARPA との共同研究では発明に関する権利は共有

DARPA は研究所を有しているため、DARPA の研究所と研究開発プロジェクトの契約者との共同研究の場合は、成果（知的財産）は両者の共有となる。

DARPA は、知的財産を共有しなくても、上述したように、全世界においてその発明を実施または実施させる権利をバイ・ドール法に基づいて付与されているが、製造や第三者への実施許諾の意向はない。DARPA の研究所が、研究開発の成果を活用して継続研究を自由に行うことができるようにすることを意図している。¹³⁶

(b) DARPA は研究開発プロジェクトの契約者が本来保持することができる発明に関する権利を得たことは無い

DARPA と資金供与契約を締結する契約者が、DARPA に発明を開示しなかった場合や発明に関する権利を保持することを書面により選択しなかった場合は、バイ・ドール法に基づき、その発明に関する権利は、連邦政府が得ることができる。また、資金供与契約を締結する契約者は、バイ・ドール法に基づき、公表、販売または公然実施によって有効な特許を米国において取得することができる 1 年の法定制限日の前に特許出願し、かつ権利を保持しようとする他国において合理的期間内に特許出願することを、資金供与契約において規定した上で実行することによって、発明に関する権利を保持することができるが、それを実行しなかった場合は、しなかった国における発明に関する権利は、連邦政府が得ることができる。¹³⁷ しかし、DARPA は、研究開発プロジェクトの契約者が本来保持することが

¹³⁶ 以上、DARPA ヒアリング結果（2014 年 11 月 25 日）

¹³⁷ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

きる権利を得たことは無いとのことである¹³⁸。

- (c) DARPA は研究開発プロジェクトの契約者が条件に従わない場合、契約を途中で終了することができる

米国連邦規則集 (CFR) 「32 巻:国防」の「第 32 部—高等教育機関、病院その他の非営利機関との助成・契約における運営要件 第 61 条 終了」及び「第 34 部—営利機関との助成・契約における運営要件 第 51 条 終了」は、資金供与契約を締結する契約者が実質的に条件に従わない場合、助成オフィサー (grants officer) の判断で、終了までに要した費用を精算した上で、契約を全体的にまたは部分的に終了することができる¹³⁹と規定している。

図表 20 米国連邦規則集 第 34 部—営利機関との助成・契約における運営要件
(PART 34 – ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH FOR-PROFIT ORGANIZATIONS) における契約終了に関する規定

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：Department of Defense Grants and Agreements Regulations (DoDGARS) (国防総省助成・契約規程)，Code of Federal Regulations (連邦規則集)，Title 32: National Defense (32 巻:国防)，PART 34 – ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH FOR-PROFIT ORGANIZATIONS (第 34 部—営利機関との助成・契約における運営要件)

(注) 第 32 部 第 61 条・第 62 条・第 71 条でも同内容が規定されている。

下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

第 34 部 第 51 条 終了

(a) 裁定額は、次のいずれかに応じて全体的にまたは部分的に終了することができる：

(1) 受領者が実質的に裁定の条件に従わない場合、助成オフィサー (grants officer) によって。

(2) 助成オフィサーと受領者が、終了の発効日及び、一部終了の場合は終了させる部分を含む終了条件に同意した場合、助成オフィサーによって。

(3) 受領者が、終了の理由と終了の発効日及び、一部終了の場合は終了させる部分を記載した書面による通知を助成オフィサーに送ることによって。受領者はこのような通知を終了の発効日の少なくとも 30 暦日前に提示しなければならない。ただし、もし助成オフィサーが、減額もしくは変更された裁定額では、裁定が決定された目的を達成できないと判断した場合は、助成オフィサーは裁定額全体を終了することができる。

(b) 裁定額において費用が見込まれている場合、該当する場合は財産管理も含めて第 34 部 第 61 条 (b) に言及されている受領者の責任が、裁定額の終了に当たって考慮され、必要に応じて、終了後に継続する受領者の責任が規定される。

¹³⁸ DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日)

¹³⁹ 米国連邦規則集を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日) では、DARPA が必要と判断すれば、研究開発プロジェクトの契約者から知的財産を買い戻すことができるとのことだったが、このことに該当する規定は、本条であると推察される。

§ 34.51 Termination.

(a) Awards may be terminated in whole or in part only in accordance with one of the following:

(1) By the grants officer, if a recipient materially fails to comply with the terms and conditions of an award.

(2) By the grants officer with the consent of the recipient, in which case the two parties shall agree upon the termination conditions, including the effective date and, in the case of partial termination, the portion to be terminated.

(3) By the recipient upon sending to the grants officer written notification setting forth the reasons for such termination, the effective date, and, in the case of partial termination, the portion to be terminated. The recipient must provide such notice at least 30 calendar days prior to the effective date of the termination. However, if the grants officer determines in the case of partial termination that the reduced or modified portion of the award will not accomplish the purposes for which the award was made, he or she may terminate the award in its entirety.

(b) If costs are allowed under an award, the responsibilities of the recipient referred to in §34.61(b), including those for property management as applicable, shall be considered in the termination of the award, and provision shall be made for continuing responsibilities of the recipient after termination, as appropriate.

§ 34.52 Enforcement.

(a) Remedies for noncompliance. If a recipient materially fails to comply with the terms and conditions of an award, whether stated in a Federal statute, regulation, assurance, application, or notice of award, the grants officer may, in addition to imposing any of the special conditions outlined in §34.4, take one or more of the following actions, as appropriate in the circumstances:

(1) Temporarily withhold cash payments pending correction of the deficiency by the recipient or more severe enforcement action by the grants officer and DoD Component.

(2) Disallow (that is, deny both use of funds and any applicable matching credit for) all or part of the cost of the activity or action not in compliance.

(3) Wholly or partly suspend or terminate the current award. In the case of termination, the recipient will be reimbursed for allowable costs incurred prior to termination, with the possible exception of those for activities and actions described in paragraph (a) (2) of this section.

(4) Withhold further awards for the project or program.

(5) Take other remedies that may be legally available.

(b) Hearings and appeals. In taking an enforcement action, the grants officer and DoD Component shall provide the recipient an opportunity for hearing, appeal, or other administrative proceeding to which the recipient is entitled under any statute or regulation applicable to the action involved (see §34.53 and 32 CFR 22.815).

(c) Effects of suspension and termination. Costs of a recipient resulting from obligations incurred by the recipient during a suspension or after termination of an award are not allowable unless the grants officer expressly authorizes them in the notice of suspension or termination or subsequently. Other recipient costs during suspension or after termination which are necessary and not reasonably avoidable are allowable if the costs:

- (1) Result from obligations which were properly incurred by the recipient before the effective date of suspension or termination, are not in anticipation of it, and in the case of a termination, are noncancellable; and
- (2) Would be allowable if the award were not suspended or expired normally at the end of the funding period in which the termination takes effect.

(d) Relationship to debarment and suspension. The enforcement remedies identified in this section, including suspension and termination, do not preclude a recipient from being subject to debarment and suspension under 2 CFR part 1125.

§ 34.61 Closeout procedures.

[略]

(b) The following provisions shall apply to the closeout:

- (1) The responsible grants officer and payment office shall expedite completion of steps needed to close out awards and make prompt, final payments to a recipient for allowable reimbursable costs under the award being closed out.
- (2) The recipient shall promptly refund any unobligated balances of cash that the DoD Component has advanced or paid and that is not authorized to be retained by the recipient for use in other projects. For unreturned amounts that become delinquent debts, see 32 CFR 22.820.
- (3) When authorized by the terms and conditions of the award, the grants officer shall make a settlement for any upward or downward adjustments to the Federal share of costs after closeout reports are received.
- (4) The recipient shall account for any real property and personal property acquired

with Federal funds or received from the Federal Government in accordance with §§34.21 through 34.25.

(5) If a final audit is required and has not been performed prior to the closeout of an award, the DoD Component shall retain the right to recover an appropriate amount after fully considering the recommendations on disallowed costs resulting from the final audit.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：Department of Defense Grants and Agreements Regulations (DoDGARS) (国防総省助成・契約規程), Code of Federal Regulations (連邦規則集), Title 32: National Defense (32 卷:国防), PART 34 - ADMINISTRATIVE REQUIREMENTS FOR GRANTS AND AGREEMENTS WITH FOR-PROFIT ORGANIZATIONS (第 34 部 - 営利機関との助成・契約における運営要件)

(注) 第 32 部 第 61 条・第 62 条・第 71 条でも同内容が規定されている。

下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果 (知的財産) の実施／実施許諾

バイ・ドール法に基づき、DARPA から資金供与を受けた研究から生じた発明に関する権利は、DARPA と資金供与契約を締結する契約者が保持することができるが、連邦政府「または連邦政府を代表する者」として DARPA も、同時に、全世界においてその発明を実施または実施させる非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利 (ライセンス) を、ロイヤリティを支払うことなく、契約者から付与される¹⁴⁰。

しかし、DARPA は、製造や第三者への実施許諾の意向はない。DARPA の研究所が、研究開発の成果を活用して継続研究を自由に行うことができるようにすることを意図しているとのことである。¹⁴¹

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

有期雇用のプログラム・マネージャーが研究プログラムを企画し、企業、大学、研究機関への資金供与またはこれら機関との共同研究により、研究プログラムを執行している。プログラム・マネージャーは、プロジェクトを企画する際、必要に応じて特許調査をおこなっていると推察される。

¹⁴⁰ 「」内は米国連邦規則集を、それ以外は米国特許法の特許庁による参考仮和訳を、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁴¹ DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日)

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

研究開発プロジェクト選考時に DARPA が知的財産権の出願を推奨しているかや、研究遂行に必要な知的財産権の実施許諾の受領を推奨しているかについては、ヒアリングで情報を得られなかった。

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

DARPA との研究資金契約には、「(iii)①研究開発の成果（知的財産）の帰属先」に記載した事項が規定される。

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

DARPA が資金を供与する研究プロジェクトのメンバー間における知的財産に関する合意に DARPA は関与しない。知的財産は重要ということは規程等で示しているが、メンバー間の合意に関して指示やアドバイス等はしていない。例外的に、防衛産業の大企業が複数集まって共同で研究開発に取り組んだ際に、相互に競合関係にあったため、なかなか話がまとまらず、DARPA が仲介したことはある。

多くの企業は特定の限られた技術しか持っていないため、資金供与を受けるには、他者との連携が必要な場合が多い。チームは、資金供与プログラムに関する説明会の場などで来場者同士が自然と出会ってつくられていく。DARPA は、連携を強制はしないが、連携の場を提供している。¹⁴²

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

DARPA は、特許出願料や弁護士費用等に対しては助成していない¹⁴³。

¹⁴² 以上、DARPA ヒアリング結果（2014年11月25日）

¹⁴³ DARPA ヒアリング結果（2014年11月25日）

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

DARPA の弁護士が、DARPA と資金供与契約を締結している契約者に助言等の支援を行うことは無い。また、契約者に対して弁護士等を派遣することもしていない。プログラム・マネージャーが、DARPA との契約も含めて一切を取り仕切るため、その中で知財面も含めて対応している。¹⁴⁴

（ viii ） 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

① 研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

米国連邦規則集（CFR）「32 巻：国防」の「第 22 部－国防総省助成・契約－裁定と運営」、「第 32 部－高等教育機関、病院その他の非営利機関との助成・契約における運営要件」及び「第 34 部－営利機関との助成・契約における運営要件」は、DARPA から資金供与を受けた研究から生じた発明に関する権利を保持する契約者による他人への実施許諾や譲渡に関して、特に制限を設けていない¹⁴⁵。

DARPA に対するヒアリングでも、DARPA は、DARPA から資金供与を受けた研究から生じた発明（知的財産）の取り扱いについて、基本的に、口出しもアドバイスも行わないとのことであった¹⁴⁶。

従って、制限は、バイ・ドール法に定められているだけとなり、譲渡については、米国特許法「第 202 条 権利の処分¹⁴⁷（Disposition of rights¹⁴⁸）」に規定されている通り、非営利団体は、DARPA の承認を得ずに、発明の管理を主要職務の一つとしている団体以外の他人に対して発明に関する権利を譲渡することはできない¹⁴⁹。

② 外国企業への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

実施許諾については、米国特許法「第 204 条 合衆国産業の優先性¹⁵⁰（Preference for

¹⁴⁴ DARPA ヒアリング結果（2014 年 11 月 25 日）

¹⁴⁵ 米国連邦規則集を三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁴⁶ DARPA ヒアリング結果（2014 年 11 月 25 日）

¹⁴⁷ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

¹⁴⁸ Consolidated Patent Laws（統合版米国特許法），United States Code Title 35 – Patents（合衆国法典第 35 巻－特許），http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

¹⁴⁹ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁵⁰ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

United States industry¹⁵¹⁾」に定められている通り、相手が「製品が実質的に合衆国において製造されることに同意しない限り」、契約者または契約者から発明に関する権利を譲り受けた者 (assignee) は、排他的実施権を米国内で許諾 (ライセンス) することはできず、「実質的に合衆国において製造する見込みのある潜在的ライセンシーに対して類似の条件に基づいてライセンスを供与するための合理的な努力が成功しなかったこと、又は現状においては国内生産が商業的に実行不能であることを証明したとき」に限って、DARPA は、前述の同意要件を放棄することができる (すなわち、米国外で製造するための排他的実施権を許諾 (ライセンス) することができる)¹⁵²⁾。ただし、DARPA へのヒアリングによれば、DARPA の資金供与対象は製造に至らない基礎研究であるためか、これまでに前述の同意要件の放棄を要請されたことは無いとのことである¹⁵³⁾。

上記①以外の場合の譲渡や、非排他的実施権の許諾については、米国内だけでなく米国外に対しても可能である。譲渡については、営利企業による譲渡に関しては、制限は無いため、知的財産管理部門を外国に置いている外資系企業 (発明に関する権利を保持できるためには米国内に「営業所 (a place of business)」を所有している必要がある) が、DARPA から資金供与を受けた研究から生じた発明に関する権利を、米国外の知的財産管理部門に譲渡することも可能である。実施許諾については、米国内と米国外の両方に非排他的実施権を許諾し、両方で製造するのであれば問題ない。¹⁵⁴⁾

DARPA へのヒアリングによれば、いずれも国の事前承認・国への報告無しで可能である。

ただし、安全保障関連の技術の場合は、別の規程があり、外国への実施許諾や譲渡は不可であるが、最初の契約時にそのように契約していれば可能とのことである。目安として、DARPA の予算総額約 30 億ドルのうち半分の約 15 億ドルが大学への助成であり、うち約 10 億ドルが「基盤的研究¹⁵⁵⁾ (Fundamental Research)¹⁵⁶⁾」であるが、基盤的研究は安全保障関連ではないため、全体の約 1/3 が安全保障関連ではない技術の研究と言えとのことである。¹⁵⁷⁾

¹⁵¹⁾ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 卷一特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mppe/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

¹⁵²⁾ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁵³⁾ DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日)

¹⁵⁴⁾ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁵⁵⁾ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹⁵⁶⁾ 基盤的研究 (Fundamental Research): 基礎研究と応用研究の両方が含まれ、結果が公表される研究 (DARPA, MEMORANDUM FOR DARPA PROGRAM MANAGERS/DARPA AGENTS, SUBJECT: Implementation of Fundamental Research (FR) Policy at DARPA, 29 September, 2011.)。

¹⁵⁷⁾ 以上、DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日)

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

① 報告義務を課している事項

(a) 発明利用報告

バイ・ドール法に基づき、DARPA と資金供与契約を締結する契約者は、発明に関する権利を保持するために、DARPA に発明を開示し、公表、販売または公然実施によって有効な特許を米国において取得することができる1年の法定制限日の前に特許出願し、かつ権利を保持しようとする他国において合理的期間内に特許出願すると共に、利用(utilization)または利用するための努力について、定期的に連邦政府機関に報告しなければならない¹⁵⁸。

出願した特許について、DARPA は、資金供与契約の相手を高等教育機関、非営利団体、営利団体に分け、それぞれについて助成 (grants) と協働契約¹⁵⁹ (cooperative agreements) に分けて 6 種類の「条件 (terms and conditions)」を規定しており、その中で特許報告 (patent reports) について定めている。¹⁶⁰

具体的には、中間報告書及び最終報告書を提出しなければならないとし、それら報告は、連邦政府ウェブサイト “i-Edison.gov reporting website” 上で行うことができるとしている¹⁶¹。

DARPA へのヒアリングによれば、特許の出願・権利化の状況については報告を義務付けているが、知的財産権の実施許諾や譲渡、事業化の状況については、報告を義務付けていない¹⁶²。

図表 21 DARPA 営利団体向け助成条件

(DARPA GRANT GENERAL TERMS AND CONDITIONS FOR PROFIT ORGANIZATIONS)

における特許報告 (Patent Reports) に関する規定

30. Patent Rights:

[略]

¹⁵⁸ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁵⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹⁶⁰ 例えば、営利団体向けの助成条件は、DARPA, EXHIBIT A AUGUST 2012 DARPA GRANT GENERAL TERMS AND CONDITIONS FOR PROFIT ORGANIZATIONS,

http://www.darpa.mil/Opportunities/Contract_Management/Grants_and_Cooperative_Agreements.aspx [最終アクセス日 2015年2月6日]

¹⁶¹ 160と同じ。特許報告を行うことができる連邦政府ウェブサイト “i-Edison.gov reporting website”のURLは

<http://s-edison.info.nih.gov/iEdison>

¹⁶² DARPA ヒアリング結果 (2014年11月25日)

(c) Patent Reports. All patent reports (interim and final) shall be submitted to the Administrative Grants Officer (AGO). All required reporting shall be accomplished using the i-Edison.gov reporting website (http://s-edison.info.nih.gov/iEdison). In the event the Grantee is unable to submit reports through i-Edison, the Grantee may utilize DD Form 882, Report of Inventions and Subcontracts, for submission of interim and final invention reports. The DD Form 882 and all invention disclosures shall be submitted to the Administrative Grants Officer for proper disposition and forwarding to the Grants Officer.

14. Reports and Reports Distribution: Reports shall be furnished as specified below:

(a) Report Types.

(1) Quarterly R&D Status Report - This report, due 30 days after the reporting period, shall keep the Government informed of Recipient activity and progress toward accomplishment of Agreement objectives and advancement in state-of-the-art on the research and development involved

(2) Special Technical Report - This report, due as required, shall document the results of a significant task, test, event, demonstration, experiment, or symposium.

(3) Final Technical Report - This report, due 90 days after expiration or termination of the Agreement, shall document the results of the complete effort. It shall contain brief information on each of the following:

(i) A comparison of actual accomplishments with the goals and objectives established for the Agreement, the findings of the investigator, or both.

(ii) Reasons why established goals were not met, if appropriate.

(iii) Other pertinent information.

(4) Final Financial Status Report - This report, due 90 days after completion of the Agreement, shall be submitted on a Standard Form 425 "Federal Financial Report (FFR)". The report shall be on a cash or accrual basis, depending on how the Agreement Recipient's accounting records are normally kept.

(5) Report of Federal Cash Transactions [applicable only to advance payment grants] - This report, due 15 days following the end of each quarter, shall be submitted on a Standard Form 425. The Grantee shall provide forecasts of Federal cash requirements in the "Remarks" section of the report.

(出典) 英語 : DARPA, EXHIBIT A AUGUST 2012 DARPA GRANT GENERAL TERMS AND CONDITIONS FOR PROFIT ORGANIZATIONS (営
利団体向け助成条件)

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(b) 研究成果の報告

上述した資金供与契約の相手の組織形態と契約の種類に応じて定められている6種類の「条件 (terms and conditions)」において、DARPA は、資金供与を受けた研究成果の報告についても定めており、営利団体向けの助成に関しては、四半期ごとに研究目標の達成に向けた進捗を報告し、資金供与契約の終了日から90日以内に研究目標と比較して達成した研究の成果 (result) を、研究目標を達成できなかった場合はその理由も併せて報告しなければならないと定めている¹⁶³。

② 成果 (知財) の権利化／活用 (事業化) 状況の評価の実行有無と内容

DARPA は、受領する特許の出願・権利化の状況に関する報告や研究成果の報告を評価し、あらかじめ設定されたマイルストーンの達成状況を確認している。マイルストーンを達成していない場合に途中で資金供与を終了することができることとなっているが、DARPA は失敗することを許されているため、失敗を恐れずリスクをとってほしいと考えているとのことである。¹⁶⁴

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果 (知的財産) の権利化／活用 (事業化) の状況の把握状況

① 報告義務を課している事項／調査の実行有無

(a) 発明利用報告

DARPA は、DARPA と資金供与契約を締結した契約者に対し、資金供与契約終了後5年間、特許の出願・権利化の状況について報告することを義務付けている¹⁶⁵。

(b) 研究成果の報告

DARPA は、DARPA から資金供与を受けた研究をその後どのように継続・発展させているかといった研究成果 (result) に関する報告は、資金供与契約終了時以降は、義務付けてい

¹⁶³ DARPA, EXHIBIT A AUGUST 2012 DARPA GRANT GENERAL TERMS AND CONDITIONS FOR PROFIT ORGANIZATIONS (営利団体向けの助成条件) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁶⁴ DARPA ヒアリング結果 (2014年11月25日)

ない¹⁶⁶。

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

DARPA は、資金供与契約が終了した後は、研究で創出された知的財産の権利化／活用（事業化）の状況や、その後の研究の発展状況等について調査・評価を行うことはしていない。他の研究資金供与機関と異なり、DARPA は、失敗することを許されており、納税者に対するアカウンタビリティーを求められていないことも背景にあるとのことである。¹⁶⁷

（ xi ） 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

バイ・ドール法は、連邦政府から資金供与を受けた研究から生じた発明について、「実際の利用 (practical application)」を達成するための有効な手段を講じていないか、「合理的な期間内 (within a reasonable time)」に講じることが期待できない場合、DARPA は、DARPA と資金供与契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者 (assignee) または排他的実施権を付与された者 (exclusive licensee) に対して、排他的または非排他的実施権の付与を申請した者にそれを付与するよう要求することができ、その要求が拒絶された場合は、DARPA 自体に排他的または非排他的実施権を付与するよう要求することができるとする「介入権 (March-in rights)」を規定している¹⁶⁸。

しかし、DARPA へのヒアリングによると、排他的または非排他的実施権の付与をこれまでに申請されたことは無く、従って、介入権を執行したことは無いとのことである。発明に関する権利を得たにもかかわらず、実施も実施許諾もせずにいるということは通常無いとのことである。¹⁶⁹

また、どの程度の期間内に事業化してほしいといった期待等は無く、要求も行わないとのことであり、DARPA から資金供与を受けた研究から生じた発明（知的財産）の取り扱いについて、基本的に、口出しもアドバイスも行われていない¹⁷⁰。

（ xii ） 外国法人の参加

米国特許法「第 202 条 権利の処分¹⁷¹ (Disposition of rights¹⁷²)」は、連邦政府機関と

¹⁶⁵ DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日)

¹⁶⁶ DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日)

¹⁶⁷ DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日)

¹⁶⁸ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁶⁹ DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日)

¹⁷⁰ 169と同じ。

¹⁷¹ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

資金助成契約を締結する契約者が、米国内に「営業所 (a place of business)」を所有していない場合は、発明に関する権利を保持することを選択できない資金助成契約とすることができる¹⁷³と規定している。

DARPA へのヒアリングによれば、DARPA と資金供与契約を締結するためには、米国内で“研究”している必要があると規定している。米国内で研究している契約者であれば、米国内法人と同等に扱われ、資金供与を受けた研究に参加でき、資金供与も受けられ、発明に関する権利を保持することもできるとのことである。また、実際に、英国、韓国、イスラエル等の外国資本の企業に資金供与した実績もあるとのことである。¹⁷⁴

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

¹⁷² Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 卷一特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

¹⁷³ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁷⁴ DARPA ヒアリング結果 (2014 年 11 月 25 日)

(4) エネルギー省 (Department of Energy (DOE)) エネルギー高等研究計画局 (Advanced Research Projects Agency-Energy (ARPA-E))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

エネルギー省 (Department of Energy (DOE)) エネルギー高等研究計画局¹⁷⁵ (Advanced Research Projects Agency-Energy (ARPA-E) (以下、「ARPA-E」と言う。)) は、エネルギー技術の研究機関及び研究資金供与機関 (ファンディングエージェンシー) である。

DARPA をモデルとして 2009 年に設立された¹⁷⁶。資金供与対象は、“科学”ではなく“技術”であり、基礎研究ではなく、基礎研究と応用研究の間で応用研究に近い段階を資金供与対象としている¹⁷⁷。

ARPA-E は、資金供与の形態として、協働契約¹⁷⁸ (cooperative agreements)、助成 (grants)、技術投資契約¹⁷⁹ (technology investment agreement) 他の形態を設けているが、「代表受領者¹⁸⁰ (prime recipient)」が 1) 連邦政府が資金拠出している研究開発センターもしくは連邦政府が所有・運営している研究室であるか、2) 技術投資契約の資格を満たしておりそれを要請しない限り、「協働契約」により資金を供与している。「助成」が政府の関与を必要最低限に制限しているのに対し、「協働契約」は、プロジェクトの運営・管理・方向付け・パフォーマンスに関して責任を分担するとしている。¹⁸¹

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

ARPA-E による研究資金供与も、当然ながらバイ・ドール法に準拠しているが、ARPA-E は、そのウェブサイト上で、資金供与の手続について、資金の受領前・受領時・受領後・終了時といった場面ごとに説明し、さらに各種のモデル契約書や報告フォームをウェブサイト上に公表している。そして、規定については、各モデル契約書に含まれる別紙 (Attachment) に記載している。¹⁸²

¹⁷⁵ 和訳は、(独)科学技術振興機構 (JST) 研究開発戦略センター 海外動向ユニット「米国 ARPA-E (エネルギー高等研究計画局) の概要」(2014 年 6 月 20 日) による。 <http://www.jst.go.jp/crds/pdf/2014/FU/US20140620.pdf> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

¹⁷⁶ ARPA-E, History, <http://arpa-e.energy.gov/?q=arpa-e-site-page/arpa-e-history> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

¹⁷⁷ ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

¹⁷⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹⁷⁹ 178と同じ。

¹⁸⁰ 178と同じ。

¹⁸¹ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]、ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

¹⁸² ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日] 及び各モデル契約書を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

協働契約のモデル契約書は、以下の内容で構成されており、知的財産に係る権利と要件については、別紙1 (Attachment 1) 及び別紙2 (Attachment 2) に規定されている¹⁸³。

図表 22 ARPA-E 協働契約のモデル契約書の構成

Cover Page	Assistance Agreement Form
Attachment 1	Special Terms and Conditions
Attachment 2	Intellectual Property Provisions
Attachment 3	Statement of Project Objectives and Schedule of Technical Milestones and Deliverables
Attachment 4	ARPA-E Reporting Checklist and Instructions
Attachment 5	Budget Information (SF-424A)
Attachment 6	National Policy Assurances

(出典) ARPA-E, ATTACHMENT 1: SPECIAL TERMS AND CONDITIONS

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属

① 研究開発の成果 (知的財産) の帰属先

協働契約のモデル契約書の「別紙2 知的財産規定 (Attachment 2 Intellectual Property Provisions)」は、協働契約の相手が小規模企業の場合、又は、大企業の場合で連邦政府が特許権を放棄 (waive) しない場合、大企業の場合で連邦政府が特許権を放棄 (waive) する場合、米国内大学または非営利団体の場合の4種類が規定されており、大企業の場合で連邦政府が特許権を放棄する場合の規定では、知的財産の帰属に関して以下のように定められている¹⁸⁴。

- ◆ 協働契約の契約者は、協働契約の規定に従い、発明を開示し、発明に関する権利を保持することを選択して ARPA-E に書面で通知し、特許出願すれば、発明に関する権利を保持できるが、連邦政府も米国のために全世界で実施／実施許諾できる権利を付与される

ARPA-E との協働契約の契約者は、バイ・ドール法及び協働契約のモデル契約書の「別紙2：大企業向け ARPA-E 知的財産規定 (連邦政府が特許権を放棄する場合)¹⁸⁵ (ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER

¹⁸³ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

¹⁸⁴ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

¹⁸⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(PATENT RIGHTS))¹⁸⁶」に基づき、以下を実行することによって、ARPA-E から資金供与を受けた研究から生じた発明に関する権利を保持することを選択できる。同時に、連邦政府は、米国のためにまたは米国の代理として、全世界においてその発明を実施または実施させる非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利（ライセンス）を、ロイヤリティを支払うことなく保持する。¹⁸⁷

契約者が発明に関する権利を保持するために実行しなければならない事項は、以下の通り定められている。なお、下線を付した箇所は、バイ・ドール法の規定（「(i) バイ・ドール法について」を参照）より厳しいもしくは存在しない規定を、ARPA-E が定めている箇所である。具体的には、期限がより短く設定されているが、契約者はその期限の延長を申請することができることも定められている。また、発明に関する権利を保持する場合だけでなく、保持しないことを選択する場合にも書面で通知しなければならないと規定している。

188

- 1) 発明を、構想または最初の現実の実践化 (actual reduction to practice)、いずれでも本契約において先に生じた方から、6 カ月以内に発明を開示しなければならない。ただし、いかなる場合も、あらゆる販売、公的使用、公表より前でなければならない。
- 2) 発明開示の日から 8 カ月以内に、その発明に関する権利を保持すること、または保持しないことを選択し連邦政府機関に書面で通知しなければならない。
- 3) 発明に関する権利を保持することを選択してから 1 年以内、ただし、公表、販売または公然実施によって有効な特許を米国において取得することができる 1 年の法定制限日の 最低 60 日前より前に、最初の特許出願をしなければならない。
- 4) 以上の期限の延長申請は、それによって米国の利益が損なわれると判断されない限り、通常は許可される。

図表 23 ARPA-E 協働契約のモデル契約書の「別紙 2：大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合）（ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS)）における発明開示、権利保持の選択、特許出願に関する規定

（出典）ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES— WAIVER
（注）下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹⁸⁶ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

¹⁸⁷ ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS)（大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合））を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁸⁸ 187と同じ。

(c) Invention disclosure, election of title, and filing of patent applications by Recipient.

(1) The Recipient shall disclose each subject invention to the Patent Counsel within six months after conception or first actual reduction to practice, whichever occurs first in the course of or under this contract, but in any event, prior to any sale, public use, or public disclosure of such invention known to the Recipient. The disclosure to the Patent Counsel shall be in the form of a written report and shall identify the contract under which the invention was made and the inventor(s). It shall be sufficiently complete in technical detail to convey a clear understanding, to the extent known at the time of the disclosure, of the nature, purpose, operation, and physical, chemical, biological, or electrical characteristics of the invention. The disclosure shall also identify any publication, on sale, or public use of the invention and whether a manuscript describing the invention has been submitted for publication and, if so, whether it has been accepted for publication at the time of disclosure. In addition, after disclosure to the Patent Counsel, the Recipient shall promptly notify the Patent Counsel of the acceptance of any manuscript describing the invention for publication or of any on sale or public use planned by the Recipient.

(2) The Recipient shall elect in writing whether or not to retain title to any such invention by notifying DOE at the time of disclosure or within 8 months of disclosure, as to those countries (including the United States) in which the Recipient will retain title; provided, that in any case where publication, on sale, or public use has initiated the 1-year statutory period wherein valid patent protection can still be obtained in the United States, the period of election of title may be shortened by the agency to a date that is no more than 60 days prior to the end of the statutory period. The Recipient shall notify the Patent Counsel as to those countries (including the United States) in which the Recipient will retain title not later than 60 days prior to the end of the statutory period.

(3) The Recipient shall file its initial patent application on an elected invention within 1 year after election, but not later than at least 60 days, prior to the end of any statutory period wherein valid patent protection can be obtained in the United States after a publication, on sale, or public use. The Recipient shall file patent applications in additional countries (including the European Patent Office and under the Patent Cooperation Treaty) within either 10 months of the

corresponding initial patent application or 6 months from the date permission is granted by the Commissioner of Patents and Trademarks to file foreign patent applications where such filing has been prohibited by a Secrecy Order.

(4) Requests for extension of the time for disclosure to the Patent Counsel, election, and filing may, at the discretion of DOE, be granted, and will normally be granted unless the Patent Counsel has reason to believe that a particular extension would prejudice the Government's interest.

(出典) ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES- WAIVER

(注) 下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

ARPA-Eは、以下の場合に「知的財産報告フォーム¹⁸⁹ (Intellectual Property Reporting Form)」を提出しなければならないと定め、本フォームをウェブサイト上に掲載している。そして、以下の1~4については、連邦政府ウェブサイト“i-Edison.gov reporting website¹⁹⁰”上で報告が可能であるが、5と6については、エネルギー省及びARPA-Eに対して知的財産報告フォームを提出することによってのみ報告できると定めている。¹⁹¹

図表 24 ARPA-Eが規定する「知的財産報告フォーム (Intellectual Property Reporting Form)」の提出が必要な時

1. 発明を開示する
2. 発明に関する(論文)発表・原稿提出その他の公表
3. 発明に関する権利を保持する(または辞退する)ことを選択する
4. 特許出願の受理又は終了を開示する。特許は、次の特許出願の場合は必ず開示されなければならない:
 - a. 最初の米国内特許出願
 - b. 米国内分割特許出願
 - c. 米国内継続特許出願
 - d. 米国内部分継続特許出願
 - e. 外国特許出願
5. 特許の出願・維持や特許の再審査または異議申し立てに対する対応を中止する
6. 以下の期限の延長を申請する
 - a. 発明に関する権利を保持する(または辞退する)ことを選択する
 - b. 最初の米国内または外国特許出願

¹⁸⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹⁹⁰ 連邦政府ウェブサイト“i-Edison.gov reporting website”のURLは<http://s-edison.info.nih.gov/iEdison>

¹⁹¹ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015年2月6日]

1. Disclose subject inventions, including anticipated uses and sales;
2. Report publications, manuscript submissions, or other public disclosures concerning a subject invention;
3. Elect (or decline) to retain title to a subject invention;
4. Disclose the filing or termination of patent applications arising out of a subject invention. Patent disclosures must be made for filing the following patent applications:
 - a. An initial domestic patent application;
 - b. A domestic divisional patent application;
 - c. A domestic patent continuation application;
 - d. A domestic continuation-in-part application; and
 - e. One or more foreign patent applications.
5. Discontinue prosecution of a patent application, maintenance of a patent, or defense in a patent reexamination or opposition proceeding, regardless of jurisdiction;
6. Request an extension of time to:
 - a. Elect (or decline) to retain title to a subject invention; and
 - b. File an initial domestic or foreign patent application.

If additional space is required to complete any fields, please append additional pages to this form. Please submit your completed, signed form to both of the following email addresses: GC-62@hq.doe.gov(link sends e-mail) and ARPA-E-Counsel@hq.doe.gov(link sends e-mail).

Alternatively, you may report Items 1-4 via the iEdison system (<https://s-edison.info.nih.gov/iEdison/>). Items 5-6 may only be reported to DOE and ARPA-E by submitting the ARPA-E Intellectual Property Reporting Form.

(出典) ARPA-E, Award Guidance

(注)一部の記述を省略している。

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

- (a) 協働契約の契約者は、発明に関する権利を保持しない場合等には、発明に関する権利をエネルギー省に譲渡することを書面で申請しなければならない

ARPA-E の協働契約のモデル契約書の「別紙 2：大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合）」¹⁹² (ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS

¹⁹² 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS))¹⁹³」は、バイ・ドール法と同様、契約者が、連邦政府機関に発明を開示しなかった場合や発明に関する権利を保持することを書面により選択しなかった場合は、その発明に関する権利は、連邦政府が得ることができ、また、契約者が定められた期限内に特許出願しなかった国における発明に関する権利は、連邦政府が得ることができると定めているが、その場合さらに、契約者は、発明に関する権利をエネルギー省に譲渡することを書面で申請しなければならないと定めている。

加えて、契約者が特許の出願・維持や特許の再審査または異議申し立てに対する対応を中止する場合には、対応期限の30日前より前に、エネルギー省に通知しなければならないとし、発明に関する権利をエネルギー省に譲渡することを書面で申請しなければならないと規定している。

さらに、後述の(b)で記載する規定によって、特許権の放棄が終了された場合も、発明に関する権利をエネルギー省に譲渡することを書面で申請しなければならないとしている。

194

図表 25 ARPA-E 協働契約のモデル契約書の「別紙2：大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合）（ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS)）」における発明に関する権利を連邦政府が得る条件に関する規定

(d) Conditions when the Government may obtain title.

The Recipient shall convey to DOE, upon written request, title to any subject invention:

- (1) If the Recipient elects not to retain title to a subject invention;
- (2) If the Recipient fails to disclose or elect the subject invention within the times specified in paragraph (c) above (DOE may only request title within 60 days after learning of the Recipient's failure to report or elect within the specified times);
- (3) In those countries in which the Recipient fails to file patent applications within the times specified in paragraph (c) above; provided, however, that if the Recipient has filed a patent application in a country after the times specified in paragraph (c) above, but prior to its receipt of the written request of DOE, the Recipient shall continue to retain title in that country;
- (4) In any country in which the Recipient decides not to continue the prosecution

¹⁹³ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015年2月6日]

¹⁹⁴ 以上、ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS)（大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合））を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

of any application for, to pay the maintenance fees on, or defend in reexamination or opposition proceeding on, a patent on a subject invention; or
(5) If the waiver authorizing the use of this clause is terminated as provided in paragraph (p) of this clause.

[略]

(f) Recipient action to protect the Government's interest.

[略]

(3) The Recipient shall notify DOE of any decision not to continue the prosecution of a patent application, pay maintenance fees, or defend in a reexamination or opposition proceeding on a patent, in any country, not less than 30 days before the expiration of the response period required by the relevant patent office.

(出典) ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES- WAIVER

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(b) 連邦政府による特許権の放棄はエネルギー省長官の判断で中止することができる

ARPA-E の協働契約のモデル契約書の「別紙 2：大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合）¹⁹⁵（ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS)）¹⁹⁶」は、もし、特許権放棄の申請に虚偽の文書が含まれていたり、重要な事実が非開示であったりしたことが判明し、かつそれにエネルギー省の放棄の判断が特に依拠していた場合、エネルギー省長官の判断で、特許権の放棄の全体または一部を中止することができる（すなわち特許権を連邦政府の帰属に戻すことができる）と定めている¹⁹⁷。

ARPA-E へのヒアリングでは、本規定があるので仮に「介入権（March-in Rights）」が無かったとしても問題ないとのこと¹⁹⁸だった。

図表 26 ARPA-E 協働契約のモデル契約書の「別紙 2：大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合）（ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS)）」における
放棄終了に関する規定

¹⁹⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

¹⁹⁶ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

¹⁹⁷ ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

¹⁹⁸ ARPA-E ヒアリング結果（2014 年 11 月 24 日）

(p) Waiver Terminations.

Any waiver granted to the Recipient authorizing the use of this clause (including any retention of rights pursuant thereto by the Recipient under paragraph (b) of this clause) may be terminated at the discretion of the Secretary or his designee in whole or in part, if the request for waiver by the Recipient is found to contain false material statements or nondisclosure of material facts, and such were specifically relied upon by DOE in reaching the waiver determination. Prior to any such termination, the Recipient will be given written notice stating the extent of such proposed termination and the reasons therefor, and a period of 30 days, or such longer period as the Secretary or his designee shall determine for good cause shown in writing, to show cause why the waiver of rights should not be so terminated. Any waiver termination shall be subject to the Recipient's minimum license as provided in paragraph (e) of this clause.

(出典) ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES- WAIVER

(注) 下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

バイ・ドール法に基づき、ARPA-E から資金供与を受けたプロジェクトから生じた発明に関する権利は、ARPA-E と資金供与契約を締結する契約者が保持することができるが、連邦政府「または連邦政府を代表する者」として ARPA-E も、同時に、全世界においてその発明を実施または実施させる非排他的かつ譲渡不能で取消不能の権利（ライセンス）を、ロイヤリティを支払うことなく、契約者から付与される¹⁹⁹。

しかし、ARPA-E は、製造や第三者への実施許諾の意向はなく、実際、実施許諾はしていないとのことである²⁰⁰。

¹⁹⁹ 「」内は米国連邦規則集を、それ以外は米国特許法の特許庁による参考仮和訳を、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²⁰⁰ ARPA-E ヒアリング結果（2014年11月24日）

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

有期雇用のプログラム・マネージャーが研究プログラムを企画し、企業、大学、研究機関への資金供与またはこれら機関との共同研究により、研究プログラムを執行している。プログラム・マネージャーは、プロジェクトを企画する際に特許調査もおこなっている。²⁰¹

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

資金供与の申請を選考する際には、プロジェクトのメンバー間で知的財産に関して合意していることが加点対象にはなっていない。選考は、あくまで技術的アイデアを重視して行う。²⁰²

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

ARPA-E との研究資金契約には、「 (iii) ①研究開発の成果 (知的財産) の帰属先」に記載した事項が規定される。

ARPA-E は、資金供与したプロジェクトの成果として、論文よりもデバイスを求めている²⁰³。

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

(a) 研究資金供与契約の契約主体

ARPA-E の協働契約では、ARPA-E は代表受領者 (のみ) と契約を締結し、代表受領者が研

²⁰¹ ARPA-E ヒアリング結果 (2014年11月24日)

²⁰² ARPA-E ヒアリング結果 (2014年11月24日)

²⁰³ ARPA-E ヒアリング結果 (2014年11月24日)

究に参加する他の全ての機関とサブ契約²⁰⁴ (subaward agreement) を締結して資金供与に係る各種「条件 (terms and conditions)」を遵守させることに合意するとされている²⁰⁵。

(b) 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

ARPA-E は、資金供与について記したウェブページにおいて、ARPA-E が資金供与する全てのプロジェクトチームに対して、プロジェクトから創出される知的財産のマネジメントや処分 (disposition) に関し、お互いに交渉して「知的財産マネジメント計画 (Intellectual Property Management Plan)」を策定することを要求しており、その参考とすることができるテンプレートをウェブサイト上に公表している (必ずしもこのテンプレートを使用しなければいけないわけではない)。「代表受領者²⁰⁶ (prime recipient)」は、ARPA-E との資金供与契約の開始日から 6 週間以内に、署名された「知的財産マネジメント計画」を ARPA-E に提出しなければならないとしている。²⁰⁷

資金供与の申請時点では、プロジェクトのメンバー間で知的財産に関して合意しておく必要はない²⁰⁸。

図表 27 ARPA-E における「知的財産マネジメント計画 (Intellectual Property Management Plan)」に関する規定

Intellectual Property Management Plans: ARPA-E requires every Project Team to negotiate and establish an Intellectual Property Management Plan for the management and disposition of intellectual property arising from the project. The Prime Recipient must submit a completed and signed Intellectual Property Management plan to ARPA-E within 6 weeks of the effective date of the ARPA-E funding agreement.

ARPA-E has developed a template for Intellectual Property Management Plans so as to facilitate and expedite negotiations between Project Team members. ARPA-E does not mandate the use of this template. ARPA-E and DOE do not make any warranty (express or implied) or assume any liability or responsibility for the accuracy, completeness, or usefulness of the template. ARPA-E and DOE strongly encourage

²⁰⁴ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁰⁵ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

²⁰⁶ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁰⁷ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

²⁰⁸ ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

Project Teams to consult independent legal counsel before using the template.

(出典) ARPA-E, Award Guidance

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

ARPA-E は、ARPA-E と資金供与したプロジェクトで創出された発明の特許出願料や、弁護士・弁理士費用、特許調査に係る費用を、直接経費として助成している²⁰⁹。

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

ARPA-E 内には弁護士が 6 人ほどいるが、ARPA-E と資金供与契約を締結した契約者が無料で相談できるサービスは提供していない。また、弁護士や弁理士を派遣する支援もしていない。

ARPA-E のプロジェクトは、プログラム・マネージャーが全般を取り仕切ることとしており、知的財産についてもプログラム・マネージャーがプロジェクト運営の一環で支援している。ただし、場合によっては、技術面について技術アドバイザーを、事業化について“Technology-to-Market (Tech-to-Market)”アドバイザーを任命することがあり、知的財産については、事業化の一側面として“Technology-to-Market (Tech-to-Market)”アドバイザーがより専門的な支援を提供することがある。²¹⁰

(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

① 研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

ARPA-E は、“研究開発プロジェクト参加者以外”を特に取り上げて、実施許諾や譲渡に制限は設けていない。

ただし、譲渡については、協働契約の相手が米国内大学または非営利団体の場合の「別紙 2 知的財産規定 (Attachment 2 Intellectual Property Provisions)²¹¹」においてのみ、バイ・ドール法と同様に、ARPA-E の承認を得ずに、発明の管理を主要職務の一つとし

²⁰⁹ ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

²¹⁰ 以上、ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

²¹¹ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

ている団体以外の他人に対して発明に関する権利を譲渡することはできないと定めている²¹²。

② 外国企業への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

ARPA-E の協働契約のモデル契約書に含まれる「別紙 2 知的財産規定 (Attachment 2 Intellectual Property Provisions)²¹³」は、協働契約の相手が小規模企業の場合、又は、大企業の場合で連邦政府が特許権を放棄 (waive) しない場合、大企業の場合で連邦政府が特許権を放棄 (waive) する場合、米国内大学または非営利団体の場合の 4 種類が規定されているが、いずれもバイ・ドール法に定められている「合衆国産業の優先性²¹⁴ (Preference for United States industry)」を定めている²¹⁵。すなわち、相手が「製品が実質的に合衆国において製造されることに同意しない限り」、契約者または契約者から発明に関する権利を譲り受けた者 (assignee) は、排他的実施権を米国内で許諾 (ライセンス) することはできず、「実質的に合衆国において製造する見込みのある潜在的ライセンシーに対して類似の条件に基づいてライセンスを供与するための合理的な努力が成功しなかったこと、又は現状においては国内生産が商業的に実行不能であることを証明したとき」に限って、ARPA-E は、前述の同意要件を放棄することができる (すなわち、米国外で製造するための排他的実施権を許諾 (ライセンス) することができる)²¹⁶。

ARPA-E へのヒアリングによると、米国内には多様な産業があるため、同意要件の放棄は、実際には非常にハードルが高いとのことである。ただし、ARPA-E の資金供与対象が、応用に近い技術ではあるものの、プロジェクト終了後にすぐに製造に至るような技術ではないことから、これまでの同意要件放棄の申請件数は、それほど多くない。²¹⁷

図表 28 ARPA-E 協働契約のモデル契約書の「別紙 2：大企業向け ARPA-E 知的財産規定 (連邦政府が特許権を放棄する場合) (ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS)) における 米国産業の優先性に関する規定

²¹² ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR DOMESTIC UNIVERSITIES AND NONPROFIT ORGANIZATIONS を三菱UFJ リサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²¹³ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

²¹⁴ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

²¹⁵ ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS) を三菱UFJ リサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²¹⁶ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJ リサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²¹⁷ ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

(i) Preference for United States industry.

Notwithstanding any other provision of this clause, the Recipient agrees that neither it nor any assignee will grant to any person the exclusive right to use or sell any subject invention in the United States unless such person agrees that any products embodying the subject invention will be manufactured substantially in the United States. However, in individual cases, the requirement for such an agreement may be waived by DOE upon a showing by the Recipient or its assignee that reasonable but unsuccessful efforts have been made to grant licenses on similar terms to potential licensees that would be likely to manufacture substantially in the United States or that under the circumstances domestic manufacture is not commercially feasible.

(出典) ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES- WAIVER

(注) 下線は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

上記①以外の場合の譲渡や、非排他的実施権の許諾については、米国内だけでなく米国外に対しても可能である。譲渡については、営利企業による譲渡に関しては、制限は無いため、知的財産管理部門を外国に置いている外資系企業（発明に関する権利を保持できるためには米国内に「営業所 (a place of business)」を所有している必要がある）が、ARPA-E から資金供与を受けた研究から生じた発明に関する権利を、米国外の知的財産管理部門に譲渡することも可能である。実施許諾については、米国内と米国外の両方に非排他的実施権を許諾し、両方で製造するのであれば問題ない。²¹⁸

ARPA-E へのヒアリングによれば、いずれも国の事前承認・国への報告無しで可能である²¹⁹。

²¹⁸ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²¹⁹ ARPA-E ヒアリング結果 (2014年11月24日)

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

① 報告義務を課している事項

(a) 発明利用報告

バイ・ドール法に基づき、ARPA-E と資金供与契約を締結する契約者は、発明に関する権利を保持するために、ARPA-E に発明を開示し、特許出願すると共に、利用（utilization）または利用するための努力について、定期的に ARPA-E に報告しなければならない²²⁰。

ARPA-E の協働契約のモデル契約書の「別紙 2：大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合）²²¹（ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS)）²²²」は、プロジェクト期間中は 12 カ月ごとに発明のリストとこれら全発明が開示されていることを報告しなければならず、プロジェクト終了後 3 カ月以内に、発明のリストと特許権の条項を含むサブ契約のリストを報告しなければならないと定めている。また、要求に応じて、特許出願日と出願番号、名称、及び特許登録番号と登録日を報告すると共に出願書類のコピーを提供しなければならないと規定している。²²³

ただし、ARPA-E へのヒアリングでは、知的財産権の実施許諾や譲渡、事業化の状況、設立したベンチャーの売上高等については、企業が開示したくないと思われるため、報告義務を課していないとのことである。²²⁴

図表 29 ARPA-E 協働契約のモデル契約書の「別紙 2：大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合）（ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS)）における発明報告に関する規定

<p>(7) The Recipient shall furnish the Contracting Officer the following: (i) Interim <u>reports every 12 months</u> (or such longer period as may be specified by the Contracting Officer) from the date of the contract, <u>listing subject inventions</u></p>
--

²²⁰ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²²¹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²²² ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

²²³ ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²²⁴ ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

during that period and stating that all subject inventions have been disclosed or that there are no such inventions.

(ii) A final report, within 3 months after completion of the contracted work, listing all subject inventions or stating that there were no such inventions, and listing all subcontracts at any tier containing a patent rights clause or stating that there were no such subcontracts.

(10) The Recipient shall provide, upon request, the filing date, serial number and title, a copy of the patent application (including an English-language version if filed in a language other than English), and patent number and issue date for any subject invention for which the Recipient has retained title.

(11) Upon request, the Recipient shall furnish the Government an irrevocable power to inspect and make copies of the patent application file.

(出典) ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES- WAIVER

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(b) 研究成果の報告

ARPA-E へのヒアリングによると、ARPA-E は、プロジェクト終了時に、「発明利用報告」に加えて、論文発表状況、ベンチャー設立状況、設立したベンチャーに対する投資受入額等に関する報告を義務付けている。

また、プロジェクト終了後3カ月以内の報告では、研究の内容に関する現在の状況と今後の予定を尋ねている（例えば、さらに研究費を確保して研究を継続予定、今後試作機を製作し実証実験する予定 等）とのことである。²²⁵

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

ARPA-E は、アカウントビリティーを重要と考えており、資金供与したプロジェクトを適宜選定してプロジェクトの成果等に関して紹介記事を書いてもらい、毎年2月に公表している²²⁶。

²²⁵ 以上、ARPA-E ヒアリング結果（2014年11月24日）

²²⁶ ARPA-E ヒアリング結果（2014年11月24日）

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

① 報告義務を課している事項／調査の実行有無

(a) 発明利用報告

ARPA-E は、資金供与について記したウェブページにおいて、発明に関する権利を保持している代表受領者²²⁷ (prime recipient) 及びサブ受領者²²⁸ (subrecipients) が発明を事業化 (commercialize) するために適切なステップを取ることを確実にするため、プロジェクト期間中及びプロジェクト終了後 5 年間、毎年、発明の利用 (utilization) 及び、利用を促進するための受領者またはライセンシー等による努力に関して報告することを受領者に要求している。報告には、以下の事項を含めなければならない。²²⁹

- ・ 開発の状況
- ・ 最初の商業的販売／使用の日
- ・ 受領したロイヤリティの総額
- ・ その他、ARPA-E が指定する事項

また、ARPA-E の協働契約のモデル契約書の「別紙 2: 大企業向け ARPA-E 知的財産規定（連邦政府が特許権を放棄する場合）²³⁰ (ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS))²³¹」は、報告されたデータや情報は、受領者またはライセンシー等が秘匿特権のある秘密情報として取り扱い、その旨を記している限り、ARPA-E は政府外には開示しないと定めている²³²。

図表 30 ARPA-E における発明の利用報告に関する規定

Utilization Reporting: To ensure that Prime Recipients and Subrecipients holding title to subject inventions are taking the appropriate steps to commercialize

²²⁷ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²²⁸ 227と同じ。

²²⁹ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日], ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS) (大企業向け ARPA-E 知的財産規定 (連邦政府が特許権を放棄する場合)) にも記載されているが、報告が義務づけられている期間等は、資金供与について記したウェブページにおける記載の方が詳しいため、こちらを引用している。

²³⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²³¹ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

²³² ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

subject inventions, ARPA-E requires Recipients to submit annual reports (throughout the project period and for 5 years after the end of the project period) on the utilization of subject inventions and efforts made by Recipients or their licensees or assignees to stimulate such utilization. The reports must include information regarding the status of development, date of first commercial sale or use, gross royalties received by the Recipient, and other such data and information as ARPA-E may specify.

(出典) ARPA-E, Award Guidance

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(b) 研究成果の報告

ARPA-E は、ARPA-E から資金供与を受けた研究をその後どのように継続・発展させているかといった研究成果 (result) に関する報告は、資金供与契約終了時以降は、義務付けていない²³³。

② 成果 (知財) の権利化／活用 (事業化) 状況の評価の実行有無と内容

ARPA-E へのヒアリングでは、プロジェクトで創出された知的財産の権利化／活用 (事業化) の状況や、その後の研究の発展状況等について、5 年後以降のフォローアップ調査・評価を現在検討中とのことであった。ARPA-E 自体が設立されて5年しか経っていないため、フォローアップができるプロジェクトがようやく生じてきている段階である。なお、資金供与を受けたプロジェクトの成果は、最終製品の一部でしかないことが多いため、プロジェクト終了後に、事業化に向けた状況をフォローし、プロジェクトの効果を切り分けて把握するのは非常に難しいと考えているとのことだった。²³⁴

(xi) 研究開発プロジェクトの成果 (知的財産) の活用 (事業化) 促進

ARPA-E の協働契約のモデル契約書に含まれる「別紙 2 知的財産規定 (Attachment 2 Intellectual Property Provisions) ²³⁵」は、協働契約の相手が小規模企業の場合、又は、大企業の場合で連邦政府が特許権を放棄 (waive) しない場合、大企業の場合で連邦政府が特許権を放棄 (waive) する場合、米国内大学または非営利団体の場合の 4 種類が規定され

²³³ ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

²³⁴ ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

²³⁵ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

ているが、いずれもバイ・ドール法に定められている「介入権²³⁶ (March-in rights)」を定めている²³⁷。すなわち、ARPA-E は、ARPA-E と資金供与契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者 (assignee) または排他的実施権を付与された者 (exclusive licensee) に対して、「実際の利用 (practical application)」を達成するための有効な手段を講じていないか、「合理的な期間内 (within a reasonable time)」に講じることが期待できない場合に限り、排他的または非排他的実施権の付与を申請した者にそれを付与するよう要求することができる。また、ARPA-E と資金助成契約を締結した契約者または、契約者から発明に関する権利を譲り受けた者または排他的実施権を付与された者がその要求を拒絶した場合は、ARPA-E 自体に排他的または非排他的実施権を付与するよう要求することができる²³⁸。

しかし、ARPA-E へのヒアリングによると、排他的または非排他的実施権の付与をこれまでに申請されたことは無く、従って、介入権を執行したことは無い。発明に関する権利を得て特許を取得したにもかかわらず、実施も実施許諾もせずにいるということは通常無く、あったとしても“何もしない権利”もあるはずだとのことであった。バイ・ドール法に基づき、「介入権 (March-In Rights)」が契約書に含まれる知的財産規定に記載されていることによって契約者が恐れを抱くので、他府省も含めて執行事例があるか以前に調査したが、国防総省でさえ執行例は無かったため、契約者には、介入権は、記載されてはいるが執行された例は無いので安心してほしいと説明しているとのことであった。また、どの程度の期間内に事業化してほしいといった期待等は無く、要求も行わないとのことである。²³⁹

(xii) 外国法人の参加

ARPA-E の協働契約のモデル契約書の「別紙 2 : 大企業向け ARPA-E 知的財産規定 (連邦政府が特許権を放棄する場合)²⁴⁰ (ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS))²⁴¹」は、外国法人 (foreign entity) がサブ受領者²⁴² (subawardees) であるケースに言及しているため、外国法人についても制限が無いように読める。

しかし、ARPA-E へのヒアリングでは、米国内で研究している契約者であれば、米国内法

²³⁶ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm> [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

²³⁷ ARPA-E, ATTACHMENT 2: ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY PROVISIONS FOR LARGE BUSINESSES—WAIVER (PATENT RIGHTS) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²³⁸ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²³⁹ ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

²⁴⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁴¹ ARPA-E, Award Guidance, <http://arpa-e.energy.gov/arpa-e-site-page/award-guidance> [最終アクセス日 2015 年 2 月 6 日]

²⁴² 240 と同じ。

人と同等に扱われ、資金供与を受けた研究に参加でき、資金供与も受けられ、発明に関する権利を保持することもできるとのことである²⁴³。

なお、米国特許法「第 202 条 権利の処分²⁴⁴ (Disposition of rights²⁴⁵)」は、連邦政府機関と資金助成契約を締結する契約者が、米国内に「営業所 (a place of business)」を所有していない場合は、発明に関する権利を保持することを選択できない資金助成契約とすることができる²⁴⁶と規定している。

²⁴³ ARPA-E ヒアリング結果 (2014 年 11 月 24 日)

²⁴⁴ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

²⁴⁵ Consolidated Patent Laws (統合版米国特許法), United States Code Title 35 – Patents (合衆国法典第 35 卷一特許), http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf [最終アクセス日 2015 年 1 月 28 日]

²⁴⁶ 米国特許法の特許庁による参考仮和訳を三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

2. EU

(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等

(i) EUの研究資金供与の基本的な考え方

欧州における研究資金供与に対する基本的な考え方は、我が国とは根本的に異なっている。

まず、大原則として、EUの中心的な役割は、競争法の執行（EU全体の市場における競争を確保すること）であり、EUは、EU市場における競争環境が阻害されるような企業間連携を禁じている。その対象は、企業の合併・買収（M&A）だけでなく、共同研究や標準規格策定のための連携またはコンソーシアム形成にまで及んでいる。²⁴⁷

こうした中で、欧州の研究支援政策は、特定企業の“事業活動”を支援することによる競争環境の阻害は避けつつ、「産業化・商品化そのものではなく、その手前の将来実用化が可能であるがまだリスクの高い」²⁴⁸ “研究開発”は、「pre-competitive（競争前²⁴⁹）」段階であるとして²⁵⁰支援するものである。

しかし同時にEUは、EU加盟国が特定企業に独自に特別な支援を行う「国家援助²⁵¹ (state aid)」を規制しており、EU市場の競争を歪める恐れがあるものは禁止している²⁵²。従って、欧州各国においては、日本で行われているような複数の主要企業の連携による“強者連合”の国家プロジェクトは実施することができない²⁵³。

そのため、欧州では、EU加盟国政府による自国企業に対する研究支援は、競争が阻害されることのない中小企業が中心となっており、大企業に対する支援は、専らEUにより国境を越えた連携プロジェクトとして行われている²⁵⁴。

²⁴⁷ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「平成24年度産業技術調査事業『海外主要国の国家プロジェクトに関する調査報告書』」8頁(2013年3月)より。

²⁴⁸ 市岡利康(日欧産業協力センター プロジェクトマネージャー)「汎欧州の産学連携支援の仕組：FP7とその周辺」研究技術計画学会『研究 技術 計画』vol.25, No.3/4(2010年)

²⁴⁹ 和訳は文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」(2009年3月)による。

²⁵⁰ 駐日欧州連合代表部ヒアリング結果(2013年2月12日)、ドイツ機械工業連盟(VDMA)欧州オフィス ヒアリング結果(2013年2月14日)

²⁵¹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁵² 生沼寿彦(北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士、立命館大学 大学院テクノロジー・マネジメント研究科 教授)「欧州の技術革新政策の法的な分析及び産業界の状況並びに我が国への示唆」『NEDO 出口戦略セミナー』(2011年11月4日)、Latham&Watkins 法律事務所(ロンドン)ヒアリング結果(2011年9月9日)。

²⁵³ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「平成24年度産業技術調査事業『海外主要国の国家プロジェクトに関する調査報告書』」(2013年3月)より。

²⁵⁴ 253と同じ。

(ii) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等

EUでは、研究資金供与プログラムへの参加要件等に関する規定は、欧州議会 (European Parliament) による決議を経た規則 (regulation) として、「参加規則²⁵⁵ (Rules for Participation) ²⁵⁶」に規定されており、研究資金供与における知的財産に関する規定や契約書雛形、経費精算に関する規定などは、欧州委員会 (European Commission (EC)) が定めている。「参加規則」の内容は、同規則が主に関係する「(xii)外国法人の参加」において主に述べる。

(2) EU (European Union; 欧州連合) 欧州委員会 (European Commission (EC))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

① 機関及び研究資金供与の特徴

EUの様々な政策領域の中で、科学技術政策は、最も長い歴史を持つもののひとつである。1984年に、EUの母体となった欧州原子力共同体 (EURATOM ; 1957年設立) のフレームワークプログラムをベースとして、バイオ、新素材、情報通信などの重点分野を付け加えて欧州共同体 (European Community ; EC) の包括的研究開発計画として、第1次「フレームワークプログラム²⁵⁷ (Framework Programme ; FP) 」 (1984~87年) が開始された²⁵⁸。

「フレームワークプログラム (FP) 」は、EUの研究開発費の対GDP比を2000年の1.9%から2010年までに3.0%に引き上げるという数値目標を掲げた「リスボン戦略」並びに「再生リスボン戦略」およびその柱となっている「欧州研究圏 (ERA) 」構想の実現に向けた最大の手段として位置付けられていた²⁵⁹。

2007~2013年の7年間の「第7次フレームワークプログラム (the Seventh Framework Programme ; FP7) 」に続く現行のフレームワークプログラムは、第8次とは呼ばず、「ホライズン 2020 (twenty-twenty) 」と呼ばれている。この名称は、インターネット投票で2011年6月に決定されたものである。

「ホライズン 2020」は、「リスボン戦略」の後継戦略として2010年3月に発表された

²⁵⁵ 和訳は日欧産業協力センターによる。

²⁵⁶ Rules for Participation (参加規則) : REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in "Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)" and repealing Regulation (EC) No 1906/2006.

²⁵⁷ 和訳は文部科学省『平成20年版 科学技術白書』による。

²⁵⁸ 文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」(2009年3月)より。

²⁵⁹ 258と同じ。

「欧州 2020²⁶⁰ (Europe 2020)」の7つの主要イニシアティブの一つである「イノベーション連合²⁶¹ (Innovation Union)」を遂行する財政的な手段として位置づけられている。予算規模は総額ほぼ800億ユーロあり、これまで以上に科学的ブレークスルーを製品やサービスに転換するところに焦点を当てる。そして、以下の3つの鍵となる目標に重点を置いて資金を配分し、欧州の国際競争力を強化することを目指している。²⁶²

図表 31 「ホライズン 2020 (Horizon 2020)」の3つの重点目標

- | |
|---|
| 1) Excellent Science (科学における世界のリーダーとしての欧州の地位を向上させる) |
| 2) Industrial Leadership (イノベーションにおける産業のリーダーシップを維持する) |
| 3) Societal Challenges (7つの優先課題を設定して研究・イノベーションにおいて重点投資し、市民に利益をもたらす) |

(出典) European Commission, HORIZON 2020 in brief, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2014, ISBN 978-92-79-33057-5, pages 7 to 11

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

「第7次フレームワークプログラム (FP7)」も「ホライズン 2020」も、日本の科学技術基本計画と個別の研究資金供与プログラム/国家プロジェクト等の公的研究支援制度を合わせ持ったものに相当する²⁶³。

② 知的財産の管理・支援体制

(a) 共通法務支援サービス部門 (J1 - Common Legal Support Service)

欧州委員会 (European Commission (EC)) では、従来、知的財産に特化した部署は無かったが、2014年1月に、研究・イノベーション総局 (Directorate-General for Research & Innovation) 内に「共通法務支援サービス部門²⁶⁴ (Common Legal Support Service)」が新設された。当部門は、名称に「共通 (Common)」と冠しているように、実質的に、研究・イノベーション総局内にとどまらず、欧州委員会 (EC) 全体に対して、研究資金供与業務等における知的財産権関連をはじめとする法務面での支援を提供している。²⁶⁵

²⁶⁰ 和訳は駐日欧州連合代表部ウェブサイトによる。

²⁶¹ 和訳は260と同じ。

²⁶² 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「平成24年度産業技術調査事業『海外主要国の国家プロジェクトに関する調査報告書』(2013年3月)より。

²⁶³ 日欧産業協力センターヒアリング結果(2014年10月2日)

²⁶⁴ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁶⁵ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果(2014年11月7日)

(b) 欧州知的財産権ヘルプデスク (European IPR Helpdesk)

欧州委員会 (European Commission (EC)) では、知的財産及び知的財産権に関する初歩的な助言や情報を欧州の中小企業等に対して無料で提供する「欧州知的財産権ヘルプデスク」²⁶⁶ (European IPR Helpdesk)」を設置している。本ヘルプデスクは、EU から資金を供与された協同研究プロジェクトに参加している研究者や欧州の中小企業と、(EU から資金を供与された協同研究プロジェクトに参加していなくても) 国際的な技術移転プロセスに関わっている中小企業を対象としており、以下のサービスを提供している。²⁶⁷

図表 32 EU「欧州知的財産権ヘルプデスク (European IPR Helpdesk)」のサービス

○ウェブサイト上での情報提供

ウェブサイト上で、知的財産権や知的財産マネジメントの様々な側面に関する情報を提供している他、モデル契約、事例、規程を分かりやすく紹介した資料 (“Fact sheets” という名称で発行) やガイド等を提供している。

○会報 (Bulletin) ・ニュースレターの発行

会報をウェブサイト上で3カ月に1回発行している。ビジネス指向で雑誌風に、事例や成功談、読みやすい専門家の記事、インタビュー、過去のイベント、「欧州知的財産権ヘルプデスク (European IPR Helpdesk)」の活動を紹介している。

電子メールによるニュースレターを毎週2回発信している。

○知的財産に関する啓発

欧州各国で開催されるイベントに参加し、知的財産の重要性に対する意識向上を図っている。

○研修の開催

EU が資金を供与しているプロジェクトの現在の参加者及び潜在的な参加者、並びに国を超えた協同契約を交渉・締結している欧州の中小企業を対象として、実践的かつ総合的な研修を提供している。ウェブサイト上で自習できるプログラムも提供している。

○ヘルプラインの提供

知的財産や知的財産権に関する個別相談を、ウェブサイト上での送信や、電話またはFAXで受け付け、3営業日以内に無料で回答している。

(出典) The European IPR Helpdesk, Your Guide to IP in Horizon 2020

²⁶⁶ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁶⁷ The European IPR Helpdesk (欧州知的財産権ヘルプデスク), Your Guide to IP in Horizon 2020 を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

「欧州知的財産権ヘルプデスク (European IPR Helpdesk)」は、欧州委員会 (European Commission (EC)) 企業・産業総局 (Directorate-General for Enterprise and Industry) による政策として設置され、Executive Agency for Small and Medium-sized Enterprises (EASME)により運営されている²⁶⁸。実際の支援サービスは、ルクセンブルクに立地する IT サービス・プロバイダーである inferope S.A. と、ドイツに立地する国際共同研究のマネジメント会社である Eurice GmbH と、ルクセンブルク政府によって設立された公的研究所である CRP Henri Tudor の知的財産サービス部門の Centre de Veille Technologique (CVT) によるコンソーシアムによって提供されている。ヘルプデスクの連絡先住所等は inferope のものとなっており、同社が率いるコンソーシアムは 2010 年 12 月からヘルプデスクのサービスを提供している。²⁶⁹

ヘルプデスクは、主要な目的の一つが欧州全体の企業の知的財産に対する意識を向上させることであるため、「エンタープライズ欧州ネットワーク²⁷⁰ (Enterprise European Network (EEN))²⁷¹」の会員に、EU 加盟各国でヘルプデスクのサービスや基礎研修を地元で提供する「欧州知的財産権ヘルプデスク大使 (European IPR Helpdesk Ambassadors)」を任命している。現在、22 の欧州諸国に 48 人の大使がいる。²⁷²

さらに、ヘルプデスクは、ASEAN と中国、南米南部 (メルコスール (Mercosur)²⁷³) にも設置されており、各地域における知的財産に関わる支援を、欧州企業に提供している。欧州域外のヘルプデスクの支援サービスの内容も、基本的に「欧州知的財産権ヘルプデスク (European IPR Helpdesk)」と同じで、同様に無料で提供されており、個別相談に対応するヘルプラインは、各地域内及び域外の外部専門家によって提供されている。また、各地域の欧州商工会議所や貿易協会その他の中小企業ネットワークと提携し、これらの団体が自らの会員に対してヘルプデスクのサービスを無料で提供できるようにしている。²⁷⁴

²⁶⁸ The European IPR Helpdesk (欧州知的財産権ヘルプデスク), Your Guide to IP in Horizon 2020.

²⁶⁹ European Commission, European IPR Helpdesk (欧州知的財産権ヘルプデスク), <http://www.iprhelppdesk.eu/>, [最終アクセス日 2015 年 3 月 6 日]

²⁷⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁷¹ エンタープライズ欧州ネットワーク (Enterprise European Network (EEN)): 欧州企業、特に中小企業に対して情報や助言を提供する連絡窓口のネットワーク。2008 年に欧州委員会 (EC) によって立ち上げられたもので、欧州域内外 40 カ国以上の 600 近いパートナー機関によって構成されている。(European Commission, ASEAN IPR SME Helpdesk (ASEAN 知的財産権中小企業ヘルプデスク), <http://www.asean-iprhelppdesk.eu/>, [最終アクセス日 2015 年 3 月 6 日]。和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。)

²⁷² European Commission, European IPR Helpdesk (欧州知的財産権ヘルプデスク), <http://www.iprhelppdesk.eu/>, [最終アクセス日 2015 年 3 月 6 日]

²⁷³ メルコスール (Mercosur): 南米南部共同市場。(1) 域内の関税及び非関税障壁の撤廃等による財、サービス、生産要素の自由な流通、(2) 対外共通関税の創設、共通貿易政策の採択及び地域的・国際的な経済・貿易面での協調、(3) マクロ経済政策の協調及び対外貿易、農業、工業、財政・金融、外国為替・資本、サービス、税関、交通・通信などのセクター別経済政策の協調、(4) 統合過程強化のための関連分野における法制度の調和に取り組んでいる。加盟国は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ (現在参加権停止中)、ウルグアイ、ベネズエラの 6 か国。(外務省「南米南部共同市場 (メルコスール)」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercotur/> [最終アクセス日 2015 年 3 月 6 日])

²⁷⁴ European Commission, ASEAN IPR SME Helpdesk (ASEAN 知的財産権中小企業ヘルプデスク), <http://www.asean-iprhelppdesk.eu/>, [最終アクセス日 2015 年 3 月 6 日]

なお、「欧州知的財産権ヘルプデスク (European IPR Helpdesk)」が提供する情報や資料、意見は、必ずしも欧州委員会 (EC) の公式見解を反映しておらず、その発信者や著者の見解であるとした上で、このサービスは提供されており、実際に行動する際には、適切な当局や専門家・機関から、詳細情報や助言を得るよう求めている²⁷⁵。

図表 33 EU「欧州知的財産権ヘルプデスク (European IPR Helpdesk)」の免責条項

<p>The aim and purpose of the European IPR Helpdesk is to raise awareness of issues related to intellectual property at the European level and not to give legally binding advice. It is intended to assist current and potential beneficiaries of EU-funded projects, as well as EU SMEs involved in transnational partnerships, concerning intellectual property issues.</p> <p>The positions expressed are those of the authors and do not necessarily reflect the official opinion of the Executive Agency for Small and Medium-sized Enterprises (EASME) or the European Commission.</p> <p>Neither EASME nor the European Commission nor any person acting on behalf of EASME or the European Commission is responsible for the use which might be made of the information provided. Furthermore all material included within this website is for informational purposes only, and should not be considered as legal advice on any particular matter. Do not act or rely on any of these materials without first consulting a suitably qualified professional.</p> <p>The European IPR Helpdesk aims to deliver high level service. If errors are brought to our attention, we commit to correcting them promptly. Notwithstanding this, no guarantee can be given on the correctness or completeness of the information provided and neither EASME nor the European Commission nor the project partners are responsible or may be held accountable for any loss suffered as a result of reliance upon the services of the European IPR Helpdesk.</p> <p>It should be noted that the information provided on this website is considered as first line assistance, and users should contact the competent authorities, organisations, or qualified professionals for more detailed information or for advice on any course of action. Readers should note that IP legislation varies from country to country.</p> <p>The European IPR Helpdesk reserves its right to modify this Disclaimer at any time. Any modification about this Disclaimer will be updated on this website to inform users.</p>

(出典) The European IPR Helpdesk, Disclaimer

²⁷⁵ European Commission, European IPR Helpdesk (欧州知的財産権ヘルプデスク), <http://www.iprhelpdesk.eu/>, [最終アクセス日 2015年3月6日]

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

「第7次フレームワークプログラム (FP7)」の時には、資金供与に関する規定は、欧州委員会 (EC) が定める「モデル助成契約²⁷⁶ (Model Grant Agreement)」に定められ、知的財産に関する規定は、さらに別途ガイドライン (Guide to Intellectual Property Rules for FP7 projects²⁷⁷) が定められていた。

「ホライズン 2020」では、欧州委員会 (EC) は、資金供与における権利や義務、費用弁済 (reimbursement)、知的財産などに関する一切について、契約書雛形の条項ごとに、関連の規定や注釈、他の条項オプション、ベストプラクティスや例示を記載した約 500 ページに及ぶ「ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約²⁷⁸ (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements)²⁷⁹」にまとめている。「ホライズン 2020」の特徴は、全てのプログラム、全ての契約相手との契約に同じ「注釈付きモデル助成契約」を適用している点である。

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属

① 研究開発の成果 (知的財産) の帰属先

「ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements)」は、資金供与を受けたプロジェクトの成果は、その成果を創出した「受益者 (beneficiaries)」に帰属すると定めている²⁸⁰。

そして、「受益者」とは、欧州委員会 (European Commission) と助成契約 (Grant Agreement (GA)) を締結した法人 (legal entities)、すなわち、支援を受けた (研究等の) 活動 (action) への「参加者 (participant)」を指すと定めている²⁸¹。

「参加者 (participant)」は、参加規則²⁸² (Rules for Participation)²⁸³では、(研究等の) 活動 (action) の全部または一部を遂行する法人を指すと定められている²⁸⁴。

²⁷⁶ 和訳は日欧産業協力センターによる。

²⁷⁷ European Commission, Guide to Intellectual Property Rules for FP7 projects, Ver. 3.

²⁷⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁷⁹ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) : General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014.

²⁸⁰ Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²⁸¹ 280と同じ。

²⁸² 和訳は日欧産業協力センターによる。

²⁸³ Rules for Participation (参加規則) : REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in "Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)" and repealing Regulation (EC) No 1906/2006.

²⁸⁴ Rules for Participation (参加規則) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

すなわち、EU では、資金供与を受けたプロジェクトの成果は、プロジェクトに参加してその成果を創出した法人に初めから帰属する。我が国や米国のようなバイ・ドール法はない。

また、参加規則 (Rules for Participation) は、「成果 (results) 」を、「(資金供与を受けた) 活動の有形・無形のあらゆるアウトプット (活動で生み出されたデータ、知識、情報など。形状や特性、保護可能かそうでないか、権利化されているかいないかを問わない。知的財産権を含む)」と定義している²⁸⁵。

以上の点は、「第7次フレームワークプログラム (FP7) 」から変わっていないが、用語遣いで変更点がある。「第7次フレームワークプログラム (FP7) 」では、プロジェクトの「成果」は、「フォアグラウンド (foreground) 」と称されていたが、「ホライズン 2020」では、単に「成果 (results) 」と称するように変更した²⁸⁶。

図表 34 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements) における助成を受けた研究の成果の帰属に関する規定

<p>I. 一般モデル助成契約 I. General Model Grant Agreement 第4章 参加者の権利と義務 CHAPTER 4 RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES セクション3 バックグラウンド及び成果に関連する権利と義務 SECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO BACKGROUND AND RESULTS サブセクション3 成果に関連する権利と義務 SUBSECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO RESULTS 第26条 成果の所有権 ARTICLE 26 — OWNERSHIP OF RESULTS 26.1 成果を創出した受益者による所有権 26.1 Ownership by the beneficiary that generates the results 成果は、それを創出した受益者に帰属する。 Results are owned by the beneficiary that generates them.</p> <p>I.2 注釈</p>

²⁸⁵ Rules for Participation (参加規則) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²⁸⁶ European IPR Helpdesk, Intellectual Property in Horizon 2020 – overview with a focus on comparison with FP7, 2014, 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014年11月7日)

I.2 Annotations

1. コーディネーター—受益者

1. Coordinator-Beneficiaries

「受益者」とは、欧州委員会 (European Commission) もしくは (他の EU) 機関と助成契約を締結した法人を指す (すなわち、支援を受けた活動への「参加者」を指す)。

‘Beneficiaries’ means the legal entities who have signed the Grant Agreement (GA) with the Commission/Agency (i. e. a ‘participant’ in an action supported by a grant).

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, page 179 and 7.

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 35 ホライズン 2020 参加規則 (Rules for Participation) における用語定義

タイトル I 導入規定

TITLE I INTRODUCTORY PROVISIONS

第 2 章 定義

Article 2 Definitions

[以下、一部の用語のみ抜粋]

(4) 「バックグラウンド」とは、(i) 活動に参加する前から参加者が保持しており、(ii) 活動を遂行するため、または活動の成果を活用するために必要な、(iii) 第 45 条に基づいて参加者が明確にした、形状や特性、有形・無形を問わず、あらゆるデータ、知識、情報を指し、知的財産権を含む。

(4) ‘background’ means any data, know-how or information whatever its form or nature, tangible or intangible, including any rights such as intellectual property rights, which is: (i) held by participants prior to their accession to the action; (ii) needed for carrying out the action or for exploiting the results of the action; and (iii) identified by the participants in accordance with Article 45;

(15) 「参加者」とは、本規定に基づく活動の全部または一部を遂行するあらゆる法人を指し、EU または他の資金助成機関に対して権利と義務を負う。

(15) ‘participant’ means any legal entity carrying out an action or part of an action under Regulation (EU) No 1291/2013 having rights and obligations with regard to the Union or another funding body under this Regulation;

(19) 「成果」とは、(支援を受けた) 活動の (有形・無形の) あらゆるアウトプットを指

す。形状や特性、保護可能かそうでないか、権利化されているかいないかを問わず、(助成を受けた) 活動で生み出されたデータ、知識、情報などを指し、知的財産権を含む。

(19) ‘Results’ means any (tangible or intangible) output of the action such as data, knowledge or information — whatever its form or nature, whether it can be protected or not — that is generated in the action, as well as any rights attached to it, including intellectual property rights;

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：Rules for Participation (参加規則)：REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in “Horizon 2020 – the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)” and repealing Regulation (EC) No 1906/2006

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 研究資金供与機関への研究開発の成果 (知的財産) の帰属

EU では、資金供与を受けたプロジェクトの成果は、プロジェクトに参加してその成果を創出した法人に初めから帰属しており、欧州委員会 (EC) には、成果は帰属しない。

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果 (知的財産) の実施／実施許諾

EU から資金供与を受けたプロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に初めから帰属する²⁸⁷ため、通常 EU に実施権は無く、実施許諾する権利も無い。

ただし、EU は「Horizon 2020」から規定を変更し、EU 及び EU 加盟各国政府は、プロジェクト開始時点の助成契約²⁸⁸ (grant agreement) 締結時に要求すれば、プロジェクトの研究成果を政策目的 (例：将来の研究プログラムの企画に活用) に限って使用することができる「アクセス権 (access rights)」を得られるようにした²⁸⁹。

アクセス権は、参加規則²⁹⁰ (Rules for Participation) ²⁹¹において、「成果 (results) やバックグラウンド IP (background) を使用 (use) する権利²⁹²」と定義されている。

なお、EU へのヒアリングによると、この変更の背景理由は、一つは「第7次フレームワ

²⁸⁷ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, page 179.

²⁸⁸ 和訳は日欧産業協力センターによる。

²⁸⁹ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014 年 11 月 7 日)。ただし、European Commission, HORIZON 2020 in brief, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2014, ISBN 978-92-79-33057-5, page 26 では、“Societal Challenges” で設定されている課題のうち『「欧州国民の自由と安全を守る (Secure Societies)」について』この規定が適用されると限定されている。

²⁹⁰ 和訳は日欧産業協力センターによる。

²⁹¹ Rules for Participation (参加規則)：REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in “Horizon 2020 – the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)” and repealing Regulation (EC) No 1906/2006, Article 2 Definitions.

²⁹² 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

ークプログラム (FP7) 」までは、通常の研究プログラムにおける弁済率²⁹³ (reimbursement rate) は最大 75%であったが、100%に引き上げたことから (後述の「(vii) 知的財産に係る支援」を参照)、研究プロジェクトの成果をより公益に役立てるようになるためである。もう一つは、米国に同じような規定がある²⁹⁴ことから有益なのだろうと判断したためとのことである。²⁹⁵

図表 36 ホライズン 2020 in Brief (Horizon 2020 in Brief) における EU 及び EU 加盟各国政府によるアクセス権に関する記述

<p>Access rights</p> <p>Access rights are a right to use results or background of another participant in a project.</p> <p><u>Access rights are enjoyed by participants to implement the project or exploit their results, by the EU for non-commercial policy purposes, and by Member States in the area of Secure Societies for non-commercial policy purposes.</u></p>
--

(出典) European Commission, HORIZON 2020 in brief, Luxembourg: Publications Office of the European Union, page 26

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 37 ホライズン 2020 参加規則 (Rules for Participation) における用語定義

<p>タイトル I 導入規定</p> <p>TITLE I INTRODUCTORY PROVISIONS</p> <p>第 2 条 定義</p> <p>Article 2 Definitions</p> <p>(1) 「<u>アクセス権</u>」とは、本規定によって定められた条件に従って、<u>成果やバックグラウンド IP を使用する権利</u>。</p> <p>(1) 'access rights' means rights to use results or background under the terms and conditions laid down in accordance with this Regulation;</p>
--

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：Rules for Participation (参加規則)：REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in "Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)" and repealing Regulation (EC) No 1906/2006

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁹³ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

²⁹⁴ バイ・ドール法に基づき、米国では、資金助成契約の契約者が選択すれば発明に関する権利を保持できるが、同時に、連邦政府も米国のために全世界で実施／実施許諾できる権利を付与されることを指していると考えられる。

²⁹⁵ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014 年 11 月 7 日)

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

欧州委員会 (EC) へのヒアリングによれば、研究開発プログラム企画時に、特に特許調査は行われていない²⁹⁶。

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

EU は、研究開発プロジェクト選考時に、特許調査は義務づけておらず、提案の評価基準にも知的財産関連事項は含まれていない。提案書において応募者は、自らが開発を目指す技術が最先端 (state of the art) であることと、そのインパクトを示す必要がある。その際に、特許調査を済ませており、自らが主要特許を取得していることから他者は参入できない、あるいはプロジェクトの遂行に必要な他者が持つ特許について実施許諾 (ライセンス) を受けられるよう交渉済みである、といったことにより、プロジェクトの成果を事業化した時に市場を占有できる可能性が高い等の優位性を説明してもよいが、それ以外の方法で説明しても構わない。したがって、知的財産権の出願あるいは取得も、研究遂行に必要な知的財産権の実施許諾 (ライセンス) を受けて研究の自由度を確保することも、義務付けも推奨もされていない。²⁹⁷

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

(a) 研究開発プロジェクト参加者のバックグラウンド IP に関する規定

EU は、EU から資金供与を受けたプロジェクトの参加者が、バックグラウンド IP (background) を明確にし (identify)、それについて合意することを義務付けている²⁹⁸。

「バックグラウンド IP (background)」という用語遣いは、「第7次フレームワークプログラム (FP7)」から変更していないが、「ホライズン 2020」では、参加者に対し、バ

²⁹⁶ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014年11月7日)

²⁹⁷ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014年11月7日)

²⁹⁸ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契

ックグラウンド IP を文書で「明確にする (identify) 」ことを義務付けるようになった。「第7次フレームワークプログラム (FP7) 」の時は、参加者は、バックグラウンド IP を文書で定義することが“できる”としており、コンソーシアム契約²⁹⁹ (consortium agreement) の中で、バックグラウンド IP に含まれるもののリストと含まれないもののリストを示す方法で行われていた。³⁰⁰

EU は、また、バックグラウンド IP を持つ参加者が、EU との資金供与契約を締結する前に、他の参加者に対して当該バックグラウンド IP は法的制限の対象であり実施料無料 (ロイヤリティ・フリー) にはならないことの合意を得ていない限り、プロジェクト遂行のためには実施料無料で、プロジェクト成果の活用 (exploitation) のためには公平かつ適切な実施料で、相互にアクセス権を与えなければならないとしている。そして、プロジェクト参加者がプロジェクト成果を活用するために必要な場合は、「EU 加盟国あるいは Horizon 2020 の関連国」に設立された、プロジェクト参加者の関連組織に対しても、公平かつ適切な実施料でアクセス権を与えなければならないとしている。³⁰¹

図表 38 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements) におけるバックグラウンド IP に関する規定

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 176 to 177.

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第4章 参加者の権利と義務

CHAPTER 4 RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES

セクション3 バックグラウンド IP 及び成果に関連する権利と義務

SECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO BACKGROUND AND RESULTS

サブセクション2 バックグラウンド IP に関連する権利と義務

SUBSECTION 2 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO BACKGROUND

第24条 バックグラウンド IP に対する合意

ARTICLE 24 — AGREEMENT ON BACKGROUND

約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

²⁹⁹ 和訳は日欧産業協力センターによる。

³⁰⁰ European IPR Helpdesk, Intellectual Property in Horizon 2020 – overview with a focus on comparison with FP7, 2014 を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³⁰¹ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

The beneficiaries must identify and agree (in writing) on the background for the action ('agreement on background').

'Background' means any data, know-how or information — whatever its form or nature (tangible or intangible), including any rights such as intellectual property rights — that:

- (a) is held by the beneficiaries before they acceded to the Agreement, and
- (b) is needed to implement the action or exploit the results.

ARTICLE 25 — ACCESS RIGHTS TO BACKGROUND

25.1 Exercise of access rights—Waiving of access rights — No sub-licensing

To exercise access rights, this must first be requested in writing ('request for access').

'Access rights' means rights to use results or background under the terms and conditions laid down in this Agreement.

Waivers of access rights are not valid unless in writing.

Unless agreed otherwise, access rights do not include the right to sub-license.

25.2 Access rights for other beneficiaries, for implementing their own tasks under the action

The beneficiaries must give each other access — on a royalty-free basis — to background needed to implement their own tasks under the action, unless the beneficiary that holds the background has — before acceding to the Agreement —

- (a) informed the other beneficiaries that access to its background is subject to legal restrictions or limits, including those imposed by the rights of third parties (including personnel), or
- (b) agreed with the other beneficiaries that access would not be on a royalty-free basis.

25.3 Access rights for other beneficiaries, for exploiting their own results

The beneficiaries must give each other access — under fair and reasonable conditions — to background needed for exploiting their own results, unless the beneficiary that holds the background has — before acceding to the Agreement — informed the other beneficiaries that access to its background is subject to legal restrictions or limits, including those imposed by the rights of third parties (including personnel).

'Fair and reasonable conditions' means appropriate conditions, including possible financial terms or royalty-free conditions, taking into account the specific circumstances of the request for access, for example the actual or potential value

of the results or background to which access is requested and/or the scope, duration or other characteristics of the exploitation envisaged.

Requests for access may be made — unless agreed otherwise — up to one year after the period set out in Article 3.

25.4 Access rights for affiliated entities

Unless otherwise agreed in the consortium agreement, access to background must also be given — under fair and reasonable conditions (see above; Article 25.3) and unless it is subject to legal restrictions or limits, including those imposed by the rights of third parties (including personnel) — to affiliated entities established in an EU Member State or ‘associated country’, if this is needed to exploit the results generated by the beneficiaries to which they are affiliated.

Unless agreed otherwise (see above; Article 25.1), the affiliated entity concerned must make the request directly to the beneficiary that holds the background.

Requests for access may be made — unless agreed otherwise — up to one year after the period set out in Article 3.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語： European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 176 to 177.

(注) 下線及び [] 内の注記は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(b) 公的資金供与を受けた研究開発の成果に関する規定

EU から資金供与を受けたプロジェクトの成果は、論文発表や特許出願等による公表が義務づけられており、ノウハウとして秘匿することは許されていない³⁰²。

EU は、EU から資金供与を受けたプロジェクトの参加者に、その成果 (results) が、商業的または工業的に活用 (exploit) できることが合理的に期待でき、権利化が可能で合理的で正当な場合は、権利化の可能性を検討し、十分に保護することを義務付けている。また、プロジェクト終了後 4 年間は、その成果 (results) の活用 (exploit) を確実にするために次の手段を取らなければならないとしている：(a) 成果を継続研究に使用する、(b) 製品またはプロセスを開発／創造／販売する、(c) サービスを創造・提供する、(d) 成果を標準化活動に使用する。³⁰³

同時に EU は、EU から資金供与を受けたプロジェクトの参加者に、その成果 (results)

³⁰² 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014 年 11 月 7 日)

³⁰³ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

を、保護または活用 (exploit) した結果以外の適切な方法 (科学論文を含む) で公表する (disclose) ことにより、できるだけ早く、一般に広める (disseminate) ことを義務付けている。公表しようとする参加者は、少なくとも 45 日前に他の参加者に通知する必要がある、他の参加者は通知を受けてから 30 日以内に反対することができる。³⁰⁴

また、EU は、プロジェクト終了後 4 年後まで、いくつかの例外ケースを除き、参加者がプロジェクトの成果を保護せずに発表しようとした場合や保護または保護の延長を中止しようとした場合に、その参加者の合意を得て、成果を守るためにその所有権を得ることができる³⁰⁵と定めている。

さらに、プロジェクトの成果に関連する全ての査読付き科学論文について、オンライン上で誰もが無料でアクセスできる「オープンアクセス」を確保しなければならないとしている。論文に加えて研究データについてもオープンアクセスを確保するパイロット・プロジェクトも行われている。³⁰⁶ 欧州委員会 (EC) へのヒアリングによれば、オープンアクセスは、「第 7 次フレームワークプログラム (FP7)」では限られたパイロット・プロジェクトだけに義務づけられていたが、「ホライズン 2020」では全てのプロジェクトに義務付けられるようになった³⁰⁷。なお、プロジェクト期間中に科学論文誌の出版社に支払ったオープンアクセス費用を含めてプロジェクト成果の普及 (dissemination) に係る費用や、プロジェクトに関連する研究を発表する会議への参加費用は、EU から支給される³⁰⁸。

図表 39 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated

Model Grant Agreements) におけるプロジェクトの成果に関わる義務に関する規定

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 180, 183, 186, 188 and 189.

(注) オプション条項は原文で斜体になっている。下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第 4 章 参加者の権利と義務

CHAPTER 4 RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES

セクション 3 バックグラウンド及び成果に関連する権利と義務

SECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO BACKGROUND AND

³⁰⁴ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³⁰⁵ 304と同じ。

³⁰⁶ 304と同じ。

³⁰⁷ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014 年 11 月 7 日)

³⁰⁸ 304と同じ。

RESULTS

サブセクション3 成果に関連する権利と義務

SUBSECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO RESULTS

ARTICLE 26 — OWNERSHIP OF RESULTS

26.4 [EU][Euratom][Agency] ownership, to protect results

26.4.1 [The EU] [Euratom] [The Agency] may — with the consent of the beneficiary concerned — assume ownership of results to protect them, if a beneficiary intends — up to four years after the period set out in Article 3 — to disseminate its results without protecting them, except in any of the following cases:

- (a) the lack of protection is because protecting the results is not possible, reasonable or justified (given the circumstances);
- (b) the lack of protection is because there is a lack of potential for commercial or industrial exploitation, or
- (c) the beneficiary intends to transfer the results to another beneficiary or third party established in an EU Member State or associated country, which will protect them.

Before the results are disseminated and unless any of the cases above under Points (a), (b) or (c) applies, the beneficiary must formally notify the [Commission] [Agency] and at the same time inform it of any reasons for refusing consent. The beneficiary may refuse consent only if it can show that its legitimate interests would suffer significant harm.

If the [Commission] [Agency] decides to assume ownership, it will formally notify the beneficiary concerned within 45 days of receiving notification.

No dissemination relating to these results may take place before the end of this period or, if the [Commission] [Agency] takes a positive decision, until it has taken the necessary steps to protect the results.

26.4.2 [The EU] [Euratom] [The Agency] may — with the consent of the beneficiary concerned — assume ownership of results to protect them, if a beneficiary intends — up to four years after the period set out in Article 3 — to stop protecting them or not to seek an extension of protection, except in any of the following cases:

- (a) the protection is stopped because of a lack of potential for commercial or industrial exploitation;
- (b) an extension would not be justified given the circumstances.

A beneficiary that intends to stop protecting results or not seek an extension must — unless any of the cases above under Points (a) or (b) applies — formally notify the [Commission] [Agency] at least 60 days before the protection lapses or its extension is no longer possible and at the same time inform it of any reasons for

refusing consent. The beneficiary may refuse consent only if it can show that its legitimate interests would suffer significant harm.

If the [Commission][Agency] decides to assume ownership, it will formally notify the beneficiary concerned within 45 days of receiving notification.

ARTICLE 27 — PROTECTION OF RESULTS — VISIBILITY OF EU FUNDING

27.1 General obligation to protect the results

Each beneficiary must examine the possibility of protecting its results and must adequately protect them — for an appropriate period and with appropriate territorial coverage — if:

(a) the results can reasonably be expected to be commercially or industrially exploited and

(b) protecting them is possible, reasonable and justified (given the circumstances).

When deciding on protection, the beneficiary must consider its own legitimate interests and the legitimate interests (especially commercial) of the other beneficiaries.

[略]

ARTICLE 28 — EXPLOITATION OF RESULTS

28.1 General obligation to exploit the results

Each beneficiary must — up to four years after the period set out in Article 3 — take measures aiming to ensure ‘exploitation’ of its results (either directly or indirectly, in particular through transfer or licensing; see Article 30) by:

(a) using them in further research activities (outside the action);

(b) developing, creating or marketing a product or process;

(c) creating and providing a service, or

(d) using them in standardisation activities.

[略]

ARTICLE 29 — DISSEMINATION OF RESULTS — OPEN ACCESS — VISIBILITY OF EU FUNDING

29.1 General obligation to disseminate results

Unless it goes against their legitimate interests, each beneficiary must — as soon as possible — ‘disseminate’ its results by disclosing them to the public by appropriate means (other than those resulting from protecting or exploiting the

results), including in scientific publications (in any medium).

[略]

This does not change the obligation to protect results in Article 27, the confidentiality obligations in Article 36, the security obligations in Article 37 or the obligations to protect personal data in Article 39, all of which still apply. A beneficiary that intends to disseminate its results must give advance notice to the other beneficiaries of — unless agreed otherwise — at least 45 days, together with sufficient information on the results it will disseminate.

Any other beneficiary may object within — unless agreed otherwise — 30 days of receiving notification, if it can show that its legitimate interests in relation to the results or background would be significantly harmed. In such cases, the dissemination may not take place unless appropriate steps are taken to safeguard these legitimate interests.

If a beneficiary intends not to protect its results, it may — under certain conditions (see Article 26.4.1) — need to formally notify the [Commission] [Agency] before dissemination takes place.

29.2 Open access to scientific publications

Each beneficiary must ensure open access (free of charge, online access for any user) to all peer-reviewed scientific publications relating to its results.

In particular, it must:

(a) as soon as possible and at the latest on publication, deposit a machine-readable electronic copy of the published version or final peer-reviewed manuscript accepted for publication in a repository for scientific publications;

Moreover, the beneficiary must aim to deposit at the same time the research data needed to validate the results presented in the deposited scientific publications.

(b) ensure open access to the deposited publication — via the repository — at the latest:

(i) on publication, if an electronic version is available for free via the publisher, or

(ii) within six months of publication (twelve months for publications in the social sciences and humanities) in any other case.

(c) ensure open access — via the repository — to the bibliographic metadata that identify the deposited publication.

The bibliographic metadata must be in a standard format and must include all of the following:

- the terms [‘European Union (EU)’ and ‘Horizon 2020’] [‘Euratom’ and Euratom research and training programme 2014–2018’];
- the name of the action, acronym and grant number;
- the publication date, and length of embargo period if applicable, and
- a persistent identifier.

29.3 Open access to research data

[OPTION for actions participating in the open Research Data Pilot: Regarding the digital research data generated in the action (‘data’), the beneficiaries must:
(a) deposit in a research data repository and take measures to make it possible for third parties to access, mine, exploit, reproduce and disseminate — free of charge for any user — the following:

(i) the data, including associated metadata, needed to validate the results presented in scientific publications as soon as possible;

(ii) other data, including associated metadata, as specified and within the deadlines laid down in the ‘data management plan’ (see Annex 1);

(b) provide information — via the repository — about tools and instruments at the disposal of the beneficiaries and necessary for validating the results (and — where possible — provide the tools and instruments themselves).

This does not change the obligation to protect results in Article 27, the confidentiality obligations in Article 36, the security obligations in Article 37 or the obligations to protect personal data in Article 39, all of which still apply. As an exception, the beneficiaries do not have to ensure open access to specific parts of their research data if the achievement of the action’s main objective, as described in Annex 1, would be jeopardised by making those specific parts of the research data openly accessible. In this case, the data management plan must contain the reasons for not giving access.]

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 180, 183, 186, 188 and 189.

(注) オプション条項は原文で斜体になっている。下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 40 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements) における費用の弁済に関する規定の注釈

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第3章 グラント

CHAPTER 3 GRANT

ARTICLE 6 —ELIGIBLE AND INELIGIBLE COSTS

6.2 Specific conditions for costs to be eligible

D. Other direct costs [(not included in Point F)]

D.3 Costs of other goods and services

1. Costs of other goods and services: Types of costs — Cost forms — Conditions for eligibility — Calculation

1.1 This budget category covers any goods and services that were purchased for the action (or contributed in-kind against payment), including:

- costs for consumables and supplies (e.g. costs of purchasing scientific publications (e.g. books, manuscripts, articles, digital copies, etc.)
- dissemination costs (including open access during the action) and conference fees for presenting project-related research

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, page 17, 66 and 67.

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金 供与機関による合意への関与

(a) 研究資金供与契約の契約主体

EU から資金供与を受けるプロジェクトの助成契約 (grant agreement) は、EU と、プロジェクトのコーディネーター及び参加者との間で締結される。契約書には、プロジェクトのコーディネーター及び全ての参加者名が記載される。EU から資金供与を受けない参加者名を記載することもできる。³⁰⁹

契約書への署名手続は、プロジェクトのコーディネーターは契約書に直接署名し、プロジェクトの参加者は、「加入書³¹⁰ (accession form)」に署名することによって契約書に合意したこととなる。³¹¹

図表 41 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements) における契約主体に関する規定

³⁰⁹ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³¹⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

I.2 注釈

I.2 Annotations

MULTI-BENEFICIARY GENERAL MODEL GRANT AGREEMENT
GRANT AGREEMENT
NUMBER [insert number] – [insert acronym]

This Agreement ('the Agreement') is between the following parties:

on the one part,

[OPTION 1: the European Union ('the EU', represented by the European Commission ('the Commission')),]

[略]

and

on the other part,

1. 'the coordinator':

[full official name (short name)][legal form], [official registration No], established in [official address in full], [VAT number], represented for the purposes of signing the Agreement by [function, forename and surname]

and the following other beneficiaries, if they sign their 'Accession Form' (see Annex 3 and Article 56):

2. [full official name (short name)][legal form], [official registration No], established in [official address in full] [VAT number],

[OPTION for beneficiaries not receiving EU funding: X. [full official name (short name)] [legal form], [official registration No], established in [official address in full] [VAT number], as 'beneficiary not receiving EU funding' (see Article 9),]

[same for each beneficiary]

[略]

The parties referred to above have agreed to enter into the Agreement under the terms and conditions below.

By signing the Agreement or the Accession Form [OPTION if the JRC is a beneficiary: or the administrative arrangement], the beneficiaries accept the grant and agree to implement the action under their own responsibility and in accordance with the

³¹¹ 310と同じ。

Agreement, with all the obligations and conditions it sets out.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, page 6.

(注) オプション条項は原文で斜体になっている。下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 42 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements) における助成契約の署名手続に関する規定の注釈

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

I.2 注釈

I.2 Annotations

1. コーディネーター - 受益者

1. Coordinator - Beneficiaries

The signature arrangements are the following:

- the coordinator directly signs the GA
- the other beneficiaries sign the GA by signing the Accession Form (see Article 56).

Amendments to the GA, if any, will be signed by the coordinator on their behalf.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, page 8.

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

- (b) 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

EU から資金供与を受けるプロジェクトの参加者は、EU からの資金の配分、バックグラウンド IP (background) や成果 (results) 等の知的財産に関する権利と義務、内部で紛争が起こった場合の対処、秘密保持等について取り決める「コンソーシアム契約³¹² (consortium agreement)」を締結することが義務付けられている (プログラムの基本計画³¹³ (work programme) において例外的に不要と規定されていない限り)。しかし、欧州委員会は、仮に義務付けられていなくても、紛争を避け、資金の円滑な執行を確実にするため

³¹² 和訳は日欧産業協力センターによる。

³¹³ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

にコンソーシアム契約の締結を強く推進している。)³¹⁴

EUは、コンソーシアム契約は、原則としてプロジェクトを開始する前に締結されるべきであるとし、そうしないと不都合が長引きプロジェクトを阻害する恐れがあるとしている³¹⁵（が、プロジェクト開始前の合意を義務付けてはいない）。また、応募段階から合意している必要はない。ただし、極めて珍しいケースだが、プログラムの基本計画（work programme）にそれを条件とすると書かれている場合には、応募段階から合意している必要がある。³¹⁶

コンソーシアム契約は、完全にコンソーシアム内部での合意事項であるため、EUは、その当事者ではなく、また内容に責任も負わない。ただし、コンソーシアム契約は、助成契約（grant agreement）に反した条項を含むことはできない。³¹⁷

図表 43 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約（Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements）における参加者間の合意に関する規定

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第5章 受益者の役割と責任の分担 [補足受益者との関係] [共同行動のパートナーとの関係]

CHAPTER 5 DIVISION OF BENEFICIARIES' ROLES AND RESPONSIBILITIES [— RELATIONSHIP WITH COMPLEMENTARY BENEFICIARIES] [— RELATIONSHIP WITH PARTNERS OF A JOINT ACTION]

ARTICLE 41 — DIVISION OF BENEFICIARIES' ROLES AND RESPONSIBILITIES [— RELATIONSHIP WITH COMPLEMENTARY BENEFICIARIES] [— RELATIONSHIP WITH PARTNERS OF A JOINT ACTION]

41.3 Internal arrangements between beneficiaries — Consortium agreement

[OPTION to be used, unless the work programme specifies that there is no need for a consortium agreement: The beneficiaries must have internal arrangements regarding their operation and coordination to ensure that the action is implemented properly. These internal arrangements must be set out in a written 'consortium agreement' between the beneficiaries, which may cover:

- internal organisation of the consortium;

³¹⁴ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements（ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約）を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³¹⁵ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements（ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約）を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³¹⁶ 欧州委員会（European Commission）ヒアリング結果（2014年11月7日）

³¹⁷ 315と同じ。

- management of access to the electronic exchange system;
- distribution of EU funding;
- additional rules on rights and obligations related to background and results (including whether access rights remain or not, if a beneficiary is in breach of its obligations) (see Section 3);
- settlement of internal disputes;
- liability, indemnification and confidentiality arrangements between the beneficiaries.

The consortium agreement must not contain any provision contrary to the Agreement.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, page 228.

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 44 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements) における参加者間の合意に関する規定の注釈

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第 5 章 受益者の役割と責任の分担 [補足受益者との関係] [共同行動のパートナーとの関係]

CHAPTER 5 DIVISION OF BENEFICIARIES' ROLES AND RESPONSIBILITIES [– RELATIONSHIP WITH COMPLEMENTARY BENEFICIARIES] [– RELATIONSHIP WITH PARTNERS OF A JOINT ACTION]

ARTICLE 41 — DIVISION OF BENEFICIARIES' ROLES AND RESPONSIBILITIES [– RELATIONSHIP WITH COMPLEMENTARY BENEFICIARIES] [– RELATIONSHIP WITH PARTNERS OF A JOINT ACTION]

3. Internal arrangements between beneficiaries — Consortium agreement

The beneficiaries must conclude a consortium agreement (unless exceptionally stipulated otherwise in the Work Programme, for a specific call).

Best practice: In view of their importance for avoiding disputes and ensuring a smooth implementation of the grant, the Commission/Agencies strongly recommend that every consortium sets up a consortium agreement, even if not mandatory.

The 'consortium agreement (CA)' is an internal agreement between members of the consortium, to set out their internal arrangements for implementing the grant.

Consortium agreements are purely internal; the EU/Euratom is not party and has

no responsibility for them (nor for any adverse consequences).

The consortium agreement should in principle be negotiated and concluded before the action starts. (Otherwise, there is usually a serious risk that prolonged disagreement jeopardises the action.)

The CA must be in writing. It may be a simple written agreement or take some other form (e.g. a notarial deed or part of the statutes of a separate legal entity, such as a European Economic Interest Grouping, association or joint venture).

Best practice: The beneficiaries are advised to carefully consider the advantages and disadvantages of the different legal forms, and choose the one that best fits the consortium's specific needs.

Consortium agreements must comply with all obligations under the Rules for Participation Regulation No 1290/2013 and the GA. If necessary, they can contain contractual provisions complementing these obligations, but they may not contradict or ignore them.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, page 231.

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

EUは、資金供与を受けるプロジェクトの参加者に対して資金 (grant) を、申告 (declare) された適格な (eligible) 費用を弁済 (reimburse) する形で支給する。弁済率³¹⁸ (reimbursement rate)は、「研究・イノベーション活動³¹⁹ (research and innovation actions (RIA))」の場合は通常 100%であり、「イノベーション活動³²⁰ (innovation actions (IA))」の場合は通常 70%である。一般原則として、同じプロジェクトであれば、全ての参加者に対して同じ弁済率を適用し、その活動に係った全ての費用に同じ弁済率を適用する。³²¹

知的財産権の保護に係る費用、例えばコンサルティング料、特許登録のために特許事務所に支払った費用などは、弁済対象として適格 (eligible) としている。「成果の活用・普

³¹⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³¹⁹ 318同じ。

³²⁰ 318同じ。

³²¹ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

及に関する計画³²² (plan for the exploitation and dissemination of the results)」を策定するための費用は、本計画がプロジェクト開始前に策定されることが期待されているものであるため、通常は認めていない。翻訳費は、プロジェクトの遂行に必要であれば適格としている。³²³ 欧州委員会 (EC) へのヒアリングによれば、これらの費用は、プロジェクト期間中に発生した場合のみ適格となる。プロジェクト終了後に出願した場合の費用や、プロジェクト終了後に発生する権利の維持費は、対象外である。また、実際は、知的財産権の出願は、プロジェクト終了後に行われることがほとんどであり、プロジェクト期間中に提出に至るケースは稀であるため、出願費用を支給したケースは少ないとのことである。ただし、「ホライズン 2020」は、これまでより下流のイノベーションに近い段階を支援するようになったため、今後は出願費用に対する助成が増加するかもしれないとのことである。³²⁴

知的財産関連費用では、バックグラウンド IP の実施料 (ロイヤリティ) も適格としている。ただし、排他的実施権の場合は、プロジェクトの遂行に独占的実施が絶対に必要であることの説明を義務付けている。また、プロジェクト開始前から実施許諾契約が開始されていた場合は、プロジェクト期間中の分に相当する実施料のみを適格としている。プロジェクトの他の参加者が持つバックグラウンド IP の実施料は (無料で提供することが原則となっているため) ケースバイケースで例外的に適格と認めている。³²⁵

図表 45 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements) における費用の弁済に関する規定の注釈

(出典) 日本語: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語: European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約): General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 17, 66 and 67.

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第3章 グラント

CHAPTER 3 GRANT

ARTICLE 5 — GRANT AMOUNT, FORM OF GRANT, REIMBURSEMENT RATES AND FORMS OF COSTS

³²² 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³²³ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³²⁴ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014年11月7日)

³²⁵ 323と同じ。

5.2 Form of grant, reimbursement rates and forms of costs

2. Reimbursement rates

How much? The 'reimbursement rate' for RIA actions is normally 100% of the total eligible costs; for IA actions it is normally 70% of the total eligible costs⁸.

Exceptions:

In exceptional cases fixed in the work programme, a lower reimbursement rate than the two mentioned above may apply.

The eligible costs of non-profit beneficiaries/linked third parties participating in innovation actions may be reimbursed at 100%.⁹

i For information on eligibility of costs, see Article 6.

As a general principle there is only one funding (reimbursement) rate per action, the same for all activities and all beneficiaries of the action (one project— one funding rate).

Exception:

If non-profit beneficiaries/linked third parties are in the same innovation action together with profit beneficiaries/linked third parties, their eligible costs will be reimbursed according to the different reimbursement rates.

The reimbursement rates apply to all forms of costs (actual, unit, lump sums and flat-rates costs)¹⁰ and all budget categories.

ARTICLE 6 —ELIGIBLE AND INELIGIBLE COSTS

6.2 Specific conditions for costs to be eligible

D. Other direct costs [(not included in Point F)]

D.3 Costs of other goods and services

1. Costs of other goods and services: Types of costs — Cost forms — Conditions for eligibility — Calculation

1.1 This budget category covers any goods and services that were purchased for the action (or contributed in-kind against payment), including:

- costs for consumables and supplies (e.g. costs of purchasing scientific publications (e.g. books, manuscripts, articles, digital copies, etc.)
- dissemination costs (including open access during the action) and conference fees for presenting project-related research
- costs of intellectual property rights (IPR), including protecting results and royalties on access rights

Specific cases:

Royalty fees for background — Royalty fees (and by extension any down payments, etc.) paid to a third party (i. e. not a beneficiary) (see Article 24) are normally

eligible, if all the eligibility conditions are met (e.g. necessary for the implementation of the project, etc.). Eligibility may however be limited in specific cases.

Examples (limitations):

Eligibility of royalty fees with respect to an exclusive licence: it must be demonstrated that the exclusivity (and the higher royalty fees which are likely to be associated with it) is absolutely necessary for the implementation of the project.

Eligibility of royalty fees with respect to licensing agreements which were already in force before the start of the action: as a rule only a fraction of the corresponding licence fees should be considered eligible, as the licence was presumably taken for reasons other than participation in Horizon 2020.

Royalty fees paid for access rights to background granted by other beneficiaries (see Article 25) are exceptionally eligible on a case-by-case basis, if justified, if agreed by all beneficiaries before the GA is signed and if all the other eligibility conditions (e.g. incurred during the action, etc) are met.

Best practice: Eligibility of royalty fees for background should be discussed with the Commission/Agency on a case-by-case basis

Costs related to protection of the action's results (e.g. consulting fees, fees paid to the patent office for patent registration; see Article 27) are eligible if the eligibility conditions are fulfilled.

Costs for drafting the 'plan for the exploitation and dissemination of the results' are normally not eligible since it is expected that they will have been incurred before the start of the action, to prepare the proposal. Costs that occur when implementing this plan may be eligible.

– costs for certificates on financial statements (CFS) and certificates on methodology (unless unnecessary, for instance because the EU or Euratom contribution is less than EUR 325000) or the certificate was submitted not for the final report but before).

– translation costs, if translation is necessary for the action's implementation, is justified, etc.

Best practice: If there is any doubt about whether a cost is eligible, you should contact the Commission/Agency.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 17, 66 and 67.

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

EUは、EUから資金供与を受けたプロジェクトの参加者に対して、弁護士、弁理士等の知的財産の専門家を派遣する支援はしていないが、中小企業（SME）を対象とした proof of concept を目的とした研究助成である「SME Instrument」では、中小企業自らが、投資家から投資を受けて事業化することをゴールとしており、投資家からの投資を受けられるように、EUが費用を負担してメンターを中小企業に派遣して、キャパシティ・ビルディングをおこなっている³²⁶。

（viii） 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

① 研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

「ホライズン 2020」では、資金供与を受けたプロジェクトの参加者は、プロジェクト成果を譲渡したい場合、少なくとも 45 日前に他の参加者に通知する必要があり、他の参加者は通知を受けてから 30 日以内に反対することができ、反対する参加者と譲渡したい参加者が合意に至らなければ、譲渡することができない³²⁷。ただし、実際には、特定の第三者（参加者の親会社や関連会社）への譲渡については、あらかじめ合意しているケースが多いとのことである³²⁸。

また、実施許諾については、他の参加者の権利が侵害されなければ可能である。排他的実施権は、他の全ての参加者がアクセス権を放棄（waiver）した場合に限って実施許諾することができる。³²⁹

図表 46 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約（Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements）における成果の譲渡及び実施許諾に関する規定

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第 4 章 参加者の権利と義務

CHAPTER 4 RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES

セクション 3 バックグラウンド及び成果に関連する権利と義務

³²⁶ 欧州委員会（European Commission）ヒアリング結果（2014年11月7日）

³²⁷ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements（ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約）を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³²⁸ 欧州委員会（European Commission）ヒアリング結果（2014年11月7日）

³²⁹ 327と同じ。

SECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO BACKGROUND AND RESULTS

サブセクション3 成果に関連する権利と義務

SUBSECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO RESULTS

第30条—成果の譲渡と実施許諾

ARTICLE 30 — TRANSFER AND LICENSING OF RESULTS

30.1 Transfer of ownership

Each beneficiary may transfer ownership of its results.

It must however ensure that its obligations under Articles 26.2, 26.4, 27, 28, 29, 30 and 31 also apply to the new owner and that this owner has the obligation to pass them on in any subsequent transfer.

This does not change the security obligations in Article 37, which still apply. Unless agreed otherwise (in writing) for specifically-identified third parties or unless impossible under applicable EU and national laws on mergers and acquisitions, a beneficiary that intends to transfer ownership of results must give at least 45 days advance notice to the other beneficiaries that still have (or still may request) access rights to the results. This notification must include sufficient information on the new owner to enable any beneficiary concerned to assess the effects on its access rights.

Unless agreed otherwise (in writing), any other beneficiary may object within 30 days of receiving notification, if it can show that the transfer would adversely affect its access rights. In this case, the transfer may not take place until agreement has been reached between the beneficiaries concerned.

30.2 Granting licences

Each beneficiary may grant licences to its results (or otherwise give the right to exploit them), if:

- (a) this does not impede the access rights under Article 31 and
- (b) [OPTION if additional exploitation obligations in Annex 1: the beneficiary complies with its additional exploitation obligations (see Article 28.1 and Annex 1)] [OPTION: not applicable].

In addition to Points (a) and (b), exclusive licences for results may be granted only if all the other beneficiaries concerned have waived their access rights (see Article 31.1).

This does not change the dissemination obligations in Article 29 or security obligations in Article 37, which still apply.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語： European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)： General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20

(注)下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 外国企業への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

「ホライズン 2020」のモデル助成契約 (grant agreement) では、「EU 加盟国あるいは Horizon 2020 の関連国で設立されていない」第三者に対する、EU から資金供与を受けたプロジェクトの成果の譲渡は、安全保障関連のプロジェクトの場合は最大限の注意をはらってケースバイケースでのみ決定されるべきであると定められている。しかし、上述の排他的実施権の実施許諾や譲渡に対して欧州委員会 (EC) が反対できるとする条項は、オプションとなっており、必ずしも含めなくてよいこととなっている。すなわち、本条項が助成契約に含まれていない場合、欧州委員会は反対する権利を有さない。また、参加者が EU から資金供与を受けていない場合も反対することはできない。³³⁰

欧州委員会が反対する権利を有している場合は、上述の排他的実施権の実施許諾や譲渡を行おうとする参加者は、事前に公式に欧州委員会に報告することが義務付けられており、欧州委員会は、「資金供与を受けたプロジェクト終了後 4 年間」は、「その譲渡や排他的実施許諾が、競争力の観点で欧州の利益に合致しない場合や、倫理的な原則や安全保障上の配慮と矛盾している場合」に、反対することができる³³¹。

なお、「第 7 次フレームワークプログラム (FP7)」の時は、上述の排他的実施権の実施許諾や譲渡について、欧州委員会への (事前・事後にかかわらず) 報告は、プロジェクト参加者に義務付けられていなかったが、欧州委員会は常に反対できる権利を有しており、また期間の制限も無かった³³²。ただし、欧州委員会へのヒアリングによれば、報告義務が無かったため、現実には、その事実を把握するのは難しかったと言わざるを得ないとのことだった。また、実際に欧州委員会が反対して阻止した例は、仮にあったとしても極めて少ないだろうとのことである。³³³

このように、EU が、EU 加盟国あるいは Horizon 2020 の関連国以外への排他的実施権の許諾や譲渡について基本的に制限を設けていないのは、原則としてオープンであるべきと考えており、ただし極端なケースが発生した場合に備えてセーフガードを設けている、という姿勢であるためとのことである。EU 加盟国及び Horizon 2020 の関連国からの参加企業も、域外の自社工場での製造を制限されたくない思いがある。また、仮に最初の事業化が EU 域外であっても、EU 加盟国及び Horizon 2020 の関連国は数多いため、いずれは域内

³³⁰ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³³¹ 330と同じ。

³³² European Commission, Guide to Intellectual Property Rules for FP7 projects (第 7 次フレームワークプログラムにおける知的財産に関するガイドライン) 及び European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

でも事業化されるとの期待がある。逆に、EU 域外の第三者への排他的実施権の許諾や譲渡を制限すれば、EU 域内に法人を持たない外国の機関や EU 域内に法人を持っていても全知的財産を EU 域外で管理している多国籍企業は、参加しなくなってしまう恐れがあると考えられている。³³⁴

図表 47 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements) における成果の譲渡及び実施許諾に関する規定

<p>I. 一般モデル助成契約</p> <p>I. General Model Grant Agreement</p> <p>第 4 章 参加者の権利と義務</p> <p>CHAPTER 4 RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES</p> <p>セクション 3 バックグラウンド及び成果に関連する権利と義務</p> <p>SECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO BACKGROUND AND RESULTS</p> <p>サブセクション 3 成果に関連する権利と義務</p> <p>SUBSECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO RESULTS</p> <p>第 30 条—成果の譲渡と実施許諾</p> <p>ARTICLE 30 — TRANSFER AND LICENSING OF RESULTS</p> <p>30.3 [Commission][Agency] right to object to transfers or licensing</p> <p><u>[OPTION for EU grants: The [Commission][Agency] may — up to four years after the period set out in Article 3 — object to a transfer of ownership or the exclusive licensing of results, if:</u></p> <p>(a) <u>it is to a third party established in a non-EU country not associated to Horizon 2020 and</u></p> <p>(b) <u>the [Commission][Agency] considers that the transfer or licence is not in line with EU interests regarding competitiveness or is inconsistent with ethical principles or security considerations.</u></p> <p><u>A beneficiary that intends to transfer ownership or grant an exclusive licence must formally notify the [Commission][Agency] before the intended transfer or licensing takes place and:</u></p> <ul style="list-style-type: none">- <u>identify the specific results concerned;</u>- <u>describe in detail the new owner or licensee and the planned or potential exploitation of the results, and</u>- <u>include a reasoned assessment of the likely impact of the transfer or licence on EU competitiveness and its consistency with ethical principles and security</u>

³³³ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014 年 11 月 7 日)

³³⁴ 欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014 年 11 月 7 日)

considerations.

The [Commission][Agency] may request additional information.

If the [Commission][Agency] decides to object to a transfer or exclusive licence, it must formally notify the beneficiary concerned within 60 days of receiving notification (or any additional information it has requested).

No transfer or licensing may take place in the following cases:

- pending the [Commission][Agency] decision, within the period set out above;
- if the [Commission][Agency] objects;
- until the conditions are complied with, if the [Commission][Agency] objection comes with conditions.]

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 192 to 193.

(注) オプション条項は原文で斜体になっている。下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

図表 48 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約 (Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements) における成果の譲渡及び実施許諾に関する規定の注釈

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第 4 章 参加者の権利と義務

CHAPTER 4 RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES

セクション 3 バックグラウンド及び成果に関連する権利と義務

SECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO BACKGROUND AND RESULTS

サブセクション 3 成果に関連する権利と義務

SUBSECTION 3 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO RESULTS

第 30 条—成果の譲渡と実施許諾

ARTICLE 30 — TRANSFER AND LICENSING OF RESULTS

1. Transfers of ownership

[略]

In security-related actions, transfers to third parties should only be decided on a case-by-case basis and should be handled with the greatest caution.

If the Commission/Agency has the right to object to transfers (see point 3), a transfer to a specifically-identified third party established in a third country not associated with Horizon 2020 must be formally notified to the Commission/Agency

(via the electronic exchange system; see Article 52) — and the Commission/Agency may object.

3. Commission/Agency right to object to transfers or exclusive licensing

If this option is included in your GA, the Commission/Agency may object to transfers or exclusive licences to third parties established in a non-EU country not associated to Horizon 2020, on the following grounds:

* the planned transfer or licence is not in line with EU competitiveness interests
Example: if the transfer or licence would create a major competitive disadvantage for European companies or could make the results commercially unavailable on fair and reasonable conditions in the EU

* the planned transfer or licence is not consistent with ethical principles
Example: if the transfer or license could cause the results to be used in a way that is not in accordance with the fundamental ethical rules and principles recognised at EU and international level

* the planned transfer or licence is not consistent with security considerations (including, for Euratom grants, the Member States' defence interests under Article 24 of the Euratom Treaty).

Example: if the transfer or licence could make results considered significant from a security standpoint not readily available in the EU, or if security-sensitive results could fall into the hands of third parties that are considered a security risk

i No right to object for transfers or exclusive licences by beneficiaries not receiving EU funding (see Article 9).

i For Euratom grants, the Commission has the right to object also to non-exclusive licences.

The Commission/Agency must be formally notified in advance (via the electronic exchange system; see Article 52) of any planned transfer or exclusive licence (and, for Euratom grants, also of any non-exclusive licence).

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 193 to 196.

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

① 報告義務を課している事項

EUは、資金を供与したプロジェクトのコーディネーターに、プロジェクト遂行途中の定められた時点及びプロジェクト終了時から60日以内に、技術的報告及び、支払請求を含む会計報告を行うことを義務付けている³³⁵。

中間の技術的報告は、参加者の活動の説明とプロジェクト目標に対する進捗状況の概観、プロジェクト成果（results）の活用（exploitation）³³⁶や普及（dissemination）の状況と今後の計画の詳細説明を含めなければいけないとし、助成契約で要求されている場合は「成果の活用・普及に関する計画³³⁷（plan for the exploitation and dissemination of the results）」の更新版を提出しなければならないとしている³³⁸。

最終の技術的報告は、論文発表の要約と共に、プロジェクトの成果とその活用や普及の概観、活動の結論、活動の社会経済的インパクトを含めなければいけないとしている³³⁹。

図表 49 ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約（Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements）における報告に関する規定

（出典）日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語：European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements（ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約）：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements（ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements），Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 144 to 146.

（注）下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

I. 一般モデル助成契約

I. General Model Grant Agreement

第4章 参加者の権利と義務

CHAPTER 4 RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THE PARTIES

セクション2 グラント運営に関連する権利と義務

SECTION 2 RIGHTS AND OBLIGATIONS RELATED TO THE GRANT ADMINISTRATION

ARTICLE 20 —REPORTING —PAYMENT REQUESTS

³³⁵ European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements（ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約）を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³³⁶ 「ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約（Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements）」は、成果（results）の活用（exploit）を確実にするための手段として、(a) 成果を継続研究に使用する、(b) 製品またはプロセスを開発／創造／販売する、(c) サービスを創造・提供する、(d) 成果を標準化活動に使用するの4つを挙げている。

³³⁷ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³³⁸ 335と同じ。

³³⁹ 335と同じ。

20.1 General obligation to submit reports

The coordinator must submit to the [Commission][Agency] (see Article 52) technical and financial reports, including requests for payment.

The reports must be drawn up using the forms and templates provided by the [Commission][Agency] in the electronic exchange system (see Article 52).

20.2 Reporting periods

The action is divided into the following 'reporting periods':

- RP1: from month 1 to month [X]

[- RP2: from month [X+1] to month [Y]

- RP3: from month [Y+1] to month [Z]

[same for other RPs]

- RPN: from month [N+1] to [the last month of the project].]

20.3 Periodic reports— Requests for interim payments

The coordinator must submit a periodic report within 60 days following the end of each reporting period.

The periodic report must include the following:

(a) a periodic technical report containing:

(i) an explanation of the work carried out by the beneficiaries;

(ii) an overview of the progress towards the objectives of the action, including milestones and other deliverables identified in Annex 1.

This report must include explanations justifying the differences between work expected to be carried out in accordance with Annex 1 and that actually carried out.

The report must also detail the exploitation and dissemination of the results and — if required in Annex 1 — an updated 'plan for the exploitation and dissemination of the results'[;][.]

[OPTION for providing access to trans-national access to research infrastructure:

The report must detail the access activity, indicating the members of the selection panel, the selection procedure, the exact amount of access provided to the user groups, the description of their work, and information on the users (including names, nationality and home institutions).] [OPTION for providing access to virtual

services: The reports must detail the access activity, with statistics on the virtual access provided in the period, including quantity, geographical distribution of users and, whenever possible, information/statistics on scientific outcomes (publications, patents, etc.) acknowledging the use of the infrastructure];

(iii) a summary for publication by the [Commission][Agency];
(iv) the answers to the ‘questionnaire’, covering issues related to the action implementation and the economic and societal impact, notably in the context of the Horizon 2020 key performance indicators and the Horizon 2020 monitoring requirements;

– a ‘periodic financial report’ containing:

(ii) an ‘individual financial statement’ (see Annex 4) from each beneficiary [and from each linked third party], for the reporting period concerned.

The individual financial statement must detail the eligible costs (actual costs, unit costs and flat-rate costs [and lump sum costs]; see Article 6) for each budget category (see Annex 2).

The beneficiaries [and linked third parties] must declare all eligible costs, even if — for actual costs, unit costs and flat-rate costs — they exceed the amounts indicated in the estimated budget (see Annex 2). Amounts which are not declared in the individual financial statement will not be taken into account by the [Commission][Agency].

If an individual financial statement is not submitted for a reporting period, it may be included in the periodic financial report for the next reporting period. The individual financial statements of the last reporting period must also detail the receipts of the action (see Article 5.3.3).

Each beneficiary [and each linked third party] must certify that:

- the information provided is full, reliable and true;
- the costs declared are eligible (see Article 6);
- the costs can be substantiated by adequate records and supporting documentation (see Article 18) that will be produced upon request (see Article 17) or in the context of checks, reviews, audits and investigations (see Article 22), and
- for the last reporting period: that all the receipts have been declared (see Article 5.3.3);

(iii) an explanation of the use of resources and the information on subcontracting (see Article 13) and in-kind contributions provided by third parties (see Articles 11 and 12) from each beneficiary [and from each linked third party], for the reporting period concerned;

(iv) [OPTION if the JRC is a beneficiary: information on the amount of each interim payment and payment of the balance to be paid by the Commission to the Joint Research Centre (JRC);][OPTION: not applicable;]

(v) a ‘periodic summary financial statement’ (see Annex 4), created automatically by the electronic exchange system, consolidating the individual financial

statements for the reporting period concerned and including — except for the last reporting period — the request for interim payment.

20.4 Final report —Request for payment of the balance

In addition to the periodic report for the last reporting period, the coordinator must submit the final report within 60 days following the end of the last reporting period.

The final report must include the following:

(a) a ‘final technical report’ with a summary for publication containing:

(i) an overview of the results and their exploitation and dissemination;

(ii) the conclusions on the action, and

(iii) the socio-economic impact of the action;

(b) a ‘final financial report’ containing:

(i) a ‘final summary financial statement’ (see Annex 4), created automatically by the electronic exchange system, consolidating the individual financial statements for all reporting periods and including the request for payment of the balance and

(ii) a ‘certificate on the financial statements’ (drawn up in accordance with Annex 5) for each beneficiary [and for each linked third party], if it requests a total contribution of EUR 325000 or more, as reimbursement of actual costs and unit costs calculated on the basis of its usual cost accounting practices (see Article 5.2 and Article 6.2, Point A).

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳

英語： European Commission, Horizon 2020 Annotated Model Grant Agreements (ホライズン 2020 注釈付きモデル助成契約)：General Model Grant Agreement and specific Model Grant Agreements (ERC, SME Instrument, ERA-NET Cofund, PCP-PPI Cofund, EJP Cofund, Framework Partnerships and Specific Agreements), Version 1.6.3, 20 August 2014, pages 144 to 146.

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

欧州委員会（EC）は、資金を供与したプロジェクトに対して、中間評価（複数回の場合もあり）と終了時評価をおこなっている。評価では、研究成果の内容、論文発表状況、特許出願・実施許諾状況等を評価する。中間評価は、より良い成果を上げるために助言を行うことも目的としており、終了時評価よりも重視している。EUには専門的知見がないため、外部の独立した専門家を1プロジェクトにつき2～3人、任命して行う。プロジェクトから提出された報告書を専門家に書面評価させると共に、プロジェクト参加者を招いた review meeting を開催して、参加者にプレゼンテーションをさせ、ディスカッションを行い、その場で専門家からのアドバイスを基にフィードバックを渡す。さらに、後日、公式なレポ

ートを渡す。これにより、その後の研究を軌道修正することができると考えている。³⁴⁰

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

① 報告義務を課している事項／調査の実行有無

欧州委員会（EC）へのヒアリングによれば、EU から資金供与を受けたプロジェクトは、「成果の活用・普及に関する計画³⁴¹（plan for the exploitation and dissemination of the results）」の進捗状況を、プロジェクト終了後5年間、定期的に報告する義務がある。しかし、「成果の活用・普及に関する計画」の進捗状況報告の管理は、かなりの労力がかかることもあってできておらず、その担当すら存在していないとのことである。³⁴²

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

EU は、資金供与した過去のプロジェクトの調査・評価自体を一つのプロジェクトとして立案し、一部のプロジェクトに関する調査・評価を調査会社等に委託することはあるものの、全プロジェクトについて、プロジェクト終了後一定期間後に、研究の発展状況や事業化に向けた状況等を調査・評価するようなことはしていない³⁴³。

(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

EU は、プロジェクト終了後に、その後の研究の発展状況や事業化に向けた状況等を調査・評価するようなことはしていないため、プロジェクト終了後の知的財産の活用状況は把握しておらず、したがって、知的財産の活用を促進することもしていない³⁴⁴。

³⁴⁰ 欧州委員会（European Commission）ヒアリング結果（2014年11月7日）

³⁴¹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁴² 欧州委員会（European Commission）ヒアリング結果（2014年11月7日）

³⁴³ 欧州委員会（European Commission）ヒアリング結果（2014年11月7日）

³⁴⁴ 欧州委員会（European Commission）ヒアリング結果（2014年11月7日）

(xii) 外国法人の参加

① 外国法人の参加可否や得られる権利

EUの研究資金供与プログラムである「フレームワークプログラム」は、2000年から³⁴⁵世界中のどの国に対してもオープンになっており、現行の研究資金供与プログラム「ホライズン2020」においても、仮に各研究資金供与プログラムの公募要領が明確にそう謳っていても常に、EU加盟国以外の国から参加が可能である³⁴⁶。

図表 50 EU非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与
(Funding of applicants from non-EU countries & international organizations)
における一般原則

General rule

Applicants from non-EU countries (you may also encounter the term “third country” to describe these countries) are always free to take part in Horizon 2020 programmes – even if the call for proposals or topic text do not state this explicitly.

They are not always automatically entitled to funding. All applications must meet the minimum conditions in the Rules for Participation.

(出典) European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations, Ver. 1.0, 14 February 2014

(注)和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

ただし、プログラムの種類ごとに参加規則³⁴⁷ (Rules for Participation) ³⁴⁸によって参加要件が定められている。通常の研究プログラムの場合は、最低3者の法人 (legal entity) が参加しており、それらはそれぞれ異なるEU加盟国または「ホライズン2020」の関連国³⁴⁹ (Associated Countries) に設立されていて独立していること、が要件となっている。³⁵⁰ この点は、「第7次フレームワークプログラム (FP7)」と変わっていない。

³⁴⁵ 駐日欧州連合代表部ヒアリング結果 (2013年2月12日)

³⁴⁶ European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations (非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与), Ver. 1.0, 14 February 2014 を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³⁴⁷ 和訳は日欧産業協力センターによる。

³⁴⁸ Rules for Participation (参加規則) : REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in “Horizon 2020 – the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)” and repealing Regulation (EC) No 1906/2006

³⁴⁹ 和訳は文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」(2009年3月)より。

³⁵⁰ Rules for Participation (参加規則) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

図表 51 ホライズン 2020 の参加規則 (Rules for Participation) における参加要件

<p>タイトルII 参加規則 TITLE II RULES FOR PARTICIPATION CHAPTER II Grants Section I Award procedure Article 9 Conditions for participation 1. The following minimum conditions shall apply: (a) <u>at least three legal entities</u> shall participate in an action; (b) <u>three legal entities shall each be established in a different Member State or associated country</u>; and (c) <u>the three legal entities</u> referred to in point (b) <u>shall be independent</u> of each other within the meaning of Article 8.</p>

(出典) Rules for Participation (参加規則) : REGULATION (EU) No 1290/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 laying down the rules for participation and dissemination in "Horizon 2020 - the Framework Programme for Research and Innovation (2014-2020)" and repealing Regulation (EC) No 1906/2006

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

関連国 (Associated Countries) とは、EU と国際協定を締結することにより、EU 加盟国と同等の条件で「ホライズン 2020」に参加できる権利を得ている国々で、アイスランド、ノルウェー、トルコ、イスラエル等が含まれている。参加できるプログラムの種類等の範囲や条件は、協定内容によって異なっている。³⁵¹ 各国の経済力に応じて資金拠出しており、例えばスイスなどは相当高額を拠出している³⁵²。

② 外国法人による資金受領の可否

また、参加ができることは、必ずしも常に資金助成が受けられることを意味していない。EU 加盟国と「ホライズン 2020」の関連国 (Associated Countries) は、常に資金助成が受けられる。また、リストが示されている³⁵³、経済力が BRICs よりも低い³⁵⁴国々も常に資金助成が受けられる。³⁵⁵

日本のような先進国の組織は、原則として資金助成は受けられず、次のいずれかの条件に当てはまった場合のみ、資金助成を受けられる可能性がある³⁵⁶。

³⁵¹ European Commission, Associated Countries, Ver. 1.6, 23 October 2014.

³⁵² 駐日欧州連合代表部ヒアリング結果 (2013年2月12日)。スイスは、しかしながら2015年1月現在、移民受入を拒否したことから、EUの関連国から除外されている (EUウェブサイトより)。

³⁵³ European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations (非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与), Ver. 1.0, 14 February 2014.

³⁵⁴ 日欧産業協力センターヒアリング結果 (2014年10月2日)

³⁵⁵ European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations (非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与), Ver. 1.0, 14 February 2014 を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³⁵⁶ 355と同じ。

図表 52 EU 非加盟国及び国際機関からの応募者に対する資金供与
(Funding of applicants from non-EU countries & international organizations)
において定められている

通常は資金供与が受けられない国の組織が資金供与を受けられる 3 つの例外ケース

- 1) 提案募集要項 (call for proposals) において当該国に拠点を置く応募者が資金助成を受けられることが明確に規定されている場合
- 2) 当該組織が卓越した能力／知識を有し、研究施設や特定の地理的環境やデータへのアクセスを提供するため、その参加がプロジェクトの遂行に必要不可欠とみなされる場合
- 3) EU との協定で相互に資金助成を可能にしている場合 (具体的には、米国国立衛生研究所 (NIH) が欧州の機関に対して資金助成しているため、EU の医療分野のプロジェクトでは米国の機関は資金助成の対象になっている)

Applicants from other non-EU countries may be granted funding if:

- Funding is provided for in a bilateral scientific/technological agreement or similar arrangement between the EU and the country where the applicant is based.
- The call for proposals clearly states that applicants based in such countries are eligible for funding.
- Their participation is deemed essential for carrying out the action by the Commission or the relevant funding body because it provides:
 - outstanding competence/expertise
 - access to research infrastructure
 - access to particular geographical environments
 - access to data.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳。

英語：European Commission, Funding of applicants from non-EU countries & international organizations, Ver. 1.0, 14 February 2014

なお、EU 域内に法人 (legal entity) がある場合は、EU 域内法人と同等に扱われる。したがって、日本企業の現地法人は、EU 域内法人と同等に常に資金助成を受けることができる。³⁵⁷

³⁵⁷ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「平成 24 年度産業技術調査事業『海外主要国の国家プロジェクトに関する調査報告書』」8 頁 (2013 年 3 月)、欧州委員会 (European Commission) ヒアリング結果 (2014 年 11 月 7 日)。

3. ドイツ

(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等

ドイツでは、政府から資金供与を受けた研究から生じた発明に関して特別に規定を定めたバイ・ドール法に相当する条文は見当たらないため、ドイツ特許法³⁵⁸ (Patentgesetz (Patent Act)³⁵⁹) の一般的な規定が適用される。

(2) ドイツ研究振興協会 (Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG) (German Research Foundation))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

ドイツ研究振興協会³⁶⁰ (Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG) (German Research Foundation)) (以下、「DFG」と言う。)は、ドイツ最大の研究資金供与機関(ファンディングエージェンシー)である。ドイツの学界の自治組織で、大学や研究機関の研究者による研究計画から競争選抜により最良のプロジェクトを選出し、その資金援助を行うことを最大のミッションとしている³⁶¹。研究機能は有していない。

DFGは、予算の6割をドイツ連邦政府から、4割を全16の州(länder³⁶² レンダー)から拠出されているが、ドイツの法規の下で公的機関ではなく私立機関と位置づけられている。この意味は、助成先の決定にアカウントビリティを要求されないということである。³⁶³

DFGの職員数は約750人で、うち研究資金供与に関わる“Department II : Scientific Affairs”に70人、“Department III : Coordinated Programmes & Infrastructure”に40人の職員がおり、ほぼ全員が博士号を有する研究者である。国際交流部はExecutive Board直轄の組織であり、法務(legal affairs)部門は、“Department I : Central Administration”に属する。48の研究分野ごとに研究助成の申請を審査する「審査委員会

³⁵⁸ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015年2月8日]

³⁵⁹ Patentgesetz (Patent Act (ドイツ特許法)) <http://www.gesetze-im-internet.de/patg/> [最終アクセス日 2015年2月8日]

³⁶⁰ 和訳はDFG日本代表部による。 http://www.dfg.de/jp/dfg_buero_japan/index.html [最終アクセス日 ; 2015年1月28日]

³⁶¹ DFG日本代表部「DFGについて>ミッション」 http://www.dfg.de/jp/dfg_buero_japan/index.html [最終アクセス日 ; 2015年1月28日]

³⁶² ドイツ政府の英文資料においては、英語の「state」と意味が異なるからだと思われるが、ドイツ語の「länder」がそのまま用いられていることが多い。

³⁶³ DFGヒアリング結果(2014年11月13日)

³⁶⁴ (Review Boards)」を設置している。³⁶⁵

DFG は、年間を通じて常時、研究資金の申請を受け付けている。資金供与対象は、大学もしくは非営利の研究機関の研究者であり、企業に対して資金供与することは許されていない。ただし、多くはないが、大学や非営利の研究機関の研究者が企業と連携して行う研究に対して資金供与する「移転プロジェクト³⁶⁶ (Transfer Project)」という仕組みを持っている。これは、過去に DFG から資金供与を受けたプロジェクトの中で、企業と連携する方が良いと判断されたプロジェクトに対して資金供与するもので、最長 12 年間、製品化が実現するまで支援を行う。この場合も、企業は資金を受領することはできないが、プロジェクトにおいて大学／研究機関と共同で創出した知的財産について権利を共有することができる。³⁶⁷

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

DFG は、適正な研究実践、機会の平等、ダイバーシティ、審査・採択判断の仕組み、大学における DFG 担当窓口の設置、知識移転(knowledge transfer)、法的側面(legal aspects)等に関する「資金供与の主要原則³⁶⁸ (Principles of DFG Funding)」を定めている。このうち知識移転については、前述した「移転プロジェクト (Transfer Project)」に資金供与することにより、経済的・社会的イノベーションの促進と、新たな課題の創出による基礎研究の促進という二重の効果を期待していると述べている。また、法的側面では、研究契約の条件とポイントが記載されているが、知的財産に関する言及は無い。³⁶⁹

すなわち、DFG には、知的財産に関する戦略やポリシー・規定等はない。

研究資金供与については、DFG は、テーマで優先順位を付けない、政治的判断に基づかない、地域性に配慮しない、全ては研究者によるボトムアップ、研究者同士のピア・レビューによる競争で決定する、インパクトを求めないを基本方針として掲げている。³⁷⁰

³⁶⁴ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁶⁵ DFG ヒアリング結果 (2014 年 11 月 13 日)

³⁶⁶ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁶⁷ DFG ヒアリング結果 (2014 年 11 月 13 日)

³⁶⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁶⁹ DFG, Principles of DFG Funding,

http://www.dfg.de/en/research_funding/principles_dfg_funding/index.html [最終アクセス日 2015 年 2 月 8 日]

³⁷⁰ DFG ヒアリング結果 (2014 年 11 月 13 日)

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属

① 研究開発の成果（知的財産）の帰属先

発明に関する権利は、ドイツ特許法³⁷¹ (Patentgesetz (Patent Act) ³⁷²) により、発明者に帰属する。政府から資金助成を受けた研究から生じた発明に関して特別に規定を定めたバイ・ドール法に相当する条文は見当たらないため、特許法の一般的な規定が適用される。³⁷³

図表 53 ドイツ特許法 (Patentgesetz) における発明の帰属に関する規定

第 6 条

特許を受ける権利は、発明者又はその権原承継人に帰属する。2 以上の者が共同して発明を行ったときは、特許を受ける権利はこれらの者の共有に属する。複数の者が互いに独立して発明を行った場合は、この権利は、当該発明の出願を最初に特許庁にした者に属する。

§ 6

Das Recht auf das Patent hat der Erfinder oder sein Rechtsnachfolger. Haben mehrere gemeinsam eine Erfindung gemacht, so steht ihnen das Recht auf das Patent gemeinschaftlich zu. Haben mehrere die Erfindung unabhängig voneinander gemacht, so steht das Recht dem zu, der die Erfindung zuerst beim Patentamt angemeldet hat.

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

ドイツ語：Patentgesetz (Patent Act) (ドイツ特許法)

また、ドイツでは、かつて大学教員はその発明を大学に報告する義務がないとする教員特権があったが、2002年2月のドイツの発明者保護法の改正により、大学教員は、個人で独立しておこなった研究から生まれた発明でない限り、発明を大学に報告する義務が生まれ³⁷⁴、教員は相当の対価を受け取った上で、大学に権利を譲り渡すようになった³⁷⁵。

この結果、現在ドイツでは通常、資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属する。

³⁷¹ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015年2月8日]

³⁷² Patentgesetz (Patent Act (ドイツ特許法)) <http://www.gesetze-im-internet.de/patg/> [最終アクセス日 2015年2月8日]

³⁷³ ドイツ特許法を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

³⁷⁴ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「平成23年度産業技術調査事業『欧米における産学連携組織の実態調査報告書』(2012年3月)より。

³⁷⁵ DFG ヒアリング結果 (2014年11月13日)

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

ドイツでは、公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属するため、DFG には帰属しない。DFG へのヒアリングによれば、DFG は知的財産権を要求しない。³⁷⁶

（iv） 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属するため、DFG に実施権は無く、実施許諾する権利も無い。

ロイヤリティについては、2005 年まで DFG は、資金受領者に対して特許出願費用を助成するかわりに、資金受領者が特許の実施許諾／譲渡先から得たロイヤリティの 3 分の 1 を戻してもらっており、DFG にとって結構な収入であった。これは、ドイツ連邦教育研究省³⁷⁷

(Bundesministerium für Bildung und Forschung (BMBF) (Federal Ministry of Education and Research)) と同様におこなっていたものであるが、ドイツ連邦教育研究省がそれを中止したため、DFG も中止し、現在は、ロイヤリティ収入は得ていない。³⁷⁸

（v） 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

DFG は、研究開発プログラムを企画せず、公募も行わない。資金供与する研究の内容は、提案者に任せている。³⁷⁹

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

資金供与の申請の審査は、DFG のプログラム・ディレクターが、各申請に対して適切なピア・レビュアー（通常は同じ分野の研究者）を選定し、書面審査を依頼するピア・レビ

³⁷⁶ DFG ヒアリング結果（2014 年 11 月 13 日）

³⁷⁷ 和訳はドイツ大使館ウェブサイトによる。

³⁷⁸ DFG ヒアリング結果（2014 年 11 月 13 日）

³⁷⁹ DFG ヒアリング結果（2014 年 11 月 13 日）

ューから始まる。その後、48 の研究分野ごとに年 4 回開催される審査委員会³⁸⁰ (Review Boards) で審査した後、同じく年 4 回開催される Joint Committee で助成先と金額が決定される。この時、知的財産の観点、あまり議論にならない。³⁸¹

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

DFG が資金供与した研究プロジェクトに求めているのは、研究成果を公表することだけである。近年の潮流に準じて、研究成果をオープンアクセスにすることを強く推奨しており、そのための費用を負担しているケースもある。³⁸²

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

DFG は、研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意を特に推奨等はない。

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

2005 年まで DFG は、資金受領者に対して特許出願費用を助成していたが、現在は助成していない。³⁸³

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

DFG は、資金受領者に対して弁護士等の知財専門家を派遣することはしていない。³⁸⁴

³⁸⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

³⁸¹ DFG ヒアリング結果 (2014 年 11 月 13 日)

³⁸² DFG ヒアリング結果 (2014 年 11 月 13 日)

³⁸³ DFG ヒアリング結果 (2014 年 11 月 13 日)

³⁸⁴ DFG ヒアリング結果 (2014 年 11 月 13 日)

(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

DFG は、資金供与した研究プロジェクトから創出された知的財産の取り扱いについて、基本的に関知していない。研究プロジェクトの成果が帰属する機関が、誰に実施許諾／譲渡してどのように事業化されるか等については、全く気にしていない。したがって、外国企業を含めて誰に知的財産の排他的／非排他的実施権を実施許諾しようと、譲渡しようと、研究プロジェクトの成果が帰属する機関の自由となっている。³⁸⁵

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

資金供与を受けた研究プロジェクトは、プロジェクト終了時に、研究成果のサマリと論文発表等の実績、研究費の使用結果報告を提出する義務がある。DFG は、全ての研究成果のサマリを DFG のウェブサイトに掲載している。

研究プロジェクト終了時に DFG は、研究費が適切に使われたかどうかについてはチェックするが、研究成果の評価（evaluation）はおこなっていない。

DFG へのヒアリングによると、改めて評価をしていなくても、もし悪い研究成果を出せば、次の研究資金供与を申請した際に、ピア・レビューによって必ず見つけられ、結果として次の研究資金供与は受けられない。DFG のプログラム・ディレクターは、ほぼ全員が博士号を有する研究者であり、各分野の研究を理解しているため、適切なピア・レビューを選定できる。つまり、自己評価（self-review）のシステムが内蔵されているとのことである。

また、ドイツでは、科学・研究の必要性に対する国民の理解が高く、アカウントビリティは求められていない。四半期ごとに広報誌“research”を発行しているが、これは成果評価のためでもアカウントビリティのためでもないとのことである。³⁸⁶

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

DFG は、資金供与した研究プロジェクトが終了した後に、研究で創出された知的財産の権利化／活用（事業化）の状況や、その後の研究の発展状況等について調査・評価を行うことはしていない³⁸⁷。

³⁸⁵ DFG ヒアリング結果（2014年11月13日）

³⁸⁶ 以上、DFG ヒアリング結果（2014年11月13日）

³⁸⁷ DFG ヒアリング結果（2014年11月13日）

(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

DFG は、資金供与した研究プロジェクトから創出された知的財産の活用を、その知的財産が帰属する機関に任せている。研究成果の評価（evaluation）も行わないため、事業化に向けた知的財産の活用状況は把握しておらず、したがって活用促進もしていない。³⁸⁸

(xii) 外国法人の参加

DFG は、様々な資金供与プログラムを提供しているが、例えば「研究助成（research grants）」は、そのガイドライン³⁸⁹をみると、ドイツ国内で“研究”している研究者か、ドイツの研究所の海外拠点で勤務している研究者が助成対象となっている。前述したように、また本ガイドラインにも規定されているように、DFG の助成対象は、非営利機関のみとなっている。³⁹⁰

図表 54 DFG 研究助成プログラム・ガイドライン(Guidelines Research Grants Programme)における適格性に関する規定

<p>D 2. Proposals</p> <p>2.1 Eligibility</p> <p><u>Researchers in Germany, or those working at a German research institution abroad, who have completed their academic training (a doctorate as a rule) are eligible to apply for DFG research grants.</u></p> <p>In general <u>you are not eligible</u> to submit a proposal if you work at an institution that is <u>not non-profit</u> or one that does not allow immediate publication of research findings in a generally accessible form.</p>

(出典)DFG, Guidelines Research Grants Programme, DFG form 50.01 – 10/11

³⁸⁸ DFG ヒアリング結果（2014年11月13日）

³⁸⁹ DFG, Guidelines Research Grants Programme（研究助成プログラム・ガイドライン）, DFG form 50.01 – 10/11, http://www.dfg.de/en/research_funding/programmes/individual/research_grants/in_brief/index.html [最終アクセス日 2015年2月8日]

³⁹⁰ DFG, Guidelines Research Grants Programme（研究助成プログラム・ガイドライン）を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

(3) VDI/VDE Innovation + Technik (VDI/VDE-IT)

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

VDI/VDE Innovation + Technik (VDI/VDE-IT)は、主に技術者 (engineer) が個人で会員になっている組織である Verein Deutscher Ingenieure (VDI) (The Association of German Engineers) (ドイツ技術者協会³⁹¹)³⁹²と、電気・電子産業の企業が会員になっている組織である Verband der Elektrotechnik Elektronik Informationstechnik e.V. (VDE) (The Association for Electrical, Electronic & Information Technologies) (ドイツ電気・電子及び情報技術協会³⁹³)³⁹⁴が 50%ずつ出資して 1978 年に設立した、完全に独立した、従業者数 310 人の中小企業である。

ドイツでは、研究資金供与の大半は政府直轄で行われており、その際、ドイツ政府は、プログラム毎に公募で選定した組織に研究資金供与業務を外注している。ドイツ政府から研究資金供与業務を受託している組織を“projektträger (英語に直訳すると project carrier³⁹⁵)”と称している。

VDI/VDE-IT は、“projektträger”業務を主業務とする大手の民間企業である。³⁹⁶

◆ “projektträger”の業務の概要³⁹⁷

“projektträger”は、以下のような業務を、ドイツ政府に代わって遂行する。

³⁹¹ 日本語名称は「Nano in Germany」ウェブサイトにおける「VDI テクノロジーセンター」概要資料より。

http://www.nanoingermany.com/files/uploads/company_data/9/VDI-Technologiezentrum-GmbH-jap_jap.pdf

³⁹² VDI：技術者の声の代弁、社会への技術的知識の普及、技術者同士のネットワークの構築をおこなっている。(VDI ウェブサイトより <http://www.vdi.eu/about-us/>)

³⁹³ 和訳は VDE 日本語ウェブサイトより。日本語の組織名は記載されておらず、組織名の意味を述べている文章より三菱 U F J リサーチ&コンサルティング(株)が抽出したもの。

<http://www.vdeglobalservices.com/ja/Pages/About%20Us.aspx>

³⁹⁴ VDE：ドイツの電気に関する国家規格「DIN EN」(通称 VDE 規格)を制定し、その規格に基づき安全認証を手がけている。世界各国に拠点があり、日本では大阪市中央区にある。(VDE 日本語ウェブサイトより

<http://www.vdeglobalservices.com/ja/Pages/About%20Us.aspx>)

³⁹⁵ “projektträger”の英訳は、直訳すると project carrier、ドイツ航空宇宙センターは Project Management Agency、ユーリッヒ研究センターのウェブサイトでは project management organization と説明しているなど定訳がない。

³⁹⁶ 以上、VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014 年 11 月 14 日)。したがって、厳密に言えば、VDI/VDE-IT は、ファンディング業務を代行している組織であって、ファンディングエージェンシーではない。

³⁹⁷ VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014 年 11 月 14 日)

図表 55 “projektträger” の遂行する業務

<p>ドイツ政府による研究資金供与プログラムについて、ドイツ政府の定めた規定に従って、ドイツ政府に代わって</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公募を行う ○外部評価者に書面審査を依頼する ○外部評価者を集めてどのプロジェクトに助成すべきか投票を行う ○審査委員会（jury）を開催して審議を行う ○どのプロジェクトに助成すべきか案を作成し政府に助言する（※決定は政府） ○政府が決定した助成先に対して、政府から受領した資金を、厳格な会計検査をおこなった上で支給する ○応募件数、採択件数、採択率、分野別の状況といったデータの集計・報告を行う
--

（出典）VDI/VDE-IT ヒアリング結果（2014年11月14日）

◆ 主な “projektträger” ³⁹⁸

“projektträger” は、各研究資金供与プログラムにつき毎回、公募で決定されるものであり、随意契約ではない。長期間のプログラムの場合、途中で “projektträger” が交代することもある。

また、特定の組織に限定されているわけではないため、“projektträger” 一覧表などは無い。しかし、“projektträger” の業務を行うには多くの経験と知識が必要なため、実際は、新規参入はほとんどなく、新規参入した企業には、VDI/VDE-IT と共同で受注して経験とノウハウを積んだ後、独立した企業も少なくないとのことである。

現在 “projektträger” を務めている主な組織は、年に 1 回集まっており、以下の通りである。最初の 2 組織は政府の研究機関の一部門であり、その他は民間企業である。

- Der Projektträger im Deutschen Zentrum für Luft- und Raumfahrt (PT-DLR) (The Project Management Agency - part of the German Aerospace Center) : ドイツ政府の研究機関であるドイツ航空宇宙センター (Deutsches Zentrum für Luft- und Raumfahrt (DLR) (German Aerospace Center)) の一部門。
- Projektträger Jülich (PTJ) (Project Management Jülich) : ドイツ政府の研究機関であるユーリッヒ研究センター (Forschungszentrum Jülich) の一部門。ユーリッヒは、ドイツ最初の原子力発電所が設置された町。
- VDI/VDE-IT
- Euronorm
- VDI-TZC (デュッセルドルフ)
- TÜV Nord

³⁹⁸ VDI/VDE-IT ヒアリング結果（2014年11月14日）

・ Arbeitsgemeinschaft industrieller Forschungsvereinigungen (AiF) (German Federation of Industrial Research Associations) : ほぼ連邦経済エネルギー省 (WMFi) からのみ受注している。

・ Projektträger Karlsruhe : カールスルーエ大学の一部門。小規模。

例えば、航空宇宙分野のプログラムであっても、必ずしも PT-DLR に発注されるわけではなく、少ないケースだが、PT-DLR は航空宇宙分野の研究機関でもあるため、利害関係のない第三者が手がける方が良いと判断される場合もある。

◆ “projektträger” の歴史³⁹⁹

1970 年頃、ドイツ政府の Federal Ministry of Research and Technology (当時の名称) は、研究支援政策を執行するための十分なスタッフがいなかったため、多数のスタッフを抱えていたユーリッヒ研究センター (Forschungszentrum Jülich) に “projektträger” を依頼した。その後ドイツ航空宇宙センター (DLR) にも依頼した。しかし、これらは自らも研究所であるため、自らの研究との切り分けが問題になった。そこで、1978 年に VDI と VDE に対して、研究所を持たない “projektträger” の設立の依頼があり、VDI/VDE-IT が民間初の “projektträger” として設立された。

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

ドイツ政府による知的財産に関する戦略やポリシーは特にない⁴⁰⁰。

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属

① 研究開発の成果 (知的財産) の帰属先

発明に関する権利は、ドイツ特許法⁴⁰¹ (Patentgesetz (Patent Act) ⁴⁰²) により、発明者に帰属する。政府から資金助成を受けた研究から生じた発明に関して特別に規定を定めたバイ・ドール法に相当する条文は見当たらないため、特許法の一般的な規定が適用される。⁴⁰³

³⁹⁹ VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014 年 11 月 14 日)

⁴⁰⁰ VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014 年 11 月 14 日)

⁴⁰¹ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 2 月 8 日]

⁴⁰² Patentgesetz (Patent Act (ドイツ特許法)) <http://www.gesetze-im-internet.de/patg/> [最終アクセス日 2015 年 2 月 8 日]

⁴⁰³ ドイツ特許法を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

図表 56 ドイツ特許法 (Patentgesetz) における発明の帰属に関する規定

第 6 条

特許を受ける権利は、発明者又はその権原承継人に帰属する。2 以上の者が共同して発明を行ったときは、特許を受ける権利はこれらの者の共有に属する。複数の者が互いに独立して発明を行った場合は、この権利は、当該発明の出願を最初に特許庁にした者に属する。

§ 6

Das Recht auf das Patent hat der Erfinder oder sein Rechtsnachfolger. Haben mehrere gemeinsam eine Erfindung gemacht, so steht ihnen das Recht auf das Patent gemeinschaftlich zu. Haben mehrere die Erfindung unabhängig voneinander gemacht, so steht das Recht dem zu, der die Erfindung zuerst beim Patentamt angemeldet hat.

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

ドイツ語：Patentgesetz (Patent Act) (ドイツ特許法)

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

ドイツでは、公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属するため、ドイツ政府には帰属しない。“projektträger”に帰属することも無い。

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属するため、ドイツ政府に実施権は無く、実施許諾する権利も無い。“projektträger”にも実施権は無く、実施許諾する権利も無い。

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

“projektträger”は、研究開発プログラムは企画しない。

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

ドイツ政府は、知的財産に関しては、応募段階から、事業化に向けた適切な戦略を持っている必要があるとしており、後述するように、応募の審査段階で外部評価者を活用して様々な助言を提供している⁴⁰⁴。

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

ドイツでは、全ての研究を、非営利か営利か位置づけなければならない。

非営利の研究の場合は、公的資金で 100%資金供与を受けることができる。その代わりその成果は、必ず公表 (publish) しなければならない (通常は論文発表される)、また無償で第三者に譲渡してはならないと定められている。

ただし、共同研究相手の企業がもう少し研究してから特許化したい、ベンチャーキャピタルからの投資が得られるまで研究を継続したい等の理由があれば、最長 5 年間、研究成果を秘匿しておくことを可能としている。⁴⁰⁵

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

産学連携等によるコンソーシアムに対して、ドイツ政府は、研究を開始する時に、コンソーシアム内で、公的研究機関と企業との間の権利比率、研究成果の使用方法 (usage) といった知的財産に関わる事項について合意し、契約を締結することを要求している。

公募に応募する段階では、合意している必要はない。

また、ここで重要なことは、契約がある、ということであり、“projektträger” は契約の中身には関知しない。⁴⁰⁶

⁴⁰⁴ VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014 年 11 月 14 日)

⁴⁰⁵ 以上、VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014 年 11 月 14 日)

⁴⁰⁶ 以上、VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014 年 11 月 14 日)

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

ドイツ政府は、特許出願にかかる費用は、出願料だけでなく、特許調査に係る費用、弁理士や特許事務所に係る費用も含めて、直接経費として助成している⁴⁰⁷。

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

特に連邦教育研究省（BMBF）は数十年前から、研究成果を論文発表することだけで終わらず、その後に技術移転することを求めており、ドイツ政府は、採択審査の際に、外部評価者を活用して、プロジェクトの知的財産戦略（も含む多方面）についてアドバイスを提供している。

例えば、自動車は相互にクロスライセンスしているのに対して医薬品は一製品に一特許である場合が多いため、“このような研究を行うのに、この特許を持っていないとすれば、市場参入のチャンスはない”と外部評価者から指摘された場合は、戦略を変更する必要がある。あるいは“市場が非常に小さい分野なので、大手企業にライセンスするのは難しいから、ベンチャーキャピタルを探して自ら事業化するように”と外部評価者から指摘されれば、それをふまえて戦略を再構築する必要がある。

言い換えれば、知的財産の取扱いに関して政府としての意向や方針／ポリシーは無く、企業の戦略の中身に関心も無いが、分野ごとに適切な戦略を外部評価者によってアドバイスしており、資金供与を受ける研究プロジェクトは、外部評価者のアドバイスをふまえる必要がある。⁴⁰⁸

(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

① 研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

ドイツでは、非営利の研究の成果を無償で第三者に譲渡してはならないと定められている。そのため、非営利の研究成果を技術移転する場合は、入札を行い、最も高額を提示した企業等に対して提供しなければならず、通常は独占的实施権ではなく、通常実施権をライセンスする。

営利の研究の場合は、公的資金による助成比率は、企業規模に応じて 50～75%である。

⁴⁰⁷ 以上、VDI/VDE-IT ヒアリング結果（2014年11月14日）

⁴⁰⁸ 以上、VDI/VDE-IT ヒアリング結果（2014年11月14日）

研究成果は必ず使用 (use) しなければならないが、どのように使用するかは、資金供与を受けて成果を創出した組織が自由に決められることとなっており、制限は無い。

また、営利研究においては、資金供与を受けた組織は、研究プロジェクトから創出された成果をどの企業にライセンスしたか等を政府に報告する義務もない。

研究成果をどのように事業化や継続研究に活用するかといった使用方法 (usage) は、コンソーシアムで締結する契約で研究プロジェクト開始時に規定するが、研究開始時に全てが見通せるわけではないため、研究プロジェクトの途中や、研究プロジェクトの終了後に柔軟に変更することができる。例えば、商品化を予定していたが市場が小さいことが分かったため商品化しないこととしたいといった交渉を行い、契約を変更することが可能である。また、予定していた売上が上がっていても、努力をしていけば構わないこととなっている。⁴⁰⁹

② 外国企業への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

営利の研究の場合は、前述したように、研究成果の所有者がそれをどのように使おうと制限も政府への報告義務もないため、コンソーシアム内での契約で合意があれば、ドイツ国外での製造に使用することも可能である。

また、研究成果がドイツ国外での製造に使用され、ドイツ国内で雇用が生まれないことについて、特に国民から批判はないとのことである。どの企業にライセンスしたか等を政府に報告する義務がないため、国民が具体的に知る術がないということもあるが、ドイツ企業で国外に工場を持つ企業や資本がドイツ国外である企業は非常に多いため、現実的にどうしようもないと考えられているのではないかとのことである。⁴¹⁰

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果 (知的財産) の権利化/活用 (事業化) の状況/計画の把握状況

“projektträger” は、経費を適切に使っているかに関して、プロジェクトの遂行中及び終了時に厳格なチェックを行う。ただし、経理のチェックは、企業に対しては行うが、大学や研究機関に対しては必要ないと考えられており、おこなっていない。

一方、研究成果の使用方法 (usage) や予定通りの成果が上がったかどうかについては、あまりきちんと把握していない。⁴¹¹

⁴⁰⁹ 以上、VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014年11月14日)

⁴¹⁰ 以上、VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014年11月14日)

⁴¹¹ 以上、VDI/VDE-IT ヒアリング結果 (2014年11月14日)

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

ドイツ政府は、通常、プロジェクト終了後5年程度後に評価をおこなっている。どのような成果が得られ、それが現状の研究にどのような影響を与えたかと、イノベーションは起こったかという観点を重視して評価は行われる。しかし、知的財産の出願件数や登録件数、実施許諾（ライセンス）件数といった数値は、こうした数字だけではプロジェクトの成果は把握できず、興味深くないと考えており、調査・評価していない。⁴¹²

(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

営利の研究の場合⁴¹³、ドイツ政府は、資金供与した研究プロジェクトから創出された知的財産の活用を、その知的財産が帰属する機関に任せている⁴¹⁴。

(xii) 外国法人の参加

ドイツ政府直轄で資金供与する研究プログラムでは、ドイツ国内に研究所もしくは研究機能を持つ工場があれば、株主が外国企業である企業あっても、資金供与を受けることは可能である⁴¹⁵。

⁴¹² 以上、VDI/VDE-IT ヒアリング結果（2014年11月14日）

⁴¹³ 非営利の研究の場合は、その成果を無償で第三者に譲渡してはならないという規定がある。

⁴¹⁴ VDI/VDE-IT ヒアリング結果（2014年11月14日）

⁴¹⁵ VDI/VDE-IT ヒアリング結果（2014年11月14日）

4. フランス

(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等

フランスでは、政府から資金供与を受けた研究から生じた発明に関して特別に規定を定めたバイ・ドール法に相当する条文は見当たらないため、フランス知的財産法⁴¹⁶の一般的な規定が適用される。

(2) フランス国立研究機構 (Agence Nationale de la Recherche (ANR) (The French National Research Agency))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

フランス国立研究機構⁴¹⁷ (Agence Nationale de la Recherche (ANR) (The French National Research Agency)) (以下、「ANR」と言う。)は、基礎研究から応用研究まで全ての科学分野におけるプロジェクトベースの研究のために民間企業及び公的研究機関や大学に対して資金供与している研究資金供与機関 (ファンディングエージェンシー) である。

2005年に、従来、高等教育・研究省で取り扱っていた研究開発資金の配分やプログラムの管理を独立した機関で行う目的で⁴¹⁸、公益団体⁴¹⁹ (public interest grouping) として創設され、その後2007年1月1日に「行政的公施設法人⁴²⁰ (“EPA” (public administrative establishment))」となった。⁴²¹

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

研究資金供与において、ANRは、フランス政府の public funded research law に準拠し

⁴¹⁶ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015年2月8日]

⁴¹⁷ 和訳は(独)科学技術振興機構 (JST)「国際科学技術共同研究推進事業『日本ーフランス共同研究』における平成26年度新規課題の決定について」『科学技術振興機構報 第1075号』(2014年12月22日)による。

<http://www.jst.go.jp/report/2012/130115.html> [最終アクセス日; 2015年1月28日]

⁴¹⁸ 文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」(2009年3月)

⁴¹⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴²⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「平成23年度 文部科学省における基本的な政策の立案・評価に関する調査研究(教育・文化・スポーツ・科学技術を担う公的機関等の評価指標等に関する国際動向調査)報告書」(2012年3月)による。

⁴²¹ 以上、ANR, About ANR

<http://www.agence-nationale-recherche.fr/en/about-anr/about-the-french-national-research-agency/> [最終アクセス日; 2015年2月8日]

た助成規程（Funding regulations）を規定している⁴²²が、知的財産に関するポリシーや戦略は無く、また知的財産規程等も定めていない⁴²³。

（ iii ） 公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属

① 研究開発の成果（知的財産）の帰属先

発明に関する権利は、フランス知的財産法⁴²⁴により、発明者に帰属し、職務発明の場合は発明者の雇用者に帰属する。政府から資金供与を受けた研究から生じた発明に関して特別に規定を定めたバイ・ドール法に相当する条文は見当たらないため、知的財産法の一般的な規定が適用され、資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に初めから帰属する。⁴²⁵

図表 57 フランス知的財産法における発明の帰属に関する規定

<p>第 II 部 工業所有権 第 VI 卷 発明及び技術的知識の保護 第 I 編 発明特許 第 I 章 適用の範囲 第 II 節 所有権を受ける権利 第 L611 条 6 第 L611 条 1 にいう<u>工業所有権は、発明者又はその権原承継人に帰属する。</u> 2 以上の者が相互に独立して 1 の発明を行った場合は、工業所有権は、最先の出願日を証明することができる者に帰属する。 当該出願人は、工業所有権庁長官に対する行為においては、工業所有権を有するものとみなされる。</p> <p>第 L611 条 7 発明者が<u>従業者であって、従業者に対するより有利な契約上の規定がない場合は、工業所有権は、次の規定に従って決定される。</u> (1) <u>従業者による発明が、従業者の実際の職務に対応する発明の任務を含む業務契約、又は明示的に同人に委託された研究及び調査の遂行中になされた場合は、当該発明は、</u></p>
--

⁴²² ANR, Documents, <http://www.agence-nationale-recherche.fr/en/information/documents/> [最終アクセス日 2015 年 2 月 8 日]

⁴²³ ANR ヒアリング結果（2014 年 11 月 17 日）

⁴²⁴ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。
<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm> [最終アクセス日 2015 年 2 月 8 日]

⁴²⁵ フランス知的財産法を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

使用者に帰属するものとする。当該発明の創作者である従業者が追加の報酬を受ける条件は、団体協約、就業規則及び個人的雇用契約によって定められる。

使用者が産業部門別の団体協約に拘束されていない場合は、追加の報酬に関する紛争は、第 L615 条 21 によって設立される労使調停委員会又は第 1 審裁判所に提出しなければならない。

(2) 前記以外のすべての発明は、従業者に帰属するものとする。ただし、発明が、従業者の職務遂行の間に、又は会社の業務の範囲内で、又は会社の技術若しくは特定的手段若しくは会社が取得したデータについての知識若しくは使用を理由として従業者によってなされている場合は、使用者は、国務院布告によって定められた条件及び期限に従うことを条件として、従業者の発明を保護する特許に係る権利について、その所有権、又は権利の全部若しくは一部の享受を自己に移転させる権原を有するものとする。

従業者は、公正な対価を取得する権原を有するものとし、当事者間で合意が成立しない場合は、第 L615 条 21 によって設立される労使調停委員会又は第 1 審裁判所により決定される。

同委員会又は同裁判所は、提出されるすべての要素、特に使用者及び従業者によって提出されるものを考慮し、両者各々の当初の貢献並びに発明の工業的及び商業的実用性の双方に応じて、公正な対価を算定するものとする。

[以下略]

(出典) 特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

フランスでは、資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に初めから帰属し、ANR には帰属しない。また、ANR へのヒアリングによると、ANR は知的財産権を主張することはない。⁴²⁶

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に初めから帰属するため、ANR に知的財産の実施権は無く、実施許諾する権利も無い。ANR へのヒアリングによると、ANR は知的財産権もロイヤリティも要求しない⁴²⁷。

⁴²⁶ ANR ヒアリング結果（2014年11月17日）

⁴²⁷ ANR ヒアリング結果（2014年11月17日）

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

ANR は、研究開発プログラムを企画する際、特に特許調査はおこなっていない。⁴²⁸

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

資金供与の申請の審査・選考は、審査委員会でおこなっている。フランスの産業競争力の確保と現実のグローバル社会への対応とのバランスが重要と考えているとのことである。

429

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

フランスでは、資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に初めから帰属し、ANR には帰属しない。したがって、ANR と資金供与先との間の契約において知的財産に関する取り決めはない。⁴³⁰

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

ANR は、ANR から資金供与を受ける研究コンソーシアムのメンバー間で知的財産の取り扱いに関して合意することを義務づけている。合意の期限は、メンバーがフランス国内法人だけの場合は、ANR との資金供与契約を締結した研究プロジェクトを開始してから 1 年以内、フランス以外の国の大学／研究機関／企業が参加した国際共同研究の場合は、ANR との資金供与契約の締結と同時と定めている。

メンバーがフランス国内法人だけの場合は、メンバー間で合意しないまま研究プロジェクトを開始することは可能だが、1 年以内に合意しない場合には、資金供与が停止される。

⁴²⁸ ANR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 17 日)

⁴²⁹ ANR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 17 日)

⁴³⁰ ANR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 17 日)

以前は、研究プロジェクトが終了するまでに合意すればよいとしていたが、プロジェクトが終了しても合意が出来ておらず、あるメンバーが事業化していることを他のメンバーが知らないといった例が続出したため、2009年から合意書を締結する期限を設定するようにした。

また、国際共同研究の場合に合意期限を早く設定している理由は、フランスでは、大学や研究機関等は純粋に学界であるが、諸外国では、大学の教員が企業の役員を兼務しているなど産業界に近いケースがあるためである。

研究コンソーシアムのメンバー間での合意内容については、ANR は関与する権限を持たない。しかしながら、例えば、中小企業が参加しており、その権利が適切に取り決められているか確認する必要があるなど特別な場合には、コンソーシアムのメンバーに合意内容を確認させてくれるよう依頼することができる(ただし、開示を強制することはできない)。

431

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用(出願・維持費用、弁護士・弁理士費用)の助成

ANR は、ANR から資金供与を受けたプロジェクトから創出された発明の特許出願に係る経費について、出願料だけでなく、弁理士費用、特許調査の費用等も含めて、直接経費として助成している。ただし、助成は、プロジェクト期間中のみであり、プロジェクト終了後に発生することが一般的である維持費用等は助成していない。⁴³²

② 知的財産専門家(弁護士、弁理士等)の派遣

研究成果は、論文発表前に特許出願しなければ、公知となって特許登録されなくなってしまう。もちろん全ての研究成果が特許出願されなければいけないわけではないが、多くの研究者は特許には関心がなく、早く論文発表することにしか関心がないため、しばしば問題が生じている。しかし、ANR には知的財産戦略やポリシーはなく、どのような知的財産戦略で臨むかは知的財産が帰属する機関次第であるため、ANR が知的財産面のアドバイス等を行うことは無い。また、弁護士など知的財産の専門家を派遣することもしていない。

433

⁴³¹ 以上、ANR ヒアリング結果(2014年11月17日)

⁴³² ANR ヒアリング結果(2014年11月17日)

⁴³³ ANR ヒアリング結果(2014年11月17日)

(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

① 研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

ANR は、資金供与を受けた研究プロジェクトから創出された知的財産の取り扱いは、その知的財産が帰属する機関に任せており、規定は設けていない。

したがって、研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡についても制限は無い。⁴³⁴

② 外国企業への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

外国企業に対しても同様に制限は無いため、排他的／非排他的実施権の実施許諾や譲渡が可能である。

ANR へのヒアリングでは、フランス政府としては、フランス国内で事業化され、雇用が創出される方が望ましいのは当然だが、グローバル化が進展している中で国外での事業化を禁止するのは現実的ではないと考えているとのことである。また、資金供与を受けた研究プロジェクトで得た知的財産を、フランス国外の知的財産管理部門に譲渡することは、多国籍企業であれば普通に行われており、これを制限しては、多国籍企業が参加しなくなってしまう恐れがあると考えているとのことであった。⁴³⁵

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

ANR は、資金供与した研究プロジェクトに対して、技術の専門家を派遣して、遂行中と終了時に「モニタリング」を行い、研究計画時の研究目標を達成しているかを評価している。研究遂行中のモニタリングは、より良い研究成果を上げるために助言を行うことも目的としているが、派遣する専門家は技術の専門家であり、弁護士など知的財産の専門家を派遣することは無い。⁴³⁶

研究目標の達成状況を評価する「モニタリング」とは別に、研究プロジェクトの終了時には、納税者に対するアカウントビリティを目的とした「アセスメント」も行う。

ANR は多様な研究プロジェクトに資金供与しているため、アセスメントにおける評価指

⁴³⁴ 以上、ANR ヒアリング結果（2014年11月17日）

⁴³⁵ 以上、ANR ヒアリング結果（2014年11月17日）

⁴³⁶ ANR ヒアリング結果（2014年11月17日）

標もプロジェクトの性質によって変えているが、概ね以下の通りである。ANR へのヒアリングでは、知的財産は、研究プロジェクトの成果の一側面に過ぎず、研究プロジェクトから創出された製品／事業の売上や雇用、国際標準化の実現状況の方をより重視しているとのことである。

なお、一つの研究成果が、ANR だけでなくフランスの地方政府や EU など複数の研究プロジェクトの成果であることも多く、特定の研究プロジェクトだけの効果を切り出して把握するのは難しいと感じているとのことだった。⁴³⁷

図表 58 ANR のアセスメントにおける評価指標

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○研究分野に対するインパクト○特許出願・登録件数○特許の実施許諾や譲渡の状況○創出された製品／事業の内容・売上・雇用○ベンチャー企業の創出状況（該当する場合）○国際標準化の実現状況（該当する場合） 等 |
|---|

(出典) ANR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 17 日)

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

ANR は、最近、プロジェクト終了後、数年が経過してから行う「インパクト評価（アセスメント）」を開始した。2005 年に設立されたため、現在ちょうど最初に資金供与した研究プログラムが 4～5 年前に終了したところとなっている。⁴³⁸

(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

資金供与を受けた研究プロジェクトから創出された知的財産の活用は、その知的財産が帰属する機関に任されている。ANR として知的財産の活用に関する方針や戦略はないため、知的財産の活用については、アドバイス等を行わない。

最近開始した「インパクト評価（アセスメント）」においても、それをふまえて知的財産の活用を要求するようなことはしていない。⁴³⁹

⁴³⁷ 以上、ANR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 17 日)

⁴³⁸ ANR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 17 日)

⁴³⁹ 以上、ANR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 17 日)

(xii) 外国法人の参加

ANR が資金供与する研究プロジェクトには、国際共同研究も少なくなく、フランス国内に法人を有していない機関も参加が可能である。日本の(独)科学技術振興機構(JST)を含めて外国のファンディングエージェンシーと連携して、国際共同研究プログラムをしばしば企画・推進している。

フランス国内で“研究”している法人であれば、フランス国内法人と同等に扱われ、資金供与も受けることができる。また、発展途上国の場合は、フランス国内で研究していなくても、資金供与している。⁴⁴⁰

⁴⁴⁰ 以上、ANR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 17 日)

5. 英国

(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等

英国では、政府から資金供与を受けた研究から生じた発明に関して特別に規定を定めたバイ・ドール法に相当する条文は見当たらないため、英国特許法⁴⁴¹ (The Patents Act)) の一般的な規定が適用される。

(2) 医学研究会議 (Medical Research Council (MRC))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

医学研究会議⁴⁴² (Medical Research Council (MRC)) は、英国政府ビジネス・イノベーション・技能省⁴⁴³ (Department for Business, Innovation & Skills (BIS (ビス))) の下に、領域別に7つ設置されている研究会議 (Research Councils (RCs)) のうち、医学分野の研究を行うと共に、医学分野の研究に資金を供与している機関である⁴⁴⁴。

他の6つの研究会議は以下の通り：

- ・ 芸術・人文学研究会議 (Arts and Humanities Research Council (AHRC))
- ・ バイオテクノロジー・生物科学研究会議 (Biotechnology and Biological Sciences Research Council (BBSRC))
- ・ 工学・物理科学研究会議 (Engineering and Physical Sciences Research Council (EPSRC))
- ・ 経済・社会研究会議 (Economic and Social Research Council (ESRC))
- ・ 自然環境研究会議 (Natural Environment Research Council (NERC))
- ・ 科学技術施設研究会議 (Science and Technology Facilities Council (STFC))

⁴⁴¹ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015年2月8日]

⁴⁴² 各研究会議の日本語名称は、文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」(2009年3月)より。

⁴⁴³ 日本語名称は、総務省ウェブサイト「世界情報通信事情」より。 <http://www.soumu.go.jp/g-ict/> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁴⁴⁴ GOV_UK > Departments, agencies & public bodies, <https://www.gov.uk/government/organisations#non-ministerial-departments> [最終アクセス日 2014年11月24日]

MRC は、医学全般に対して資金供与しており、研究段階としては、基礎研究から創薬・医療機器開発等のトランスレーショナル・リサーチ (translational research) を対象としている。後述するイングランド保健省 (Department of Health (DH)) 国営保健サービス⁴⁴⁵ (National Health Service (NHS)) 国立保健研究所⁴⁴⁶ (National Institute for Health Research (NIHR)) が、病気や患者を主眼としているのに対し、MRC は病気かどうかにかかわらず医学全般を対象としている点が特徴である。⁴⁴⁷

英国では分権化が行われており、病院や救急車の運営等の医療サービスを提供する⁴⁴⁸「国営保健サービス⁴⁴⁹ (National Health Service (NHS))」は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各国の政府が個別に提供している⁴⁵⁰。

MRC は、研究資金供与において、英国内各国の国営保健サービス (NHS) 及び英国保健省 (Department of Health (DH)) と緊密に連携している⁴⁵¹。また、イングランド保健省 国営保健サービス (NHS) 国立保健研究所 (NIHR) とも緊密に連携している。具体的には、MRC が創薬を支援し、NIHR が治療法の開発や医療スタッフの訓練等の社会実装を支援するなど、一つの包括的なプロジェクトに対して両機関で分担して共同で資金供与している。また、MRC は病院を擁していないが、臨床研究を含む研究プロジェクトに資金供与する場合は、臨床研究部分の費用は、臨床研究を行う病院を運営している国営保健サービス (NHS) を所管する保健省 (DH) が負担する。金額の決定は MRC が行うが、資金は保健省 (DH) が供与するという合意をあらかじめ包括的に締結している。これによって、自ら病院を所管せずとも臨床研究を支援することができている。⁴⁵²

こうした省を超えた連携は、英国の特長であり、また他の研究会議には無い、医学分野だけの特長である。他の研究会議は、ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS) 以外の府省の予算を使うことはない⁴⁵³。

⁴⁴⁵ 日本語名称は、在英国日本国大使館ウェブサイト「医療」より。

<http://www.uk.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/iryo02.html>

⁴⁴⁶ 日本語名称は、厚生労働省審議会資料「諸外国及び我が国における各調査・研究機関」より。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000015v0b-att/2r98520000015v59.pdf>

⁴⁴⁷ MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

⁴⁴⁸ MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

⁴⁴⁹ 日本語名称は、在英国日本国大使館ウェブサイト「医療」より。

<http://www.uk.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/iryo02.html>

⁴⁵⁰ 特に明記した箇所以外、文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」(2009 年 3 月) より。

⁴⁵¹ Medical Research Council > About Us > Mission, <http://www.mrc.ac.uk//> [最終アクセス日 2014 年 11 月 24 日]

⁴⁵² MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

⁴⁵³ 452 と同じ。

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

① MRC 追加規程 (MRC Additional Terms and Conditions) における知的財産規定

研究資金供与に関する規程 (Terms and conditions) としては、英国政府ビジネス・イノベーション・技能省⁴⁵⁴ (BIS) の下に領域別に 7 つ設置されている研究会議 (Research Councils (RCs)) の「協議会的”機能を果たす機関」⁴⁵⁵である Research Councils UK (RCUK) によって、7 つの研究会議 (RCs) に共通の規程が定められている。

MRC は、同規程に、医療分野の研究に要求される詳細な運用面・行政手続面・倫理面での規定を補足する「MRC 追加規程⁴⁵⁶ (MRC Additional Terms and Conditions)」を定めており、同規程の中で、知的財産の実施許諾について言及している (後述「(viii) 知的財産の実施許諾 (ライセンス) や譲渡に対する制限」を参照)。⁴⁵⁷

② MRC 産学協同合意 (MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA)) における知的財産規定

MRC は、また、「応募者及び資金受領者のためのガイダンス⁴⁵⁸ (Guidance for Applicants and Award Holders)」を定めている。同ガイダンスによれば、MRC が資金供与するプロジェクトの研究責任者 (principal investigator) は、高等教育機関、独立研究機関、政府系研究機関、MRC の研究所／研究ユニットのいずれかに所属していなければならない。また、企業は、MRC が資金供与するプロジェクトに、MRC から資金供与を受けない「プロジェクト・パートナー (project partner)」の立場でのみ参加することができる。⁴⁵⁹

このような産学協同⁴⁶⁰ (industrial collaboration) を含む研究は、資金供与に応募する際に「MRC 産学協同合意⁴⁶¹ (MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA(マイカ)))」様式 (Form) を通常の申請書と共に提出する必要がある。⁴⁶²

⁴⁵⁴ 日本語名称は、総務省ウェブサイト「世界情報通信事情」より。 <http://www.soumu.go.jp/g-ict/> [最終アクセス日 2014 年 11 月 24 日]

⁴⁵⁵ 文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」(2009 年 3 月) より。

⁴⁵⁶ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁵⁷ Medical Research Council > Funding > Terms & conditions, <http://www.mrc.ac.uk//> [最終アクセス日 2014 年 11 月 24 日]

⁴⁵⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁵⁹ Medical Research Council, Guidance for Applicants and Award Holders (応募者及び資金受領者のためのガイダンス), Version 4.1, Last updated 4 August 2014.

⁴⁶⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁶¹ 460と同じ。

⁴⁶² Medical Research Council, Guidance for Applicants and Award Holders (応募者及び資金受領者のためのガイダンス), Version 4.1, Last updated 4 August 2014.

「MRC 産学協同合意 (MICA)」は、研究プロジェクトに1社でも企業が含まれている場合に適用する仕組みである。産学の間での責任や管理、損害賠償、知的財産権、報告、データやサンプルへのアクセス等について、プロジェクトを開始する前に明確に定めることによって協働を容易にするもので、どのくらいの資金や時間、人を投入するか等について多様なレベルや性質の協働に柔軟に対応できるようになっている。さらに、EU の国家援助 (state aid) 禁止規定 (「2. (1) (i) EU の研究資金供与の基本的な考え方」を参照) に抵触しない協働を構築することを可能にしている。⁴⁶³

「MRC 産学協同合意様式 (MICA Form)」には、「プロジェクト・パートナー (project partner)」として参加する企業名等と、プロジェクトに対する産業界による貢献の合計価値を金額で記載するようになっている。貢献としては、現金拠出に加えて、消耗品や原材料の費用、人件費、外注費等を加えた直接経費並びに、施設利用費や間接部門人員の人件費の一部を間接経費として計上することができる。⁴⁶⁴

プロジェクトの合計費用に占める産業界による貢献比率が、基礎研究の場合で最低 25% 以上、応用研究の場合で最低 50% あれば、学界から創出されたフォアグラウンド IP の配分について、産業界側は事前に交渉することができる⁴⁶⁵。

学界から創出されたフォアグラウンド IP の権利について、産業界側が事前交渉する意向が無い場合は、産業界による貢献比率に最低規定は無い。そのかわり、学界から創出されたフォアグラウンド IP の権利は完全に学界に帰属する。産業界側は、同権利の実施許諾を適切な市場価格で受ける交渉をすることができるが、プロジェクトが完了するまでその条件を確定することはできない。⁴⁶⁶

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属

① 研究開発の成果 (知的財産) の帰属先

発明について特許を出願し、これを取得する権利は、英国特許法⁴⁶⁷ (The Patents Act) により、発明者に帰属し、職務発明の場合は発明者の使用者に帰属する。政府から資金供与を受けた研究から生じた発明に関して特別に規定を定めたバイ・ドール法に相当する条

⁴⁶³ Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA), <http://www.mrc.ac.uk/>
[最終アクセス日 2014 年 11 月 24 日]

⁴⁶⁴ Medical Research Council, MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA) Form, Version 12.0, January 2012.

⁴⁶⁵ Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA), <http://www.mrc.ac.uk/>
[最終アクセス日 2014 年 11 月 24 日]

⁴⁶⁶ 465 と同じ。

⁴⁶⁷ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。
<http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm> [最終アクセス日 2015 年 2 月 8 日]

文は見当たらないため、特許法の一般的な規定が適用され、資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に初めから帰属する。⁴⁶⁸

ただし、学生の場合は、大学に雇用されていないため、学生個人の帰属になる⁴⁶⁹。

図表 59 英国特許法 (The Patents Act) における発明の帰属に関する規定

第 I 部 新国内法

特許を出願し、これを取得する権利及び発明者として記載される権利

第 7 条 特許を出願し、これを取得する権利

- (1) 何人も単独で又は他人と共同で特許出願をすることができる。
- (2) 発明の特許は次の者に付与することができ、その他の者にはこれを付与することができない。
 - (a) 基本的には単独の又は共同の発明者
 - (b) 前号に優先して、制定法、法規則、外国法、条約により又は当該発明の創作前に発明者と締結した契約の執行可能な条件により当該発明についての権利の全部(衡平法上の権益以外のもの)を享受する権原を当該発明の創作時に連合王国において有した者
 - (c) 少なくとも、(a)若しくは(b)に定める者の権原承継人又は適格者として定められる者及び適格者として定められる他人の権原承継人
- (3) 本法においてある発明についての「発明者」とは、当該発明の実際上の考案者をいい、「共同発明者」とは、この趣旨に従って解さなければならない。
- (4) 特許出願をする者は、別段の認定がされる場合を除き、(2)に基づき特許を付与される権原を有する者と認め、当該出願を共同でする 2 以上の者もそのような権原を有する者と認める。

従業者発明

第 39 条 従業者発明に関する権利

- (1) 法律の規定に如何なる定があるとしても、従業者のした発明は、従業者と使用者との間においては、本法及び他のすべての適用上、次の場合は使用者に属する。
 - (a) それが、従業者の通常の業務遂行の過程において若しくはその通常の業務外の業務であっても特に当該従業者の任務とされるものの遂行の過程においてされ、かつ、何れの場合も前記業務の遂行の結果としてある発明が成立すると合理的に期待されるような事情がある場合、又は
 - (b) それが、従業者の業務遂行の過程においてされ、また、その発明の当時の当該従業者の業務の性質及びその業務の性質から生じる特定の責任に照らし、当該従業者が使用者の企業の利益を推進する特別の義務を負っていた場合
- (2) 従業者のした他の何れの発明も、従業者と使用者との間においては、前記の適用上、

⁴⁶⁸ 英国特許法を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

⁴⁶⁹ MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

従業者に属するものとみなす。

[以下略]

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：The Patents Act (英国特許法)

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

英国では、公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属するため、MRC の研究所／研究ユニットで研究が行われたのでない限り、MRC には帰属しない⁴⁷⁰。

MRC の職員の活動から生み出された知的財産は、MRC に帰属する⁴⁷¹。

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

英国では、公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属するため、MRC には通常、実施権は無く、実施許諾する権利も無い。

ただし、MRC は研究所を有しているため、研究所の職員が創出した知的財産は、MRC に帰属し、その活用の責任は MRC が負っている⁴⁷²。

MRC の研究所／研究ユニットで行われた研究から創出され、MRC に帰属する知的財産権について MRC は、人々の健康や経済発展、雇用の創出に寄与すると共に、MRC の継続研究を支える収入を獲得するため、産業界で活用 (exploit) されるよう実施許諾に努めている。

473

⁴⁷⁰ Medical Research Council > Innovation > Intellectual property, <http://www.mrc.ac.uk//> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁴⁷¹ Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA), <http://www.mrc.ac.uk//> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁴⁷² Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA), <http://www.mrc.ac.uk//> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁴⁷³ Medical Research Council > Innovation > Intellectual property, <http://www.mrc.ac.uk//> [最終アクセス日 2015年3月6日]

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

MRC は、公募はせずいつでも提案を受け付けている反応方式⁴⁷⁴ (responsive mode) と、MRC がプログラムを企画して公募する管理方式⁴⁷⁵ (managed mode) の 2 種類の資金供与様式を有している⁴⁷⁶が、後者については、プログラム企画時に特許調査をおこなっている⁴⁷⁷。

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

MRC は、2011 年 3 月から研究協力会議 (RCs) 共通の「共同電子提出システム⁴⁷⁸ (Joint electronic Submission (Je-S) system)」を使用しており、同システムは、資金供与の申請段階から、研究の潜在的な経済的・社会的インパクトに関する情報の記載を義務付けている。さらに、研究から最大限のインパクトを得るために研究プロジェクトの期間中を通してどのような行動を取るかや、その行動が研究にとって適切であり、かつ実行可能であること、行動に必要なリソース等を「インパクトまでの道のりに関する文書⁴⁷⁹ (Pathways to Impact statement)」として取りまとめて提出することを義務付けている。MRC は、これらを資金供与の申請の審査に使っている。⁴⁸⁰

資金供与の申請者は、自らの申請が基礎研究か応用研究か決めて申請することを求められており、申請の選考に当たっては、それぞれ以下のような基準 (criteria) で評価される。特に応用研究プロジェクトについては、研究がどれだけ活用 (exploit) できるかが重要な評価基準である。⁴⁸¹

⁴⁷⁴ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁷⁵ 474と同じ。

⁴⁷⁶ Medical Research Council, Guidance for Applicants and Award Holders (応募者及び資金受領者のためのガイドランス), Version 4.1, Last updated 4 August 2014.

⁴⁷⁷ MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

⁴⁷⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁷⁹ 478と同じ。

⁴⁸⁰ Medical Research Council, Guidance for Applicants and Award Holders (応募者及び資金受領者のためのガイドランス), Version 4.1, Last updated 4 August 2014.

⁴⁸¹ Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA), <http://www.mrc.ac.uk/> [最終アクセス日 2014 年 11 月 24 日]

図表 60 MRC による資金供与申請の評価基準 (assessment criteria)

<p>○基礎研究</p> <ul style="list-style-type: none">・ 提案研究のアウトカムが幅広いニーズやプロセス、製品に適用できる可能性を有しているか・ 提案研究の成果が、ターゲットとしている病気／状態の構造について、別の対応方法の開発を可能にするかもしれない重要な示唆を提供するか <p>○応用研究</p> <ul style="list-style-type: none">・ 提案研究のアウトカムが、特定のニーズや市場機会に焦点を当てて絞った適用を想定しているか・ 提案研究の成果が、提案された製品／ソリューションの実行可能性の有無を決定することに限定されているか・ 競争前段階でありながら応用段階であるプロジェクトは、基礎研究よりも市場に近く、産業界に対してより大きな中期的・潜在的な利益をもたらすか
--

(出典) Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA)

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

MRC は、研究プロジェクト参加者間で締結する協同契約の雛形は提供していない。しかし、2014年6月に英国政府によって初めて公表された、産学連携や共同研究の契約を簡素化するためのツールである「ランバート契約 (Lambert agreement)」の使用を歓迎している。⁴⁸²

「ランバート契約(Lambert agreement)」は、英国政府 知的財産庁(Intellectual Property Office) が事務局を務めた産学官による作業部会 (Working Group) において2005年から開発が行われてきたもので、5種類の一对一の産学協同契約の雛形と、4種類のコンソーシアム契約の雛形及び、どの契約を採用するか決断するためのガイド等から構成されている。ランバート契約の重要な要素は、プロジェクトの成果の帰属と使用权、産業界のスポンサーによる資金面その他の貢献、プロジェクトの成果の大学による研究目的での使用である。⁴⁸³ これにより、産学連携において複雑な交渉をしなくとも選択すれば済むようになり、合意に至る時間が幅に短縮されるようになった⁴⁸⁴。

また、産学協同プロジェクトが臨床研究を含む場合について、MRC は、「モデル産学協同

⁴⁸² Medical Research Council > Innovation > MRC Policy on academic-industry collaborations, <http://www.mrc.ac.uk/> [最終アクセス日 2015年3月6日]

⁴⁸³ GOV.UK > Detailed guidance > Lambert toolkit, <https://www.gov.uk/lambert-toolkit> [最終アクセス日 2015年3月6日]

⁴⁸⁴ MRC ヒアリング結果 (2014年11月21日)

研究契約⁴⁸⁵ (model Industry Collaborative Research Agreement (mICRA))」の使用を推奨している。これは、「ランバート契約 (Lambert agreement)」をベースとして、英国において製薬やバイオテクノロジーの業界と学界並びに国営保健サービス (NHS) が参加する臨床研究を支援するために、MRC とイングランド保健省 国営保健サービス (NHS) 国立保健研究所 (NIHR)、英国製薬産業協会⁴⁸⁶ (The Association of the British Pharmaceutical Industry (ABPI)) が共同で開発したものである。モデル産学協同研究契約 (mICRA) を使用することにより、研究契約・合意に関する交渉を改善・スピードアップし、知的財産問題について助言を示すことが可能となっている。⁴⁸⁷

MRC は、また、資金供与した研究の成果を合理的な期間内 (通常は終了から 1 年以内) に発表することを義務付けている⁴⁸⁸。

臨床試験の患者データも含めて公的研究資金を供与したプロジェクトから創出されたデータについては、政府に所有権がある⁴⁸⁹。MRC は、資金供与した研究プロジェクトから創出されたデータについて、合理的な時間内に MRC がパブリックドメインに置くことができるとすることについて、プロジェクトの参加者は合意・確認することが必要と定めている⁴⁹⁰。

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

MRC は、資金供与の採択通知から 3 カ月以内かつ研究プロジェクト開始前に、研究プロジェクト参加者の間で関連規定に従って締結された協同契約の写しを受領しない限り、資金供与を取り消す可能性がある⁴⁹¹。知的財産に関する取り決めについても、研究プロジェクト開始前の合意を義務付けており、また、知的財産権の保護に関してよりリラックスした態度で臨むことを奨励している。MRC は、産業界にとって、時間は非常に重要な要素であり、知的財産関連の交渉が長引くと、産業界が参加を辞退する原因になりやすいことから、必要以上に長引かせないようにすべきと考えている。⁴⁹²

⁴⁸⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁴⁸⁶ 和訳は(一財)日本製薬医学会「JAPhMedリンク集」より。 <http://japhmed.jp/link.html> [最終アクセス日 2015 年 3 月 6 日]

⁴⁸⁷ Medical Research Council > Innovation > MRC Policy on academic-industry collaborations, <http://www.mrc.ac.uk//> [最終アクセス日 2015 年 3 月 6 日]

⁴⁸⁸ Medical Research Council, Guidance for Applicants and Award Holders (応募者及び資金受領者のためのガイドンス), Version 4.1, Last updated 4 August 2014.

⁴⁸⁹ MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

⁴⁹⁰ Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA), <http://www.mrc.ac.uk//> [最終アクセス日 2014 年 11 月 24 日]

⁴⁹¹ Medical Research Council, MRC Industrial Collaboration Agreement Annex, Version 2.2, Last updated 22 November 2011.

⁴⁹² Medical Research Council > Innovation > MRC Policy on academic-industry collaborations, <http://www.mrc.ac.uk//> [最終アクセス日 2015 年 3 月 6 日]

なお、参加者の変更を含む協同契約のあらゆる変更は、変更しても当初の目的が達成できるか、また EU の国家援助禁止規定に抵触していないかを確認する必要があるため、事前に MRC の承認が必要としている⁴⁹³。

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

MRC は、資金供与した研究から創出された知的財産権については関与しない。同知的財産権が帰属する研究機関が、産業界のパートナーと共にこれを取り扱う（知的財産権を維持するための手当を自ら行う）必要があるとしている。⁴⁹⁴ すなわち、権利の出願や維持に係る費用は支給していないと推察できる。

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

MRC は、資金供与する研究プロジェクトに対して、知的財産関連の支援は提供していない⁴⁹⁵。

(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

「MRC 追加規程（MRC Additional Terms and Conditions）」は、MRC が資金供与した研究から創出された知的財産を実施許諾する際、実施許諾した後も、MRC から資金供与を受けた他の研究者は、研究目的でその成果を使用することができるとする規定を可能な限り含めることを求めている⁴⁹⁶。

図表 61 MRC 追加規程における知的財産に係る規定

AC24 Commercial Exploitation

The Research Organisation should ensure that, wherever possible, the licensing of intellectual property generated from research funded by the MRC should include a provision for research use by other MRC supported scientists.

(出典) Medical Research Council, MRC Additional Terms and Conditions

⁴⁹³ Medical Research Council, MRC Industrial Collaboration Agreement Annex, Version 2.2, Last updated 22 November 2011.

⁴⁹⁴ Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA), <http://www.mrc.ac.uk/> [最終アクセス日 2014 年 11 月 24 日]

⁴⁹⁵ MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

⁴⁹⁶ Medical Research Council, MRC Additional Terms and Conditions (MRC 追加規程) を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

なお、後述する NIHR へのヒアリングによると、欧州共通の法規により、政府が資金供与した研究から創出された研究データは、企業が他に無く、その研究データが当該企業の製品化にとって本質的に必要で、政府にとっても当該企業が保有することにメリットがある場合を除いて、民間企業に対しては、無償で譲渡してはいけないこととなっている⁴⁹⁷。

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

① 報告義務を課している事項

MRC は、資金供与した全ての研究プロジェクトに対し、そのアウトプットを「リサーチフィッシュ (Researchfish)」(後述) に登録することを義務付けている。研究者はいつでもリサーチフィッシュに登録した情報を編集・追加することができるが、MRC は、毎年秋に情報の更新と正式な提出を求めている。⁴⁹⁸

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

「リサーチフィッシュ (Researchfish)」は、ファンディングエージェンシーが資金供与のインパクトを把握することや、研究者が研究のアウトカムを簡単に記録することを可能にするオンライン上の仕組みである⁴⁹⁹。

2008～2009年にMRCは、資金供与した研究プロジェクトに関するデータ収集や研究の追跡、資金供与のインパクトの測定を支援するソフトウェアの開発に取り組み、2009年11月に“e-Val”として運用を開始した。その後、関心を示した他の5つの医療系のファンディングエージェンシーと共同で2011年から新たなソフトウェアの開発に取り組み、新ソフトウェア「リサーチフィッシュ (Researchfish)」の開発を終えた2011年10月に、同名の会社が設立された。2012年6月から「リサーチフィッシュ (Researchfish)」の運用を開始したところ、最初の6カ月間で15のファンディング機関と9の大学及び6,500人以上の研究責任者 (PI) が利用登録した。⁵⁰⁰ 2014年9月からは、先に導入していたMRCと科学技術施設会議 (Science and Technology Facilities Council (STFC)) に加え、残りの5

⁴⁹⁷ NIHR ヒアリング結果 (2014年11月20日)

⁴⁹⁸ Medical Research Council, Guidance for Applicants and Award Holders (応募者及び資金受領者のためのガイドンス), Version 4.1, Last updated 4 August 2014.

⁴⁹⁹ Researchfish > What We Do, <https://www.researchfish.com/> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁵⁰⁰ Researchfish > Who We Are, <https://www.researchfish.com/> [最終アクセス日 2014年11月24日]

つの研究会議も導入し⁵⁰¹、現在では、英国の全7つの研究会議がリサーチフィッシュを使用している。

「リサーチフィッシュ (Researchfish)」は、ファンディングエージェンシーと研究者、大学を結び、複数の資金提供者が貢献した個々の研究のアウトカムを一つにつなげることができる。これによって、ファンディングエージェンシーは、複雑な行政手続に時間と費用を費やすことなく、資金供与した研究の進展を追跡し、バリュー・フォー・マネー (value for money) を把握することができる。⁵⁰²

その他、論文発表から政策のインパクト、製品と導入まで研究者が登録した幅広いデータを蓄積・分析しているため、複数の研究者からの情報や複数年間にわたる個別の資金供与のインパクトを照合して評価することを可能にすると共に、これまで不可能だった方法で資金供与の幅広い効果を示すことを可能にしている。そのため、アウトプットに関する情報を手作業で収集することなく、グラフや詳細な分析を含む報告書を作成することができる。⁵⁰³

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果 (知的財産) の権利化/活用 (事業化) の状況の把握状況

① 報告義務を課している事項/調査の実行有無

MRC は、資金供与した全ての研究プロジェクトに対し、そのアウトプットを「リサーチフィッシュ (Researchfish)」に登録することを義務付けている⁵⁰⁴。報告は、プロジェクト終了後5年後までであり、論文発表状況や特許の出願・登録状況、企業との共同研究の状況、実施許諾の状況などを登録する。実施許諾先の企業名や売上等の報告は求めている。リサーチフィッシュは、情報が蓄積されるため、過去に登録した情報に追加・修正する情報のみを入力すればよくなっている。⁵⁰⁵

② 成果 (知財) の権利化/活用 (事業化) 状況の評価の実行有無と内容

MRC は、報告をふまえ、資金供与した研究のアウトプットに関する報告書を取りまとめ

⁵⁰¹ Researchfish, MRC produces the 2013/14 report on outputs, outcomes and impact of MRC research using Researchfish, 9 September 2014, <https://www.researchfish.com/node/2072> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁵⁰² Researchfish > What We Do > Funding Organisations, <https://www.researchfish.com/> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁵⁰³ Researchfish > What We Do, <https://www.researchfish.com/> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁵⁰⁴ Medical Research Council, Guidance for Applicants and Award Holders (応募者及び資金受領者のためのガイドンス), Version 4.1, Last updated 4 August 2014.

⁵⁰⁵ MRC ヒアリング結果 (2014年11月21日)

ている。2014年9月9日には、「リサーチフィッシュ (Researchfish)」を用い、資金供与した研究のアウトプットとアウトカム、インパクトに関する2013-2014年報告書を公表した。報告書では、いくつか最新の開発を紹介すると共に、MRCが資金供与した研究から生まれた社会的・学界的・経済的な効果を示している。⁵⁰⁶

(xi) 研究開発プロジェクトの成果 (知的財産) の活用 (事業化) 促進

公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属し、その活用 (exploitation) の責任も同機関が負っている。産業部門によって、またプロジェクトの種類によって、活用 (exploitation) や普及 (dissemination) の最も適切な方法は異なっており、MRCは、どの方法が最も適切であるかは、研究成果が帰属する機関が決めるものであるとしている。⁵⁰⁷ アドバイス等もおこなっていない⁵⁰⁸。

例外的に、2008年から開始したトランスレーショナル・リサーチへの資金供与において、大学や公的研究機関が3年間、研究成果を適切に活用していない場合は、英国政府がその所有権を譲り受けることができると定めているが、実際にそれを執行しなければならない事態は発生していない。⁵⁰⁹

(xii) 外国法人の参加

「MRC産学協同合意 (MICA)」のプロジェクトに、外国に拠点を置く企業は、英国企業と同様、MRCから資金供与を受けない「プロジェクト・パートナー (project partner)」の立場であれば参加することができる⁵¹⁰。英国企業も、MRCから資金供与は受けられないが、英国の法律により、外国の企業等に対する資金供与は禁止されている⁵¹¹。

外国の研究機関の研究者は、例えば、同研究者の専門性が英国内では得られないなど研究の特性により必要な場合に、プログラム・マネージャーとの事前相談次第で、研究協力者⁵¹² (Co-Investigators (CoIs)) として参加できる場合がある⁵¹³ (この場合は資金供与も受けられると推察できる)。

⁵⁰⁶ Researchfish, MRC produces the 2013/14 report on outputs, outcomes and impact of MRC research using Researchfish, 9 September 2014, <https://www.researchfish.com/node/2072> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁵⁰⁷ Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA), <http://www.mrc.ac.uk/> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁵⁰⁸ MRC ヒアリング結果 (2014年11月21日)

⁵⁰⁹ 508と同じ。

⁵¹⁰ Medical Research Council > Innovation > MRC Industrial Collaboration Agreement (MICA), <http://www.mrc.ac.uk/> [最終アクセス日 2014年11月24日]

⁵¹¹ MRC ヒアリング結果 (2014年11月21日)

⁵¹² 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁵¹³ Medical Research Council, Guidance for Applicants and Award Holders (応募者及び資金受領者のためのガイドンス), Version 4.1, Last updated 4 August 2014.

(3) 保健省 (Department of Health (DH)) 国営保健サービス (National Health Service (NHS)) 国立保健研究所 (National Institute for Health Research (NIHR))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

① 機関及び研究資金供与の特徴

英国では分権化が行われており、英国政府が権限を有する政策と、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各国の政府が分権化されて権限を有する政策がある。病院や救急車の運営等の医療サービスを提供する⁵¹⁴「国営保健サービス⁵¹⁵ (National Health Service (NHS))」は、英国内の各国が個別に提供している。そして、イングランドでは、保健省 (Department of Health (DH)) 国営保健サービス (National Health Service (NHS)) 内の国立保健研究所⁵¹⁶ (National Institute for Health Research (NIHR)) が保健研究を支援している。⁵¹⁷

NIHR のミッションは、イングランド保健省 国営保健サービス (NHS) が、卓越した個人の研究者が世界レベルの施設において患者と社会のニーズに特化した最先端の研究を遂行することを支援する、保健研究システム (health research system) を提供・維持することである⁵¹⁸。内部に研究所を擁しており、かつ外部に研究資金を供与している。

NIHR は、最先端の科学研究に対して助成し、基礎研究における発見を患者や社会のための具体的な便益により速く転換することを促進すると共に、ライフサイエンス業界が NIHR に最大限投資しやすい条件を整備している⁵¹⁹。

また、保健省 (Department of Health (DH)) の傘下にあるため、人間の健康に関する研究、病気の患者に対して良い結果を提供することに重点を置いている。したがって、マウスではなく人間を使った臨床研究や、新薬の開発よりも複数の薬のうちどれが病気に有効かに関する研究などに対して主に資金供与している。また、人間の健康に関する問題を広く扱っており、問題解決のための施設整備や優れた健康サービスを提供するためのスタッフの訓練に対しても資金供与している。⁵²⁰

⁵¹⁴ MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

⁵¹⁵ 日本語名称は、在英国日本国大使館ウェブサイト「医療」より。

<http://www.uk.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/iry02.html>

⁵¹⁶ 日本語名称は、厚生労働省審議会資料「諸外国及び我が国における各調査・研究機関」より。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000015v0b-att/2r98520000015v59.pdf>

⁵¹⁷ 特に明記した箇所以外、文部科学省 科学技術政策研究所「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析報告書」(2009 年 3 月) より。

⁵¹⁸ NIHR ウェブサイトより。 <http://www.nihr.ac.uk/> [最終アクセス日 2014 年 12 月 8 日]

⁵¹⁹ NIHR ウェブサイトより。 <http://www.nihr.ac.uk/> [最終アクセス日 2014 年 12 月 8 日]

⁵²⁰ NIHR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 20 日)

基礎研究から始まる段階の中で、NIHRの資金供与対象は、応用（の少し手前）からトランスレーショナル・リサーチまでの段階である。前述したMRC（医学研究会議）が基礎研究に対しても資金供与しているのに対して、NIHRは、いわゆる“死の谷”を埋めることを役割としている。⁵²¹

研究資金供与においてNIHRは、国営保健サービス（NHS）（＝病院）やケア施設、公的保健研究所が、専門家や政策立案者、患者や介護者の意思決定を支援する科学的根拠（evidence）を開発することを委任・助成している⁵²²。助成対象は、国営保健サービス（NHS）（＝病院）やケア施設、大学であるが、研究は、製薬会社や医療機器メーカーとの共同研究が基本である。大手企業は、資金助成は不要であるため、大手企業には助成しない。⁵²³

② 知的財産の管理・支援体制

NIHRは、「知的財産・事業化ユニット⁵²⁴（Intellectual Property and Commercial Unit）」を設置している。本ユニットの職員数は4人であるが、うち2人はパートタイムであり、ユニット長は役員（board member）でもあるため、実質的な人数は3人弱である。職員は、ユニット長を含めて、知的財産一辺倒の経験を積んできた人材ではなく、むしろベンチャーキャピタルや技術移転会社等において研究シーズを事業に育成する経験を積んできた人材が中心であり、パートタイムで弁護士が1人いる。⁵²⁵

（ii）研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

NIHRは、イノベーションの促進において知的財産が重要な役割を担っていることと、産学協同を通じて発明の文化を醸成するなど一連の活動の重要性を認識している。そして、NIHRや国営保健サービス（NHS）等の公的部門が利益の実現とインパクトの達成の最も良い機会を有することを確実にする責任を負っているとしている。また、NIHRが資金供与した研究から創出された知的財産が、患者の利益の実現を容易にする適切な法的・契約環境において保護されることを確実にする責任も負っているとしている。⁵²⁶

規定については、国営保健サービス（NHS）（＝病院）において遂行される産業界が資金

⁵²¹ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵²² National Institute for Health Research > Funding for research, <http://www.nihr.ac.uk/> [最終アクセス日 2014年12月8日]

⁵²³ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵²⁴ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁵²⁵ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵²⁶ National Institute for Health Research > Policy and Standards > Intellectual Property, <http://www.nihr.ac.uk/> [最終アクセス日 2014年12月8日]

を負担する臨床試験契約については、英国政府が認めた標準契約があり、NIHR はそれらを活用している。これによって、契約プロセスが短縮し、早く臨床試験を開始することが可能になっているとしている。⁵²⁷

MRC へのヒアリングによれば、NIHR においても、2014 年 6 月に英国政府によって初めて公表された、産学連携や共同研究の契約を簡素化するためのツールである「ランバート契約 (Lambert agreement)」が使用されている。また、産学協同プロジェクトが臨床研究を含む場合については、NIHR が MRC 及び英国製薬産業協会⁵²⁸ (The Association of the British Pharmaceutical Industry (ABPI)) と共同で開発した「モデル産学協同研究契約⁵²⁹ (model Industry Collaborative Research Agreement (mICRA))」を使用している。(「5. (2) 医学研究会議 (Medical Research Council (MRC)) (vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目」を参照)⁵³⁰

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属

① 研究開発の成果 (知的財産) の帰属先

発明について特許を出願し、これを取得する権利は、英国特許法⁵³¹ (The Patents Act) により、発明者に帰属し、職務発明の場合は発明者の使用者に帰属する。政府から資金供与を受けた研究から生じた発明に関して特別に規定を定めたバイ・ドール法に相当する条文は見当たらないため、特許法の一般的な規定が適用され、資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に初めから帰属する。⁵³²

図表 62 英国特許法 (The Patents Act) における発明の帰属に関する規定

第 I 部 新国内法

特許を出願し、これを取得する権利及び発明者として記載される権利

第 7 条 特許を出願し、これを取得する権利

- (1) 何人も単独で又は他人と共同で特許出願をすることができる。
- (2) 発明の特許は次の者に付与することができ、その他の者にはこれを付与することが

⁵²⁷ National Institute for Health Research > Industry > Industry tools, <http://www.nihr.ac.uk/> [最終アクセス日 2014 年 12 月 8 日]

⁵²⁸ 和訳は(一財)日本製薬医学会「JAPhMed リンク集」より。 <http://japhmed.jp/link.html> [最終アクセス日 2015 年 3 月 6 日]

⁵²⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁵³⁰ MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

⁵³¹ 和訳は、特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳による。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm [最終アクセス日 2015 年 2 月 8 日]

⁵³² 英国特許法を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

できない。

(a) 基本的には単独の又は共同の発明者

(b) 前号に優先して、制定法、法規則、外国法、条約により又は当該発明の創作前に発明者と締結した契約の執行可能な条件により当該発明についての権利の全部(衡平法上の権益以外のもの)を享受する権原を当該発明の創作時に連合王国において有した者

(c) 少なくとも、(a)若しくは(b)に定める者の権原承継人又は適格者として定められる者及び適格者として定められる他人の権原承継人

(3) 本法においてある発明についての「発明者」とは、当該発明の実際上の考案者をいい、「共同発明者」とは、この趣旨に従って解さなければならない。

(4) 特許出願をする者は、別段の認定がされる場合を除き、(2)に基づき特許を付与される権原を有する者と認め、当該出願を共同とする2以上の者もそのような権原を有する者と認める。

従業者発明

第 39 条 従業者発明に関する権利

(1) 法律の規定に如何なる定があるとしても、従業者のした発明は、従業者と使用者との間においては、本法及び他のすべての適用上、次の場合は使用者に属する。

(a) それが、従業者の通常の業務遂行の過程において若しくはその通常の業務外の業務であっても特に当該従業者の任務とされるものの遂行の過程においてされ、かつ、何れの場合も前記業務の遂行の結果としてある発明が成立すると合理的に期待されるような事情がある場合、又は

(b) それが、従業者の業務遂行の過程においてされ、また、その発明の当時の当該従業者の業務の性質及びその業務の性質から生じる特定の責任に照らし、当該従業者が使用者の企業の利益を推進する特別の義務を負っていた場合

(2) 従業者のした他の何れの発明も、従業者と使用者との間においては、前記の適用上、従業者に属するものとみなす。

[以下略]

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

英語：The Patents Act (英国特許法)

(注) 下線は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

英国では、公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属するため、NIHRには帰属しない。

ただし、NIHRの研究所に所属する研究員が創出した知的財産は、NIHRに帰属する。

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

英国では、公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属するため、NIHRには通常、実施権は無く、実施許諾する権利も無い。

ただし、NIHR が資金供与した研究プロジェクトの成果が事業化して収益が得られた場合、企業はその収益をNIHR と分け合わなければならない規定となっている。料率は、ケースバイケースである。⁵³³

また、NIHR は研究所を有しているため、研究所の職員が創出した知的財産は、NIHR に帰属し、NIHR はそれを企業に実施許諾等して事業化を図っている。

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

NIHR は、研究プログラムを企画する際には特許調査をおこなっている⁵³⁴。

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

特許調査については、NIHR は、申請者に対して申請前に行うことを期待しているが、必ずしも義務付けていない。また、資金供与の申請の採択審査は、上述した基準で行われるため、特許調査をしているかどうかは採否に影響しない。⁵³⁵

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

NIHR へのヒアリングによれば、研究資金供与契約において、バックグラウンド IP について、研究開発プロジェクトの進捗に影響が及ばないように、プロジェクトの途中で権利放棄しないように定めている⁵³⁶。

⁵³³ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵³⁴ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵³⁵ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金
供与機関による合意への関与

NIHR は、NIHR と研究契約を締結する前に、研究開発プロジェクト内で知的財産に関して合意することを求めている。大学には知的財産規程が整備されている場合がほとんどだが、国営保健サービス（NHS）（＝病院）やケア施設には整備されていないことが多いため、両者の合意には時間がかかることも多く、長い場合には9カ月ほどかかる場合もある。⁵³⁷

（vii） 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

NIHR は、資金供与する研究開発プロジェクトに対して、知的財産権の出願・維持費用など権利化に係る費用は支給していない⁵³⁸。

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

NIHR 内に弁護士はいるが、研究開発プロジェクトに対して助言はできない。大学や国営保健サービス（NHS）（＝病院）等の研究開発プロジェクト参加者は、必要に応じて自ら弁護士を雇い、知的財産に関する合意を取り決める必要がある。

ただし、研究開発プロジェクトの参加者の中に、産学協同の経験が浅い中小企業等が含まれており、知的財産に関するアドバイスが必要と判断される場合は、特許に関わったことのある研究者を中立の立場の参加者として加える等して、中小企業が不利な条件の契約にならないよう、適正な契約が締結されるように配慮している。

その他、NIHR では、研究能力（research capacity）を高めることを目的とした有料の研修の一環で、資金供与の応募書類の書き方や、研究成果の事業化の方法、ビジネスプランの立て方などと共に、知的財産の取り扱い方についても教育している。⁵³⁹

（viii） 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

欧州共通の法規により、政府が資金供与した研究から創出された研究データは、民間企業に対しては、無償で譲渡してはいけないこととなっている。ただし、企業が他に無く、

⁵³⁶ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵³⁷ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵³⁸ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

その研究データが企業の製品化にとって本質的に必要で、政府にとっても当該企業が保有することにメリットがある場合は、無償での譲渡も可能である。

NIHR は、NIHR が資金供与した研究プロジェクトの成果が事業化して収益が得られた場合、企業はその収益を NIHR と分け合わなければならない規定としているため、研究成果を基に事業化を希望する際は、誰と、どこで、いつ、どのように事業化するのか、NIHR に対して事前に報告することを義務付けている。

報告さえすれば、外国企業にライセンスすることも、外国で製造することも可能とのことである。⁵⁴⁰

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

① 報告義務を課している事項

NIHR は、資金供与した研究開発プロジェクトに対し、その成果の報告を義務付けている⁵⁴¹。また、MRC へのヒアリングによれば、報告には、「リサーチフィッシュ (Researchfish)」(5. (2) 医学研究会議 (Medical Research Council (MRC)) (vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目」を参照) が活用されている⁵⁴²。

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

NIHR は、資金供与した研究開発プロジェクトからの報告を受けて、研究プロジェクトの成果を検査 (inspect) 及び評価 (review) している⁵⁴³。

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

① 報告義務を課している事項／調査の実行有無

NIHR は、資金供与した全ての研究プロジェクトに対し、プロジェクト終了後 5 年間は、その後の状況を報告することを義務付けている。報告の頻度は、平均的には年 1 回である

⁵³⁹ 以上、NIHR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 20 日)

⁵⁴⁰ 以上、NIHR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 20 日)

⁵⁴¹ NIHR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 20 日)

⁵⁴² MRC ヒアリング結果 (2014 年 11 月 21 日)

⁵⁴³ NIHR ヒアリング結果 (2014 年 11 月 20 日)

が、プロジェクトによっては、さらに多い場合もある。きちんと報告していないと、次の採択審査の時にマイナスの評価となるため、きちんと報告は行われている。⁵⁴⁴

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

資金供与した研究プロジェクトからの報告以外に、NIHR 自体も、論文誌や学会・イベントでの発表を常時チェックし、資金供与した研究のその後の進展をモニタリングしている⁵⁴⁵。

（ xi ） 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属しているため、成果から創出された知的財産の活用について NIHR は、その知的財産が帰属する機関に任せている。NIHR として知的財産の活用については、アドバイス等を行わない。⁵⁴⁶

（ xii ） 外国法人の参加

英国内に研究所があれば、英国内法人と同等に扱われ、資金供与を受けることができる。英国内に研究所の無い外国の企業等の場合は、英国内法人の再委託先（sub contractor）や協力先（collaborator）の立場で研究開発プロジェクトに参加することは可能である。英国の法律により、外国の企業等に対して資金助成を行うことはできない。⁵⁴⁷

⁵⁴⁴ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵⁴⁵ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵⁴⁶ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

⁵⁴⁷ NIHR ヒアリング結果（2014年11月20日）

6. スイス

(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等

スイス政府は、公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に特化した法規は特に定めていないが、研究・イノベーションの促進においては、「研究・イノベーション促進法⁵⁴⁸ (Research and Innovation Promotion Act (RIPA))」及び、同法の中で国が資金供与する研究プログラム等の重要事項の執行規程を定めた法令「研究・イノベーション促進法令⁵⁴⁹ (Research and Innovation Promotion Ordinance (RIP0))」並びに「教育・研究・イノベーションの促進に関する連邦評議会による公文書⁵⁵⁰ (Federal Council Dispatch of 22 February 2012 on the Promotion of Education, Research and Innovation for 2013-2016)」に準拠している。⁵⁵¹

(2) スイス連邦技術革新委員会 (Kommission für Technologie und Innovation (KTI) (Commission for Technology and Innovation (CTI)))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

① 機関及び研究資金供与の特徴

スイス連邦技術革新委員会⁵⁵² (Kommission für Technologie und Innovation (KTI) (Commission for Technology and Innovation (CTI))) は、資金と専門的助言とネットワークを提供することにより、スイスにおいて科学を基盤としたイノベーションを促進する連邦政府機関である⁵⁵³。「研究開発プロジェクトへの資金供与」の他、ベンチャーへのコーチ・専門家派遣や出資、起業家への研修プログラムの提供を行う「ベンチャー・起業支援」、イノベーション・メンターによる公的資金への応募支援、分野別産学ネットワークの運営とイベント開催を行う「知識・技術移転支援 (Knowledge and Technology Transfer (KTT))

⁵⁴⁸ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁵⁴⁹ 548と同じ。

⁵⁵⁰ 548と同じ。

⁵⁵¹ Schweizerische Eidgenossenschaft (Swiss Confederation), Federal Department of Economic Affairs, Education and Research EAER, Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding Agreement R&D-project funding, Commission for Technology and Innovation (CTI), About us > Mandate > Legal basis, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015年1月20日]

⁵⁵² 和訳はETHドメイン日本語ウェブサイトによる。 <http://www.ethrat.ch/ja> [最終アクセス日 2015年3月6日]

⁵⁵³ Commission for Technology and Innovation (CTI), About us > Mandate, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015年1月20日]

Support)」の3種類の支援事業を手がけている。⁵⁵⁴

「研究開発プロジェクトへの資金供与」では、高等教育機関と企業との共同研究開発プロジェクトを促進することにより、スイス経済の利益になる革新的な製品・サービスを市場に出す支援をすることを役割としている⁵⁵⁵。したがって、大学や公的研究機関単体あるいは企業単体ではなく、産学共同研究に対してのみ資金を供与している。スイスには、主要な研究資金供与機関(ファンディングエージェンシー)として他にスイス国立科学財団⁵⁵⁶

(Swiss National Science Foundation (SNSF))があり、SNSFは大学や公的研究機関の基礎研究に対して資金を供与している。CTIの予算規模は、SNSFの6分の1程度である。⁵⁵⁷

CTIは、年間を通じて常時、研究資金の申請を受け付けている⁵⁵⁸。分野やテーマは提案者に任せており、CTIは分野の設定や公募はおこなっておらず、実際に提案のある分野に応じて審査体制を整えている。CTIへのヒアリングによれば、スイス政府は、基礎研究の推進は政府の役割だが、イノベーションは産業界の役割と位置づけており、ポリシーや戦略を有していない。この点は、スウェーデンやフィンランドと大きく異なる点だとのことである。⁵⁵⁹

② 組織体制

CTIは、極めてスリムな組織体制を特徴としている。会長と6人の副会長で構成される理事会(board)が意思決定を担い、研究資金供与の審査はスイス連邦政府が任命した72人の専門家がを行い、ベンチャーへの助言や研修は75人のコーチが行い、主に中小企業に対する公的資金への応募支援は13人のイノベーション・メンターが行うが、いずれも産業界を中心に、その他大学等に所属する人材がパートタイムでその役割を担っている。常勤の国家公務員は事務局の約25人だけである。⁵⁶⁰

研究資金供与先の選定会議は毎月開催しており⁵⁶¹、遅くとも6週間以内に採否を連絡している⁵⁶²。もう一つの研究資金供与機関(ファンディングエージェンシー)であるスイス国立科学財団⁵⁶³(Swiss National Science Foundation (SNSF))は年に2回公募を行い、

⁵⁵⁴ Commission for Technology and Innovation (CTI), About us > Funding areas, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015年1月20日]

⁵⁵⁵ Commission for Technology and Innovation (CTI), About us > Mandate, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015年1月20日]

⁵⁵⁶ 和訳はETHドメイン日本語ウェブサイトによる。 <http://www.ethrat.ch/ja> [最終アクセス日 2015年3月6日]

⁵⁵⁷ CTIヒアリング結果(2014年11月18日)

⁵⁵⁸ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015年1月20日]

⁵⁵⁹ CTIヒアリング結果(2014年11月18日)

⁵⁶⁰ Commission for Technology and Innovation (CTI), About us > Organisation, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015年1月20日]

⁵⁶¹ CTIヒアリング結果(2014年11月18日)

⁵⁶² 558と同じ。

⁵⁶³ 和訳はETHドメイン日本語ウェブサイトによる。 <http://www.ethrat.ch/ja> [最終アクセス日 2015年3月6日]

選考審査に数ヶ月もの時間をかけているのと対照的である。CTI は、研究資金供与の審査を、市場を理解しており、かつ多忙な産業界に所属する専門家が担っているため、短期間の審査を可能にしている。⁵⁶⁴

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

CTI は、連邦政府機関であるため、その資金供与に係る規程「CTI 資金供与規程⁵⁶⁵ (Funding Contribution Rules of the Commission for Technology and Innovation (CTI))」も政府により定められている⁵⁶⁶。

また、CTI が資金供与する研究開発プロジェクトにおける知的財産に係る規定は、「研究・イノベーション促進法令⁵⁶⁷ (Research and Innovation Promotion Ordinance (RIPO))」第 41 条 (Article 41) に定められている⁵⁶⁸。

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属

① 研究開発の成果 (知的財産) の帰属先

発明に関する権利は発明者に帰属し、スイス特許法により、特許を受ける権利は、発明者の権原の下に発明を所有する第三者に帰属する。政府から資金助成を受けた研究から生じた発明に関して特別に規定を定めたバイ・ドール法に相当する条文は見当たらないため、特許法の一般的な規定が適用される。⁵⁶⁹

図表 63 スイス特許法 (Patentgesetz) における特許を受ける権利に関する規定

<p>C. 特許を受ける権利</p> <p>I. 一般原則</p> <p>第 3 条</p> <p>(1) <u>発明者, 相続人又は前記以外の権原の下に当該発明を所有する第三者は, 特許を受ける権利を有する。</u></p> <p>(2) 数名の発明者が共同で発明をしたときは, その数名が共同で特許を受ける権利を有</p>
--

⁵⁶⁴ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁵⁶⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁵⁶⁶ Schweizerische Eidgenossenschaft (Swiss Confederation), Federal Department of Economic Affairs, Education and Research EAER, Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding Agreement R&D-project funding.

⁵⁶⁷ 565と同じ。

⁵⁶⁸ Commission for Technology and Innovation (CTI), About us > Mandate > Legal basis,

<https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁵⁶⁹ スイス特許法を三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が解釈して記載。

する。

(3) 数名の発明者が相互に独立に発明をしたときは、特許を受ける権利は最先に出願をした者又は最先の優先日を伴う出願をした者に属する。

(出典) 日本語：特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」掲載参考仮和訳

CTI が資金供与した研究開発プロジェクトで創出される知的財産の帰属については、規定は定めておらず、プロジェクト参加者間の合意に任せている。全て企業帰属にしても構わないし、その逆も構わない。CTI が推奨しており実際にも多い形態は、プロジェクトで創出される全ての知的財産を大学帰属としつつ、企業は無料で通常実施権を得られるようにする形態とのことである。大学帰属にさせることにより、研究開発の成果を、特定の企業の事業分野に限定せず他の事業分野にも実施許諾（ライセンス）して活用することが可能になるとしている。⁵⁷⁰

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

CTI には、研究開発の成果は帰属しない⁵⁷¹。

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

CTI から資金供与を受けたプロジェクトの成果は、CTI には帰属しないため、CTI に実施権は無く、実施許諾する権利も無い⁵⁷²。

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

CTI は、研究開発プログラムを企画せず、公募も行わない。資金供与する研究開発の内容は、提案者に任せている。⁵⁷³

⁵⁷⁰ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁵⁷¹ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁵⁷² CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁵⁷³ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

CTI は、研究資金供与の申請書において、提案するプロジェクトから生じる知的財産の所有 (ownership) と使用 (use) に関して全ての参加者が書面で合意しているかを記載させ、合意している場合は、その合意の簡単な内容を記載させている⁵⁷⁴。

申請書には、研究計画、資金計画、及びビジネスプランを記載して明確な目標とそこに至るまでのマイルストーンを設定することを義務付けており、CTI は、ビジネス面・技術面での質 (business and technical quality) や市場の潜在性 (market potential)、持続的発展 (sustainable development) にどう貢献できるかの観点で申請プロジェクトを審査している⁵⁷⁵。CTI へのヒアリングによれば、研究開発プロジェクトは、科学を基盤としている (science-based) 必要があり、科学的な質 (scientific quality) を問われる。同時に経済的な質 (economic quality) も高くなければならないが、これはスイス経済に対する効果を意味しており、例えばビジネスプランが外国での事業化であれば選定されない。⁵⁷⁶

ビジネスプランの実現を確実にするために、選考過程でバックグラウンド IP の権利化を推奨することはあるとのことである。また、研究開発・事業化の自由度を確保するために、プロジェクトの遂行に必要な知的財産権がプロジェクトメンバー以外に帰属していないか、帰属している場合は、実施許諾 (ライセンス) が得られるよう交渉済みか、得られない場合は別の方法で研究開発・事業化が達成できるかといったことは、選考過程でチェックしている。⁵⁷⁷

CTI はまた、研究開発プロジェクトの遂行により国際競争力を高めたい輸出志向の中小企業に対して、資金供与の申請前に、特許調査 (patent search) サービスを無料で提供している⁵⁷⁸ (詳細は「(vii) 知的財産に係る支援」を参照)。

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

CTI は、資金供与する研究開発プロジェクトに対して、公的研究から得られた最新の技

⁵⁷⁴ Schweizerische Eidgenossenschaft (Swiss Confederation), Federal Department of Economic Affairs, Education and Research EAER, Commission for Technology and Innovation (CTI), CTI funding application.

⁵⁷⁵ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁵⁷⁶ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁵⁷⁷ 576と同じ。

⁵⁷⁸ 575と同じ。

術や発見を実際に応用し、科学を基盤とした (science-based) イノベーションを実現することに注力することを期待している⁵⁷⁹。言い換えれば、研究開発の成果を事業化することを求めており、プロジェクト終了時には成果の実施計画⁵⁸⁰ (implementation plan) の提出を義務付けている⁵⁸¹。

論文発表実績は、報告させるものの、それほど重視していない⁵⁸²。

CTI は、CTI から資金供与を受けたプロジェクトの参加者が、プロジェクトで創出された成果／知的財産の通常実施権を相互に実施料無料 (ロイヤリティ・フリー) で実施許諾 (ライセンス) することを最低限のルールとしている⁵⁸³。

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

(a) 研究資金供与契約の契約主体

CTI との資金供与契約には、CTI と全てのプロジェクト参加者が署名し、中心参加者⁵⁸⁴ (main research partner) が CTI との連絡窓口を担う⁵⁸⁵。

(b) 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

CTI は、資金供与を決定してから 6 カ月以内に、かつ資金供与契約 (grant funding contract) の発効前に、「研究・イノベーション促進法令⁵⁸⁶ (Research and Innovation Promotion Ordinance (RIPO))」第 41 条 (Article 41) に基づき、本プロジェクトから生じる知的財産の帰属に関して全ての参加者が署名した合意書と、知的財産の実施権に関して全ての参加者が署名した合意書を、CTI に提出することを義務付けている⁵⁸⁷。

⁵⁷⁹ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁵⁸⁰ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁵⁸¹ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁵⁸² CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁵⁸³ 582と同じ。

⁵⁸⁴ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁵⁸⁵ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁵⁸⁶ (独)日本貿易振興機構 (JETRO) ウェブサイト「海外ビジネス情報>国・地域別情報>欧州>スイス>技術・工業および知的財産権供与に関わる制度」 http://www.jetro.go.jp/world/europe/ch/invest_08/ [最終アクセス日 2015 年 3 月 10 日]

⁵⁸⁷ Schweizerische Eidgenossenschaft (Swiss Confederation), Federal Department of Economic Affairs, Education and Research EAER, Commission for Technology and Innovation (CTI), CTI funding application.

合意書を CTI に提出させるため、CTI は、その内容を確認できるが、内容については、「(vi)①研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目」に記した最低限のルールを守れば、あとはプロジェクト参加者が自由に決めてよいこととしている。⁵⁸⁸

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

CTI は、今後 6 カ月以内に資金供与の申請を予定しており、資金供与を受けて研究開発プロジェクトを遂行することにより国際競争力を高めたい輸出志向の中小企業に対して、スイス連邦知的財産庁⁵⁸⁹ (Eidgenössischen Instituts für Geistiges Eigentum (IGE) (Federal Institute of Intellectual Property (IPI))) の専門家による 4 時間の指導付き特許調査サービスを提供している⁵⁹⁰。

支援対象の中小企業の要件は以下の通りである⁵⁹¹：

図表 64 CTI の無料特許調査サービスの対象となる中小企業の要件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○フルタイム換算で従業員数 250 人未満○輸出志向である（売上の一部または全部を製品・サービスの輸出で生み出している）、または輸出志向企業への商品配送により売上を生み出している○公的研究機関との産学共同研究開発プロジェクトへの資金供与を 6 カ月以内に CTI に申請する予定である○過去に特許調査の支援サービスを 1 回より多く受けたことがなく、1 回目が少なくとも 2 カ月前に完了している |
|---|

(出典) Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > Patent search

研究開発プロジェクト遂行中の知的財産権の出願費用や特許調査費用、弁護士・弁理士費用には、資金供与していないが、例外的に創業間もないベンチャー企業に対しては支援している⁵⁹²。

なお、CTI は、資金供与する研究開発プロジェクトの参加者が、（設備費、人件費等を含む）プロジェクトにかかる費用総額の最低 50%を自己負担（最低 10%の現金による負担）することを義務付けている⁵⁹³。

⁵⁸⁸ CTI ヒアリング結果（2014 年 11 月 18 日）

⁵⁸⁹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁵⁹⁰ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > Patent search, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁵⁹¹ 590と同じ。

⁵⁹² CTI ヒアリング結果（2014 年 11 月 18 日）

⁵⁹³ Schweizerische Eidgenossenschaft (Swiss Confederation), Federal Department of Economic Affairs, Education

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

CTI が資金供与する研究開発プロジェクトに対して、知的財産専門家を派遣する支援はおこなっていないが、CTI の別事業である「ベンチャー・起業支援」の一環で、ベンチャーに対してコーチ・専門家を無料で派遣しており、コーチの中には弁理士も含まれている⁵⁹⁴。

また、CTI は、支援がないと実装されないイノベーションプロジェクトを支援し、企業で活用されていないアイデアは公的研究機関と連携して市場化できるイノベーションに転換すべきとの考えのもと、公的資金への応募に向けた幅広い支援を、登録している 13 人の「イノベーション・メンター」により提供している。具体的には、公的資金への応募支援、適切な研究機関の紹介、企業のアイデアが産学官連携に適しているかのフィージビリティスタディ、スイスでは得られない研究能力を持つ外国研究機関の紹介をおこなっており、今後 6 カ月以内に資金供与の申請を予定している輸出志向の中小企業に対するスイス連邦知的財産庁（IGE）による特許調査サービスも、この一環で提供している。⁵⁹⁵

（ viii ） 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

① 研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

研究開発プロジェクト参加者以外への実施許諾や譲渡を制限する規定は見当たらない。

② 外国企業への実施許諾や譲渡に対する制限の有無

CTI が資金供与する研究開発プロジェクトは、申請時から明確な目標とそこに至るまでのマイルストーンを設定したビジネスプランの提出が義務付けられており⁵⁹⁶、スイス経済

and Research EAER, Commission for Technology and Innovation (CTI), CTI funding application.

⁵⁹⁴ CTI ヒアリング結果（2014 年 11 月 18 日）

⁵⁹⁵ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > Translating ideas into innovation: our wide-ranging portfolio for companies, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁵⁹⁶ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

にどれだけ付加価値を与えられるかで審査される⁵⁹⁷ため、外国で実施するようなプロジェクトはもとより選定されない。

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

① 報告義務を課している事項

CTI から資金供与を受けたプロジェクトは、設定したマイルストーンごとに達成状況の報告が義務付けられている⁵⁹⁸。

CTI は資金供与した研究開発プロジェクトに関連した特許出願や受賞を早めに CTI に報告することを義務付けている。⁵⁹⁹

CTI は、また、プロジェクト終了後 1 カ月以内に、会計報告と研究報告を提出することを義務付けている。研究完了報告では、例えば試作品や実証実験の形式で、プロジェクトにおける発見について報告することを要求しており⁶⁰⁰、以下の項目について報告を求める様式「CTI プロジェクト完了報告書⁶⁰¹ (CTI Project Completion)」が規定されている⁶⁰²。さらに、プロジェクト完了報告書には、以下の事項を説明した成果の実施計画⁶⁰³ (implementation plan) を添付することを要求している⁶⁰⁴。

図表 65 CTI プロジェクト完了報告書 (CTI Project Completion) の記載事項

- 総合的なプロジェクトの成功度 (1 非常に成功～6 失敗で自己評価)
- プロジェクトは適切に完了したか。しなかった場合、その理由。
- 計画したマイルストーンや波及の観点でプロジェクトの結果は期待に込んでいるか。達成できなかった目標がある場合は、理由を説明して下さい。
- プロジェクトの成果は十分に報告されたか。文書のタイトルと要約。
- プロジェクトの科学的／技術的成果は何か (発明及び特許出願のリスト)。
- プロジェクト成果の発表リスト
- 環境持続性⁶⁰⁵ (ecological sustainability) の観点でプロジェクトのインパクトをど

⁵⁹⁷ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁵⁹⁸ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁵⁹⁹ Schweizerische Eidgenossenschaft (Swiss Confederation), Federal Department of Economic Affairs, Education and Research EAER, Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding Agreement R&D-project funding.

⁶⁰⁰ 598と同じ。

⁶⁰¹ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁶⁰² Commission for Technology and Innovation (CTI), CTI Project Completion.

⁶⁰³ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁶⁰⁴ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁶⁰⁵ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

- う評価するか (1 強い、2 普通、3 無し)
- 実施計画 (implementation plan) の添付
- プロジェクト内容及び結果の要約 (最長 4 頁以内。CTI のウェブサイトや年報に掲載する可能性がある)
- 次回のために産学連携に対して考えられる改善点

(出典) Commission for Technology and Innovation (CTI), CTI Project Completion

図表 66 CTI プロジェクト成果の実施計画 (implementation plan) に含めるべき事項

- プロジェクトのマイルストーンを達成したか
- プロジェクトの進捗及び結果に並行して、また関連して実施は計画されたか
- プロジェクトの成果は今後どのように実施されるか (製品/サービス、市場、ビジネスモデル、バリューチェーン)
- 実施に至るまでの主要なマイルストーンは何だったか、どのような決断が行われたか
- これまでに得られた経済的効果に関して提供可能な定量的情報 (売上、利益、市場での位置づけ)
- プロジェクトの成功を評価するための監査 (audit) を受けることが可能な日 (CTI が監査が必要と決定した場合には連絡がある)

(出典) Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects

上記に加えて CTI は、プロジェクトが終了した後に、「研究・イノベーション促進法令⁶⁰⁶ (Research and Innovation Promotion Ordinance (RIPO))」第 41 条 (Article 41) に基づき、研究の成果/知的財産が各企業や機関においてどのように使用されるか、全てのプロジェクト参加者が合意して署名した宣言書⁶⁰⁷ (declaration) の提出を義務付けている。宣言書には、売上や追加雇用、経済的便益の側面にプロジェクトがどのくらい寄与すると期待されているか詳細に記載することを要求している。⁶⁰⁸

② 成果 (知財) の権利化/活用 (事業化) 状況の評価の実行有無と内容

資金を供与したプロジェクトからマイルストーンの達成状況の報告を受けて、CTI は、一つのプロジェクトにつき 2 人の専門家を任命し、現地訪問もしくは参加者を招聘させて評価 (レビュー) を行い、今後の進め方について助言を提供している。この時、プロジェクトで創出された成果 (知的財産) をきちんと権利化しているかもチェックする。⁶⁰⁹

評価としては、終了時よりも上述した中間評価を重視しており、進捗状況によっては途中で終了させている。途中終了となるプロジェクトは多くはないが、全体の 5% くらい

⁶⁰⁶ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁶⁰⁷ 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

⁶⁰⁸ Schweizerische Eidgenossenschaft (Swiss Confederation), Federal Department of Economic Affairs, Education and Research EAER, Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding Agreement R&D-project funding.

⁶⁰⁹ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

に相当する。⁶¹⁰

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

① 報告義務を課している事項／調査の実行有無

CTI は、資金供与した研究開発プロジェクトの終了時以降は、報告義務を課していない⁶¹¹。

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

CTI は、資金供与した研究開発プロジェクトの終了時以降は、事業化状況や売上高の調査はしていない。したがって、プロジェクトの完了報告以降に事業化が実現したとしても把握していない。⁶¹²

(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

CTI は、資金供与した研究開発プロジェクトの成果の事業化を支援することはしていない。企業は、プロジェクト費用の 50%以上を負担しているのだから、自ら事業化するだろうと考えている。⁶¹³

(xii) 外国法人の参加

CTI は、研究資金を供与する対象を、スイスに「本拠地を置く (has its headquarters in)」企業または非営利機関に限定している⁶¹⁴。企業が連携相手の研究機関に求める研究能力が、スイス国内では得られない場合に外国の研究機関を紹介する支援サービスを提供している⁶¹⁵ため、外国の研究機関とプロジェクトチームを組成することは許されているが、外国の研究機関に対して研究資金は供与していない。

⁶¹⁰ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁶¹¹ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁶¹² CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁶¹³ CTI ヒアリング結果 (2014 年 11 月 18 日)

⁶¹⁴ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > R&D Projects, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

⁶¹⁵ Commission for Technology and Innovation (CTI), Funding opportunities > For companies > Translating ideas into innovation: our wide-ranging portfolio for companies, <https://www.kti.admin.ch/kti/en/home.html> [最終アクセス日 2015 年 1 月 20 日]

CTI へのヒアリングによれば、スイスに法人があれば、株主が外国企業であっても資金も受領できるとのことである。ただし、研究開発及びその成果の実施、事業化をスイス国内で実行することを義務付けているため、事務所がスイス国内に所在している程度では、実際には参加できない。⁶¹⁶

⁶¹⁶ CTI ヒアリング結果（2014年11月18日）

7. シンガポール

(1) 公的資金供与を受けた研究開発から生じた成果／知的財産に関する法律／指針等

シンガポールにおいて、法律ならびに下位法である規則において、公的研究資金供与を受けた研究開発から生じた知的財産に関する規定、すなわち、米国バイ・ドール条項に類する規定は存在しない⁶¹⁷。

しかし、首相を議長とし、関係閣僚や有識者から成る研究・改革・企業評議会 (Research, Innovation and Enterprise Council (RIEC)) は、2008年3月に「革新と企業に関する国家枠組み」を承認・発表し、そのなかで、技術移転を促進するために、公的研究資金供与を受けて行われた研究開発による知的財産に関する国家的な枠組みを開発すべき旨を明記した⁶¹⁸。

図表 67 「革新と企業に関する国家枠組み」における公的研究資金に関する記述

<p>アカデミック・アントレプレナーシップを通じた変革と起業の育成 Growing Innovation and Enterprise through Academic Entrepreneurship</p> <p>4. シンガポールにおけるアカデミック・アントレプレナーシップを通じた変革と企業の成長のために、研究・改革・企業評議会は、350 百万シンガポールドルの 5 ヶ年 (2008-2012 年) 予算を承認し、「革新と企業に関する国家枠組み」の下に設けられた活動を支援する。それらは以下のとおりである。</p> <p>4. To Grow innovation and enterprise through academic entrepreneurship in Singapore, the RIEC approved a five-year (2008-2012) budget of S\$350 million to support initiatives set out under the NFIE. These are described as follows:</p> <p>[a. - e. 略]</p> <p>f. 技術移転プロセスを支援するために、公的研究資金供与を受けて行われる研究開発のための知的財産 (IP) 規範の国家的な枠組みを開発する。</p> <p>f. A national framework of intellectual property (IP) principles for</p>

⁶¹⁷ 科学技術研究庁技術開発社 (ETPL) ヒアリング結果 (2014年1月16日) および国家医療改革センター (NHIC) ヒアリング結果 (2014年1月16日)。また、シンガポール知的財産庁のワンストップサービスセンターにおける照会結果も同様であった (2014年1月16日)。

⁶¹⁸ 研究・改革・企業評議会 (Research, Innovation and Enterprise Council (RIEC)) 2008年3月28日「改革と企業のための国家枠組み (National Framework for Innovation and Enterprise)」に関するプレスリリース、
[http://www.nyp.edu.sg/nyp/slot/u100/about%20nyp/Media%20Advisories%202009/RIEC%20Press%20Release%20\(FINAL\).pdf](http://www.nyp.edu.sg/nyp/slot/u100/about%20nyp/Media%20Advisories%202009/RIEC%20Press%20Release%20(FINAL).pdf) [最終アクセス日 2015年3月1日]

publicly-funded R&D will be developed to support the process of technology transfer.

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳。

英語：Research, Innovation and Enterprise Council (RIEC), Research, Innovation and Enterprise Council Launches a Comprehensive National Framework to Grow Innovation and Enterprise, Press Release, 28 March 2008.

RIEC等の公表資料からは、同枠組みに続く動きは何ら把握できないものの、水面下では議論が進んでいる。同国家枠組みを受け、知的財産に関する専門家レベルによる議論は2012年頃から開始され、2014年に内容に関する合意を見た。結果はまだ公表されてはいないものの、関係者の間では認識が共有されており、「単独で開発された知的財産は単独所有、共同で開発された知的財産は共同所有 (sorely developed sorely owned, jointly developed jointly owned)」といった方針や、「商業化に際しての知的財産の扱いは主要当事者が主導する」といった点も確認された⁶¹⁹。

⁶¹⁹ NHICヒアリング結果 (2014年1月16日)。

(2) 科学技術研究庁 (Agency for Science, Technology and Research (A*STAR)⁶²⁰)
技術開発社 (Exploit Technologies Pte Ltd (ETPL))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

① 機関の機能と特徴

A*STAR はシンガポールの研究開発政策の中心的機関であり、2002 年、国家科学技術庁が名称変更・組織改正されて設立された⁶²¹。A*STAR は、政策・管理部門に加え、5 つの部門を有する。すなわち、研究開発政策を担当する 3 つの研究評議会 (生物医学研究評議会 (Biomedical Research Council)、科学・工学研究評議会 (Science & Engineering Research Council)、および両者の懸け橋となる合同委員会 (Joint Council))、研究者の育成を担当する A*STAR Graduate Academy ならびに ETPL がある⁶²²。

ETPL は、A*STAR の技術移転機関であり、A*STAR 傘下の研究所の研究開発成果である知的財産を統合的に管理し、商業化することを目的としている⁶²³。研究機関が産み出した知的財産のうち、特許、商標および登録された著作権は ETPL が管理し、他の知的財産であるデータベースや臨床結果等は、それぞれ開発した研究機関が管理する。

② 研究資金供与の特徴

A*STAR が行う研究資金供与は、その対象から、公的機関 (大学、病院または研究所等) に対するものと、A*STAR 傘下の研究所に所属する研究者に対するものに大別される⁶²⁴。私立機関や企業が共同研究者や協力者になる事案も含め、私立機関や企業に対する資金供与は行わない。また、A*STAR が単独で資金供与を行う場合と、シンガポール国内の他機関 (例えば国家医療協議会 (NMRC)) または海外機関 (インド、中国、ニュージーランド、韓国)

⁶²⁰ 職員名刺和訳では、「シンガポール通商産業省 科学技術研究局」とされているが、ここでは一般的な和訳である「科学技術研究庁」を用いる。

⁶²¹ A*STAR の設立根拠法は「科学技術研究局法 (Agency for Science, Technology and Research Act)」である。
<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3A35d89fa5-afb9-407e-9681-1c2ed90b0e8a;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Fao1%2Fbrowse%2FtitleResults.w3p%3Bletter%3DA%3Btype%3DactsAll#pr6-he> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶²² A*STAR 組織図ならびに ETPL ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。A*STAR 組織図 (Organization Structure), <http://www.a-star.edu.sg/About-A-STAR/Corporate-Profile/Organisation-Structure.aspx> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶²³ ETPL ウェブページおよび ETPL ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。ETPL ウェブページ, <https://www.etpl.sg/> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶²⁴ A*STAR ウェブページ、Grants & Sponsorships, <http://www.a-star.edu.sg/Research/Funding-Opportunities/Grants-Sponsorship.aspx> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

と共同で資金供与を行う場合がある⁶²⁵。さらに、海外機関との協力協定に基づき、海外機関からの資金供与を A*STAR が実施する場合もある（例えば欧州分子生物学機構（EMBO）による資金⁶²⁶）。

③ 知的財産の管理支援体制

前述のとおり、A*STAR の一部門である ETPL は、技術移転機関として A*STAR の知的財産の管理とその商業化の支援を担っている。具体的には、A*STAR 傘下の 21 研究所、約 2,000 名の研究者による研究開発成果である知的財産（特許、商標および登録された著作権）をライセンサーとして統合的に管理のうえ実施許諾を行うこと⁶²⁷、商業化を狙った A*STAR 傘下の研究機関と産業界との共同研究プロジェクト実施のマッチングを行うこと⁶²⁸、知的財産を活用したベンチャー企業のスタートアップを支援することなどを行っている。具体的な成果として、現在、約 3,500 件の特許等を管理しており、2002 年の設立からこれまでに、約 400 件の技術の実施許諾を行い、約 40 件の企業立ち上げに貢献したとしている⁶²⁹。

ETPL には約 80 名の職員がおり⁶³⁰、知的財産管理、投資・スピンオフ管理、企業サービスなど 6 部署から成る⁶³¹。

（ ii ） 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

A*STAR の知的財産の管理指針は、ウェブサイト⁶³²に公開している指針を基本としている。すなわち、i) A*STAR 傘下の研究機関の活動の自由を守り、ii) 公共の利益のために産業への技術移転を促進する、との点である。これ以外に、内規も含めて知財関連の指針はない⁶³³。

⁶²⁵ A*STAR ウェブページ、Bilateral Joint Grant Calls (International), <http://www.a-star.edu.sg/Research/Funding-Opportunities/Grants-Sponsorship/Bilateral-Joint-Research-Grant-Calls-International.aspx> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶²⁶ A*STAR ウェブページ、EMBO-Singapore cooperation agreement, <http://www.a-star.edu.sg/Research/Funding-Opportunities/Grants-Sponsorship/EMBO-Singapore-Cooperation-Agreement.aspx> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶²⁷ ETPL/A*STAR ウェブページ、Reserach Institute, <https://www.etpl.sg/innovation-partners/research-institutes> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶²⁸ ETPL/A*STAR ウェブページ、Project for Collaboration, <https://www.etpl.sg/innovation-offerings/projects-for-collaboration> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶²⁹ ETPL/A*STAR ウェブページ、From the CE Office, <https://www.etpl.sg/introduction/from-the-ce-office> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶³⁰ ETPL ヒアリング結果（2014 年 1 月 16 日）より。

⁶³¹ ETPL/A*STAR ウェブページ、Organization Chart, <https://www.etpl.sg/introduction/organization-chart> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶³² A*STAR ウェブページ、IP & Licensing, <http://www.a-star.edu.sg/Industry/IP-Licensing.aspx> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶³³ ETPL ヒアリング結果（2014 年 1 月 16 日）より。

図表 68 A*STAR の知的財産の管理指針

<p>IP 及びライセンスング IP & Licensing</p> <p>A*STAR の知的財産 (IP) の所有及び使用に関する指針は、共同プロジェクトにおけるまたは由来する IP も含め、一義的に次のニーズに基づくものである。</p> <p>A*STAR's policies on the ownership and use of intellectual property (IP), including IP used in or derived from collaborative projects, are based primarily on the need to:</p> <p>➤A*STAR 傘下の研究機関の活動の自由を守り safeguard our Research Institutes' (RIs) freedom to operate</p> <p>➤公共の利益のために産業への技術移転を促進する。 facilitate technology transfer to industry for public benefit.</p>
--

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳。
英語：A*STAR IP & Licensing

知的財産の管理方法は、研究プロジェクト毎の「契約条件 (terms and conditions)」の一部で個別に取り決められている。共同研究の場合には、主導する参加者 (leading party) の意向が強く反映されることとなる。なお、標準契約条件は設けられておらず、また、個別の契約条件は対外的に公開していないが、契約条件の作成にあたっては A*STAR 内部で過去の事例を参考にす。知的財産に関連する取り決めを含め、その内容は、実務の積み上げや関係者の認識の共有から、一定の相場観があるなかで関係者によって合意される場合が多い。但し、研究の内容や研究者の力関係によっては過去の取り決めを踏襲しない内容となる場合もある⁶³⁴。

前述のとおり、A*STAR からの研究資金は大学等の公的研究機関に対して供与されるが、民間企業等の私的機関に対しては供与されない。したがって、企業が共同研究に加わる場合には、資金または物資 (in-kind) のいずれの場合でも企業の自己負担となる。企業が研究プロジェクトに参加する場合には、「研究協力合意 (Research Collaboration Agreement (RCA))」を締結する。標準 RCA は設けられおらず、また、個別の RCA は公開されていない。この合意において知的財産の扱いの大枠を取り決めるが、これも前例を参考としつつケースバイケースで内容を決定する⁶³⁵。

⁶³⁴ ETPL ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。

⁶³⁵ ETPL ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果（知的財産）の帰属

① 研究開発の成果（知的財産）の帰属先

プロジェクトの成果である知的財産の帰属先は、「単独で開発された場合には単独所有、共同で開発された場合には共同所有（sorely developed sorely owned, jointly developed jointly owned）」という原則に従って決定する。公的資金供与を受けた外部研究機関が単独で開発した場合、当該研究機関が単独の帰属先となる。A*STAR を含む複数の機関が共同で開発した場合、A*STAR を含む複数の機関が共同で帰属先となる⁶³⁶。帰属の割合またはその決定方法は、契約条件または RCA において規定される。

② 研究資金供与機関への研究開発の成果（知的財産）の帰属

上述のとおり、資金供与を行ったことを以てその帰属先が A*STAR とはならない。A*STAR 傘下の研究機関が開発に参加した場合には、研究開発への貢献に応じた割合の帰属を A*STAR 機関が得ることとなる。

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

A*STAR が研究資金を供与した研究開発から生じた知的財産の実施／実施許諾は、開発主体となった公的研究機関（公立大学、公立病院または研究所）が行う。

A*STAR 傘下の研究所と外部の公的機関または企業が共同研究を行った場合には、契約条件または RCA によって、交渉を経て合意された内容に従う。但し、A*STAR 機関と企業による共同研究で貢献度が 50% ずつである場合、知的財産の帰属も 50% ずつとなり、企業が当該特許等を使用して商業化に至った場合には、「7% のロイヤリティを A*STAR に対して支払う」という条件が設定されている例が多くみられる⁶³⁷。但し、中小企業に対する優遇プログラムである Headstart では、A*STAR は中小企業に対してロイヤリティの支払いを課さず、中小企業は排他的実施権を 18 ヶ月行使できることとなっている⁶³⁸。

なお、前述のとおり、A*STAR 傘下の研究機関による研究開発の成果は ETPL が管理し、その実施許諾は ETPL が行う。

⁶³⁶ ETPL ヒアリング結果（2014 年 1 月 16 日）より。

⁶³⁷ ETPL ヒアリング結果（2014 年 1 月 16 日）より。

⁶³⁸ プレスリリース

<http://www.a-star.edu.sg/Media/News/Press-Releases/ID/2572/ASTAR-gives-Local-SMES-a-Headstart-in-Technology-Licensing.aspx> [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

外部研究機関に対する資金供与の場合、プログラム企画時の特許調査は実施していない。他方、A*STAR 傘下の研究機関による研究プログラムの実施時には特許等も含む「技術スキャンニング (technology scanning)」を実施している。公に入手可能な情報を活用して行い、このコストはプロジェクト予算に含まれる⁶³⁹。

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

外部研究機関に対する資金供与の場合、知財権の出願や実施許諾受領の推奨などは行っておらず、応募者側である外部研究機関の判断に委ねている⁶⁴⁰。

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

参加者が契約発効以前から所有していた知的財産 (バックグラウンド IP) の使用、研究開発の成果である知的財産 (フォアグラウンド IP) の帰属、実施ならびに実施許諾に関する諸条件等が契約に含まれる。その内容は、「単独で開発された場合には単独所有、共同で開発された場合には共同所有 (sorely developed sorely owned, jointly developed jointly owned)」の原則に則ったものとなる⁶⁴¹。

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

契約条件に知的財産に係る合意も含まれることから、契約開始に当たっては一定の合意が必要となるものの、外部機関同士のコンソーシアムの場合にはメンバー間での合意内容

⁶³⁹ ETPL ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。

⁶⁴⁰ ETPL ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。

⁶⁴¹ ETPL ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。

に関しては参加者に委ねており、A*STAR は関与しない⁶⁴²。

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

権利化関連の費用は基本的に助成の対象とならない。また、例えば、A*STAR と公立研究機関（公立大学等）との共同研究の場合、特許の帰属が 50% ずつであれば、特許権利化関連費用も 50% ずつの折半となる。

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

知的財産権の専門家を研究資金供与先に派遣することは行っていない。公立大学等はそれぞれ知的財産支援・商業化支援のスタッフがいるため、基本的にはそうしたスタッフによるチームが各大学等の取り組みを支えている。公立大学の数がさほど多くないシンガポールにおいては、ETPL のスタッフと公立大学等のスタッフは情報交換等を頻繁に行っている⁶⁴³。

(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

個別の契約条件または RCA に委ねられているが、多くの場合、外国企業に対する場合も含めて、実施許諾、譲渡に関する制限はない⁶⁴⁴。

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

① 報告義務を課している事項

報告義務については、プロジェクト全体の報告のなかに知的財産に関する内容も含めており、報告時期や具体的項目はケースバイケースで契約条件に規定される。成果の権利化については報告内容に含まれる⁶⁴⁵。

⁶⁴² ETPL ヒアリング結果（2014 年 1 月 16 日）より。

⁶⁴³ ETPL ヒアリング結果（2014 年 1 月 16 日）より。

⁶⁴⁴ ETPL ヒアリング結果（2014 年 1 月 16 日）より。

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

プロジェクト毎の報告に加え、知的財産について公的機関（公立大学等）と協力のうえ調査している。調査内容は、知的財産権の登録件数、内容、ランセンス数、ライセンス収入（金額）、国際標準に使われた数である。知的財産が商業化された場合の売り上げや収入については調査対象とはなっていない⁶⁴⁶。

（ x ） 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

研究開発プロジェクト参加者には終了時の報告以降は報告を求めない。前述の、公立研究機関との協力に基づく調査によって把握する。

（ xi ） 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

シンガポールにおいてはバイ・ドール法にあたる規定もしくは「介入権」にあたる規定は存在しない。

（ xii ） 外国法人の参加

A*STARの研究資金供与の対象はシンガポールの公立研究機関に限定されており、外国企業またはシンガポールの私企業は対象とならないが、いずれも協力者（Collaborator）としてプロジェクトに参加することは可能である。その場合、資金または資材等は自社負担となる⁶⁴⁷。成果として知的財産が発生した場合、「共同で開発された場合には共同所有（jointly developed jointly owned）」の原則に則って帰属が決められるが、これも個別の契約条件またはRCAに委ねられる⁶⁴⁸。

⁶⁴⁵ ETPL ヒアリング結果（2014年1月16日）より。

⁶⁴⁶ ETPL ヒアリング結果（2014年1月16日）より。

⁶⁴⁷ 一例として、バイオ分野の研究資金供与召喚文書（Biomedical Engineering Programme (BEP) 2014 Grant Call）
<http://www.a-star.edu.sg/Research/Funding-Opportunities/Grant-Calls/Biomedical-Engineering-Programme-BEP-2014-Grant-Call.aspx> [最終アクセス日 2015年2月1日]

⁶⁴⁸ ETPL ヒアリング結果（2014年1月16日）より。

(3) 国家医療改革センター (National Health Innovation Centre (NHIC))

(i) 機関及び研究資金供与の特徴、知的財産の管理・支援体制

NHIC は国家医療協議会 (National Medical Research Council (NMRC)) が 2013 年 6 月に立ち上げたプログラム・オフィスである。NHIC が担う取り組み(「イニシアティブ」と呼ばれる)は、公的な医療機関(公立病院)による成果の商業化を支援することである。臨床試験で大きな成果が得られたとしても、その技術の特許化したうえでさらに商業化するまでには大きな隔たり (gap) があるため、これを補うことを目指す⁶⁴⁹。

NHIC の主要な活動は、「資金供与 (funding)」、「メンタリング (mentoring)」、および「契約組成の支援 (support for deal formation)」の 3 分野である。

資金供与については、「商業化に向けたイノベーション (Innovation to Commercialization (I2C))⁶⁵⁰」というプログラムに応募する公的医療機関(公立病院)の医師、研究者、技術者等に対して助成金を付与するものである。評価を行い、商業化の芽があるプロジェクトを助成の対象としている。評価基準はあるが、公開はしていない。

メンタリングは IP を育て活用するために、プロジェクトマネジャーを指名・派遣し、NHIC 以外の助成元を探したり、商業化に際して必要な知識を提供したりする。医師、エンジニア、科学者などが把握していない市場化、商業化において必要な情報を伝えることを主眼とする。

契約組成の支援は、実施許諾の交渉、病院と企業とのコラボレーション、医師や科学者のスピンオフによるベンチャー設立、ベンチャーキャピタルへのアプローチの支援などを行うものである。

これらの 3 分野の活動は、相互に排他的ではなく重複して行われる場合も多い⁶⁵¹。

(ii) 研究資金供与における知的財産に係る機関独自の規定

NHIC は知的財産に関する独自の規定を有していない。NHIC は NMRC のプログラム・オフィスであること、NMRC が上流の基礎的な研究を支援し、その商業化を NHIC が支援するという密接な関係にあることから、NHIC の IP を巡る基本的な指針も NMRC と整合的である

⁶⁴⁹ NHIC ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。

⁶⁵⁰ 開発された技術を商業化につなげる実験・臨床試験のための資金供与 (I2D および I2I)、知的財産権戦略構築と特許手続きの費用のための資金供与 (I2P) から成る。NHIC 提案依頼書 (Innovation to Commercialisation (I2C) Grant Request For Proposals (RFP),

[https://www.research.nhg.com.sg/wps/wcm/connect/69e53f80453042f59963dfb8d0ecf756/NHIC+RFP+For+I2C+Grant+\(August+2014\).pdf?MOD=AJPERES](https://www.research.nhg.com.sg/wps/wcm/connect/69e53f80453042f59963dfb8d0ecf756/NHIC+RFP+For+I2C+Grant+(August+2014).pdf?MOD=AJPERES) [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶⁵¹ NHIC ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。

必要がある。そのため、NHIC は知的財産の指針として、「NMRC 知的財産権に関する資金援助指針文書 (NMRC Grant Policy Document on Intellectual Property Rights)」⁶⁵² を援用している⁶⁵³。

図表 69 「NMRC 知的財産権に関する資金援助指針文書」における
フォアグラウンド IP に関する規定

IP 及びライセンスング
4. Ownership & Exploitation of Foreground IP
4.1 いかなる方法であっても研究から生じたフォアグラウンド IP は、一義的に、受入機関の財産とならねばならない。これは、受入機関が研究者または調査員との間に締結した、フォアグラウンド IP の所有または実施に関するいかなる合意をも損なうものではない。
4.1 All Foreground IP howsoever arising from the Research shall, at the first instance, be the property of the Host Institution. This is without prejudice to any agreement that the Host Institution may enter into with the Investigators or other Research Personnel on ownership and exploitation of Foreground IP.
[4.2 以下 略]

(出典) 日本語：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による和訳。
英語 NMRC Grant Policy Document on Intellectual Property Rights

(iii) 公的資金供与を受けた研究開発の成果 (知的財産) の帰属

① 研究開発の成果 (知的財産) の帰属先

援用する NMRC 知的財産権に関する資金援助指針文書の 4.1 条に規定されているとおり、「…全てのフォアグラウンド IP は一義的に被支援機関に属する」方針である。

② 研究資金供与機関への研究開発の成果 (知的財産) の帰属

上述のとおり、研究資金供与機関である NMRC、実施支援のための資金供与機関である NHIC には知的財産権は帰属せず、支援対象の公立病院等に帰属する。

⁶⁵² NMRC 知的財産権に関する資金援助指針文書 (NMRC Grant Policy Document on Intellectual Property Right) , http://www.nmrc.gov.sg/content/dam/nmrc_internet/documents/policiesAndGuidelines/Policy%20Document%20on%20Intellectual%20Property%20Rights.pdf [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶⁵³ NHIC ヒアリング結果 (2014 年 1 月 16 日) より。

(iv) 研究資金供与機関による研究開発の成果（知的財産）の実施／実施許諾

資金供与を受けた研究開発から生じた知的財産の実施／実施許諾は、開発主体となった公的研究機関（公立病院等）が行う。

(v) 研究開発プログラム企画時及び研究開発プロジェクト選考時の知的財産への考慮

① 研究開発プログラム企画時の特許調査の実行有無

設立間もないプログラム・オフィスである NHIC は、新規のプログラム企画は想定していない。また、既存プログラムに関しては、その特性から、特許調査は行っていない。

② 研究開発プロジェクト選考時の知財権出願／研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨

選考時に保有特許の詳細説明を求めているが、知的財産権の出願や研究遂行に必要な知財権の実施許諾受領の推奨はしていない。

(vi) 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

① 研究資金供与の契約に含まれる知的財産に関する項目

援用する NMRC 知的財産権に関する資金援助指針文書に準じる。

② 研究開発プロジェクトのメンバー間での知的財産に関する合意必須時期、研究資金供与機関による合意への関与

一つプロジェクトあたりの予算規模が限定的であるため、複数メンバーが対象となることを想定していない⁶⁵⁴。

⁶⁵⁴ NHIC ヒアリング結果（2014年1月16日）より。

(vii) 知的財産に係る支援

① 権利化関連費用（出願・維持費用、弁護士・弁理士費用）の助成

NHIC が実施する資金供与プログラム「商業化に向けたイノベーション（Innovation to Commercialization (I2C)）」のなかには3つのカテゴリーがあるが、その1つである「保護のための変革（Innovation to Protect (I2P)）」によって供与される資金は、人件費を含み、知的財産保護のための手続きのいかなる費用にも当てることができる⁶⁵⁵。

② 知的財産専門家（弁護士、弁理士等）の派遣

既述のとおり NHIC が実施する主要活動には、資金供与以外にメンタリングおよび契約組成の支援がある。いずれも、知的財産または技術移転の専門家の派遣または相談を伴うものである。ここでの専門家は、NHIC 職員、外部人材いずれの場合もある⁶⁵⁶。

(viii) 知的財産の実施許諾（ライセンス）や譲渡に対する制限

実施許諾、譲渡に関する制限はない。

(ix) 研究開発プロジェクト終了時の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況／計画の把握状況

① 報告義務を課している事項

報告義務については、プロジェクト全体に関し、四半期報告、半年報告および終了時報告を課している。知的財産の扱いについても含まれる。

② 成果（知財）の権利化／活用（事業化）状況の評価の実行有無と内容

権利化に成功した件数は前述のプロジェクト期間中の報告によって把握する。

⁶⁵⁵ NHIC ヒアリング結果（2014年1月16日）より。

⁶⁵⁶ NHIC ヒアリング結果（2014年1月16日）より。

(x) 研究開発プロジェクト終了後一定期間後の成果（知的財産）の権利化／活用（事業化）の状況の把握状況

参加者に対してプロジェクト終了後の報告は求めている。

(xi) 研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の活用（事業化）促進

NMRC のプログラム・オフィスである NHIC の設立趣旨は、NMRC による研究開発プロジェクトの成果（知的財産）の技術移転と事業化の促進である。

シンガポールにおいてはバイ・ドール法にあたる規定もしくは「介入権」にあたる規定は存在しない。

NHIC が援用する NMRC 知的財産権に関する資金援助指針文書の 4.5 条に、バイ・ドール法で規定されている「介入権」と一部類似する規律がある。すなわち、非支援機関は「NMRC の求めに応じ、NMRC または NMRC が指定する機関に対し（中略）、国家の公共の健康目的、公共の非商業的目的、または国家の緊急事態または突出した緊急の状況に限って、取消不能、非排他的、ロイヤルティを課さない、かつ、全世界で有効なライセンスを付与しなければならない⁶⁵⁷」と規定している。

NHIC は設立間もないことから、同条項を援用し執行した経緯はない。

(xii) 外国法人の参加

NHIC の資金供与プログラムの一義的な対象は、国内の公立病院、公立医療機関、国家研究機関、研究医療機関に限定⁶⁵⁸されており、国内企業、外国機関等は含まれていない。国内外の企業、外国機関は資金受領の対象とならない。ただし、対象となる機関が商業化の過程で協力する対象に関する制約はない。⁶⁵⁹

⁶⁵⁷ NMRC 知的財産権に関する資金援助指針文書

⁶⁵⁸ NHIC 提案依頼書 (Innovation to Commercialisation (I2C) Grant Request For Proposals (RFP)) , [https://www.research.nhg.com.sg/wps/wcm/connect/69e53f80453042f59963dfb8d0ecf756/NHIC+RFP+For+I2C+Grant+\(August+2014\).pdf?MOD=AJPERES](https://www.research.nhg.com.sg/wps/wcm/connect/69e53f80453042f59963dfb8d0ecf756/NHIC+RFP+For+I2C+Grant+(August+2014).pdf?MOD=AJPERES) [最終アクセス日 2015 年 2 月 1 日]

⁶⁵⁹ NHIC 提案依頼書

8. 参考⁶⁶⁰：ドイツの研究機関 フラウンホーファー研究機構

(1) フラウンホーファー研究機構(Fraunhofer-Gesellschaft (FhG))

① 研究助成の特徴

フラウンホーファー研究機構⁶⁶¹ (Fraunhofer-Gesellschaft (FhG))は、1949年に設立された、実用化のための研究を担う研究機関で、欧州最大の応用研究所である⁶⁶²。

予算の概ね2/3が、企業からの委託研究及び、EUやドイツ連邦政府・州政府による公的研究助成プログラムからの助成金でまかなっている点が特徴である。なお、残りはドイツ連邦政府・州政府から交付される基盤資金でまかなっている。⁶⁶³

② 知的財産の帰属

フラウンホーファー研究機構 (Fraunhofer)の知的財産規定は、外国企業等との連携の場合も、ドイツ企業との連携の場合も同じであり、両者の区別はされていない⁶⁶⁴。

企業から資金提供を受けて行う委託研究において、フラウンホーファー研究機構が生み出した知的財産は、100%、フラウンホーファー研究機構に帰属するが多い。ただし、交渉は可能であり、実際には研究開発プロジェクト毎に帰属や持ち分比率は異なっている。また、知的財産が100%、フラウンホーファー研究機構に帰属する場合、特許の出願・維持費用も、100%、フラウンホーファー研究機構が負担している。⁶⁶⁵

例外的なケースではあるが、フラウンホーファー研究機構のフォアグラウンド IP の完全な所有権または無制限の独占的实施権が顧客企業に対して与えられる場合がある。これは、フラウンホーファー研究機構の特許・技術のポートフォリオにおいて、当該技術分野の蓄積が少ない、あるいは戦略分野ではない等、当該技術の潜在的な価値が、フラウンホーファー研究機構にとって高くない場合に限られる。⁶⁶⁶

⁶⁶⁰ フラウンホーファー研究機構については、欧州最大の応用研究所だが、ヒアリングの結果、外部への助成は手がけていないと判明したため、“参考”調査結果として記載する。

⁶⁶¹ 和訳は、フラウンホーファー日本代表部「フラウンホーファー研究機構」パンフレットによる。

⁶⁶² フラウンホーファー日本代表部「フラウンホーファー研究機構」パンフレットより。

⁶⁶³ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果 (2014年11月10日)

⁶⁶⁴ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果 (2013年2月21日)、同 安全情報技術研究所(SIT)ヒアリング結果 (2013年2月22日)

⁶⁶⁵ 664と同じ。

⁶⁶⁶ Fraunhofer (フラウンホーファー研究機構), Competitive - Today and Tomorrow: Intellectual Property Strategy for Contract Research (競争的-今日も明日も: 委託研究における知的財産戦略) (和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による)。

③ 知的財産の実施許諾（ライセンス）、譲渡

フラウンホーファー研究機構に資金を供与して研究を委託した企業は、委託研究で生み出されたフラウンホーファー研究機構の知的財産へのアクセス権を提供される。本アクセス権は、通常、技術を適用する製品ごとに許諾される非独占的または独占的なフォアグラウンド IP の実施権と、必要な場合には、バックグラウンド IP の実施権を含んでいる。⁶⁶⁷

また、企業が知的財産を実施する国についての制限はなく、企業は、世界中のどこの国においても自由に知的財産を実施／実施許諾し、製品製造等を行うことができる⁶⁶⁸。

ただし、自社とフラウンホーファー研究機構以外のメンバーを含む共同研究の場合は、メンバー以外の第三者に対して独占的実施権を許諾する際は、他のメンバーにアクセス権をあきらめてもらうことを意味するため、他のメンバーの事前同意が必要である⁶⁶⁹。

④ 国による知的財産の実施、実施許諾（ライセンス）

フラウンホーファー研究機構は、自ら行う研究開発において自らが保持する知的財産を使うという意味で、知的財産を実施している。

企業からの委託研究において、ドイツ・フラウンホーファー研究機構が企業に代わって生み出した製品、試作品やその他の材料は、顧客企業に譲渡される⁶⁷⁰。しかし、知的財産については、フラウンホーファー研究機構は、通常、顧客企業には譲渡せず、実施許諾（ライセンス）する⁶⁷¹。

これは、幅広い知的財産の蓄積を基盤として有しているからこそ、企業のニーズに応える研究開発を行うことができると考えているためであり⁶⁷²、他者にロイヤルティを支払うことなく過去の知的財産を使用することができるようにするためである⁶⁷³。

⁶⁶⁷ Fraunhofer（フラウンホーファー研究機構）、Competitive - Today and Tomorrow: Intellectual Property Strategy for Contract Research（競争的—今日も明日も：委託研究における知的財産戦略）（和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による）、フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果（2013年2月21日）、同 安全情報技術研究所(SIT)ヒアリング結果（2013年2月22日）より。

⁶⁶⁸ Fraunhofer（フラウンホーファー研究機構）、Competitive - Today and Tomorrow: Intellectual Property Strategy for Contract Research（競争的—今日も明日も：委託研究における知的財産戦略）（和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による）。

⁶⁶⁹ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果（2014年11月10日）

⁶⁷⁰ Fraunhofer（フラウンホーファー研究機構）、Competitive - Today and Tomorrow: Intellectual Property Strategy for Contract Research（競争的—今日も明日も：委託研究における知的財産戦略）（和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による）、フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果（2013年2月21日）、同 安全情報技術研究所(SIT)ヒアリング結果（2013年2月22日）より。

⁶⁷¹ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果（2014年11月10日、2013年2月21日）

⁶⁷² Fraunhofer（フラウンホーファー研究機構）、Competitive - Today and Tomorrow: Intellectual Property Strategy for Contract Research（競争的—今日も明日も：委託研究における知的財産戦略）（和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による）。

⁶⁷³ フラウンホーファー研究機構 安全情報技術研究所(SIT)ヒアリング結果（2013年2月22日）

フラウンホーファー研究機構は、発明開示があっても、市場が小さい場合や発明が特許化する価値がない場合は、出願していない。しかし、論文発表の前に特許出願することを強く奨励している。簡単に真似できてしまう製造方法等は、特許出願せずにノウハウとして秘匿することもある。⁶⁷⁴

2013年時点の登録特許数は、特許群 (patent families) で6,407である (1特許群に4~5件の特許が含まれている)。そのうちアクティブな特許群が6,103であり、ロイヤリティ収入は2013年で約1億1千7百万ユーロに上っている。ロイヤリティ収入は、知的財産の権利化・維持・ライセンス等に係る経費を大きく上回っている。⁶⁷⁵

⑤ 知的財産の未活用に対する対処

フラウンホーファー研究機構は、企業に実施許諾 (ライセンス) した知的財産の活用状況は、把握していないため、特に何も対処していない⁶⁷⁶。

⑥ 国による知的財産の活用状況の把握・公表

フラウンホーファー研究機構は、企業に対して積極的に事業化状況を調査していない⁶⁷⁷。

⑦ 外国企業等の参加可否、資金助成受領の可否、知的財産権の取扱い

フラウンホーファー研究機構では、連携対象の国を制限するような規定は存在せず、研究開発プロジェクトのうち25%は外国との契約である。外国の企業は、ドイツ国内や欧州内に拠点があっても研究開発は実施していない場合が多いため、ほとんどの場合、外国の本社と連携は行われている。⁶⁷⁸

フラウンホーファー研究機構は、分散統治型の組織であるため、企業等との連携については、契約は本部が締結するものの、実務的には傘下の各研究所の意思で行われており、連携相手や国も、各研究所が独自に選定している⁶⁷⁹。ただし、本部は、外国企業等との連携に関しては、留意すべき点を記したチェックリスト (外部には非公開) を作成しており、各研究所が不用意に技術を実施許諾したり、譲渡したりしていないかを常に気にかけてい

⁶⁷⁴ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果 (2014年11月10日)

⁶⁷⁵ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果 (2014年11月10日)

⁶⁷⁶ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果 (2014年11月10日)

⁶⁷⁷ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果 (2014年11月10日)

⁶⁷⁸ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果 (2013年2月21日)、同 安全情報技術研究所 (SIT) ヒアリング結果 (2013年2月22日)

⁶⁷⁹ 678と同じ。

る⁶⁸⁰。

フラウンホーファー研究機構が保持する知的財産へのアクセス権は、顧客企業が外国企業等であっても区別なく提供される⁶⁸¹。

⁶⁸⁰ フラウンホーファー研究機構 本部ヒアリング結果（2013年2月21日）

⁶⁸¹ Fraunhofer（フラウンホーファー研究機構）、Competitive - Today and Tomorrow: Intellectual Property Strategy for Contract Research（競争的—今日も明日も：委託研究における知的財産戦略）（和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による）。

III . 国内有識者ヒアリング

1. 国内有識者ヒアリングの実施概要

本調査では、国内有識者（企業、大学教授、弁護士、弁理士等）9人に対してヒアリングを行い、海外のファンディングエージェンシーの調査結果を踏まえた上で、我が国の産業競争力向上のために公的資金を活用した研究開発、特にライフサイエンス分野及び医療機器分野の研究開発における知的財産の取扱いの在り方やファンディングエージェンシーが果たすべき役割に関わる下記の項目について意見を聴取した。

図表 70 国内有識者ヒアリングの調査項目

<p>ライフサイエンス分野及び医療機器分野のファンディングエージェンシー、例えば平成27年度から始動する日本医療研究開発機構（AMED）がどのような知的財産戦略やポリシーで医薬品／医療機器の研究開発を推進していくべきか</p> <p>[主要観点]</p> <ul style="list-style-type: none">○我が国のイノベーションを一層促進するための知的財産戦略やポリシーの在り方○我が国の国際競争力を向上させるための知的財産戦略やポリシーの在り方 <p>[具体的項目]</p> <ul style="list-style-type: none">○公的資金を用いた研究開発プログラムの企画時に考慮すべき知的財産に関する事項、特許情報の活用○研究開発プロジェクトの公募時に課される知的財産に関する要件○研究開発プロジェクトの選考・採択過程で考慮すべき知的財産に関する項目○資金供与（研究委託、研究助成）の契約に含むべき知的財産に関する項目○研究開発事業進行時の知的財産の取扱い（知的財産権取得に向けた支援等）○研究開発プロジェクトにおける知的財産の帰属、知的財産の管理体制等○研究開発プロジェクト終了後のフォロー・評価<ul style="list-style-type: none">・事後評価において含むべき知的財産に関する項目・権利化、国際標準化支援の在り方・事業化支援／事業化促進の在り方
--

2. 国内有識者ヒアリングの結果

(1) 公的資金を用いた研究開発プログラムの企画時に考慮すべき知的財産に関する事項、特許情報の活用

知的財産戦略は、研究開発の入口から出口の事業化までを一貫して支えるものであり、研究開発を企画する段階で事業化計画を支える戦略として立案すべきものである。したがって、公的資金を用いた研究開発プログラムの企画時には、事業化を見据え、それに応じた知的財産戦略を立案する必要がある。

また、知的財産戦略は、研究開発の進捗、それに伴う事業化計画の変更に応じて、見直すことが必要である。

【意見例】

- 知財戦略は事業を成功させるための武器である。知財を“使って”事業を推進するのであって、知財だけあっても事業はできない。
- 知的財産戦略は、事業化の段になって考えるものではなく、研究開発を企画する段階で考えておく必要があるものである。そして、複数の事業化計画の選択肢それぞれに応じて知財戦略を立案し、研究開発の進捗に応じて事業化計画が変われば、それに応じて知財戦略も変更しなければならない。すなわち、知財戦略は、入口の研究開発から出口の事業化までを一貫して支えるものである。

ライフサイエンス分野において適切な知的財産戦略やポリシーで研究開発プログラムを企画立案・推進するためには、“ライフサイエンス分野”の知財の知見を有していることに加えて、“ライフサイエンス分野で”（研究開発から）事業化までを手がけた実績がある人材が必要である。

【意見例】

- ライフサイエンス分野において適切な知的財産戦略やポリシーで研究開発プログラムを企画立案・推進するためには、そのための適切な人材がいなければならない。そうした人材は、単に知財の知見があるだけでは不十分であり、“ライフサイエンス分野”の知財の知見に加えて、“ライフサイエンス分野で”（研究開発から）事業化まで手がけた実績があることが必要である。さらに、ライフサイエンス分野では、企業規模の大きい海外の製薬会社と渡り合えることが必須であるため、(海外の製薬会社と特許訴訟等で) グローバルに闘った経験のある人材であることも求められる。

(2) 研究開発プロジェクトの公募時に課される知的財産に関する要件

研究開発プロジェクトの公募時に、研究開発の成果が事業化した製品・サービスの姿や市場規模など明確なプランの提示を求めると、知的財産の活用計画が具体的になり、研究開発の成果が事業化に結びつく確率は高まると思われる。

【意見例】

- 研究開発プロジェクトの公募時に、消費者がどのように使うものができるかを示すことを課すことが必要ではないか。
- 研究開発プロジェクトの公募時には、最終成果物の市場規模等の情報も求めているのではないか。

研究開発プロジェクトの公募時に、出願／取得している知的財産権の件数や名称の記載を求める傾向が見られ、研究費確保だけを目的とした出願を助長しかねないため、単なる知財の出願／取得件数は公募時の要件とすべきではない。知的財産を要件に含めるのであれば、実施許諾（ライセンス）されているか、あるいは実施許諾や共同研究の引き合いがあるか等、プロジェクト遂行上の有用性を示す情報の記載を求めるべきである。

【意見例】

- 研究開発プロジェクトの公募時に、出願／取得している知的財産権の件数や名称を記載させるケースが増えていることから、研究費確保のために所属する大学に対して特許出願を要求する研究者が増えている。あまりにも知財を強調しすぎて“量から質へ”の流れに逆行する動きが起こっている。
- 安易に知財の出願／取得件数を公募時の要件とすべきではなく、もし知財を要件に含めるのであれば、実施許諾（ライセンス）されているか、あるいは引き合いがあるかまで尋ねるべきである。

(3) 研究開発プロジェクトの選考・採択過程で考慮すべき知的財産に関する項目

事業化を目指す研究開発プログラムにおける研究開発プロジェクトは、市場を把握している産業界の人材に選考・採択させると、知的財産を活用した事業化の促進に有効である。

【意見例】

○公的資金を用いた研究開発プログラムで本当に事業化を目指すのであれば、新市場開拓の実績がある人材にも選考・採択させるなどすべきである。

(4) 資金供与（研究委託、研究助成）の契約に含むべき知的財産に関する項目

公的資金を用いた研究開発プロジェクトの成果は、現状通り、日本版バイ・ドール規定で成果を創出した研究開発に帰属させる形式が望ましいが、プロジェクトによってはファンディング側に帰属させることや一定範囲でカバーしていくなど、個別に最適化させることが大切である。

【意見例】

○公的資金を用いた研究開発プロジェクトの成果は、現状通り、日本版バイ・ドール規定で成果を創出したプロジェクト参加者に帰属させる形式でよい。

○ファンディングエージェンシーに知財を帰属させることも、考えた方がよいのかもしれないが、個別プロジェクト毎の契約の中で定めることであるように思う。ロイヤリティの受け取り等も契約で明記し、公的資金を投入する限り、少なくとも報告義務は課すべきである。

○現状のような大学任せではなく、ファンディング側でもカバーをすべき。

(5) 研究開発事業進行時の知的財産の取扱（知的財産権取得に向けた支援等）

公的資金を用いた研究開発プロジェクトが採択され、プロジェクトが開始される時点で改めて、知的財産戦略を助言する支援を提供することが望まれる。具体的には、どのような方向で研究すれば技術移転が進みやすいかといった事業戦略や、有用な知財を獲得するためにはどのようなデータの取得を進めていくべきかといった知財戦略の視点でみた研究戦略や、国際紛争に巻き込まれないための出願戦略等である。これらは大学等ではなかなか立案できないため、ファンディングエージェンシーによる支援として提供されると有意義である。また、有用な特許の取得を加速するためのモチベーションも必要。

【意見例】

○知財戦略は、研究を開始する時から始まる。研究者も考えて申請するものの産業界を知

らないため不十分であることが多いので、採択された後に、どのような方向で研究すれば企業が関心を持つかや、いわゆる“強い知財”を取得するためにはどのような研究を行いどのようなデータを得るべきかといった知財戦略をアドバイスしてくれるのであれば有益である。

- 知財は、資金調達や紳士的な大企業の参入を阻止することには役立つが、紳士的な大企業以外の参入は防ぎ得ない。国際紛争は避けることが賢明であり、そのためには、PCT出願の各国移行を確実にいき行い、紛争に巻き込まれない強い特許を各国で取得し、その知財・技術をアピールすることが必要である。そのための助言を行うべきである。
- 企業に技術移転しやすい特許を取得することが重要である。
- 知財戦略は最初が肝心である。出願する段になって相談するのでは遅い。
- 特許出願の際は、駄目元で広めに押さえる方がよいか、狭くても深い特許にするか、事前に戦略が必要である。拒絶されることをマイナス評価のように感じて確実な範囲しか出願しなかったり、件数が実績になるため件数を多くすることに力点を置いたりして、範囲が狭すぎて使い物にならない特許になってしまっただめである。
- 広い特許は、知財としての評価は高いが、研究開発プロジェクトの評価は逆に下がることもある。研究者にとっては、強かろうが弱かろうが1件は1件なので、モチベーションが働かないため、広い特許を取得するための研究に加速資金を拠出するなどするとよい。

複数の企業が参加した研究開発プロジェクトでは特に、成果をどのように事業化するかを最初にきちんと定め、その事業化計画に応じた知的財産戦略を立案しておくことが重要である。共同での事業化を目指す場合のコーディネートや、複数の企業や大学が有する複数の知的財産権をまとめて実施許諾して事業化につなげることなど、単独の企業や大学では難しい役割をファンディングエージェンシーが果たすことは有意義であり、求められる。

【意見例】

- 複数の企業が参加したコンソーシアムでは、最初にきちんと知財戦略を構築しないと、各社がバラバラに権利化した結果、プロジェクトの成果を誰も事業化できなくなってしまうことになる恐れがある。
- 事業化に当たって、大学や企業が持つ複数の特許を束ねたうえで企業に技術移転する必要がある場合も多いため、複数の特許を束ねる機能を期待したい。

ファンディングエージェンシーが資金供与したプロジェクトを知的財産面で支援する際は、権利者としての戦略や費用負担も関係することから、プロジェクト参加者が所属する大学や企業の知財ポリシーや戦略を尊重することが重要である。

その上で、大学等の機関が把握していない情報、例えば俯瞰する特許マップや外国出願に関する外国の市場情報等、研究開発プロジェクトの内容に応じて出願すべき国・地域や内容に際しての秘訣を助言することが有用である。

【意見例】

- 現在ほとんどの大学は、知的財産本部や産学官連携本部を有し、独自の知的財産ポリシーや戦略に基づいて知財を管理している。知的財産権の出願判断は、あくまで大学が行うものであり、そのための費用も大学が負担するのであるから、その判断を尊重するようにしてほしい。
- 研究開発事業遂行時にファンディングエージェンシーが知的財産権取得に向けた支援を行う場合は、研究者が所属する大学の知的財産本部や産学官連携本部の方針と異なる助言をしてしまわないよう、プロジェクトに参加している研究者だけに助言を行うのではなく、必ず研究者が所属する大学の知的財産本部や産学官連携本部を交えた場で助言してほしい。
- 出願判断はあくまで大学が行うが、外国出願については、どこの国に出願すべきか市場を把握している人材から助言が得られるのは有り難い。
- 外国出願は、国によって法規が異なるので、それに応じたコツがあり、また成果によって狙うべき市場が異なるため、成果に応じた適切な出願戦略を助言するとよい。
- 外国出願は、先進国と途上国とで分けて検討することが必要である。総じて、途上国は特許取得の費用対効果が悪く、特許ではなくノウハウで保護することも一案となる。
- 大学にとって特許マップをつくることは容易ではなく、公的機関が特許マップをつくることができればユーザーの役に立つ。

知的財産戦略の助言というと、企業の知財部出身者や弁理士といった知財専門家による支援が想像されがちであるが、知的財産戦略は、事業化を支えるものであり、知財を“使って”事業化を推進するために必要な専門家は、知財のみの専門家ではなく、研究と事業化の経験もある人材である。

なお、知的財産戦略の支援をする人材は、支援先の機関との利害関係など利益相反に十分に留意し、継続的に支援できる者を選定すべきである。

【意見例】

- 知財戦略をアドバイスできる人材は、知財だけの専門家ではなく、研究と事業化の経験もある人材である。出願業務だけを担っていた弁理士では務まらない。
- 企業で知財に携わっていた人材は、事業化や経営に携わったことがない場合が多い。元・知財部や弁理士というと専門家のように思ってしまうが、知財を“使って”事業化を推進するためには、知財の専門家ではなく、事業の専門家が必要である。
- 知的財産というと狭い分野のように捉えられているが、“研究しています”と言うのと同じくらい実は幅広い領域であり、一人の人材で全てカバーできると思わない方がよい。
- 知的財産権取得に向けた支援を委任する専門家は、支援先の機関との利害関係など利益相反に十分に留意して選定すべきである。
- 問合せ窓口だと毎回説明しなければならないため、プロジェクトごとに担当者を配置してくれる方がよい。

(6) 研究開発プロジェクトにおける知的財産の帰属、知的財産の管理体制等

研究開発プロジェクト遂行時から、プロジェクト成果の事業化意向があると思われる企業とのマッチングを支援することは、より早い事業化に有効である。

また、産学連携の経験が多くない大学に対しては、企業との技術移転交渉を仲介する支援が求められている。

【意見例】

- 大学の研究成果は、できるだけ早い段階で企業につなぐ方がよいと考えている。研究者は研究費がある間は相手を探すことをしないため、研究開発事業遂行時から事業化を見据えて企業とのマッチングを支援してくれると有り難い。
- 企業への技術移転に慣れていない大学は、相場観がないため高すぎる一時金を要求してしまったり、雛形の契約条件に過度に固執してしまったりするため、企業との間の交渉を仲介する支援を提供するとよい。
- 大学の研究者の中には、研究成果を技術移転したがる人いるが、給与とは別に公的研究資金という税金を使って研究した成果は、社会に還元するために技術移転すべきである。
- 研究開発プロジェクトの構成メンバーによっては、助言が必要な場合もあるかもしれないが、支援は、選択できるようにしてもらえるとよい。

(7) 研究開発プロジェクト終了後のフォロー・評価

- ・事後評価において含むべき知的財産に関する項目
- ・権利化、国際標準化支援の在り方
- ・事業化支援／事業化促進の在り方

大学等は、知的財産の出願・維持費を十分に持てない場合が多く、特に外国出願が必須のライフサイエンス分野では、出願費用の支援が強く求められている。ただし、全額支援にするとコスト意識が低くなり件数確保のための出願が増加することにつながりかねないため、一部自己負担とする案も必要。また、資金供与したプロジェクトの終了後に発生することが一般的な維持費負担も問題であり、一部支援することができないか検討すべき課題である。

【意見例】

- ライフサイエンス分野の研究開発の成果は、最初の3年間くらいは大学等の公的機関で知的財産を保持しておく方がよい。しかし、大学には、知的財産の出願・維持費がないので、基本的に大学で権利を保持することができない。大学における研究の多くは、共同研究相手の企業が見付かる前の段階のものであるため、知的財産の出願・維持費を支援してほしい。
- ライフサイエンス分野では、国内出願だけおこなっても意味は無いが、外国出願には多額の経費がかかるため、連携できる企業が見つからない場合は、あきらめている。したがって、外国出願の経費を支援してくれるのであれば有り難い。
- 知的財産の出願経費を供与してくれる一部の公的研究資金の場合も、事業終了後の支援は無いため、維持費を賄うことができない。事業終了後の知的財産の維持費も支援してくれると有り難い。
- 出願費用は、弁護士費用、外国出願も含めると短期間に集中して発生するため、支援があることが望ましい。可能であれば維持費も支援されるとよい。
- 出願・維持費を支援する場合は、少なくとも一部は研究者に自己負担させないと、件数を増やすために出願する人が増える恐れがある。

資金供与したプロジェクトの終了後、大学が知的財産を保有している場合に求められる支援の一つに、大学の保有する知的財産の棚卸しに際しての助言がある。高度な知的財産マネジメントをおこなっている大学でも、特に権利を維持しない判断を下す際には学外か

らの客観的な助言を求めている。

また、保有している知的財産を事業化に結びつけるには、大学自らベンチャーを設立する方がよいのか、既存企業に技術移転する方がよいのかについての助言も期待されている。

なお、こうした助言は、個人よりも、複数人で委員会等を組成して行う方が中立性・客観性が保たれる。

【意見例】

- 知財権の出願判断はあくまで大学が行うが、審査請求すべきか、維持を継続すべきかについては、客観的な助言が得られるのは有り難い。現在も知財の棚卸しを行う時には、学外人材を含めた会議で判断している。
- 大学が持つ特許の棚卸しを促進する機能を期待したい。大学の特許を棚卸ししたうえでデータベース化されるとよりよい。
- PCT 出願時、特許登録後の見直し時に、技術移転できるか製品化できるかといった可能性を見るが、こうした評価の判断基準はガイドライン化できると思う。
- 事業化が上手くいっていない研究テーマに対しては、その後の公的資金の注入は止めるという判断も重要である。
- 知財権を大学が保有しているだけでは意味がないが、どのように事業化に結びつけばよいのか大学の研究者は分からないので、ベンチャーを設立すべきか、あるいは既存企業に技術移転すべきか助言がほしい。
- 事業化を促進するために、主として大学に助言する機能を期待したい。
- 助言は、個人が行うと個人の経験や好みが出てしまうため、委員会を組成して委員会で検討する方がよいのではないか。なお、委員会には、製薬会社やベンチャーキャピタルなどファンディングエージェンシーの外部の人材を活用する方がよい。

知的財産は、事業を推進する組織が保有すべきであり、ファンディングエージェンシーが知的財産をすべて保有・管理することについては否定的な意見が多い。ただし、個別のプロジェクトによっては、成果の活用を加速させるために、一時的に引き取ることも一案である。

【意見例】

- 知財戦略の無いファンディングエージェンシーやTLO等が知財を管理するのは不可能ではないか。知財は事業を推進する組織が保有しなければ意味が無い。
- ファンディングエージェンシーに知財を帰属させることも、考えた方がよいのかもしれないが、個別プロジェクト毎の契約の中で定めることであるように思う。ロイヤリテ

イの受け取り等も契約で明記し、公的資金を投入する限り、少なくとも報告義務は課すべきである。

- 公的資金を用いた研究開発プロジェクトの成果が活用されていない場合、発明自体が悪かったのか、ニーズとのマッチングに課題があったのか分からないため、いったん国が引き取り、ニーズとのマッチング等の試行錯誤を行うのは一案である。ただし、歯車が再び回り始めたら、国は再び手放すべきであり、ずっと保有すべきではない。
- 知財は、発明が行われる場に近く、中身が分かっているという意味で、各大学に帰属させるべきであろう。ファンディングエージェンシーは、そこに人材を派遣するかたちでサポートできるとよいと思う。
- 事業推進者が新事業開拓を推進しやすいように配慮して、弾力的かつ柔軟に、それぞれの事業推進者の意向に沿って支援してほしい。

(8) 支援対象

ファンディングエージェンシーが資金供与する全ての研究開発プロジェクトに対して支援を提供するのは現実的ではないため、事業化を指向するプロジェクトを選定／あるいは企画して、選択的に重点的に支援を提供するのが効果的であると考えられる。

【意見例】

- 医薬品と医薬機器の特許政策は大いに異なるので、指針では扱いを分けるべきではないか。
- ファンディングエージェンシーが資金供与する全ての研究開発プロジェクトに対して支援を提供するのは難しいため、事業化を指向するプロジェクトを選定して、あるいは企画して、重点的に事業化に向けた支援を提供するとよい。
- リソースが限られているため、「薄く広く」手当てするのではなく、「選択と集中」の方がよいと考える。

(9) その他

以下のような特許法や特許の審査の仕組みの変更を求める意見があった。

【意見例】

- 新規分野では審査基準の意見交換会などがあるが、個別案件についても、薬事の相談と同様に、出願前に個別に特許庁と事前に相談できると有り難い。
- 医療方法、治療方法を発明の対象として制度化することについても検討が期待される。例えば再生医療などの分野において、物質特許の期間が切れた後、方法の権利がメインとなる。

IV . ファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略の在り方

1. 研究開発プログラムの企画段階でファンディングエージェンシーに求められること

(1) 研究開発プログラムの企画段階におけるその成果の最大化及び事業化を見据えた知的財産戦略の立案

ファンディングエージェンシーにおける知的財産戦略は、資金供与する研究開発の事業化を入口から出口まで一貫して支えるものであり、公的資金を用いた研究開発プログラムを企画する段階で、その成果の最大化及び事業化を見据え、それに応じて立案するべきものである。特に、一製品に占める一知的財産のウエイトが高いライフサイエンス及び医療分野においては、知的財産戦略しだいによっては、有望な研究成果であっても十分な活用が図れないリスクも大きいことから、企画段階における知的財産戦略は重要である。

2. 採択された研究開発プロジェクトへの提供が望まれる支援

(1) 研究開発プロジェクト開始時点での改めての知的財産戦略の助言

公的資金を用いた研究開発プロジェクトが採択され、プロジェクトが開始される時点で、採択者の研究開発や活用の能力、また研究開発遂行体制等に応じて、改めて、的確な知的財産戦略の策定を助言する支援を提供することが望まれる。具体的には、有識者ヒアリングでも聞かれたように、個別の成果と研究開発体制を踏まえて、事業化に向けた研究開発の展開の方向付けや有用な知財を獲得するためのデータ取得といった、知財の視点から見た事業戦略や研究開発戦略の立案や修正、さらには紛争に巻き込まれないための知的財産権出願戦略等である。とりわけ、知的財産の取扱いは、研究開発成果が生み出された初期の対応が大切であるから、プロジェクト開始時点で知的財産の取扱い方針を十分に取り決めておくことが重要であり、そのための支援が望まれる。

海外の事例では、米国の ARPA-E（エネルギー高等研究計画局）が、一部のプロジェクトにおいて、事業化を支援する“Technology-to-Market (Tech-to-Market)”アドバイザーを配置しており、知的財産についても、事業化の一側面として専門的な支援を提供している。

また、スイスでは、研究開発プロジェクトの採択前の段階（応募を検討している段階）から、事業化やイノベーションを促進する観点で支援が行われている。具体的には、CTI（スイス連邦技術革新委員会）が、各種公的資金の紹介や応募に関わる疑問への回答、連携相手を探している企業に対する適切な研究機関の紹介による産学官連携コンソーシアム

組成の支援、企業のアイデアが産学官連携に適しているかのフィージビリティスタディといった幅広い支援を、公的資金に応募する研究開発プロジェクトの内容を検討している段階から、産業界等に所属する「イノベーション・メンター」によって提供している。さらに、今後6カ月以内に資金供与の申請を予定している輸出志向の中小企業に対しては、スイス連邦知的財産庁（IGE）による特許調査サービスも提供している。

（２） 研究成果の事業化に向けた助言やコーディネート

研究成果の事業化に向け、成果を最大化する具体的な権利化手法や公開・秘匿の選別などが基本的な助言事項となるが、外国の市場情報をふまえた出願すべき国・地域や出願に際しての秘訣の助言、知的財産の棚卸しに際しての助言、事業化するには大学発ベンチャー設立と既存企業への技術移転のどちらが適切かなど、実績に乏しく規模が小さい研究機関等では困難な対応への助言が特に求められる。

いずれの助言においても、知財戦略の策定同様、権利の使い分けや取得国、公開・秘匿の選別等を考慮すると、成果が得られてから具体的な出願をする前のタイミングで支援を開始することが重要である。

また、複数の企業が参加した研究開発プロジェクトにおいて、共同での事業化を目指す場合のコーディネートや、複数の企業や大学が有する複数の知的財産権をまとめて実施許諾して事業化につなげることなど、単独の企業や大学では難しい役割をファンディングエージェンシーが果たすことは有意義であり、求められる。海外の事例でも、研究開発プロジェクトへの参加者の間では、知的財産の取り扱いを含め、プロジェクトの成果の活用を見据えた研究開発の進め方等について、プロジェクト開始の早い時期に合意しておくことが重要とされている。例えば、米国のNIH（国立衛生研究所）や英国のMRC（医学研究会議）並びにNIHR（国立保健研究所）、スイスのCTIは、ファンディングエージェンシーとの資金供与契約の締結前の合意を義務付けており、EUもプロジェクト開始前のコンソーシアム契約の締結を強く推奨している。米国のARPA-Eでは資金供与契約の開始日から6週間以内、フランスのANR（フランス国立研究機構）は国内メンバーだけの場合は研究プロジェクト開始後1年以内（外国メンバーが参加している場合は資金供与契約と同時）の合意を義務付けている。

フランスのANRや米国のDARPA（国防高等研究計画局）では、交渉力の弱い中小企業等の権利が適切に取り決められているか確認したり、大企業同士の合意に口添えしたりといった支援も、合意内容自体に口は出さないものの行われている。有識者ヒアリングでも、産学連携の経験の多くない大学では、企業との交渉の仲介を求める声も聞かれた。

(3) 知的財産権の取得・維持に係る費用の支援

資金面での支援としては、知的財産権の出願や維持に係る費用の支援を求める声が、大学や公的研究機関等において依然大きい。有用な研究成果であっても、費用負担しきれずに権利化されず、十分な知財戦略が実現されない懸念がある点は、研究資金を供与するファンディングエージェンシーとしても留意すべきである。

海外では、例えば、米国の ARPA-E や EU のホライズン 2020、ドイツの VDI/VDE-IT、フランスの ANR、シンガポールの NHIC（国家医療改革センター）は、特許出願料や、弁護士・弁理士費用、特許調査に係る費用を、直接経費として助成している。ただし、プロジェクト終了後に資金支援している国は無い。

我が国では、本調査における有識者ヒアリングでも過去の調査研究結果をみても、一部自己負担でもいいので、プロジェクト終了後の知的財産権の維持等に係る費用の支援を求める声が多く聞かれる。この点については、権利者側でコスト意識をもって適切な出願及び権利維持を推奨する観点から、支援額や対象とする費用について、有用な知的財産の取得及び活用を加速するためのモチベーションとなるような柔軟な仕組みとすることも求められよう。費用を支援することについては、個別機関の財産取得に対して公的資金が使われる点で慎重な意見もあるが、権利取得に向けて一定の先行支出をすることによって、中期的に成果が実用化して産業が発展し、結果的には支援額以上の成果が国民生活に還元される可能性があることにも留意すべきである。

3. 研究開発プロジェクトへの支援提供に必要な体制

(1) 知的財産の知見だけでなく研究と事業化の経験を有する人材

上述したような、事業化を見据えた知的財産戦略に関する助言に適した人材は、知的財産業務のみを経験した専門家ではなく、研究と事業化の経験も有する人材であることに注目すべきである。特にライフサイエンス分野では、研究開発や事業化プロセスでのコストやリスク、製品と市場の特徴、さらには規制や制度面での特殊性にもかんがみ、知財の知識やスキルを有しつつ、かつこの分野で研究開発から事業化までを手がけた実績のある人材が求められる。

海外のファンディングエージェンシーの事例でも、例えば知的財産部門を有する NIHR は、同部門の職員 4 人のうち、弁護士はパートタイムで 1 人であり、部門長を含めて他の人材は、ベンチャーキャピタルや技術移転会社等において研究シーズを事業に育成する経験を積んできた人材である。

弁護士や弁理士等の知的財産に特化した専門家を派遣するといった支援は、海外のファ

ンディングエージェンシーではほぼ行われていない。有識者ヒアリングにおいても、公的研究資金を供与した研究開発の成果の最大化を促進するためには、研究を企画する段階から事業化を見据えて知財戦略を立案し、研究の進捗に合わせてそれを更新する知的財産プロデューサーのような専門家が必要であり、こうした専門家こそ希少であることもあり、ファンディングエージェンシーが紹介ないしは育成することに意義があるとの指摘がある。

その他、ドイツでは、ファンディング業務そのものを外部委託しており、公募を受け付けて外部評価者を活用した審査を行い、ドイツ政府が決定した資金供与先に対し、会計検査をおこなった上で資金を供与するといった業務を、プログラム毎にドイツ政府から委託された“projektträger（英語に直訳すると project carrier）”と呼ばれる企業等が執行している。ファンディングエージェンシーが支援人材を抱える殊の負担が大きい場合など、こうした企業等が、事業化を見据えた知的財産マネジメントまで支援する仕組みも考えられる。

（２） ファンディングエージェンシーにおける知的財産に関する相談窓口

上記とは別に、公的研究資金を供与された研究開発プロジェクトの参加者が、ファンディングエージェンシーから知的財産に関して分かりやすい説明や相談を受けられる支援を提供することは有意義であることと考えられる。特に、地方や小規模の研究機関においては、特定分野や諸外国の事情に詳しい専門家が不足していることから、ファンディングエージェンシーを通じて専門家が支援できる仕組みが求められる。

例えば EU では、EU から資金を供与された協同研究プロジェクトに参加している研究者や欧州の中小企業等に対して、知的財産に関する初歩的な助言や情報を無料で提供する「欧州知的財産権ヘルプデスク⁶⁸²（European IPR Helpdesk）」を設置している。本ヘルプデスクは、電話やメール等での相談に短期間で回答している他、規定を分かりやすく紹介した資料や契約書例の作成・提供、各種事例情報の提供もおこなっている。

その他、上述したように、スイスの CTI は、産業界等に所属する「イノベーション・メンター」により、応募を検討している企業や大学等に対して、各種公的資金を紹介したり、応募に関わる疑問に回答したりといった応募に向けた支援を提供している。

⁶⁸² 和訳は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

4. 研究開発プロジェクトの評価に求められること

(1) 研究開発プロジェクト遂行中に行う支援を主目的とした評価

公的資金を供与した研究開発プロジェクトの成果の最大化を図るためには、研究開発プロジェクト終了後の事後評価もさることながら、プロジェクト遂行中に、より良い成果を上げるための助言や支援の提供を主目的として行う中間評価が必要と考えられる。

海外では、プロジェクト終了時の評価はおこなっているものの終了後一定期間を経た後の事後評価は、それに必要な労力や費用を鑑みておこなっていないファンディングエージェンシーも少なくない。他方、プロジェクト遂行中には、プロジェクト毎に定める時期に、ではあるが、ヒアリングによれば半年に1回など、我が国よりも比較的頻繁に中間評価が行われている例がみられる。

こうした中間評価は、計画通りに研究開発が進展しているかを確認すると同時に、進展していない場合に、進展を阻害している要因に対する解決策の助言や支援の提供を目的として行われている点が注目される。

例えばEUは、終了時評価よりも中間評価を重視しており、一つのプロジェクトにつき2～3人の外部専門家を任命して、プロジェクトが提出する中間報告書の書面評価に加えて、プロジェクト参加者を招いた会議でディスカッションを行い、その場で専門家からアドバイスを行うと共に、後日、公式なレポートも渡し、その後の研究の軌道修正を可能としている。

(2) 効率的かつ有益な事後評価

事後評価については、評価に係る時間と労力をできるだけ省力化した上で、次の資金供与の判断に活かせる形で評価結果を提示することが重要である。

英国では、ファンディングエージェンシーが資金供与のインパクトを把握することや、研究者が研究のアウトカムを簡単に記録することを可能にするオンライン上の仕組みである「リサーチフィッシュ (Researchfish)」が2012年6月から運用を開始しており、現在、MRCを含む全7つの研究会議 (Research Councils) をはじめとした多数の官民のファンディング機関や大学が使用している。「リサーチフィッシュ」は、研究者がいつでも情報を登録・更新することができ、幅広いデータを蓄積している。多数のファンディングエージェンシーや大学が同じ仕組みを使用してデータを登録していることから、複数の機関から資金供与を受けてきた同じテーマの研究のアウトカムを一つにつなげて、研究の進展を追跡しバリュー・フォー・マネー (value for money) を把握することや、複数年にわたる個別の資金供与のインパクトを評価することができる。

我が国では、事後評価の都度、資金供与を受けた研究プロジェクトの参加者に対してアンケート調査やヒアリング調査を行い、データを収集しているケースが多いが、効率的な事後評価を実現するために、英国の「リサーチフィッシュ」のような、府省合同で研究成果を登録して蓄積するシステムの構築を検討することが求められる。

5. ファンディングエージェンシーによる知的財産の活用

米国では、バイ・ドール法により、連邦政府は、米国のために世界中どこでも実施／実施許諾することができる。ただし、本調査でヒアリングした米国のファンディングエージェンシーでは、NIH の研究所と、研究プロジェクトの契約者との共同研究で成果（知的財産）を共有している場合にのみ、NIH が実施許諾を手がけている。

EU は、米国に倣い、「Horizon 2020」から規定を変更し、EU 及び EU 加盟各国政府は、プロジェクト開始時点の助成契約（grant agreement）締結時に要求すれば、プロジェクトの研究成果を政策目的（例：将来の研究プログラムの企画に活用）に限って使用することができる「アクセス権（access rights）」を得られるようにした。

その他の国では、公的資金供与を受けた研究プロジェクトの成果は、その成果を創出した人が所属する機関に帰属するため、国に実施や実施許諾の権利はない。そのため、知的財産ポリシーを持たないファンディングエージェンシーも多い。

日本では、公的研究資金による研究の成果の最大化のために、（研究プロジェクトのメンバーである）公的機関が知的財産権を保持したり、知的財産権を保有する企業からライセンスを受けてそれを適切な企業にサブライセンスして事業化させる権利を持ったりする取組が展開されている。

ファンディングエージェンシーからの技術に関する委託研究成果に係る知的財産権の帰属については、日本版バイ・ドール制度の適用が基本であるものの、研究プログラムを企画し、公的資金を供与したファンディングエージェンシーとしては、常に成果が最大限に活かされるような施策を講じ実施体制を形成していくことが重要である。そのためには、成果である知的財産権をファンディングエージェンシーや他の機関・企業に帰属させ、柔軟に権利活用できるような取組も検討が求められる。また、公的資金を用いた研究成果の最大化の観点からは、個別の研究機関や企業の枠を超えた成果の連携が有効な場合もあり、そのために知的財産を活用することもあり得ると言えよう。

このような成果活用のために、研究資金を供与するファンディングエージェンシーは、明確な知的財産ポリシーを有し、資金供与した研究の成果の最大化に向けて、研究開発プロジェクトやその成果の性質に応じ、知的財産権を自ら保持し、またサブライセンス権付実施権を受ける等の多様な手段を講じることも考えていく必要があるのではないかと考えられる。

禁 無 断 転 載

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

ファンディングエージェンシーの
知的財産戦略に関する
調査研究報告書

平成 27 年 3 月

請負先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

オランダヒルズ森タワー

電話 03-6733-1021

FAX 03-6733-1028

URL <http://www.murc.jp/>

E-mail chizai-fa@murc.jp